

埼玉県こども・若者計画 (令和7年度～令和11年度)



彩の国 埼玉県

目次

計画の構成

第1章 総論	1
I はじめに	2
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の位置付け	3
3 計画の期間	3
4 EBP Mに基づく施策立案と計画の進行管理、公表	3
II 埼玉県の子ども・若者、子育てをめぐる現状	4
1 社会の状況	4
2 子育てや就労をめぐる状況	1 1
3 こどもの貧困の状況	2 0
4 児童虐待・社会的養育をめぐる状況	2 2
5 こども・若者をめぐる状況	2 8
III 将来像	4 4
第2章 施策の展開	4 7
計画の体系	4 8
1 こどもの権利擁護、意見の反映	5 1
(1) こどもの人権が尊重される社会環境づくり	5 1
(2) こども等が意見を表明する機会の確保	5 2
2 居場所づくり、社会的活動の参画支援	5 3
(1) こども・若者と共につくる切れ目のない居場所づくりの支援	5 3
(2) こども・若者の社会形成への参画支援	5 4
3 親と子の健康・医療の充実	5 4
(1) 妊娠から子育てまでの切れ目のない支援	5 4
(2) 医療提供体制の充実	5 6
(3) 医療に係る経済的支援	5 7
4 「こどもの貧困」対策の推進、配慮を要するこどもへの支援	5 8
(1) 「こどもの貧困」対策の推進	5 8
(2) ひとり親家庭への支援	5 9
(3) 障害などのあるこども・若者への支援	6 1
(4) ヤングケアラーへの支援	6 3
(5) ニート、ひきこもり、不登校等のこども・若者への支援	6 3
(6) 一人ひとりの状況に応じた支援	6 4
5 児童虐待防止・社会的養育の充実	6 6
(1) こどもを虐待から守る地域づくり	6 6
(2) 社会的養育の充実	7 0

6	こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組	74
(1)	こども・若者の自殺対策	74
(2)	インターネット対策の推進	74
(3)	こども・若者に対する性犯罪・性暴力対策	75
(4)	犯罪被害、事故、災害からこどもを守る環境整備	75
(5)	非行防止と立ち直り支援	78
7	こども・若者、子育てにやさしい社会づくりの推進	80
(1)	こどもまんなか社会への気運醸成	80
(2)	こども政策DXの推進	80
(3)	こどもにとって安全・安心なまちづくりの推進	81
(4)	子育てしやすい住環境の整備	81
8	結婚・出産の希望実現	82
(1)	結婚を望む人への支援	82
(2)	不妊・不育症に悩む人への支援	83
(3)	プレコンセプションケアの推進	83
9	「子育て」と「子育て」の支援	83
(1)	家庭の子育て力の充実	83
(2)	「孤育て」にしない地域の子育て力の充実	84
(3)	質の高い幼児教育・保育の充実	87
(4)	学校教育の充実	89
(5)	自立的な子育ての支援	94
(6)	子育てに係る経済的負担の軽減	96
10	未来を切り拓くこども・若者の応援	96
(1)	若者の職業的自立、就労等支援	96
(2)	若年者の経済的自立の支援	98
(3)	グローバル社会で活躍する人材の育成	98
11	こども・若者の健やかな成長を支える担い手の養成・支援	99
(1)	分野横断的な支援人材の育成	99
(2)	多様な担い手による持続的な活動の推進	99
12	ワークライフバランス・男女の働き方改革の推進	100
(1)	企業による働き方改革の推進、社会全体の気運醸成	100
(2)	共働き・共育ての推進、男性の家事・育児の促進	100
	埼玉県こども・若者計画における指標	102
	別表1:子ども・子育て支援事業支援計画における「量の見込み」と「提供体制」等	113
	別表2:「指標 里親等委託率」の推計	139
	参考資料:埼玉県こども・若者計画の策定経過	140
	参考資料:関係法令	182
	用語解説	211

第1章 総論

I はじめに

1 計画策定の趣旨

全てのこども・若者（＊１）は、誰もが個人として尊重され、適切に養育され、その生活を保障され、愛され、保護され、心身ともに健やかに育成される権利を有する存在です。そのため、誰一人取り残されず、夢や希望を持って健やかに成長し、持てる能力を生かし自立・活躍できるよう、地域全体で支えていくことが重要です。

さらに、安心してこどもを生むことや、育てることができる環境をつくるためには、結婚から妊娠・出産、子育てまでの切れ目のない支援に加え、経済・雇用、教育、まちづくりなどの幅広い分野にわたって、総合的な取組を継続的に実施していくことが必要となります。

こども・若者、子育てへの支援が求められる中、こども政策を総合的に推進することを目的として、令和５年（２０２３年）４月に「こども基本法」が施行されました。「こども基本法」では、基本理念として全てのこどもの基本的人権の保障、意見表明や教育を受ける機会の確保、地方公共団体がこども等の意見を施策に反映させるために必要な措置を講ずることなどが定められました。さらに令和５年（２０２３年）１２月に閣議決定された「こども大綱」では、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会（＊２）」を目指すことが掲げられています。また、令和６年（２０２４年）１０月には議員提案による「埼玉県こども・若者基本条例」が施行され、子育て（＊３）・子育てに関する施策を総合的かつ計画的に推進していくことが定められました。

こどもまんなか社会を実現することは、その結果として、少子化の流れを変えることにつながります。令和５年（２０２３年）の本県の合計特殊出生率は１．１４（全国４１位）と全国平均１．２０を下回り、全国的な傾向と同じく本県においても少子化傾向は続いています。また、いじめや不登校、貧困など様々な困難を有するこども・若者の問題への対応とともに、ヤングケアラーの問題の顕在化や性の多様性への意識の高まりなど、新たな課題への取組も求められます。

本県ではこれまで「埼玉県子育て応援行動計画」及び「埼玉県青少年健全育成・支援プラン」において、こども・若者、子育てに係る取組を総合的に実施してまいりましたが、「こども基本法」や「埼玉県こども・若者基本条例」等を踏まえ、こどもまんなか社会の実現に向けた取組の内容、目標等を明確にするために、「埼玉県こども・若者計画」（以下「本計画」という。）（計画期間：令和７年度～令和１１年度）を策定しました。

本計画に基づき、国、市町村、事業者、地域社会、民間支援団体などと連携し、こども・若者が幸福に生活し、こどもを生むことや、育てることに希望を持ち、子育てに喜びを感じられる社会づくりを進めます。

また、平成２７年（２０１５年）９月の国連サミットにおいて採択された、誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための国際目標である「持続可能な開発目標」（ＳＤＧｓ：Sustainable Development Goals）の達成に貢献していきます。



2 計画の位置付け

本計画は、こども・若者、子育て支援に関連する次の法律等に基づく計画として位置付けます。

- ・ こども基本法、埼玉県こども・若者基本条例に基づき策定する「都道府県こども計画」
- ・ 子ども・子育て支援法に基づく「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」
- ・ 次世代育成支援対策推進法に基づく「都道府県行動計画」
- ・ こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「都道府県計画」
- ・ 母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「都道府県自立促進計画」
- ・ 子ども・若者育成支援推進法に基づく「都道府県子ども・若者計画」
- ・ 厚生労働省通知（＊４）に基づく「都道府県成育医療等に関する計画」
- ・ 厚生労働省通知（＊５）に基づく「都道府県社会的養育推進計画」
- ・ 埼玉県青少年健全育成条例に基づく、青少年の健全な育成に関する総合的な計画

3 計画の期間

令和7年度(2025年度)から令和11年度(2029年度)までの5年間とします。

4 EBPMに基づく施策立案と計画の進捗管理、公表

施策の立案に当たっては、客観的データなどのファクト(事実)により現状を把握・分析し、得られたエビデンス(合理的根拠)に基づいて施策立案を行う手法(EBPM(＊６))を用いて、施策の有効性を高めます。そのほか、こども・若者、子育て当事者などの意見を聴き、施策立案に生かします。

本計画を着実に推進していくため、「埼玉県次世代育成支援対策推進庁内会議」に加え、プロジェクトマネジメントの手法を活用しながら、庁内の関係部局が横断的かつ一体的に連携し、こども・若者、子育て施策の検討・調整や進捗管理を行い、各指標の達成状況等を埼玉県児童福祉審議会及び県議会に毎年度報告するとともに、広く県民に公表します。

また、社会経済情勢の著しい変化や制度の大幅な変更が生じた場合など、必要に応じて計画の見直しを行っていきます。

-
- * 1 本計画では、こども基本法やこども大綱と同様に、主に「こども」や「こども・若者」という用語を使用しているが、対象となる者の呼称・年齢区分は法令等により様々であることから、施策によっては、「児童」「生徒」「少年」「子供」「若者」「青少年」等の用語を併用する。
 - * 2 全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる社会(「こども大綱」より)
 - * 3 こども・若者が有する権利が保障され、こども・若者が主体性を持って、自分らしく健やかに、かつ、幸せに成長すること
 - * 4 「成育医療等基本方針に基づく評価指標及び計画策定指針について」(令和5年3月31日付け子発0331第18号厚生労働省子ども家庭局長通知)。成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針「成育医療等基本方針」に基づく計画策定指針を示したものの。計画の主体は市町村及び都道府県としている。
 - * 5 「「都道府県社会的養育推進計画」の策定について」(平成30年7月6日付け子発0706第1号厚生労働省子ども家庭局長通知)。平成28年改正児童福祉法の理念のもとに「新しい社会的養育ビジョン」がまとめられたことを踏まえ、都道府県社会的養育推進計画の策定要領を示したものの。「家庭養育優先原則」を徹底し、こどもの最善の利益を実現していくこと等が求められている。
 - * 6 Evidence-Based Policy Making の略。客観的なデータ(エビデンス)に基づく政策立案

Ⅱ 埼玉県のこども・若者、子育てをめぐる現状

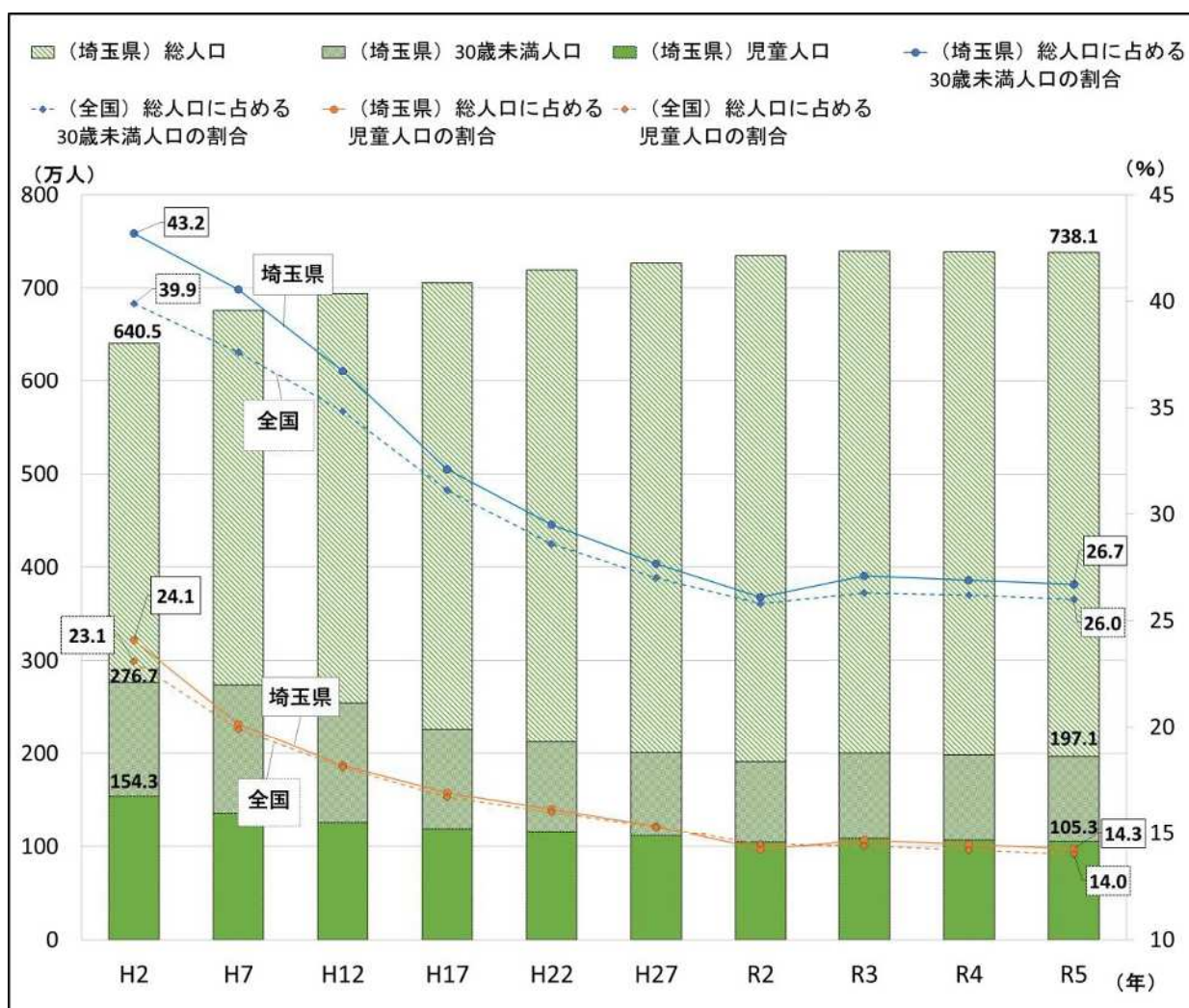
1 社会の状況

(1) 児童人口及び30歳未満人口の減少

本県における平成2年(1990年)の18歳未満の児童人口は約154万3,000人、30歳未満人口は約276万7,000人でしたが、その後、徐々に減少し、令和5年(2023年)には児童人口が約105万3,000人、30歳未満人口が約197万1,000人となっています。

また、平成2年(1990年)の総人口に占める児童人口の割合は24.1%、30歳未満人口の割合は43.2%でしたが、令和5年(2023年)には児童人口の割合が14.3%、30歳未満人口の割合が26.7%となっています。

(図表1) 児童人口、30歳未満人口及び総人口の推移(埼玉県)



(資料:平成2年～令和2年総務省「国勢調査」、令和3年～令和5年埼玉県「埼玉県町(丁)字別人口調査」、令和3年～令和5年総務省「人口推計」)

(2) こどもまんなか社会をめぐる現状

本県の県政サポーターアンケート(令和6年度)において、「今の社会は「こどもまんなか社会」の実現に向かっていると思いますか。」に「そう思う」、「どちらかというと思う」と答えた人は合わせて24.1%となっています。また、「こどもまんなか社会」を実現するためには、結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会であることも重要です。あなたは、今の社会が「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会」の実現に向かっていると思いますか。」に「そう思う」、「どちらかというと思う」と答えた人は合わせて21.1%となっています。

さらに、本県がこどもを対象に実施したアンケート(令和6年度)において、「あなたは、学校や社会の中などで、自分の意見を言える機会(チャンス)があると感じますか。」に「そう思う」、「どちらかというと思う」と答えたこどもは合わせて72.1%となっています。

(図表2)「こどもまんなか社会の実現に向かっている」と思う人の割合(埼玉県)

そう思う	3.7%
どちらかというと思う	20.4%
どちらかというと思わない	34.7%
そう思わない	30.7%
わからない	10.6%

(資料:令和6年度埼玉県「県政サポーターアンケート」 ※県内在住、16～49歳)

(図表3)「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっている」と思う人の割合(埼玉県)

そう思う	3.1%
どちらかというと思う	18.0%
どちらかというと思わない	33.6%
そう思わない	39.3%
わからない	6.0%

(資料:令和6年度埼玉県「県政サポーターアンケート」 ※県内在住、16～49歳)

(図表4)「学校や社会全体等で、自分の意見を言える機会がある」と感じるこどもの割合(埼玉県)

そう思う	36.6%
どちらかというと思う	35.5%
どちらかというと思わない	14.0%
そう思わない	8.4%
わからない	5.5%

(資料:令和6年度埼玉県「さいたまけん★こどものこえアンケート」 ※県内在住、未就学児～高校生年齢相当)

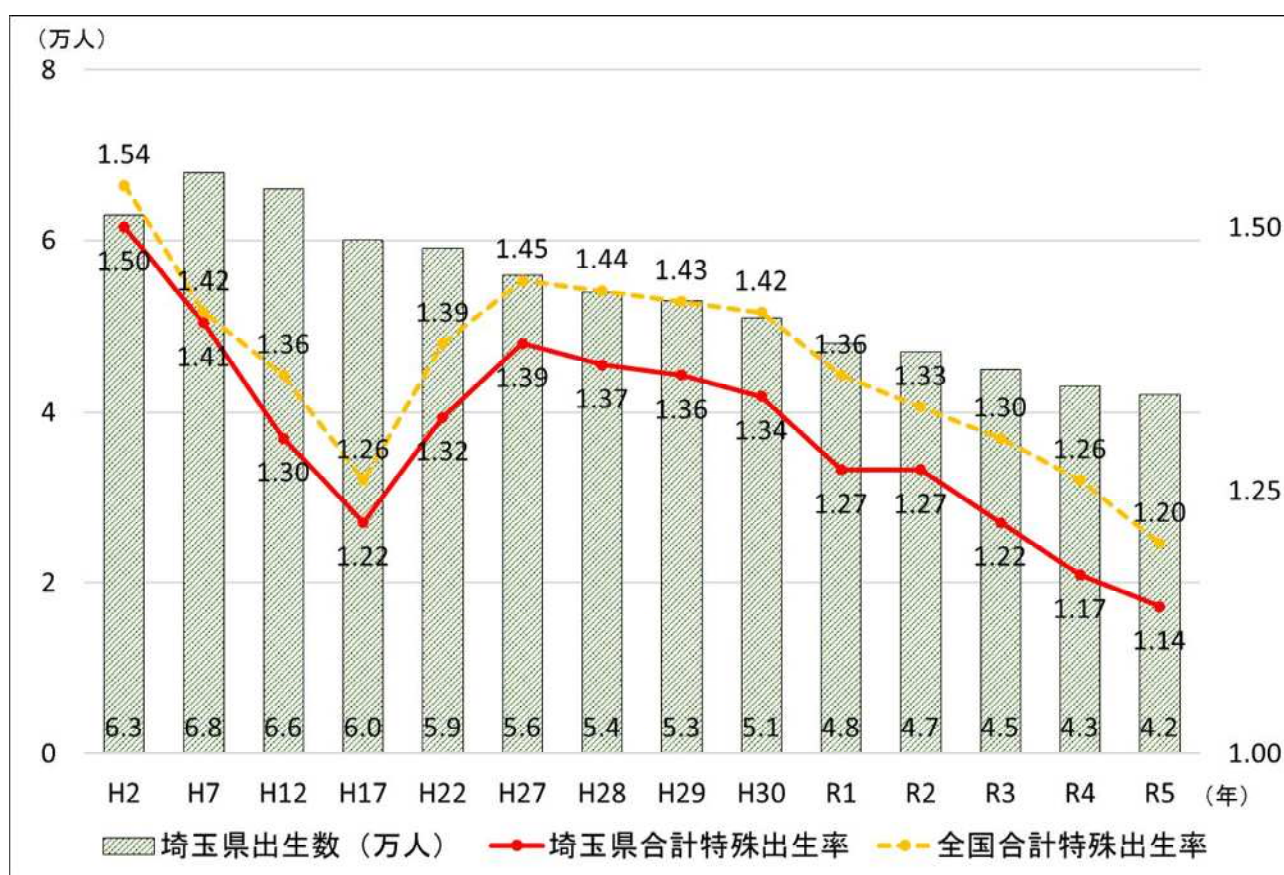
※ 端数処理の関係で合計が100%にならないことがあります。

(3) 出生数及び合計特殊出生率の推移

こどもまんなか社会を実現することは、その結果として、少子化の流れを変えることにつながります。

本県における出生数は昭和48年(1973年)以降、平成2年(1990年)頃まで減少を続け、その後いったん増加したものの、平成12年(2000年)から減少傾向にあります。合計特殊出生率を見ると、平成2年(1990年)から平成17年(2005年)にかけて、1.50から1.22へと減少し、それ以降上昇に転じたものの、近年は減少が続いています。令和5年(2023年)は1.14で、これは全国の1.20を下回り、全国第41位となっています。

(図表5) 出生数及び合計特殊出生率の推移(埼玉県)

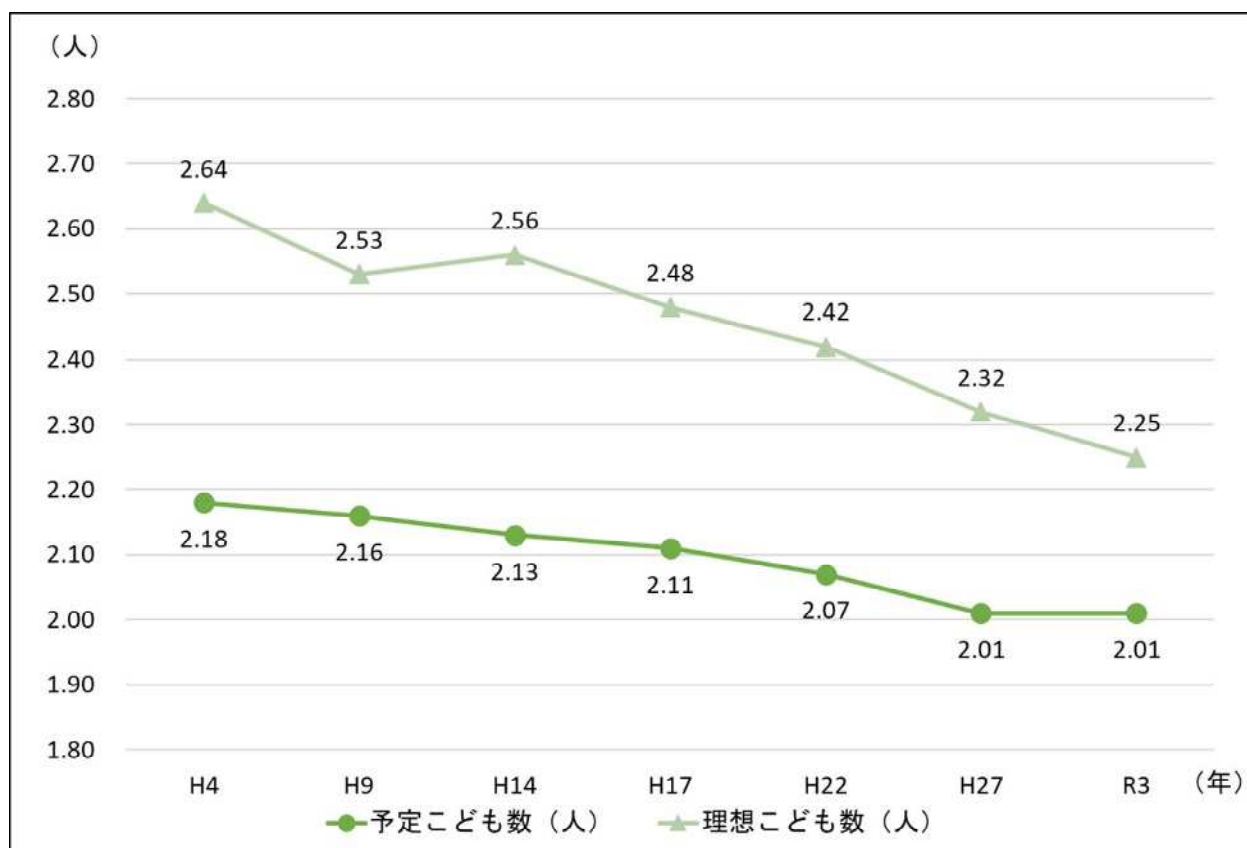


(資料: 令和5年厚生労働省「人口動態統計」)

(4) 予定こども数と理想こども数

令和3年(2021年)における、全国の、夫婦にとっての理想的なこどもの数(理想こども数)が平均で2.25人であるのに対して、実際に持つつもりの子どもの数(予定こども数)は2.01人となっています。

(図表6) 予定こども数・理想こども数(全国)

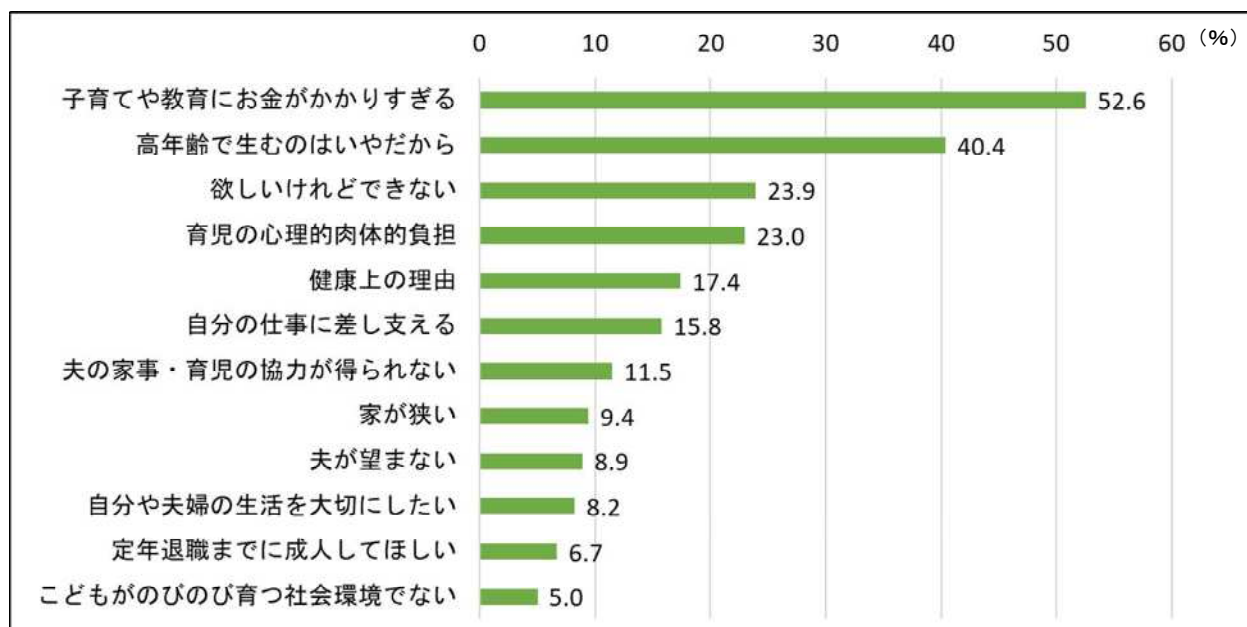


(資料: 令和3年国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査」)

※ 対象は妻の年齢50歳未満の初婚どうしの夫婦。予定こども数は現存こども数と追加予定こども数の和。理想・予定こども数不詳を除き、8人以上を8人として平均値を算出。

予定こども数が理想こども数を下回る理由としては、「子育てや教育にお金がかかりすぎる」が第1位で、以下「高年齢で生むのはいやだから」、「欲しいけれどできない」の順となっています。

(図表7) 予定こども数が理想こども数を下回る理由(全国)



(資料: 令和3年国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査」)

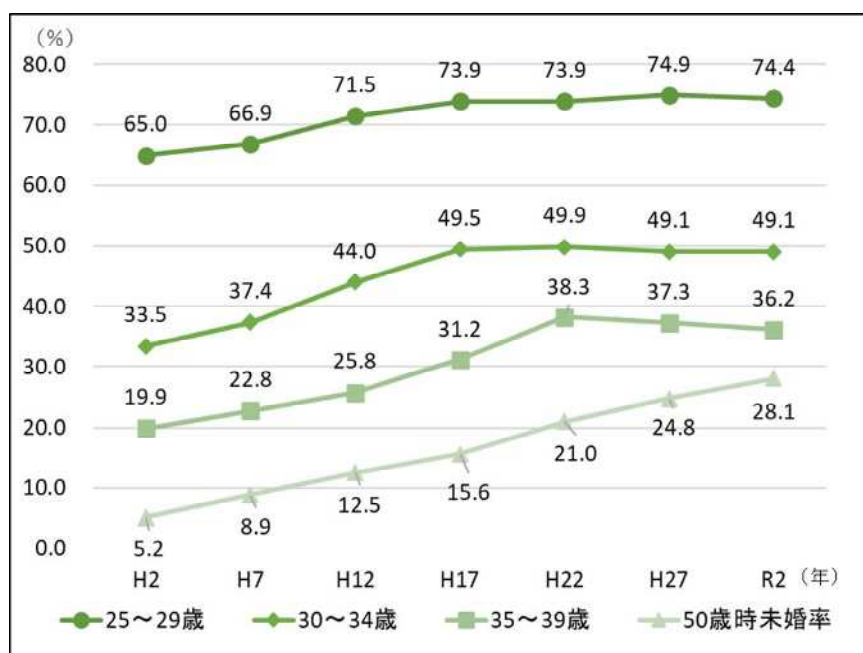
(5) 未婚率

本県における未婚率は男女ともに上昇しています。男性では、平成2年(1990年)に25～29歳で65.0%、30～34歳で33.5%、35～39歳で19.9%、50歳時で5.2%であったのに対し、令和2年(2020年)にはそれぞれ74.4%、49.1%、36.2%、28.1%となっています。女性では、平成2年(1990年)に25～29歳で39.1%、30～34歳で12.1%、35～39歳で5.8%、50歳時で3.0%であったのに対し、令和2年(2020年)にはそれぞれ64.0%、35.3%、23.2%、15.8%となっています。

令和2年(2020年)において、本県の男性は全ての年代において全国平均よりも未婚率が高く、女性は25～29歳、30～34歳の各年代において全国平均よりも未婚率が高くなっています。

未婚率の推移(埼玉県)

(図表8-1)①男性



全国(令和2年)

25～29歳 72.9%

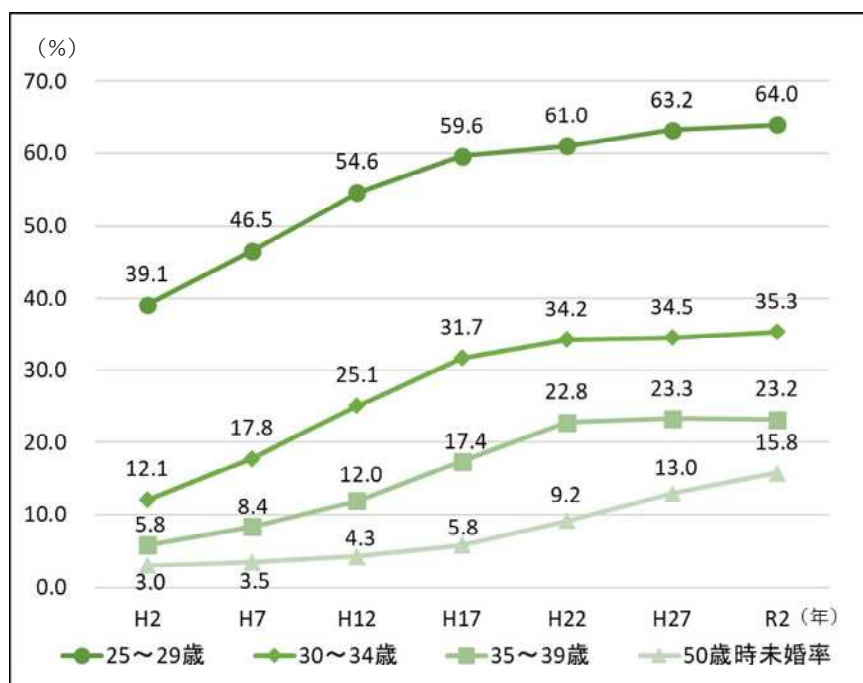
30～34歳 47.4%

35～39歳 34.5%

50歳時 25.7%

(資料:平成2年～令和2年総務省「国勢調査」)

(図表8-2)②女性



全国(令和2年)

25～29歳 62.4%

30～34歳 35.2%

35～39歳 23.6%

50歳時 16.4%

(資料:平成2年～令和2年総務省「国勢調査」)

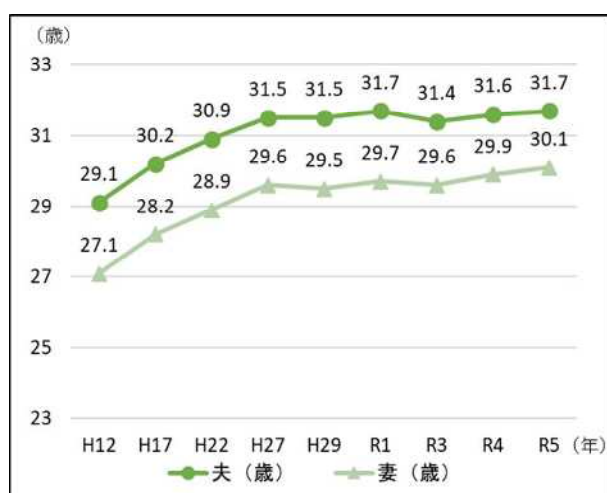
(6) 平均初婚年齢と第1子出産年齢の上昇

本県における平均初婚年齢は、男女ともに上昇傾向にあります。夫の初婚年齢は平成12年(2000年)の29.1歳から令和5年(2023年)には31.7歳に、妻の初婚年齢は平成12年(2000年)の27.1歳から令和5年(2023年)には30.1歳に上昇していることから、年々晩婚化が進んでいることが分かります。

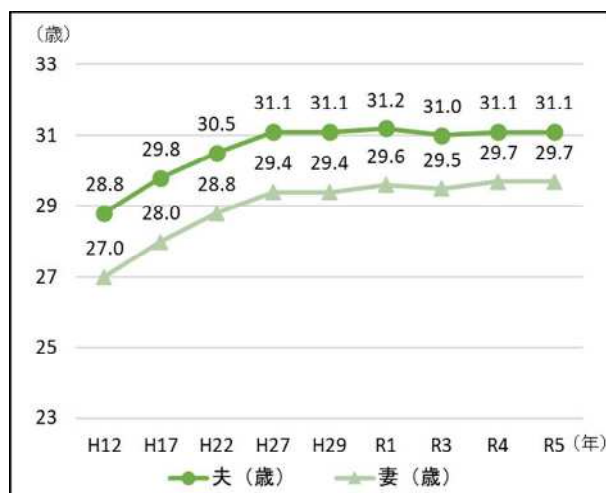
本県における第1子出産年齢は、平成12年(2000年)の28.3歳から令和5年(2023年)には31.2歳に上昇し、全国平均と比較すると、平均初婚年齢、第1子出産年齢のいずれも本県の方が高く、晩婚化、晩産化が進んでいることが分かります。

平均初婚年齢の推移

(図表9-1) (埼玉県)

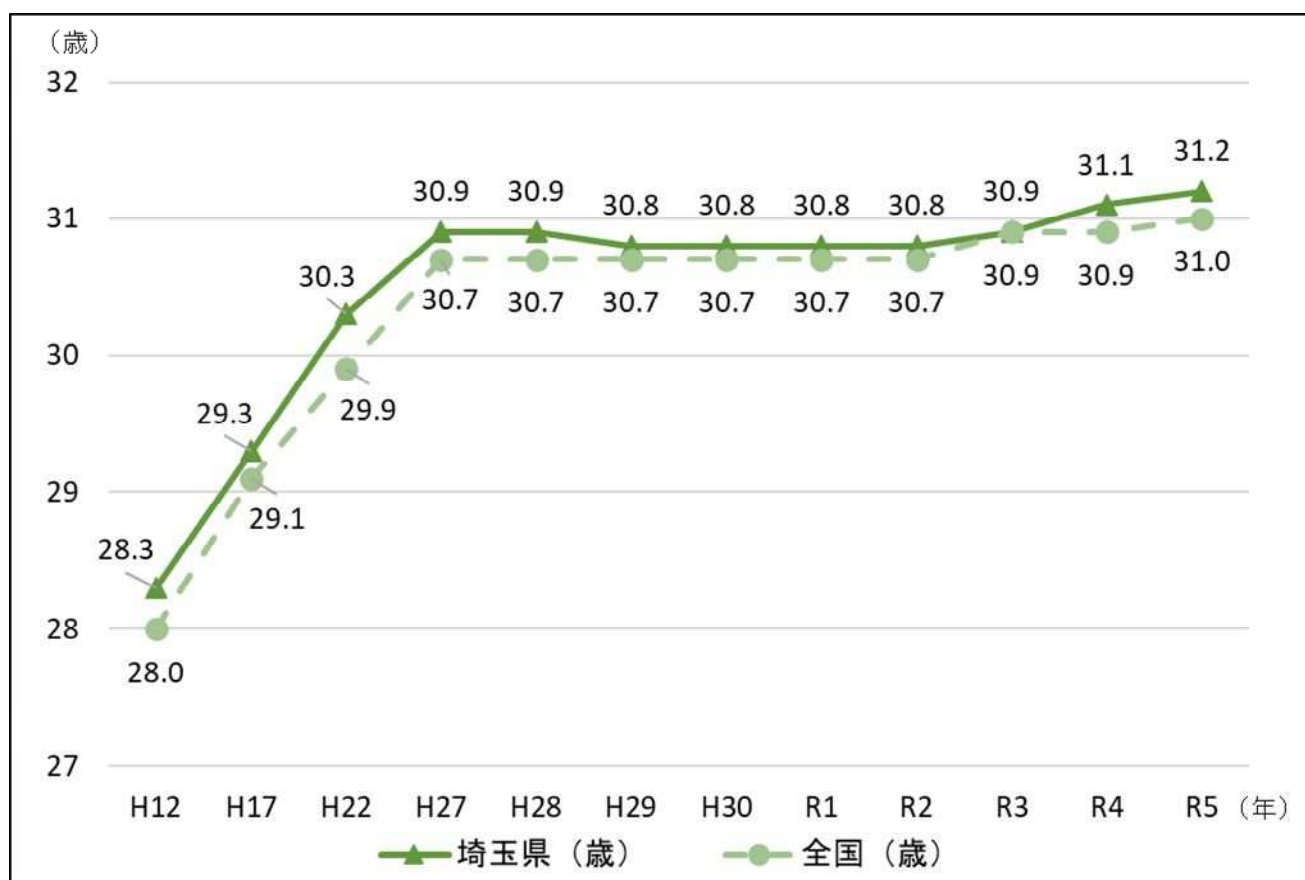


(図表9-2) (全国)



(資料: 令和5年厚生労働省「人口動態統計」)

(図表10)第1子出産年齢の推移(埼玉県、全国)



(資料:平成12年～令和5年厚生労働省「人口動態統計」)

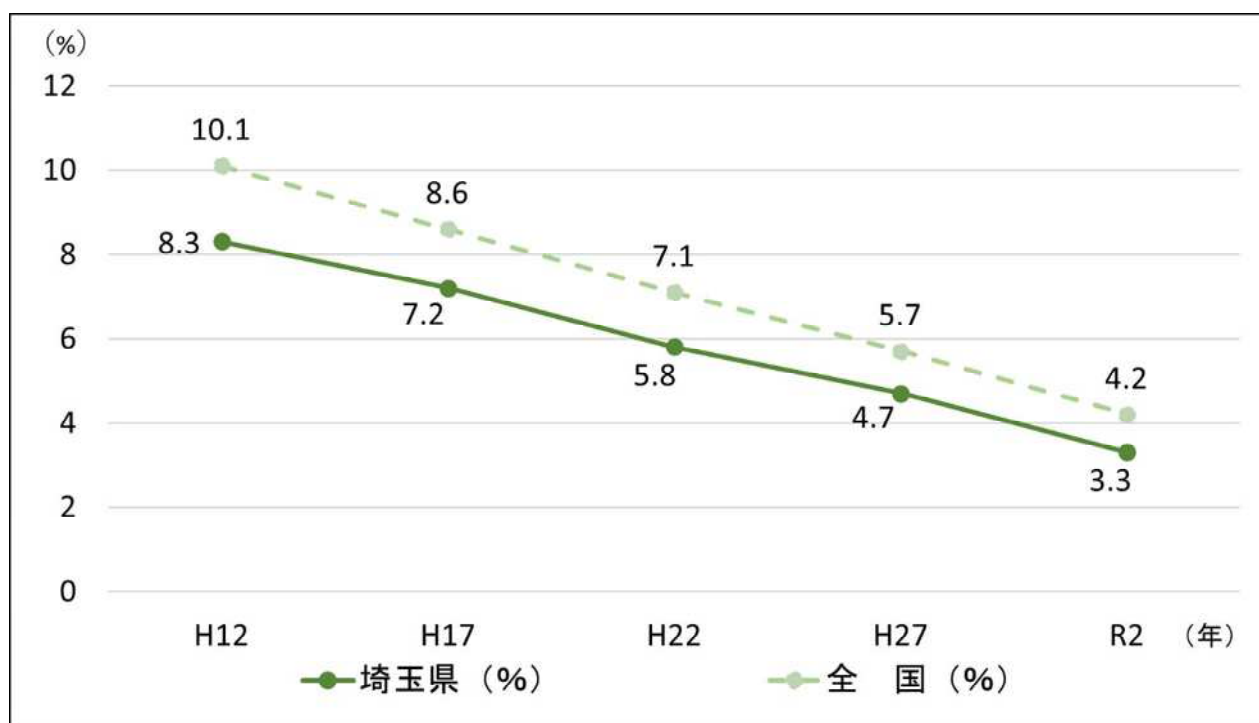
2 子育てや就労をめぐる状況

(1) 世帯の状況

世帯の状況の変化について見ると、一般世帯に占める三世帯世帯の割合は、全国的に減少しています。本県においても、全国平均を少し下回る水準で減少傾向にあり、平成12年(2000年)の8.3%から令和2年(2020年)には3.3%となり、子育て中に親からの援助を受けにくくなっていることがうかがえます。

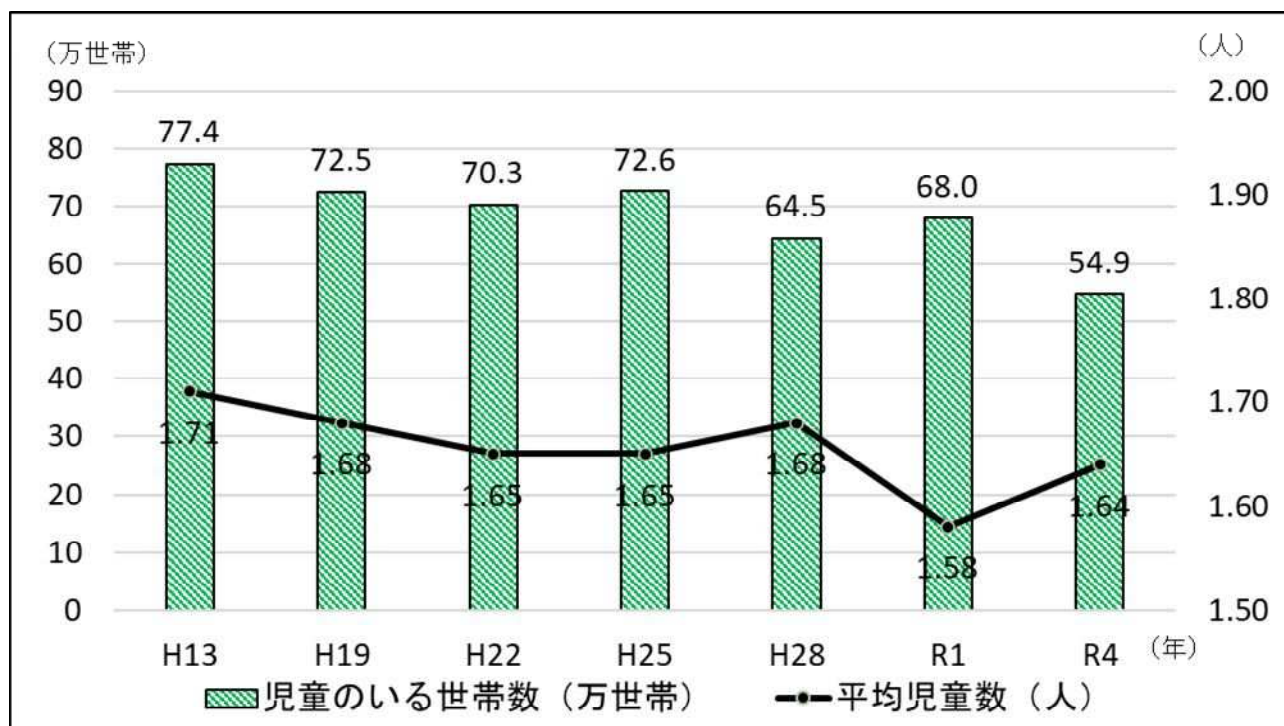
また、本県における18歳未満の児童のいる世帯は、平成13年(2001年)の約77万3,000世帯から令和4年(2022年)には約54万9,000世帯に減少し、児童のいる世帯における平均児童数も1.71人から1.64人に減少しています。

(図表11)一般世帯に占める三世帯世帯の割合の推移(埼玉県、全国)



(資料:平成12年～令和2年総務省「国勢調査」)

(図表12)児童のいる世帯数と1世帯当たりの平均児童数(埼玉県)

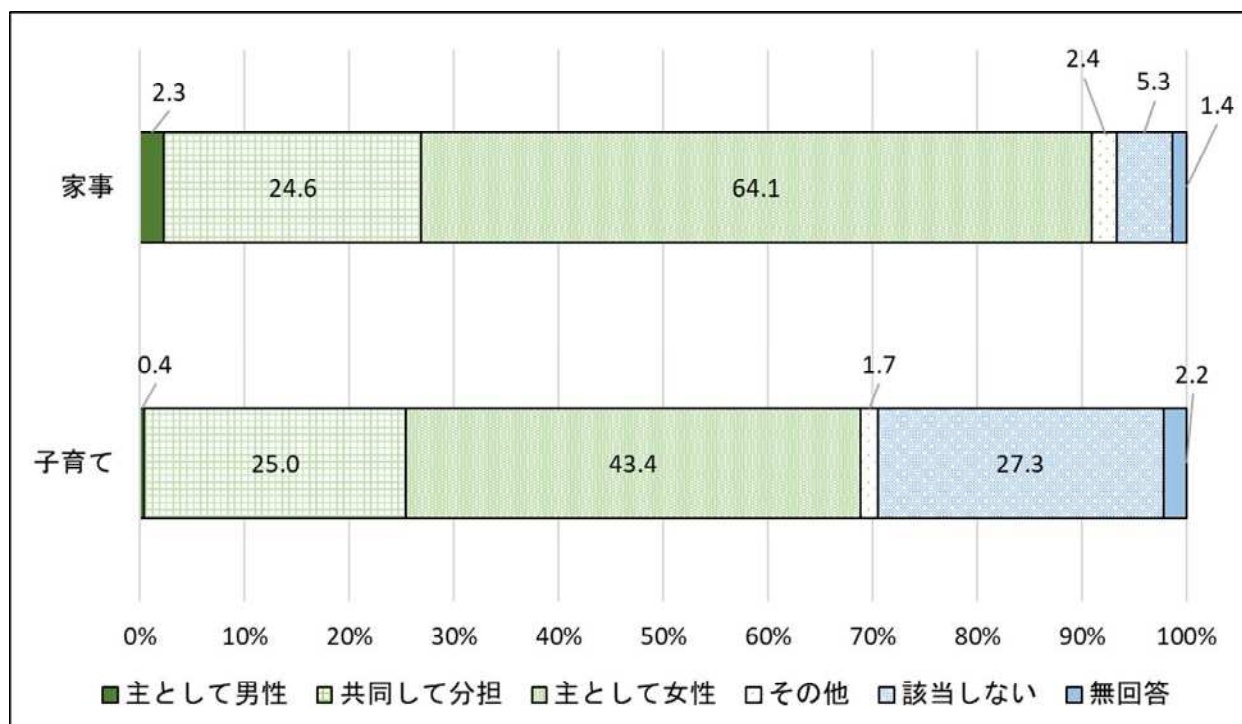


(資料:平成13年～令和4年厚生労働省「国民生活基礎調査」)

(2) 家事や育児の担い手

「家庭において家事や子育てを主に行っているのは誰か」について調べたところ、「主として女性」との回答が最も多く、女性の負担が大きくなっています。

(図表13) 家庭生活での役割分担(埼玉県)



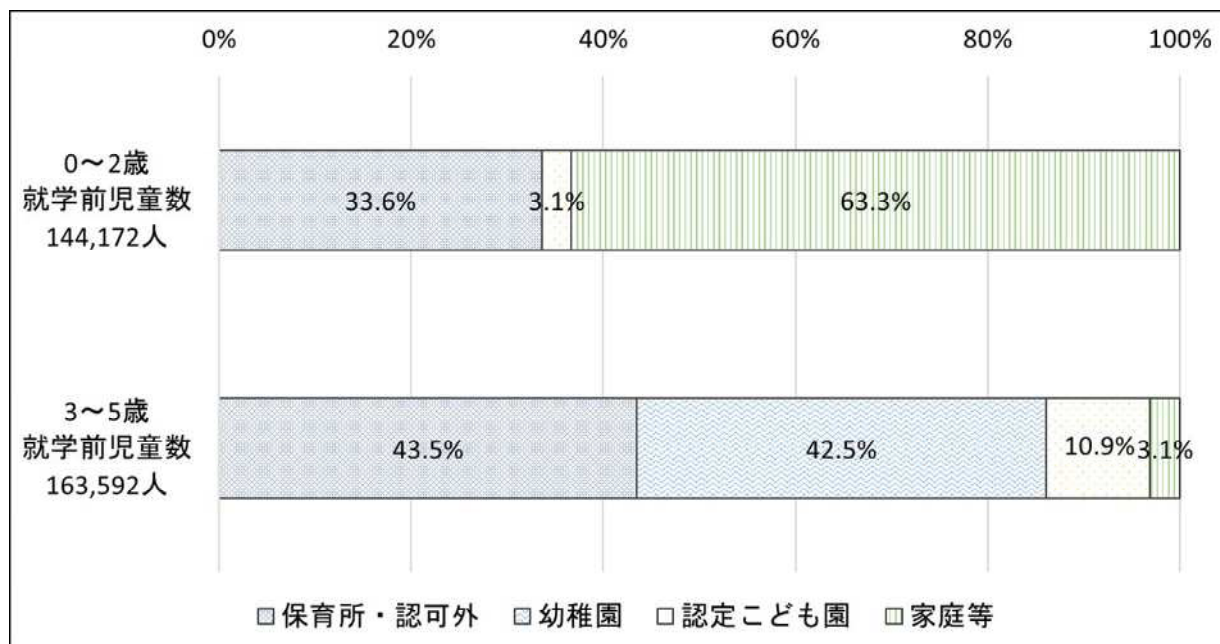
(資料:埼玉県「令和2年度男女共同参画に関する意識・実態調査」)

(3) 就学前のこどもの状況

本県のこどもの昼間の主な居場所を見ると、0歳から2歳までのこどもの33.6%が保育所や認可外保育施設に、3.1%が認定こども園に通っており、63.3%が家庭等で育てられています。

また、3歳から5歳まででは、43.5%が保育所や認可外保育施設に、42.5%が幼稚園に、10.9%が認定こども園に通っており、家庭等で育てられているこどもは3.1%となります。

(図表14)就学前児童の保育等の状況(埼玉県)



(資料: 令和6年度県こども支援課調べ)

(4) 働く女性の増加

本県の女性就業者は令和2年(2020年)には約146万1,000人となっており、中でも雇用労働者の占める割合が増えています。令和2年(2020年)の女性雇用労働者は、女性就業者の92.4%の約135万人となっています。

(図表15)女性就業者数の推移(埼玉県)



(資料: 昭和35年～令和2年総務省「国勢調査」)

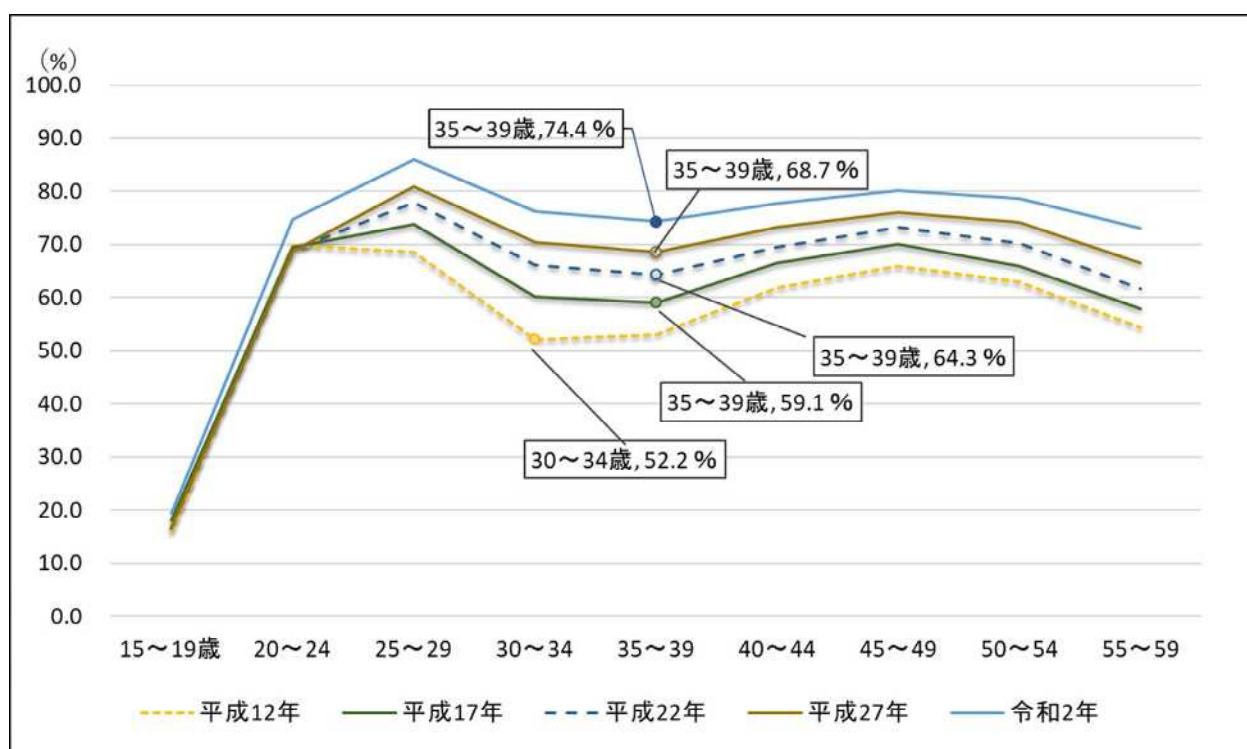
※ 端数処理の関係で内訳の合計が総数に一致しないことがあります。

女性の労働力率を年代別に見ると、30歳代に落ち込みが見られる、いわゆる「M字カーブ*」を描いているものの、そのカーブは以前に比べて緩やかになっており、M字の底となる年齢階級も上昇しています。

M字の底は平成12年(2000年)が52.2%、平成17年(2005年)が59.1%、平成22年(2010年)が64.3%、平成27年(2015年)が68.7%、令和2年(2020年)が74.4%と上昇しており、仕事と子育ての両立を図る女性が増えています。

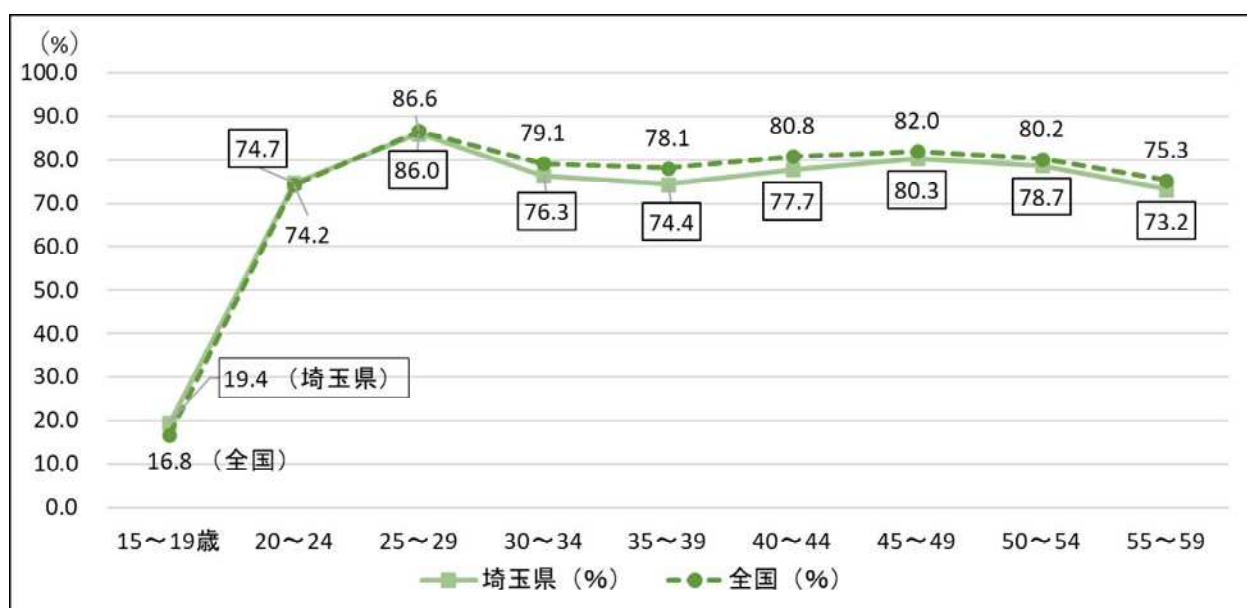
* M字カーブの底が深いほど結婚や出産を機に仕事を離れ、その後再就職する女性が多いと考えられる。

(図表16)女性の労働力率の推移(埼玉県・年代別)



(資料:平成12年～令和2年総務省「国勢調査」)

(図表17) 女性の労働力率(埼玉県、全国)(令和2年(2020年))

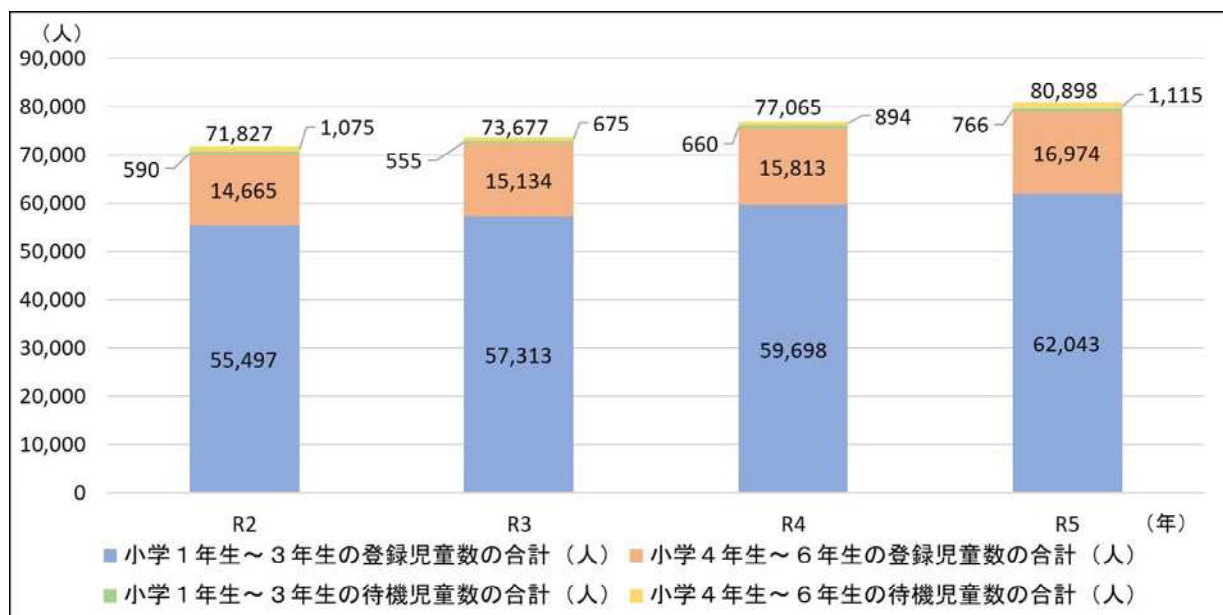


(資料: 令和2年総務省「国勢調査」)

(5) 学齢期のこどもの状況

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る放課後児童健全育成事業については、女性就業率の上昇等もあり年々利用希望者が増加しています。

(図表18) 放課後児童クラブの利用希望者(登録児童+待機児童)の推移(埼玉県)

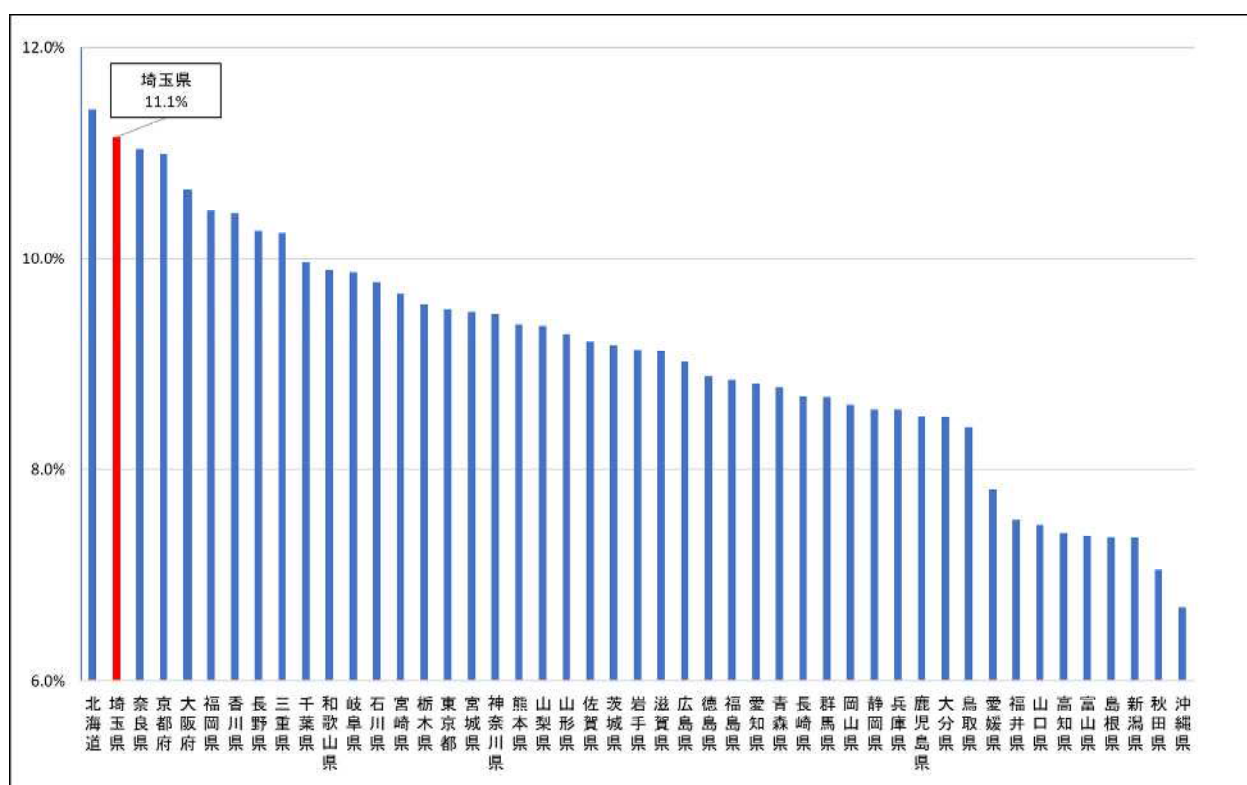


(資料: 令和2年～令和4年厚生労働省、令和5年こども家庭庁「放課後児童健全育成事業の実施状況調査」)

(6) 就業時間の状況

本県の25歳から44歳までの就業者(年間就業日数200日以上)のうち、週60時間以上働いている男性の割合は他県と比べて高い水準であり、子育て期にある世代の男性が長時間の労働により、子育てに充てる時間が取りにくくなっていることがうかがえます。

(図表19) 25～44歳の男性の就業者のうち週60時間以上就業している者の割合(全国)(令和4年(2022年))

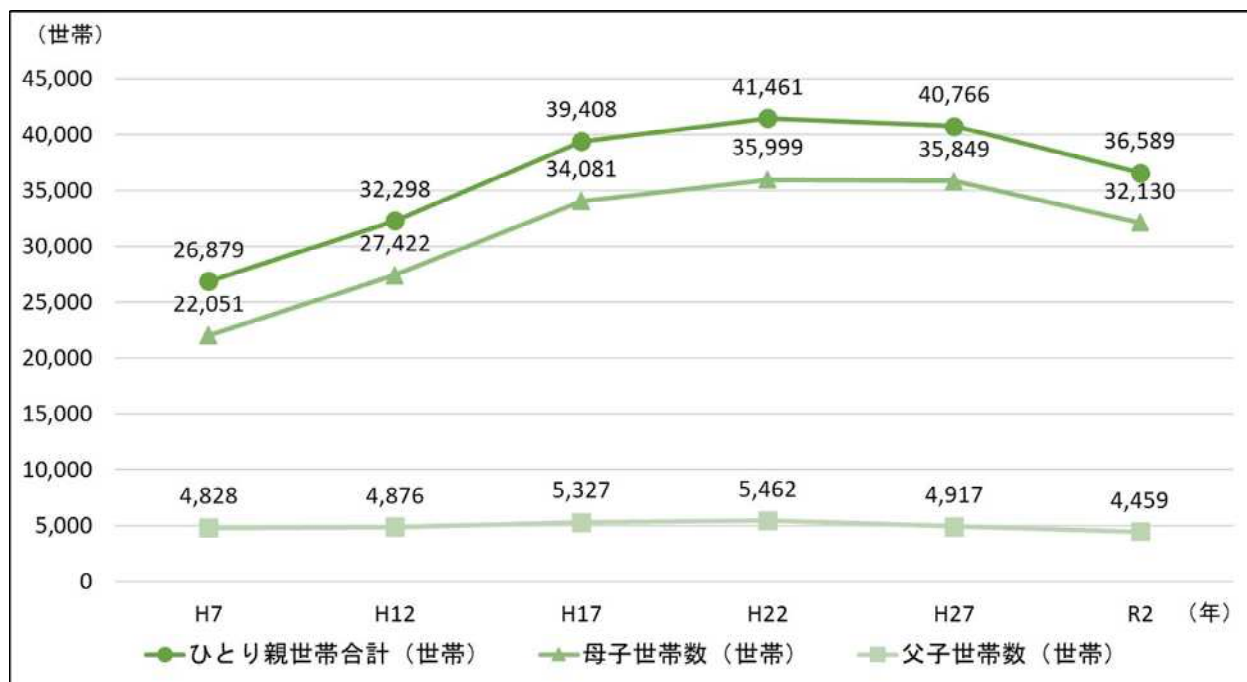


(資料: 令和4年総務省「就業構造基本調査」)

(7) ひとり親世帯の状況

本県におけるひとり親世帯数は、令和2年(2020年)には36,589世帯であり、平成7年(1995年)の26,879世帯と比較すると約1.4倍に増加しています。ひとり親世帯のうち約9割が母子家庭となっており、ひとり親世帯になった理由としては、離婚が約8割を占めています。

(図表20)ひとり親世帯数の推移(埼玉県)



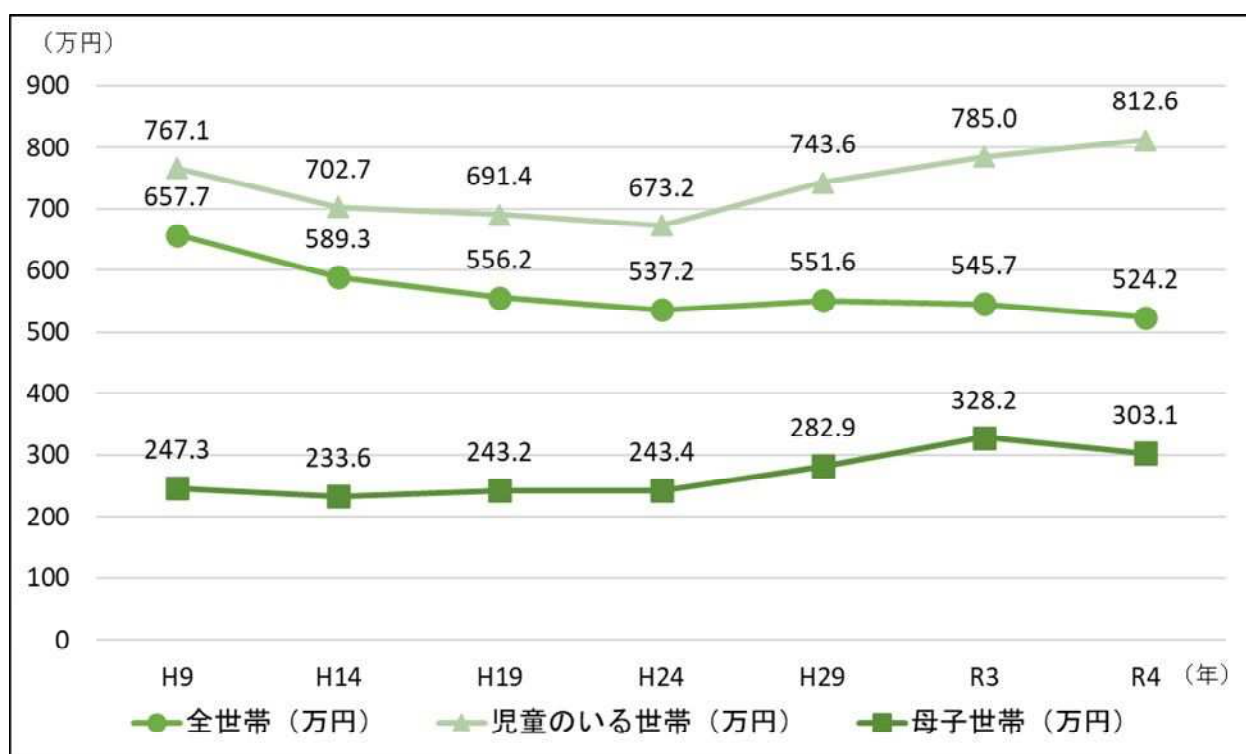
(資料:平成7年～令和2年総務省「国勢調査」)

(8) ひとり親世帯の平均年間所得と悩み

全国の母子世帯の平均年間所得の推移を見ると、平成9年(1997年)から令和4年(2022年)までほぼ横ばいとなっており、母子世帯は依然として、全世帯、とりわけ児童のいる世帯と比べて平均年間所得に大きな差がある状況です。

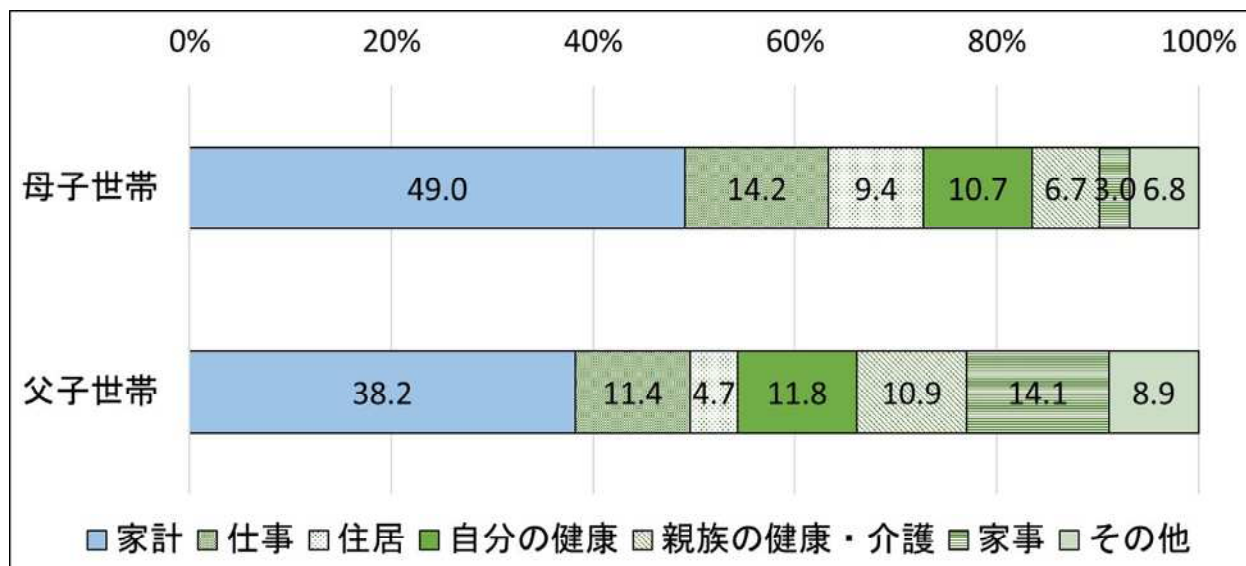
また、全国のひとり親世帯の悩みとして、母子・父子世帯ともに「家計」との回答が最も高い割合となっており、特に母子世帯では約5割を占めています。

(図表21)世帯当たりの平均年間所得(全国)



(資料:平成10年～令和5年厚生労働省「国民生活基礎調査」)

(図表22)ひとり親世帯の悩み(全国)



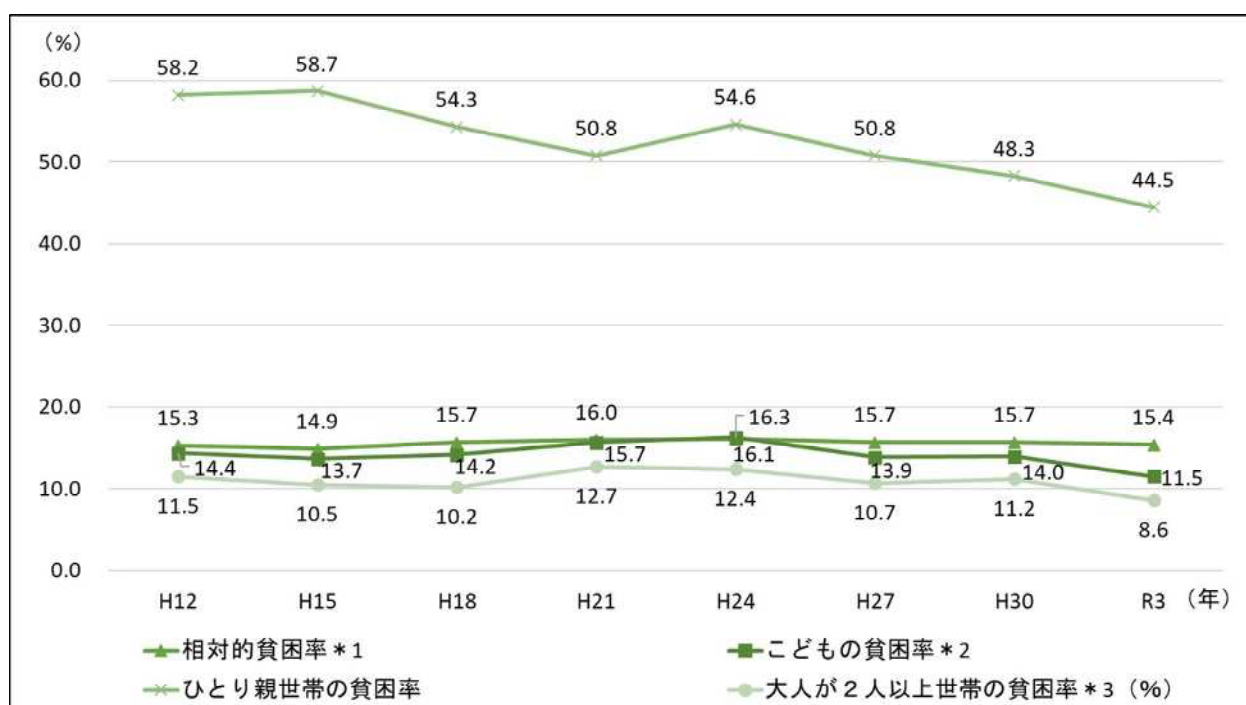
(資料:厚生労働省「令和3年度全国ひとり親世帯等調査」)

3 こどもの貧困の状況

(1) こどもの貧困率

全国のこどもの貧困率は、令和3年(2021年)で11.5%となっており、9人に1人のこどもが貧困状態にあります。また、ひとり親世帯の貧困率は44.5%となっており、5割近くが貧困状態にあります。

(図表23)こどもの貧困率の推移(全国)



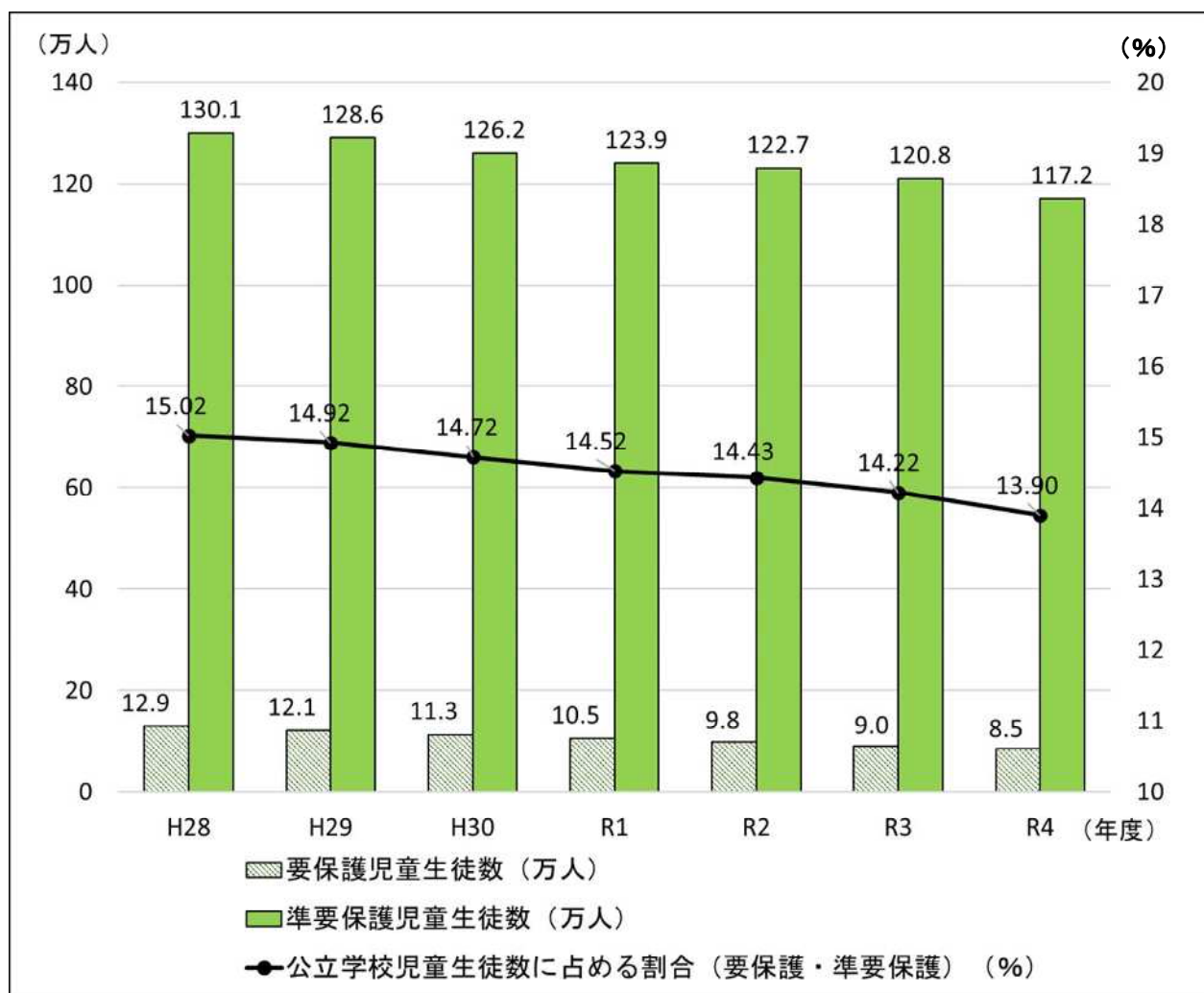
(資料:令和4年厚生労働省「国民生活基礎調査」)

- * 1 相対的貧困率…可処分所得(税や社会保険料などを除いた手取り収入)が貧困線(*4)に満たない者の割合。
- * 2 こどもの貧困率…こども(17歳以下の者)全体に占める、可処分所得が貧困線に満たないこどもの割合。
- * 3 大人が2人以上世帯の貧困率…こどもがいる現役世帯のうち、大人が2人以上世帯の貧困率。
- * 4 貧困線…世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得の中央値の半分の額。

(2) 就学援助を受けている児童生徒数

経済的理由により就学困難な状況にあるため就学援助を受けている小・中学生は、減少傾向にあります。令和4年度(2022年度)における就学援助の対象となる全国の要保護児童生徒数は約8万5,000人、準要保護児童生徒数は約117万2,000人となっています。

(図表24) 要保護・準要保護児童生徒数(全国)



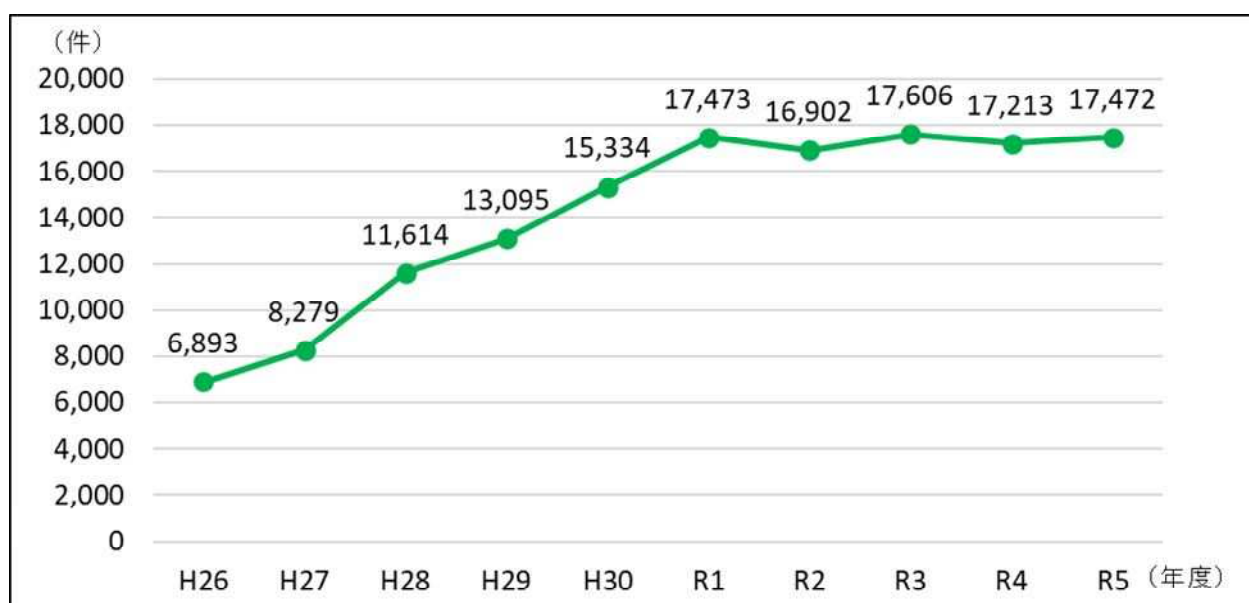
(資料: 平成29年度～令和5年度文部科学省「就学援助実施状況等調査」)

4 児童虐待・社会的養育をめぐる状況

(1) 児童虐待相談対応の状況

県内の児童相談所における児童虐待相談対応件数は、令和5年度(2023年度)は17,472件(さいたま市を含む。)となり、依然として多い状況となっています。通告経路では警察からの通告が64.6%と最も多くなっています。これらの児童虐待通告に迅速に対応するためには、児童相談所の体制や機能強化、関係機関との連携強化が必要です。

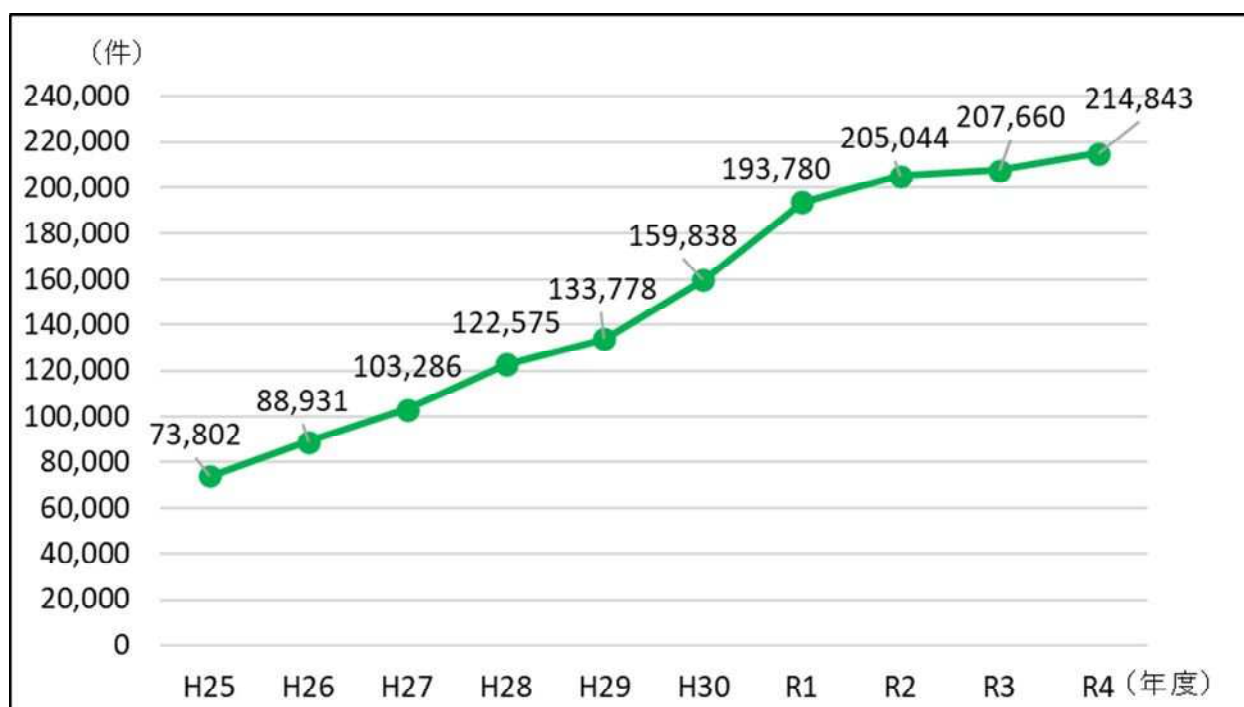
(図表25) 児童相談所における児童虐待相談対応件数(埼玉県)



※厚生労働省及び子ども家庭庁からの通知に基づき、令和4年度以降は調査の結果、虐待が無いことが確認されたケースを件数から除外しています

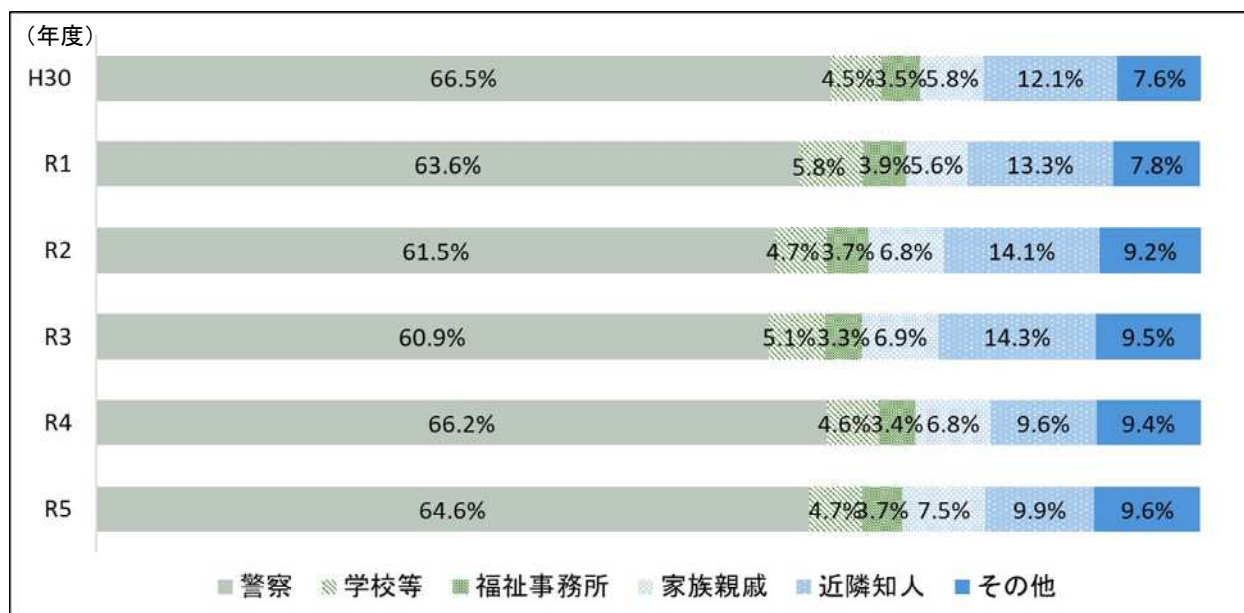
(資料:平成26年度～令和4年度厚生労働省「福祉行政報告例」、令和5年度件数は県こども安全課調べ)

(図表26) 児童相談所における児童虐待相談対応件数(全国)



(資料:平成25年度～令和4年度厚生労働省「福祉行政報告例」)

(図表27) 虐待通告経路の割合(埼玉県)

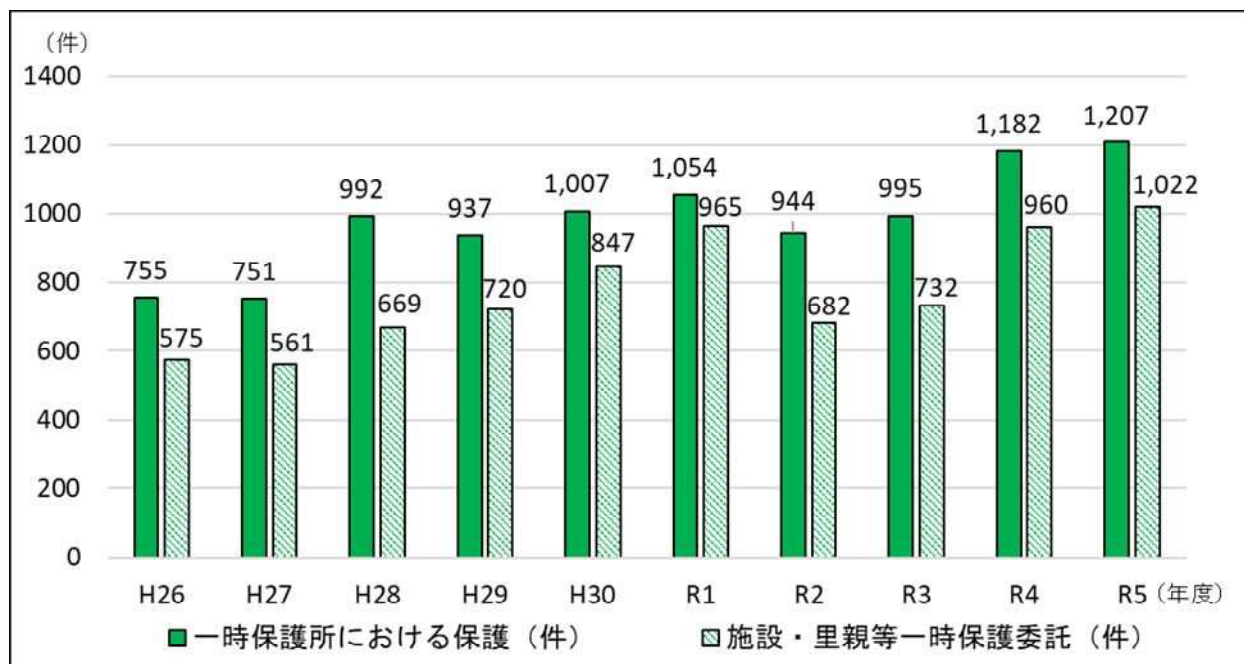


(資料:平成30年度～令和4年度厚生労働省「福祉行政報告例」、令和5年度割合は県こども安全課調べ)

(2) 一時保護の状況

県内の一時保護児童数が増加する中で、こどもの安全を最優先とした迅速かつ的確な一時保護が求められています。また、それぞれのこどもの状況に応じた適切な支援を確保できるよう、施設や里親への保護委託を行っています。

(図表28) 一時保護対応数(埼玉県)

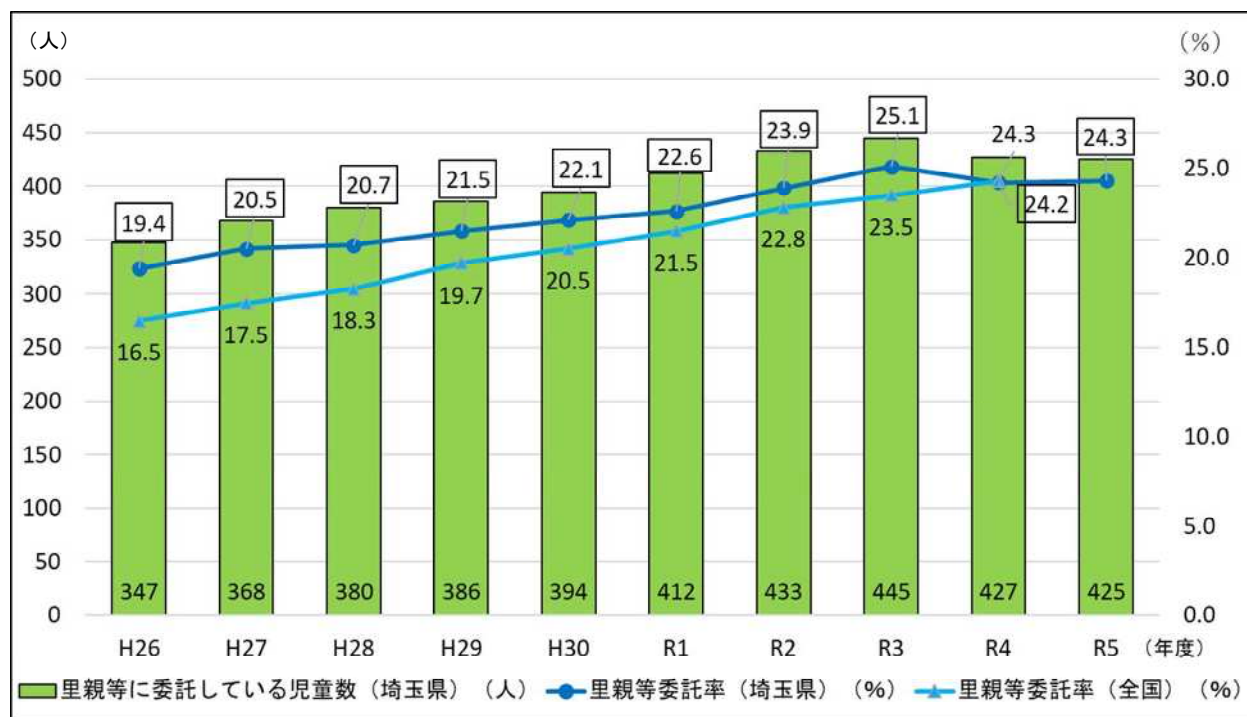


(資料:平成26年度～令和4年度厚生労働省「福祉行政報告例」、令和5年度件数は県こども安全課調べ)

(3) 里親等委託の状況

社会的養護が必要な子どもを里親等(里親又はファミリーホーム)に委託する数は年々増加しています。家庭に近い環境での養育を推進するため、さらに里親等への委託を増やしていく必要があります。

(図表29) 里親等委託数・委託率の推移(埼玉県)



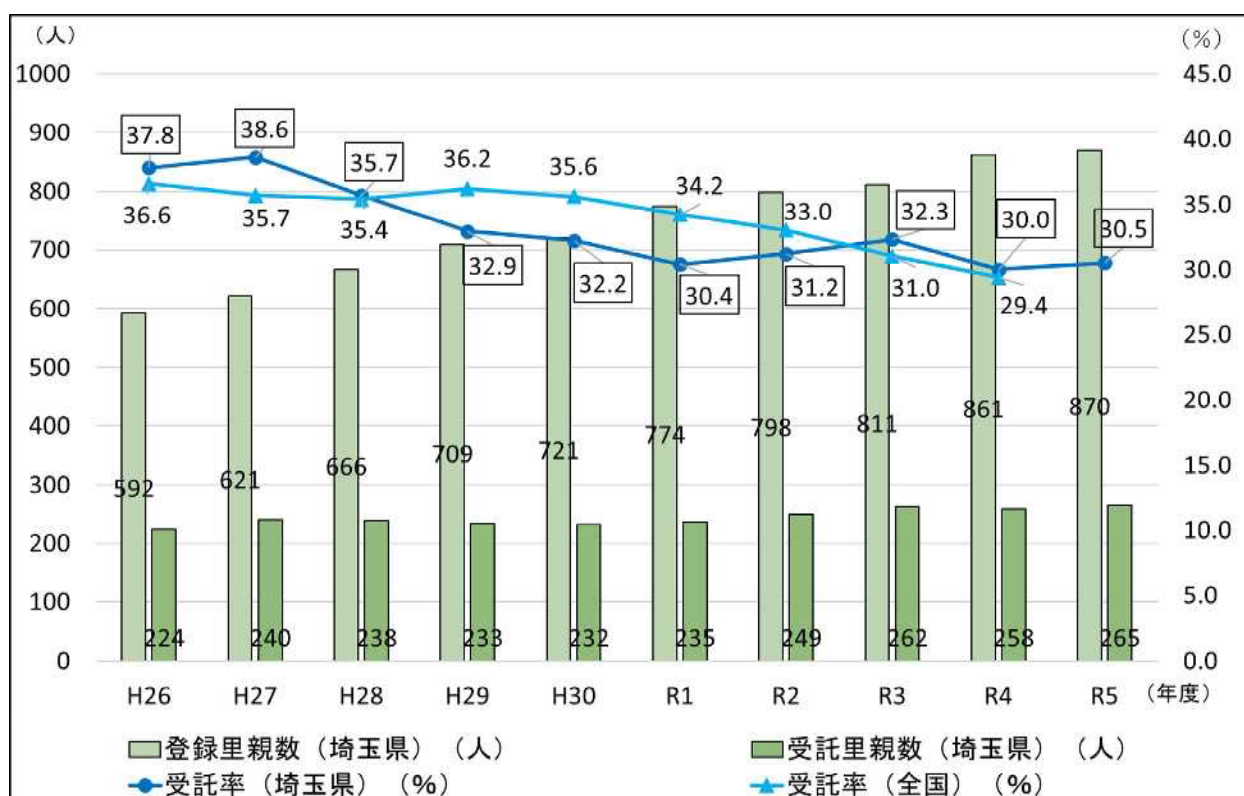
(資料:平成26年度～令和4年度厚生労働省「福祉行政報告例」、

※令和5年度データは県こども安全課調べ(ただし「里親等委託率(全国)(%)」は国未公表のため未記載))

本県の里親の登録数は、平成26年度(2014年度)の592人に対して令和5年度(2023年度)は870人となっており、順調に増加しています。一方、こどもを受託している里親の数は横ばいとなっています。

登録した里親とこどもとの交流や委託後の訪問など、きめ細かな支援を実施し、里親委託を進めていく必要があります。

(図表30) 登録里親数・受託里親数(埼玉県)



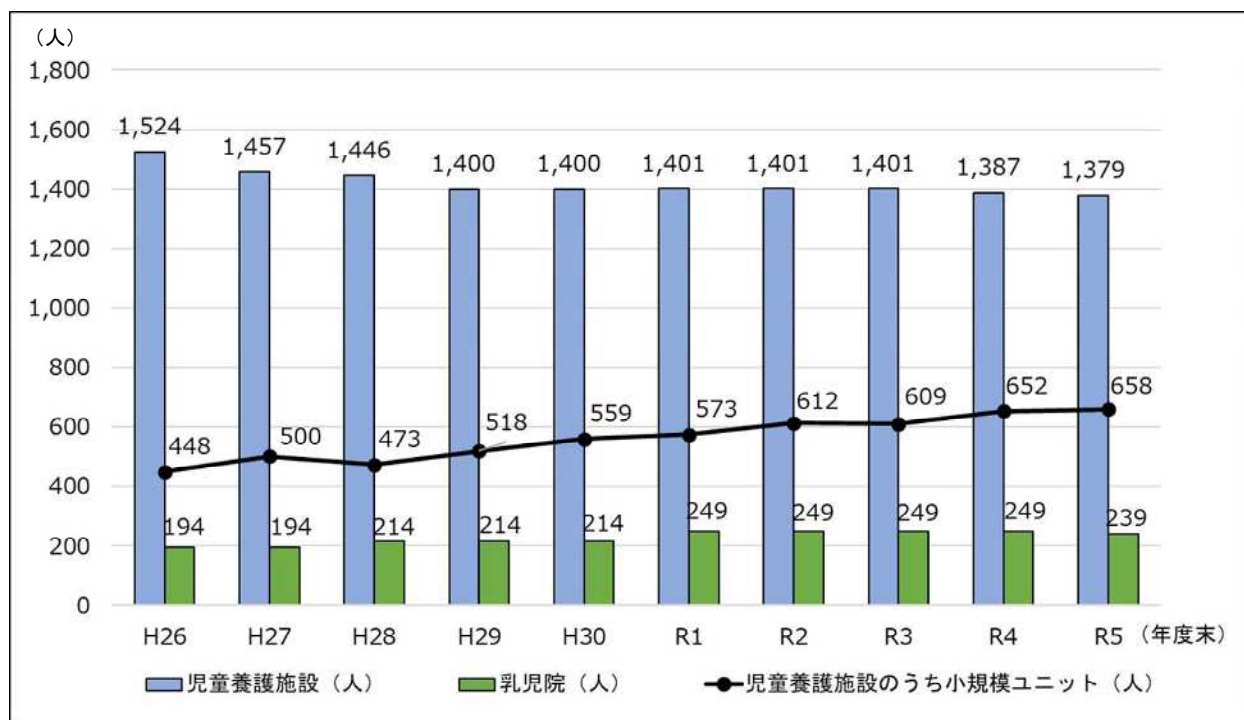
(資料:平成26年度～令和4年度厚生労働省「福祉行政報告例」、

※令和5年度データは県こども安全課調べ(ただし「受託率(全国)(%)」は国未公表のため未記載))

(4) 施設養育の状況

児童養護施設は、令和5年度末(2023年度末)で県内に22施設あり、定員は1,379人です。家庭により近い環境での養育を進めるため、施設の小規模化、地域分散化を進めており、児童養護施設の小規模ユニットの定員は、658人に増加しています。また、乳児院は令和5年度末(2023年度末)で県内に8施設あり、定員は239人となっています。今後、こどものケアニーズ等に応じたきめ細かな養育が行われるよう、乳児院についても小規模ユニット化が求められています。

(図表31) 児童養護施設・乳児院の定員(埼玉県)



(資料: 平成27年度～令和6年度県こども安全課調べ)

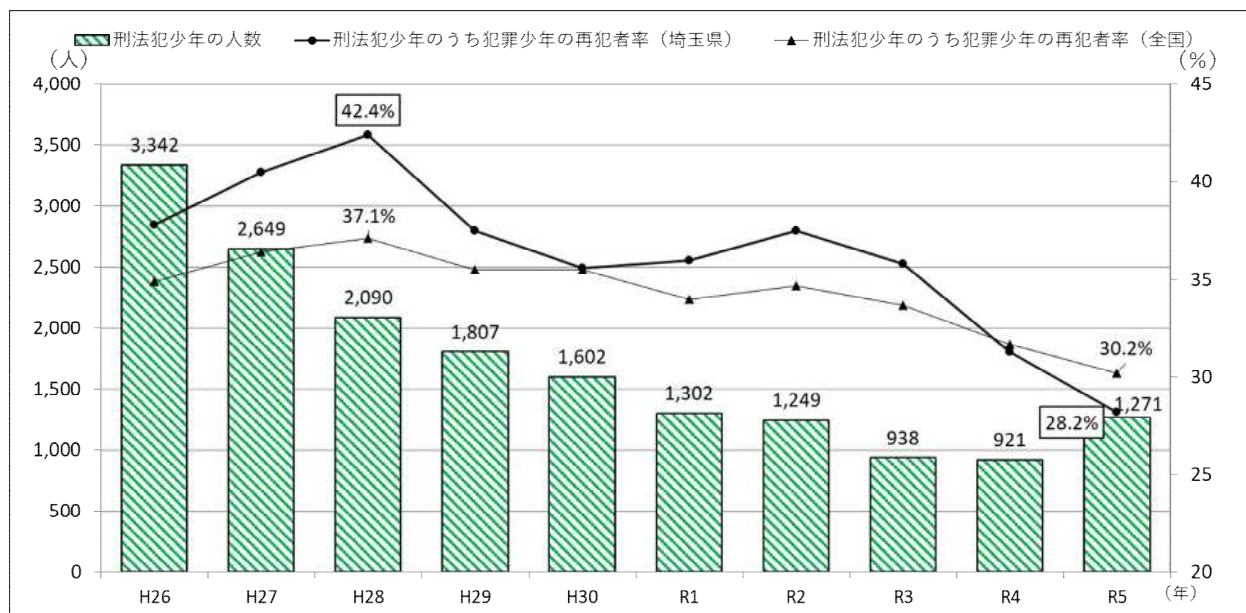
5 こども・若者をめぐる状況

(1) 非行

本県の刑法犯少年(*1)の数は減少傾向で推移していましたが、令和5年(2023年)は1,271人と、前年に比べて350人増加しています。一方で、刑法犯少年のうち犯罪少年(*2)の再犯者率は、令和5年(2023年)は28.2%で、全国平均の30.2%を下回っています。

刑法犯少年の検挙人員は、少年の人口比において減少傾向で推移していましたが、令和5年(2023年)は人口比で0.27%(人口千人当たり2.7人)と前年に比べ増加に転じており、成人の人口比と比較すると、高い状態にあります。

(図表32) 刑法犯少年の推移、再犯者率の推移(埼玉県)

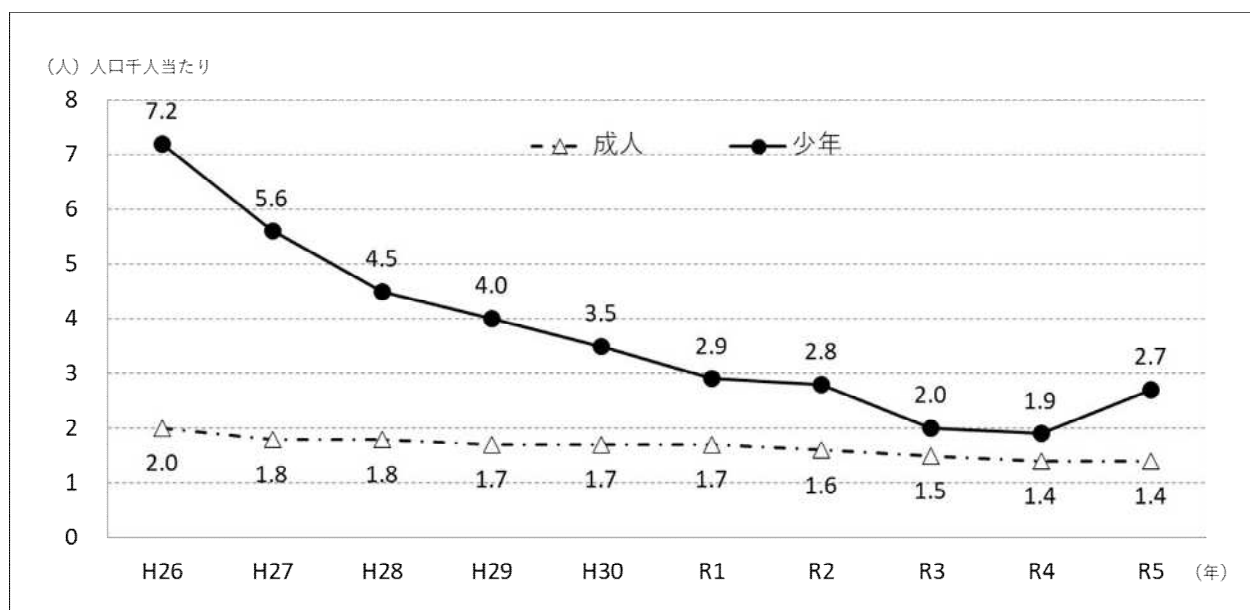


(資料: 令和5年埼玉県警察本部「少年非行等の概況」)

*1 刑法犯少年…刑法等に規定する罪(交通関係を除く。)を犯した(犯罪に触れる行為をした)少年をいう。

*2 犯罪少年…罪を犯した14歳以上20歳未満の少年をいう。

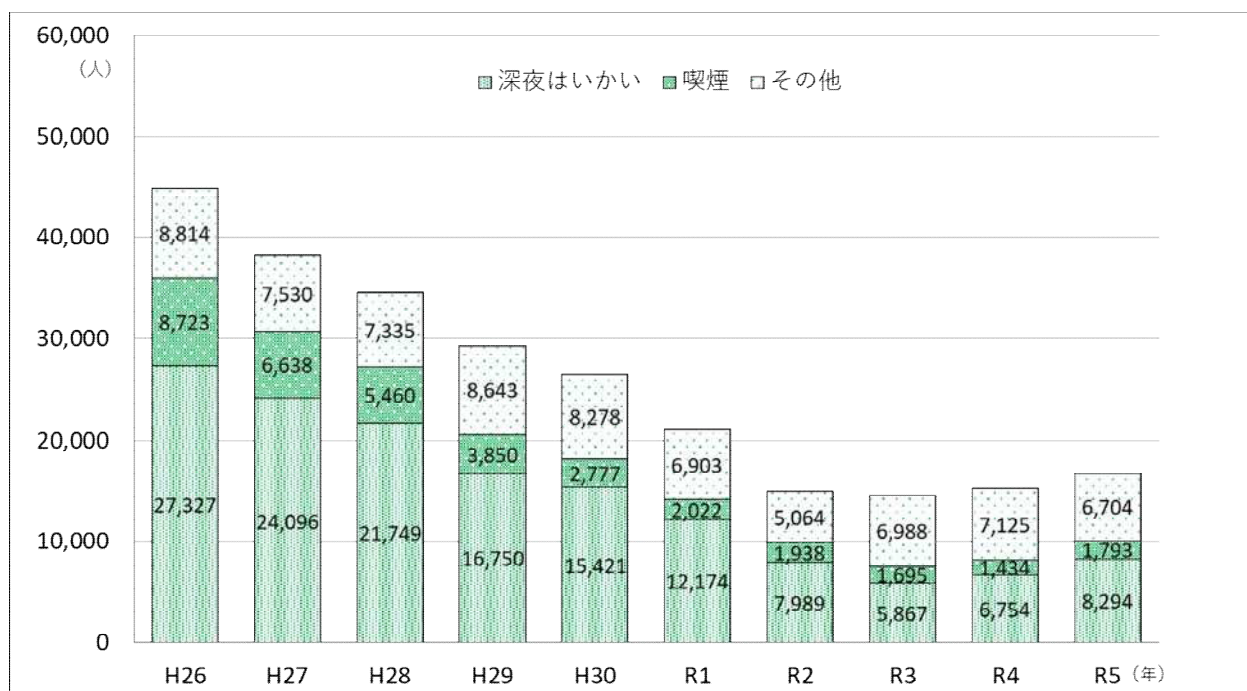
(図表33) 刑法犯少年の人口比の推移(埼玉県)



(資料: 令和5年埼玉県警察本部「少年非行等の概況」)

不良行為少年も令和3年(2021年)までは全体として減少傾向にありましたが、令和4年(2022年)以降増加傾向に転じています。行為別でみると深夜はいかいと喫煙は増加傾向にあります。

(図表34) 不良行為少年の推移(埼玉県)

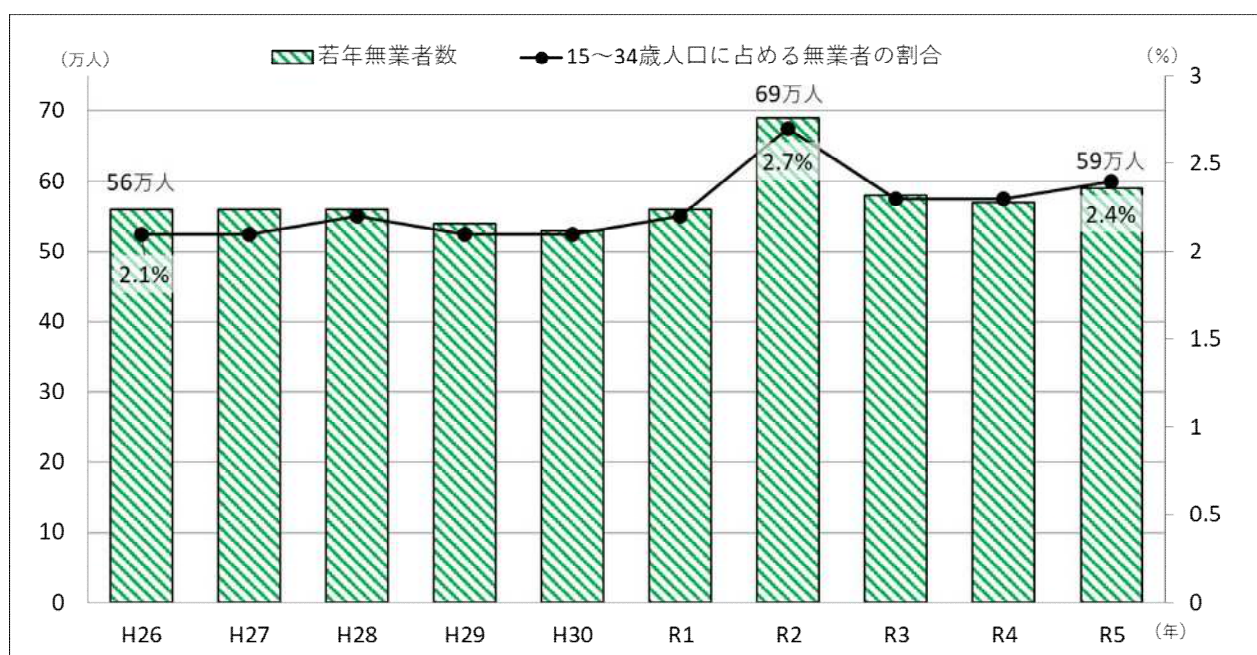


(資料: 令和5年埼玉県警察本部「少年非行等の概況」)

(2) 若年無業者(ニート)、ひきこもり

全国の15歳から34歳までの人口に占める無業者(若年無業者(ニート))の割合は、2%台で推移しており、令和5年(2023年)の若年無業者(ニート)は全国で約59万人となっています。

(図表35) 若年無業者数及び15歳～34歳人口に占める無業者の割合の推移(全国)



(資料: 令和5年総務省「労働力調査」)

また、令和4年度(2022年度)のひきこもりの若者(15歳から39歳)は、全国で61万9,000人と推計されています。

(図表36) ひきこもり群の定義と推計数(全国)

	有効回収率に占める割合	全国の推計数	
ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける	0.74%	22.3万人	狭義のひきこもり
自室からは出るが、家からは出ない 又は自室からほとんど出ない	0.36%	10.9万人	
ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事のときにだけ外出する	0.95%	28.7万人	準ひきこもり
計	2.05%	61.9万人	広義のひきこもり

(注) 1 ・ 現在の状態となって6か月以上の者のみ

- ・ 「現在の状態のきっかけで」「病気(病名)」に統合失調症又は身体的な病気を記入した者、「妊娠した」を選択した者又は「その他()」に自宅働いている旨や出産・育児をしている旨を記入した者を除く。
- ・ 「現在働いていますか」で、「専業主婦・主夫又は家事手伝い」と回答した者を除く。

2 総務省「人口推計」(2022年)によると15～39歳人口は3,020万人のため、広義のひきこもりの割合は上記のとおりとなる。

(資料: 令和4年度内閣府「こども・若者の意識と生活に関する調査」)

(3) 障害のあるこども・若者への支援

本県の18歳未満の障害者手帳所持者の数は、令和5年度末(2023年度末)時点で、延べ22,838人となっています。

(図表37) 18歳未満の障害者手帳所持者数(埼玉県)

	令和5年度末
身体障害者手帳所持者数	3,818人
療育手帳所持者数	16,539人
精神障害者保健福祉手帳所持者数(※1)	2,481人
18歳未満の障害者手帳所持者数合計(※2)	22,838人

※1 (参考) 15歳未満の発達障害児の人数 約75,000人 (令和4年12月 文部科学省「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」をもとに推計)

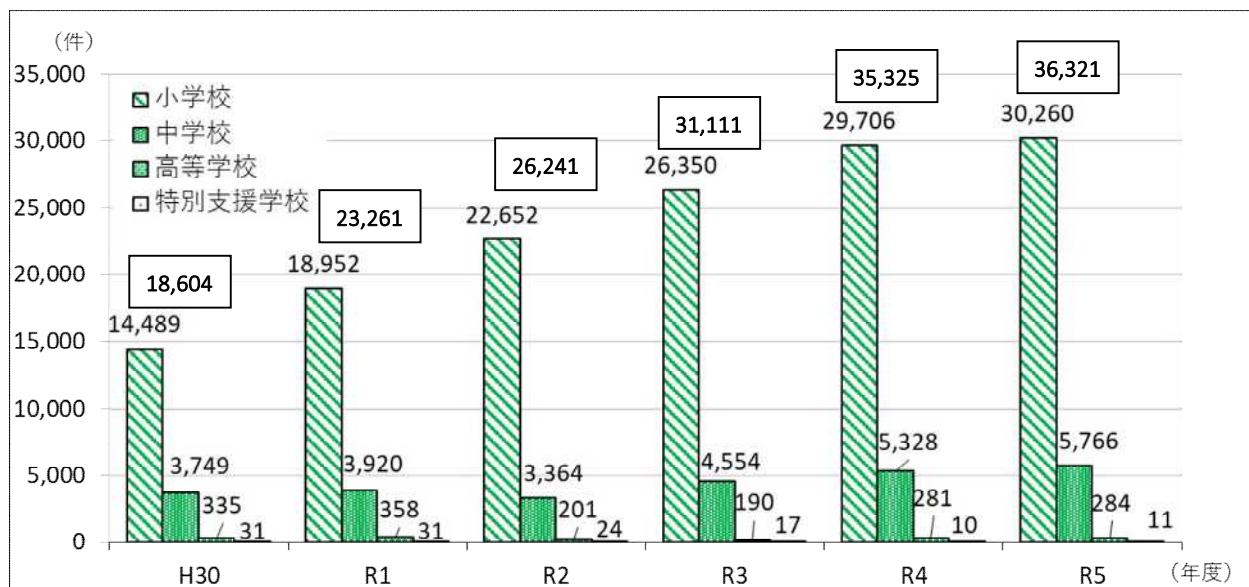
※2 複数の障害者手帳を所持している場合があるため、延べ人数

(資料: 令和6年度県障害者福祉推進課調べ)

(4) いじめ、不登校、高校中退

本県の国公立小学校、中学校、高校、特別支援学校におけるいじめの認知件数は、令和5年度(2023年度)には36,321件となり増加傾向にあります。

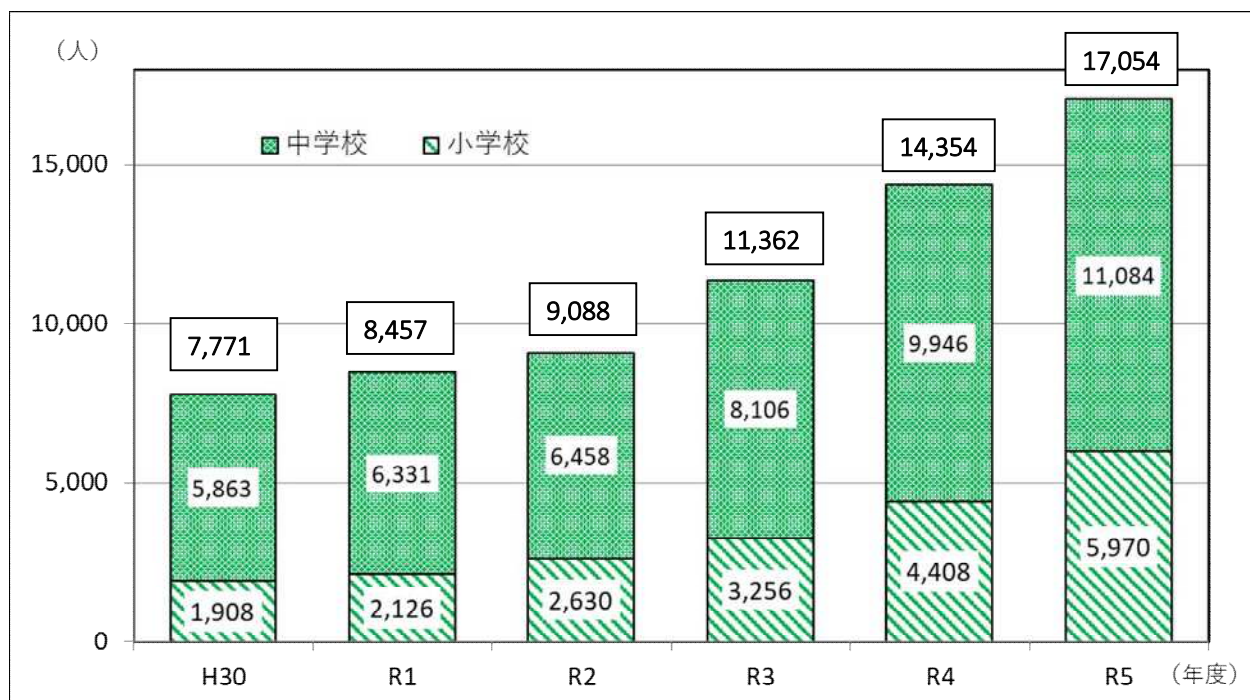
(図表38)いじめの認知件数(埼玉県)



(資料:平成30年度～令和5年度文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」)

本県の国公立小・中学校における令和5年度（2023年度）の不登校児童生徒数は17,054人と、前年度から2,700人増加しています。

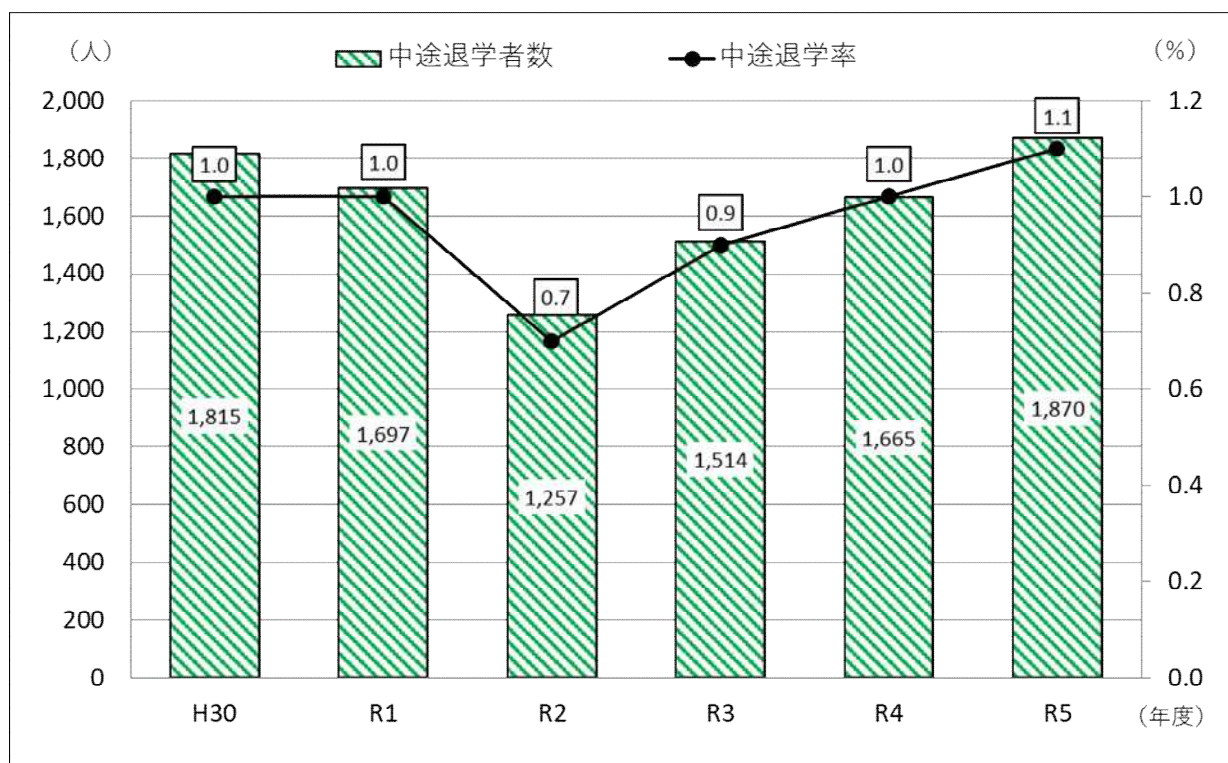
（図表39）不登校児童生徒数（埼玉県）



（資料：平成30年度～令和5年度文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」）

また、本県の国公私立高校中途退学者数は、令和5年度(2023年度)は1,870人と、前年度から205人増加しています。

(図表40) 国公私立高校の中途退学者及び中途退学率(埼玉県)



(資料:平成30年度～令和5年度文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」)

(5) 雇用情勢の変化

本県の有効求人倍率は、平成20年(2008年)に発生したリーマンショック後から平成30年(2018年)にかけて上昇を続け、雇用情勢は着実に改善が進んできました。

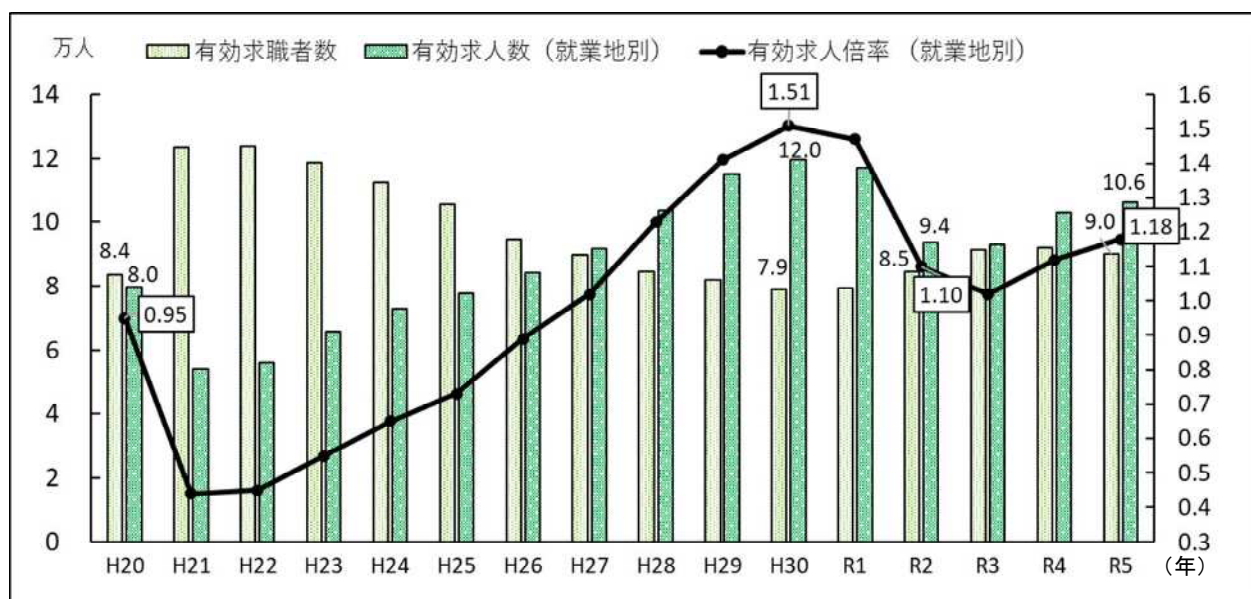
しかし、令和2年(2020年)に入ると新型コロナウイルス感染症の影響により、経済活動は停滞し、県内の有効求人倍率は低下するとともに、完全失業率は上昇し、完全失業者数も増加しました。こうした中、下降傾向にあった県内の大学新規卒業者に占める不安定雇用者(*1)の割合も上昇しました。

このほか、若者の就業をめぐる不本意ながら非正規雇用者(*2)でいる者や長期間就業等をしていない者の存在などの課題もあります。

*1 不安定雇用者…有期雇用労働者及び臨時労働者

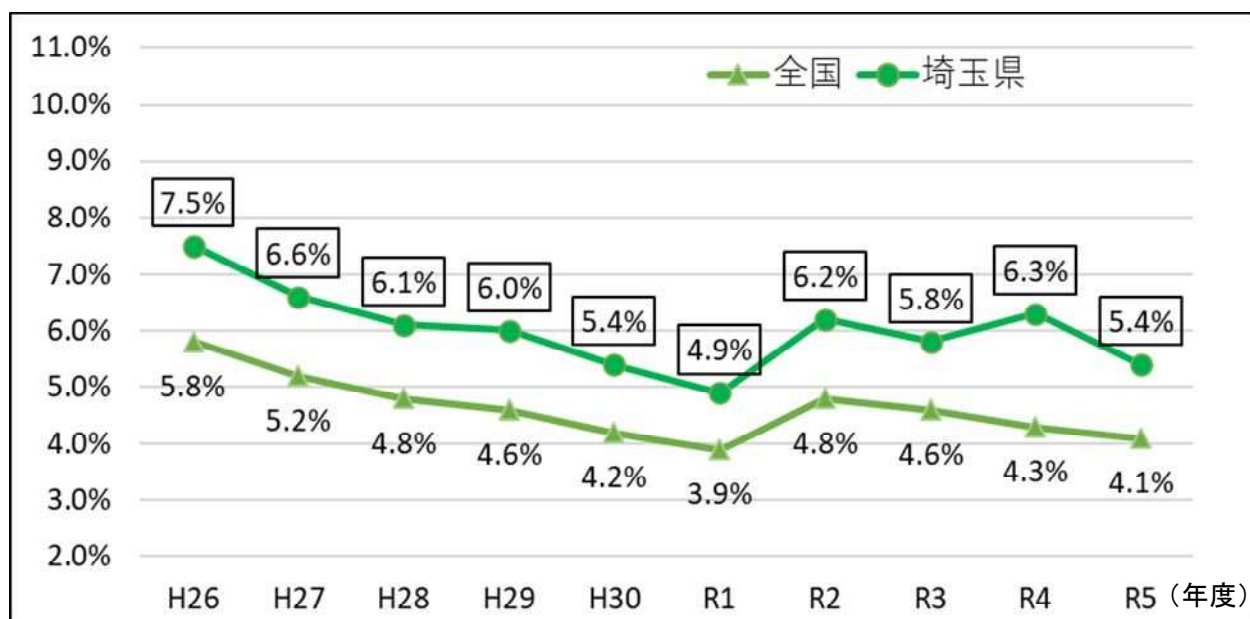
*2 非正規雇用者…期間の定めのないフルタイムの労働契約で働く労働者を正規雇用者とし、それ以外の雇用の総称総務省統計局の労働力調査では、勤め先で一般社員・正社員などと呼ばれている人を「正規の従業員」、それ以外のパート・アルバイト・派遣社員・契約社員・嘱託などを「非正規の従業員」と分類している

(図表41) 求人・求職及び求人倍率の推移(埼玉県)



(資料:厚生労働省「一般職業紹介状況(職業安定業務統計)」)

(図表42) 大学新規卒業者に占める不安定雇用者の割合(埼玉県)



(資料:平成27年度～令和6年度文部科学省「学校基本調査」)

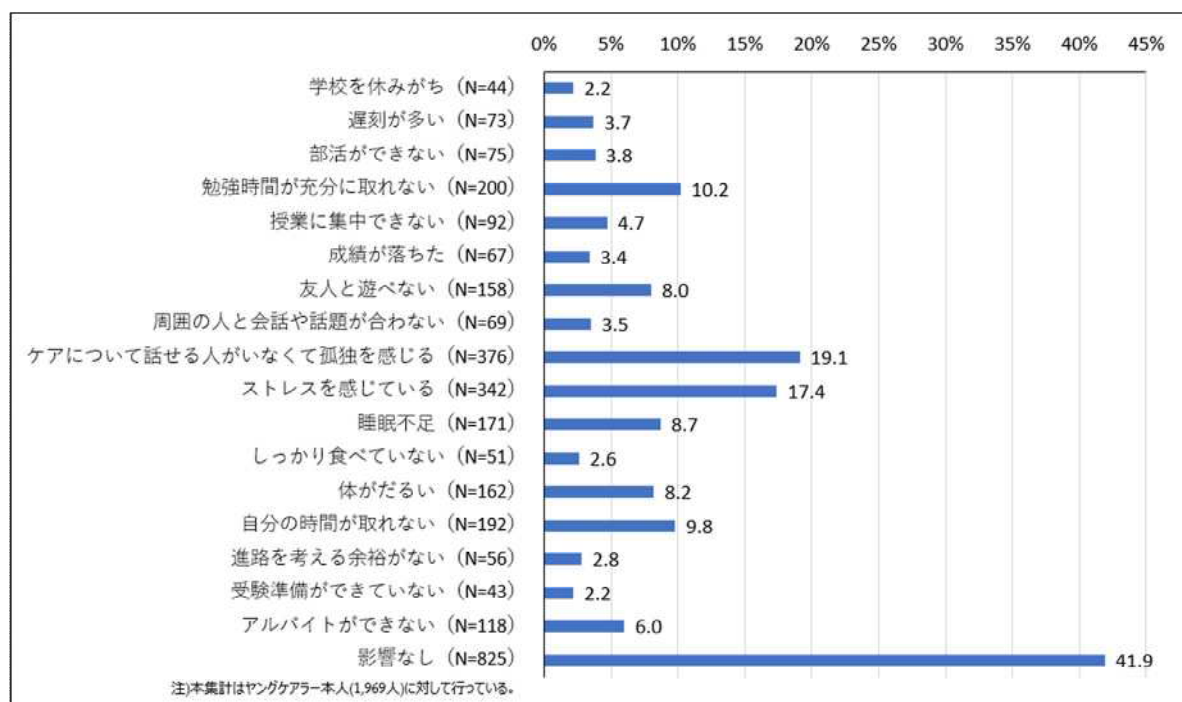
(6) ヤングケアラー

「埼玉県ケアラー支援条例」では、「高齢、身体上又は精神上的の障害又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する者」をケアラーと定義し、そのうち小学生や中学生、高校生など18歳未満の者をヤングケアラーと定義しています。県のヤングケアラー実態調査(令和2年度)では、高校2年生のうち、約4.1%が、「自分がヤングケアラーである、または過去にそうであったと思う」と回答しています。

家族のケアによる自分の生活への影響について尋ねたところ、「影響なし」が41.9%と最も高く、次いで「ケアについて話せる人がいなくて孤独を感じる」が19.1%、「ストレスを感じている」が17.4%、「勉強時間が十分に取れない」が10.2%となっています。

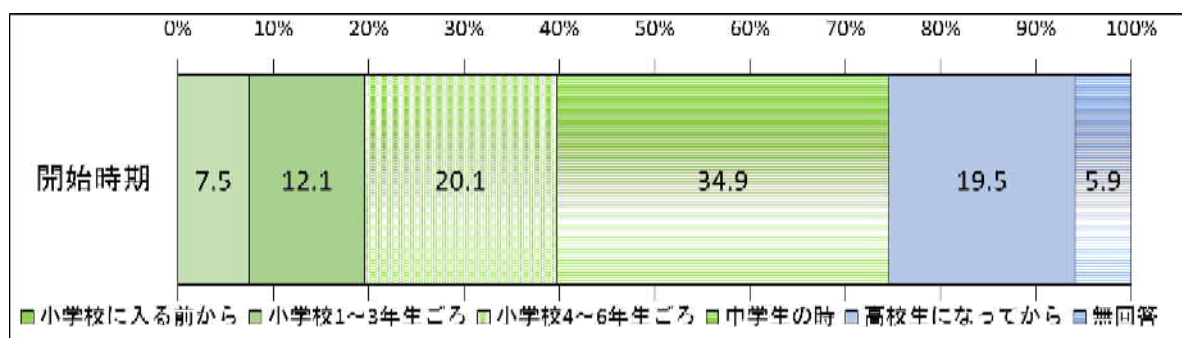
また、小学校低学年からが12.1%、高学年からが20.1%、中学生からが34.9%と、小中学生の頃からケアを開始しているこどもたちの存在も明らかになっています。

(図表43) 家族のケアによる自分の生活への影響(複数回答)(埼玉県)



(資料: 令和2年度埼玉県「埼玉県ケアラー支援計画のためのヤングケアラー実態調査」)

(図表44) ケアの開始時期(埼玉県)

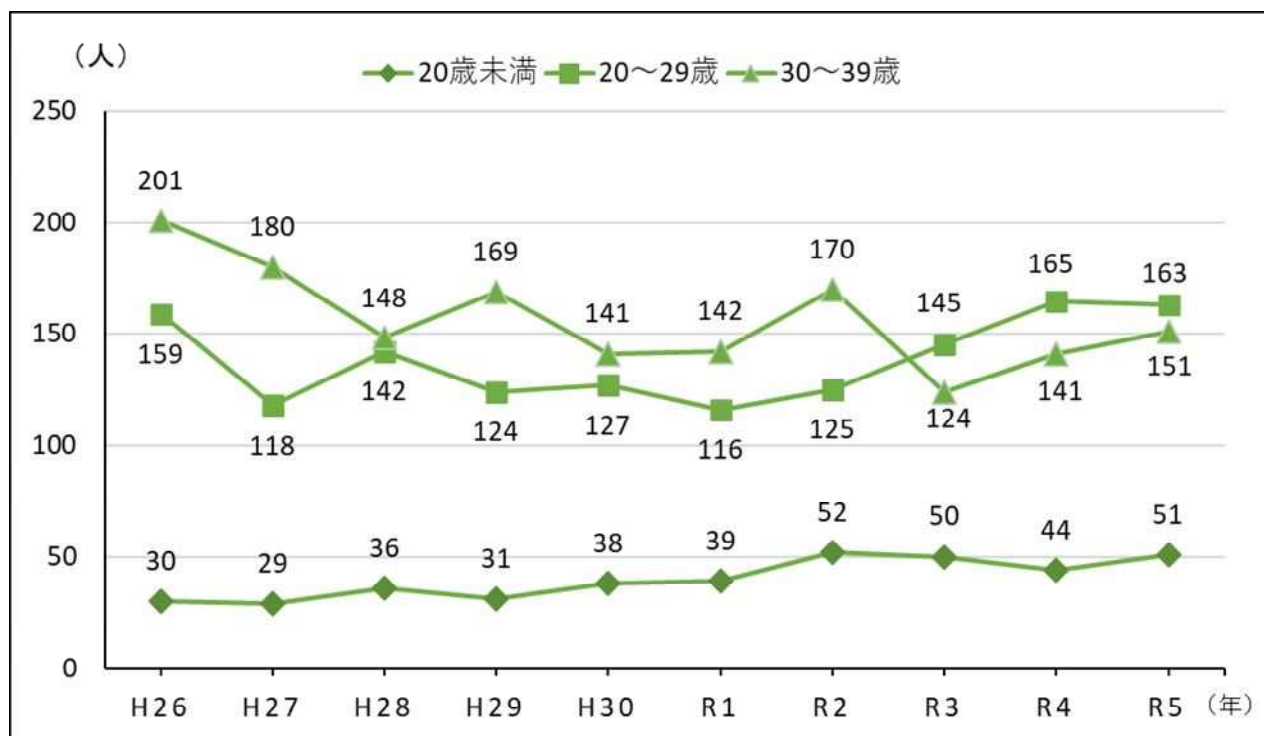


(資料: 令和2年度埼玉県「埼玉県ケアラー支援計画のためのヤングケアラー実態調査」)

(7) 若者の自殺、犯罪被害、交通事故

本県の20歳未満の自殺者数は、増加傾向が見られていたところ、令和2年(2020年)に急増し、その後は横ばいとなっています。15歳から39歳までの死因の第1位を自殺が占めており、極めて重大な問題です。

(図表45) 自殺者数の推移(埼玉県)



(資料:平成26年～令和5年厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」)

(図表46)死因順位別・年齢階級別死亡数(埼玉県)(令和5年(2023年))

(単位:人)

年齢階級	1位		2位		3位	
	死因	死亡数	死因	死亡数	死因	死亡数
15～19歳	自殺	41	不慮の事故	7	悪性新生物	6
20～24歳	自殺	88	不慮の事故	15	悪性新生物	11
25～29歳	自殺	73	不慮の事故	16	悪性新生物	13
30～34歳	自殺	83	悪性新生物	31	不慮の事故 心疾患(高血圧性を除く)	15
35～39歳	自殺	60	悪性新生物	59	心疾患 (高血圧性を除く)	30
40～44歳	悪性新生物	118	自殺	112	心疾患 (高血圧性を除く)	54
45～49歳	悪性新生物	270	心疾患 (高血圧性を除く)	126	自殺	108
50～54歳	悪性新生物	502	心疾患 (高血圧性を除く)	229	自殺	146

(資料:埼玉県「令和5年 埼玉県の人口動態概況」)

こども・若者が犯罪に巻き込まれる事件が多数発生しており、少年の福祉と保護を目的とした各種特別法や条例等に違反する犯罪(福祉犯罪)による令和5年(2023年)の検挙件数は、358件となっています。

また、中学生以下の交通事故死傷者数は令和2年(2020年)までは減少傾向にありましたが、令和3年(2021年)に増加し、その後、横ばいが続いています。交通事故は依然として毎年多数発生しており、令和5年(2023年)の交通事故死傷者数は高校生で778人、中学生以下で1,306人となっています。

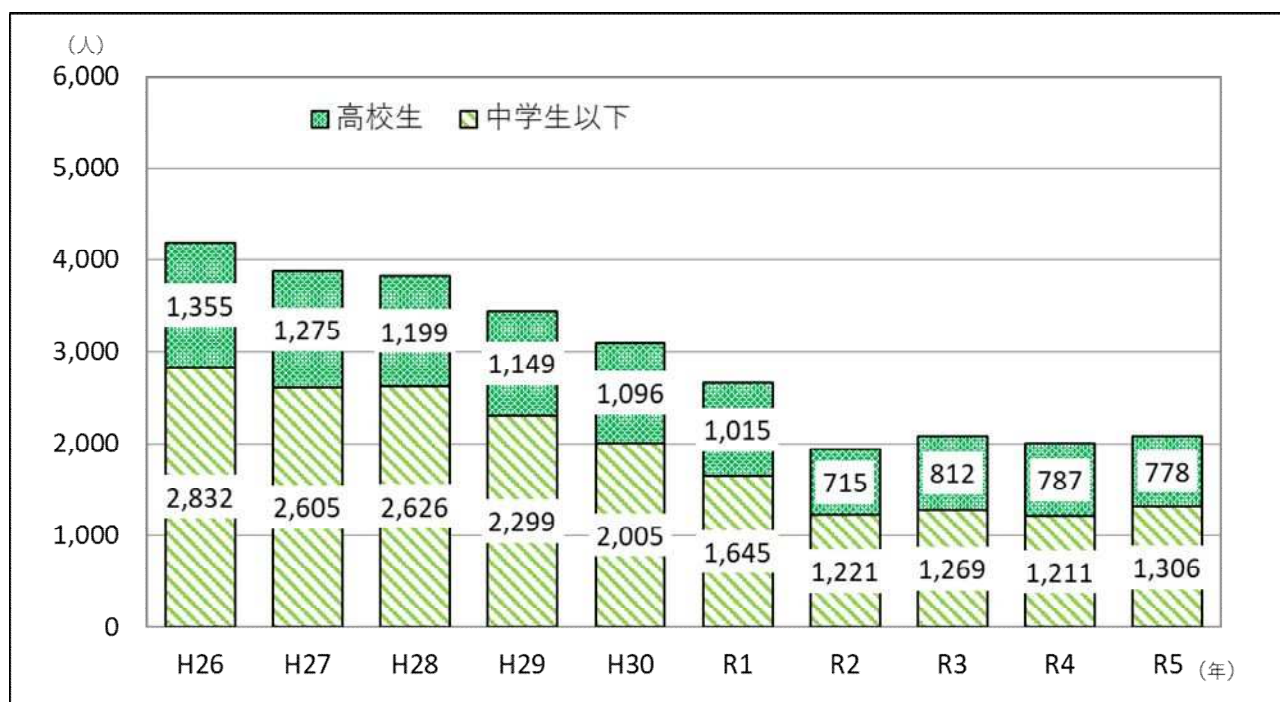
(図表47)福祉犯罪の法令別検挙状況(埼玉県)

単位：件

	H29年	H30年	R1年	R2年	R3年	R4年	R5年
青少年健全育成条例	165	158	205	277	222	176	156
児童買春・児童ポルノ禁止法	130	154	230	199	248	252	158
未成年者喫煙禁止法	31	11	19	29	21	14	8
風営適正化法	8	9	4	8	5	4	0
児童福祉法	10	18	8	12	3	10	5
未成年者飲酒禁止法	6	6	8	8	8	4	3
その他	13	13	3	5	11	5	28
合計	363	369	477	538	518	465	358

(資料：埼玉県警察本部調べ)

(図表48)交通事故死傷者数の推移(埼玉県)



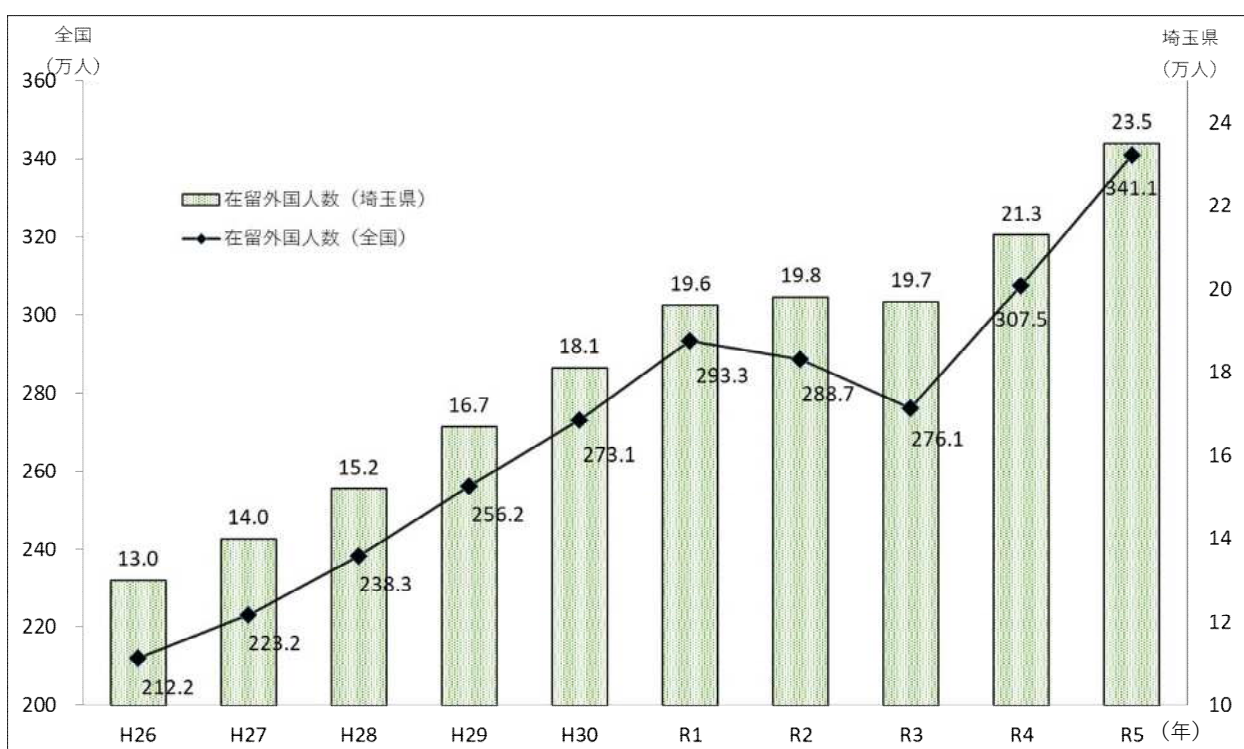
(資料：埼玉県警察本部「交通事故年報「交通安全のために」」)

(8) グローバル化の進展

本県における令和5年末(2023年末)の在留外国人数は、約23万5,000人となり、県人口に占める割合は約3.2%となっています。

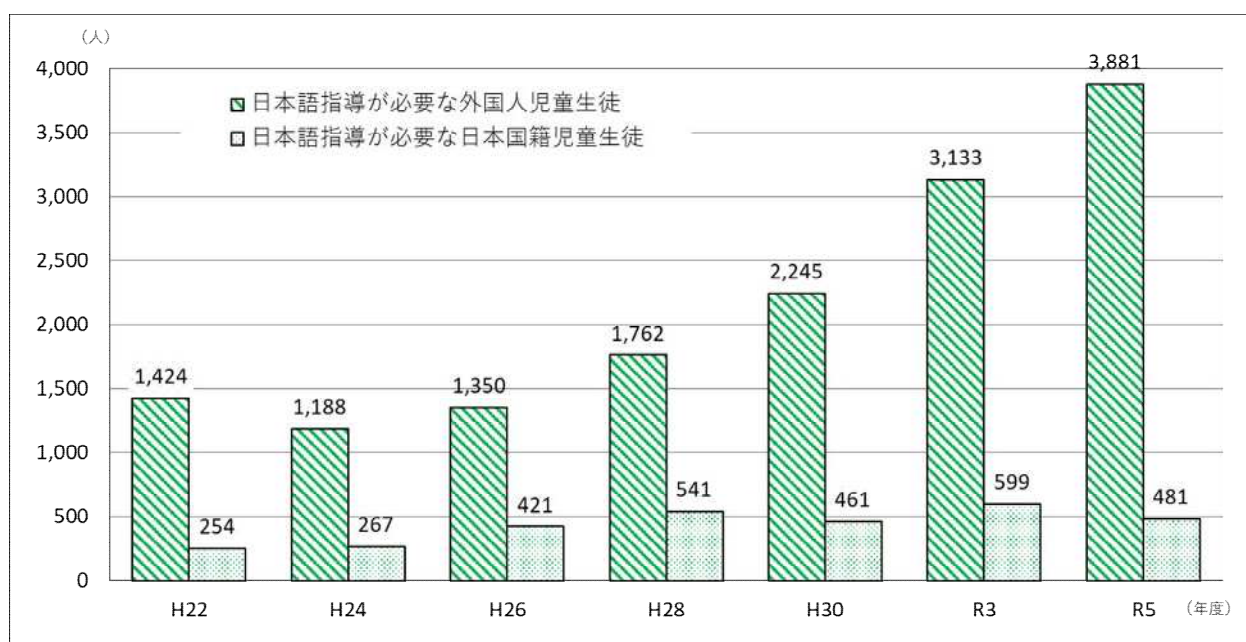
在留外国人や海外在留邦人などの増加に伴い、支援が必要な外国人児童生徒や帰国児童生徒などが増加しており、日本語指導が必要な外国人児童生徒は令和5年度(2023年度)で3,881人と、令和3年度(2021年度)より748人増加しています。また、帰国児童生徒や国際結婚により家庭内言語が日本語以外の場合など、日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒も増える傾向にあります。

(図表49)在留外国人数(埼玉県、全国)(各年12月末時点)



(資料:平成26年～令和5年出入国在留管理庁「在留外国人統計」)

(図表50) 日本語指導が必要な児童生徒数(埼玉県)



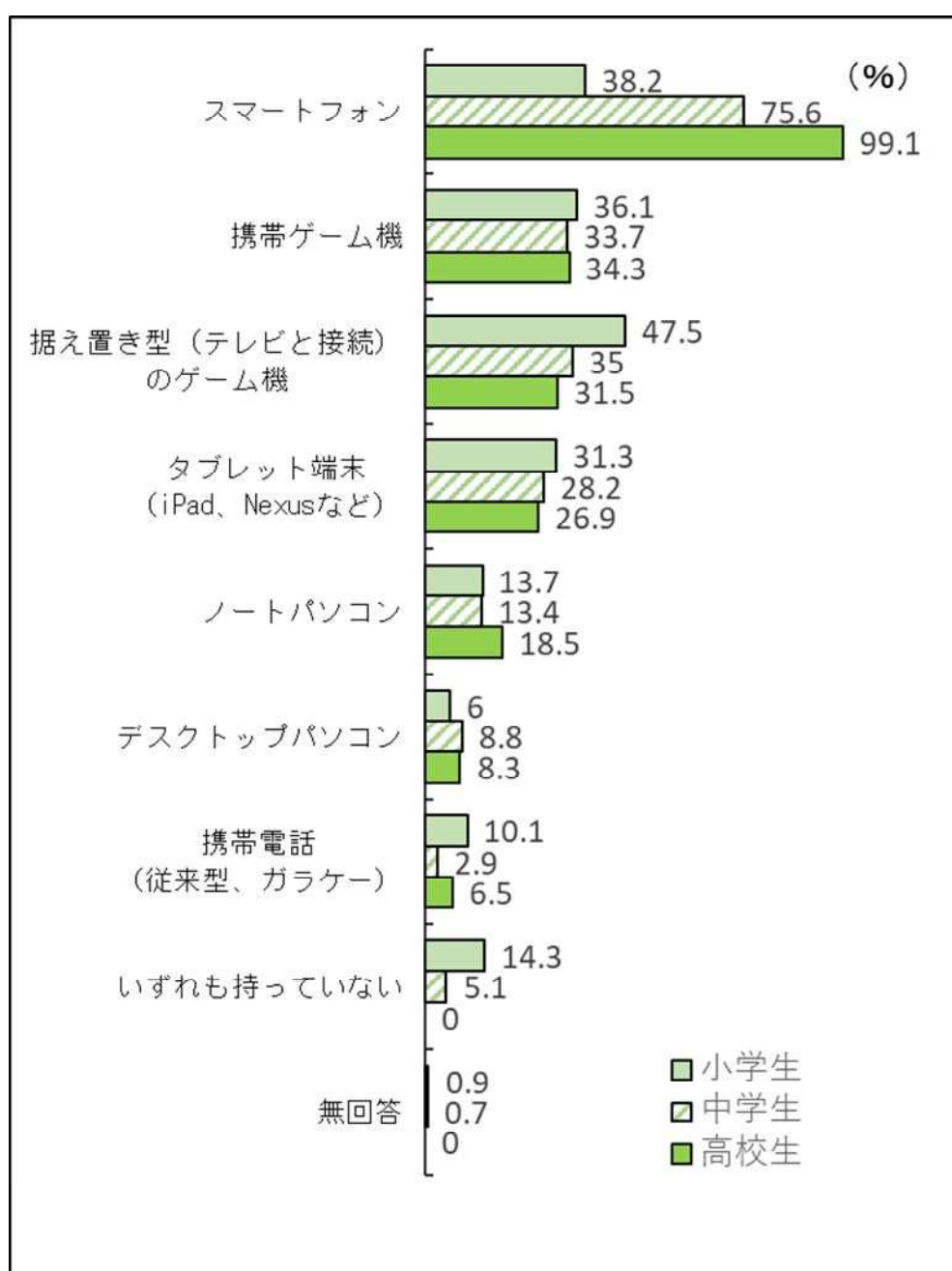
(資料:平成22年度～令和5年度文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」)

(9) インターネットの利用

令和3年度埼玉青少年の意識と行動調査によると、スマートフォンの保有率は、小学生では38.2%、中学生では75.6%、高校生では99.1%と年齢が上がるにつれて上昇しています。

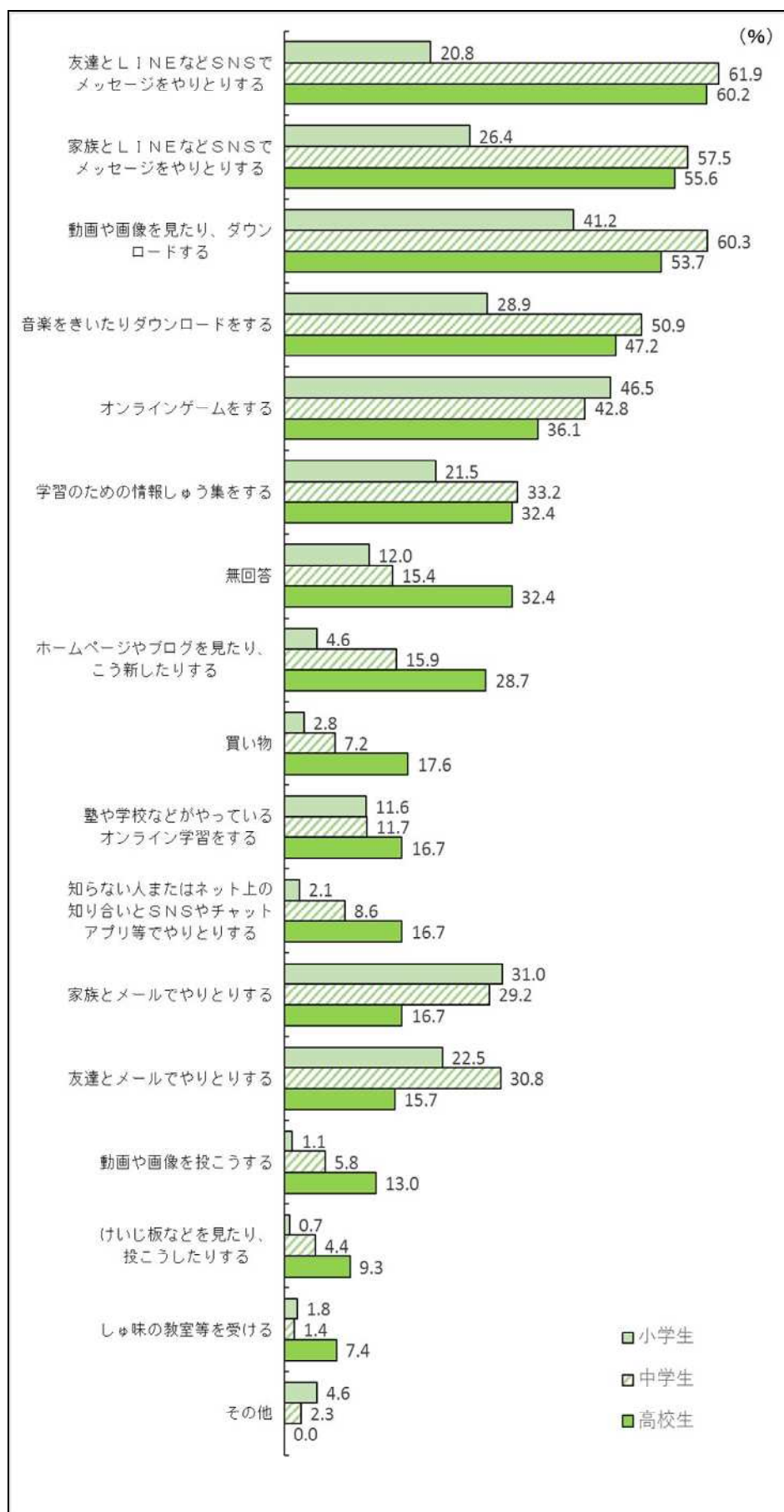
インターネットを利用する目的については、「友達とLINEなどSNSでメッセージをやりとりする」「動画や画像を見たり、ダウンロードする」「オンラインゲームをする」などが多く、他に「学習のための情報しゅう集をする」「塾や学校などがやっているオンライン学習をする」といった利用もありました。

(図表51) 所有している情報端末機器の保有率(埼玉県)



(資料: 埼玉県「令和3年度埼玉青少年の意識と行動調査」)

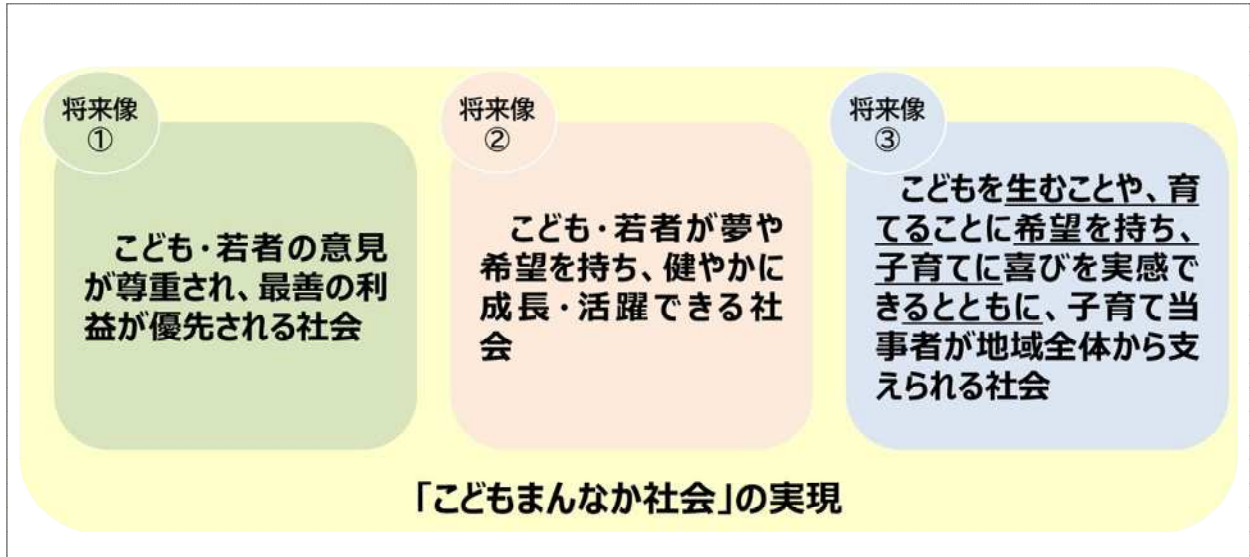
(図表52) インターネットを利用する目的(埼玉県)



(資料:埼玉県「令和3年度埼玉青少年の意識と行動調査」)

Ⅲ 将来像

こども・若者、子育てをめぐる状況が多様化・複雑化する中で、本計画では、これまでの取組の充実を図りつつ、新たな課題に対応し、こどもまんなか社会の実現を目指します。



こども・若者は、「社会の大切な宝」であり、次世代の担い手です。

全てのこども・若者は、個人として尊重され、その基本的人権が保障されること、人種、国籍、性別、障害の有無等による差別的な取扱いを受けないこと、自己に直接関係する全ての事項に関して、様々な場面でその年齢及び発達の程度に応じて意見を表明する機会が確保されることが必要です。

また、次代を担うこども・若者が健やかに成長・活躍する社会を実現するためには、こども・若者が愛され、夢や希望を持ちながら、その持てる能力を十分に発揮できることが重要です。

さらに、こどもを持つことに希望を持ち、その希望が叶う社会を目指すためには、地域全体で子育て当事者を支え、こどもを育てることに喜びを実感できることが大切となります。

これらは、本県が目指す「日本一暮らしやすい埼玉」の理念にも共通するものです。

こども・若者が誰一人取り残されず、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指します。

将来像 1 こども・若者の意見が尊重され、最善の利益が優先される社会

(1) 背景

こどもを権利の主体とし、こどもの最善の利益を第一に考えることを原則に、こどもの様々な権利を定めた「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」に沿って、「こども基本法」が制定・施行されました。

「こども基本法」では、こどもたちが意見を表明する機会が確保されること、意見が尊重され最善の利益が優先して考慮されること、こども施策に当事者であるこどもたちの意見を反映すること等が求められています。

(2) 目指すべき将来像

全てのこども・若者が、一人ひとり多様な人格を持った個人として尊重され、その権利が保障されるために、様々な場面でその年齢及び発達に応じてこども・若者の意見表明の機会を確保するとともに、自己選択や自己実現を促す取組を進め、こども・若者の最善の利益が優先して考慮される社会を目指します。

また、人種、国籍、性別、障害の有無等による差別的な取扱いを受けない社会を目指します。

将来像 2 こども・若者が夢や希望を持ち、健やかに成長・活躍できる社会

(1) 背景

こども・若者を取り巻く環境は変化しており、いじめや不登校、貧困などの様々な困難を有するこども・若者の問題に加え、ヤングケアラーに関する問題の顕在化、性の多様性への意識の高まりなど、新たな課題への対応も求められます。

全てのこども・若者が、生まれ育った環境に左右されずに夢や希望を持ってチャレンジできる環境をつくり、適切に養育・保護されながら成長・活躍できるよう、こども・若者を地域全体で見守り、手を差し伸べていくことが重要です。

(2) 目指すべき将来像

こども・若者が安心して過ごすことができ、様々な学びや多様な活動に接することのできる、こども・若者の成長を育む居場所の充実を目指します。また、こども・若者の社会的活動への参画の推進を目指します。

親と子の健康支援や、様々な状況にあるこども・若者への支援、こども・若者を取り巻く犯罪などの危険への対策等により、全てのこども・若者が健やかに成長することを目指します。

虐待のない社会を実現するとともに、家庭養育を優先しながら、実親による養育が困難であれば、家庭と同様の養育環境である里親等による養育を行うなど、生まれ育った環境に左右されずに成長し、自立できるように支援（*）する社会を目指します。*こども・若者等が自立をした後も、必要な支援を実施します。

キャリア教育や就労支援により、自らの可能性に挑戦するこども・若者が未来を切り拓いていけることを目指します。

将来像3 こどもを生むことや、育てることに希望を持ち、子育てに喜びを実感できる
とともに、子育て当事者が地域全体から支えられる社会

(1) 背景

未婚化や晩婚化、非正規雇用者の増加など、様々な要因により少子化が進む中、結婚や出産を考える世代が、結婚、妊娠・出産、子育てに希望を持ち、その希望が叶えられる社会が求められます。

こどもが教育を受ける機会を確保するとともに、体験活動等を通じた自立的な成長を支援することが求められます。

子育て支援策の充実やワークライフバランスの推進などにより、安心してこどもを生むことや、育てることができる環境づくりが必要です。

(2) 目指すべき将来像

こども・若者や子育て当事者、こども・若者を養育しようと思う者等が暮らしやすい社会に向けた気運の醸成やまちづくりを目指します。

結婚・出産や子育てに希望を持つ人が、安心・安全にこどもを生むことや、育てることができるように、家庭での子育てを支援するとともに、地域全体で子育て当事者を支えることで、孤独や不安を軽減し、安心して子育てできる社会を目指します。

変化する時代にこども・若者が対応する力を持てるよう、学校教育の充実や自立的な「子育て」の推進を目指します。

学校や地域、NPO等の多様な担い手が、それぞれの得意分野や知見を生かし、子育てしやすい環境づくりに向けた活動ができる社会、働き方改革の進展と、家族で共に家事・育児を担う「共育て（＊7）」の推進を目指します。

＊7 こどもを育てることに共に責任を持つ保護者・養育者が、こどもと過ごす時間をつくり、協力しながら子育てをすること

第2章 施策の展開

計画の体系

施策の柱

「こども大綱」の「こども施策に関する重要事項」を踏まえ、本計画では次の12の施策の柱に基づき、施策を展開します。

- 1 こどもの権利擁護、意見の反映
- 2 居場所づくり、社会的活動の参画支援
- 3 親と子の健康・医療の充実
- 4 「こどもの貧困」対策の推進、配慮を要するこどもへの支援
- 5 児童虐待防止・社会的養育の充実
- 6 こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組
- 7 こども・若者、子育てにやさしい社会づくりの推進
- 8 結婚・出産の希望実現
- 9 「子育て」と「子育て」の支援
- 10 未来を切り拓くこども・若者の応援
- 11 こども・若者の健やかな成長を支える担い手の養成・支援
- 12 ワークライフバランス・男女の働き方改革の推進

※ 施策の柱1～7が「ライフステージを通した施策」、8～12が「ライフステージ別の施策」。

将来像1 こども・若者の意見が尊重され、最善の利益が優先される社会

施策の柱

【ライフステージを通した施策】

1 こどもの権利擁護、意見の反映

具体的施策

- (1) こどもの人権が尊重される社会環境づくり
- (2) こども等が意見を表明する機会の確保

将来像2 こども・若者が夢や希望を持ち、健やかに成長・活躍できる社会

施策の柱

【ライフステージを通した施策】

2 居場所づくり、社会的活動の参画支援

具体的施策

- (1) こども・若者と共につくる切れ目のない居場所づくりの支援
- (2) こども・若者の社会形成への参画支援

3 親と子の健康・医療の充実

- (1) 妊娠から子育てまでの切れ目のない支援
- (2) 医療提供体制の充実
- (3) 医療に係る経済的支援

4 「こどもの貧困」対策の推進、配慮を要するこどもへの支援

- (1) 「こどもの貧困」対策の推進
- (2) ひとり親家庭への支援
- (3) 障害などのあるこども・若者への支援
- (4) ヤングケアラーへの支援
- (5) ニート、ひきこもり、不登校等のこども・若者への支援
- (6) 一人ひとりの状況に応じた支援

5 児童虐待防止・社会的養育の充実

- (1) こどもを虐待から守る地域づくり
- (2) 社会的養育の充実

6 こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

- (1) こども・若者の自殺対策
- (2) インターネット対策の推進
- (3) こども・若者に対する性犯罪・性暴力対策
- (4) 犯罪被害、事故、災害からこどもを守る環境整備
- (5) 非行防止と立ち直り支援

【ライフステージ別の施策】

10 未来を切り拓くこども・若者の応援

- (1) 若者の職業的自立、就労等支援
- (2) 若年者の経済的自立の支援
- (3) グローバル社会で活躍する人材の育成

将来像3 こどもを生むことや、育てることに希望を持ち、子育てに喜びを実感できるとともに、子育て当事者が地域全体から支えられる社会

施策の柱

具体的施策

【ライフステージを通した施策】

7 こども・若者、子育てにやさしい社会づくりの推進

- (1) こどもまんなか社会への気運醸成
- (2) こども政策DXの推進
- (3) こどもにとって安全・安心なまちづくりの推進
- (4) 子育てしやすい住環境の整備

【ライフステージ別の施策】

8 結婚・出産の希望実現

- (1) 結婚を望む人への支援
- (2) 不妊・不育症に悩む人への支援
- (3) プレコンセプションケアの推進

9 「子育て」と「子育て」の支援

- (1) 家庭の子育て力の充実
- (2) 「孤育て」にしない地域の子育て力の充実
- (3) 質の高い幼児教育・保育の充実
- (4) 学校教育の充実
- (5) 自立的な子育ての支援
- (6) 子育てに係る経済的負担の軽減

11 こども・若者の健やかな成長を支える担い手の養成・支援

- (1) 分野横断的な支援人材の育成
- (2) 多様な担い手による持続的な活動の推進

12 ワークライフバランス・男女の働き方改革の推進

- (1) 企業による働き方改革の推進、社会全体の気運醸成
- (2) 共働き・共育ての推進、男性の家事・育児の促進

1 こどもの権利擁護、意見の反映

(1) こどもの人権が尊重される社会環境づくり

- ア こどもや若者の有する権利についての関心や理解が深まるように、こども・若者や子育て当事者をはじめ広く県民に対し、「こども基本法」や「埼玉県こども・若者基本条例」等の趣旨や内容に関して県ホームページやSNS等を通じた分かりやすい情報発信を行います。
- イ こどもの権利侵害の問題を解決するため、子どもの権利擁護委員会においてこどもから意見聴取を行い、調査や是正の働き掛けを行うなど、こどもの権利擁護に取り組みます。
- ウ 子育てに悩む保護者・養育者、また、身の回りの出来事に関して悩みを抱えるこどもからの相談を受ける「子どもスマイルネット」について、相談者の気持ちに寄り添って話を聞き、いじめ、体罰、虐待などこどもに関わる様々な悩みに関する相談に対応するとともに、相談方法の拡大や関係機関との更なる連携を図ることなどにより、こどもが相談しやすい環境を整備していきます。
- エ 児童相談所職員がこどもの意向をくみ取る能力を高める研修を実施するなどし、児童への面接を適切に実施します。
- オ 社会的養育を受けるこどもの権利をこども自身に伝えるため、全ての児童養護施設等入所児童及び里親等委託児童に「子どもの権利ノート」を配布・説明し、こどもが意見を述べることができる機会を確保します。
- カ 児童養護施設等が民間機関等による第三者評価制度を活用し、入所児童の意向等の客観的な把握や施設運営の改善ができるよう指導・助言します。
- キ 親権を行う者がいないこどもの権利利益を守るため、未成年後見人制度の活用に向けて専門家と連携して適切に支援します。
- ク 性的マイノリティのこどもが安心して施設で生活できるよう、児童養護施設等の職員を対象に研修を実施します。
- ケ 性的マイノリティについての正しい理解が進むよう、県民や企業に対する啓発を実施するとともに、専門窓口で性的マイノリティ当事者やその家族等からの相談に対応します。また、児童生徒の発達段階に応じた性の多様性に係る教育を行うとともに、

教職員等を対象とした研修を実施し、性の多様性の尊重についての正しい理解を深めます。

コ 教職員を対象とした研修において「児童の権利に関する条約」及び「こども基本法」について理解の促進を図り、こどもの権利や最善の利益を擁護する取組を推進します。

サ 人権教育等を通じて、こどもの権利や最善の利益について、児童生徒の理解促進を図るとともに、その権利が侵害された時など、悩みを抱えたときに相談できる場所を周知します。

(2) こども等が意見を表明する機会の確保

ア こども等の意見を施策に反映するため、「さいたまけん★こどものこえ」等により、こどもや子育て当事者等からの意見を聴取します。こども等の意見表明を支援する人材を育成・確保するとともに、こどもからの意見聴取に当たっては、その年齢・発達の程度に応じた分かりやすい情報提供を行います。

イ 社会的養護が必要なこどもの意見表明を支援する仕組み（アドボケート制度）を構築します。

ウ 学校評価の一環として、学校評価懇話会において生徒に意見表明の機会を提供します。

エ 「総合的な探究の時間」等において、こどもたちが地域活動への参画や地域課題の解決に取り組む中で、その地域に対する意見を表明する機会を確保する等、こどもが主体的に取り組む活動を推進します。

オ 児童生徒に関わるルール（校則など）等の制定や見直しに際し、児童生徒自身が意見を表明する機会を確保する取組や児童生徒自身が主体となって参画する取組を推進します。

カ こどもたちが様々な課題の解決に向け、自ら考え行動を起こすことができる力を育成するため、地域の課題や特性を踏まえて設定したSDGsのテーマに基づき、地域の企業、団体等と連携した教科等横断的な視点による教育課程の編成・実施を支援します。

2 居場所づくり、社会的活動の参画支援

(1) こども・若者と共につくる切れ目のない居場所づくりの支援

- ア 生活困窮世帯及び生活保護世帯の小学生、中学生、高校生を対象とした学習・生活支援事業を実施し、貧困の連鎖の解消を目指します。
- イ こども食堂や学習支援、プレーパークなどの居場所（以下「こどもの居場所」という。）を支える人材を養成するとともに、企業とこどもの居場所づくりに取り組む団体をマッチングすることで、継続的な支援体制を構築します。
- ウ 「こどもの居場所づくりアドバイザー」を養成し派遣するなど、こどもの居場所の立ち上げと安定的な運営を支援します。
- エ こどもの居場所づくりに取り組む団体等の好事例を紹介し横展開を図るとともに、こどもの居場所を中心に多様な主体がこども支援に携わる「地域ネットワーク」の充実を支援します。
- オ 社会貢献活動等に取り組む団体や個人のネットワーク「こども応援ネットワーク埼玉」を活用して県民の社会貢献活動の推進を図るとともに、専用のポータルサイトにより、会員間のマッチングや取組の情報発信を行い、地域全体でこどもを育てる社会づくりを進めます。
- カ メタバース空間に、小学生から義務教育修了後の大学生程度までのこども・若者が安心して気軽に参加でき、体験・交流・相談等の機能を備えた居場所であるバーチャルユースセンターを設置し、こども・若者の意見を反映しながら運営し、その過程で得られたノウハウを提供することで、市町村のユースセンター設置を後押しします。
- キ こどもの居場所づくりに取り組むNPO等を会員とする孤独・孤立対策官民連携プラットフォームを運営し、活動情報の発信や事例の共有などにより会員の活動を支援します。
- ク 地域における安全・安心なこどもの居場所づくりを支援するとともに、市町村に対する好事例の紹介や活動の中核となる地域人材を育成する研修会の開催によって、放課後や週末などに地域の多様な人材の参画を得たプログラムを実施する取組を支援します。
- ケ 高校における中途退学を防ぐため、NPO等と連携して、学校内に生徒が安心でき

る居場所として「居場所カフェ」を作るなど、学校生活への意欲を高める取組を推進することで、高校生の社会的自立に向けた支援を推進します。

- コ 市町村が主体となって質と量の両面からこどもの居場所づくりを計画的に推進するよう、こどもの居場所づくりへのこども・若者の意見表明及び参画を進めながら市町村の取組を支えるとともに、広域的なこどもの居場所づくりの環境整備を行います。

(2) こども・若者の社会形成への参画支援

- ア こども・若者が広い視野に立ち物事を考える力や感受性を養うため、若い世代を含めた県民の声の把握、選挙や政治への関心を高める主権者教育や啓発活動に取り組みます。
- イ 社会福祉協議会と連携した小・中学生、高校生に対するボランティア体験学習の実施、若者による社会貢献活動の支援、こども・若者の育成支援に積極的に取り組む団体等の運営支援や寄附を行った企業・個人等への表彰など、こども・若者の地域課題への理解と解決に向けた行動を促進します。
- ウ メタバース空間に、小学生から義務教育修了後の大学生程度までのこども・若者が安心して気軽に参加でき、体験・交流・相談等の機能を備えた居場所として設置・運営するバーチャルユースセンターにおいても、こども・若者が社会参画につながる意見を言えるように支援します。また、市町村のユースセンター設置を後押しする際にも同様の機能にします。

3 親と子の健康・医療の充実

(1) 妊娠から子育てまでの切れ目のない支援

ア 普及啓発

- (7) 妊娠中の健康管理と胎児への影響、妊婦健診・乳幼児健診・定期予防接種の重要性などの母子の健康保持に関する知識、発達段階に応じた親子の関わりや父母が共に育てることなどの親としての心構えについて、母子健康手帳副読本等により、市町村と連携して普及啓発を図ります。
- (4) 流産や先天性風しん症候群等を予防するため、麻しん・風しんに関する正しい知識や予防接種について普及啓発を進めます。

- (ウ) 妊産婦に優しい環境づくりのため、市町村とともにマタニティマークの普及啓発に努めます。
- (エ) 安心して安全で健やかな妊娠・出産、産後を支援するため、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援体制の充実に取り組みます。

イ 情報提供・相談支援

- (ア) 市町村による乳児家庭の孤立防止や養育上の諸問題への支援を図るための「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」及び「養育支援訪問事業」の実施に関し、家庭への支援が適切に実施されるよう、情報の提供その他の必要な支援を行います。
- (イ) 「埼玉県結婚・妊娠・出産・子育て応援公式サイト」やSNSを活用して、妊娠・出産・子育てに役立つ情報を発信します。
- (ウ) 妊娠や出産後の子の養育、経済的不安などに対応できる相談窓口について、母子健康手帳副読本等により妊産婦やその家族へ情報提供を行います。
- (エ) 妊娠・出産・育児に関する様々な相談にワンストップで応じ、母子保健機能と児童福祉機能との相互連携により、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行うこども家庭センターの設置・運営を支援します。
- (オ) 予期せぬ妊娠に悩む方からの相談に対して正しい情報を提供し、必要に応じてこども家庭センター等へつなげることで、関係機関が連携して支援を行います。
- (カ) 産後のメンタルヘルス対策と、養育支援が必要な親への支援が効果的に実施されるよう市町村保健師を対象とした事例検討会や研修会を開催し、資質の向上を図ります。
- (キ) 流産・死産を経験された方への心理的支援のために相談窓口を設置するとともに、市町村における支援の質を高めるため、市町村保健師等を対象とした研修会を開催し資質の向上を図ります。

ウ 新生児の健全育成支援

- (ア) 新生児に対するマススクリーニング検査の実施により、先天性の疾病を早期に発見し、適切な治療につなげ、健全育成を図ります。

- (イ) 管内市町村における新生児聴覚検査実施状況や医療機関における検査の実施状況等を把握するとともに、県の母子保健運営協議会において新生児聴覚検査について協議し、聴覚障害の早期発見・早期療育を図ります。

(2) 医療提供体制の充実

ア 周産期医療の充実

- (ア) 周産期医療施設の運営支援などにより、周産期医療体制の充実を図ります。
- (イ) 病状に応じた搬送先の調整を行うコーディネーターの配置などにより、ハイリスクな妊産婦や新生児を適切に高度医療に繋ぐ体制を整備します。
- (ウ) 産科、小児科などを目指す研修医に対して研修資金を貸与し、県内周産期母子医療センターその他の県内の病院への誘導・定着を図ります。

イ 小児医療の充実（医療提供体制の充実）

- (ア) 小児専門病院や大学病院などの小児科医を県内各地域の小児救急医療機関の当直医等として派遣するシステムを構築するなど、小児救急医療体制の充実を図ります。
- (イ) 初期救急から第三次救急までの機能が適切に発揮されるよう、市町村と連携して小児医療体制の整備に取り組みます。
- (ウ) 開業医が地域の小児医療拠点病院等において軽症患者等の診察を行うことにより、病院勤務医の負担軽減を図ります。
- (エ) 心の健康に関する問題を抱えるこどもを含めた精神保健相談体制を充実させます。
- (オ) 17圏域（さいたま市及び中核市を除く人口約30万人圏域）において、在宅の障害児（者）に対し、訪問や外来による療育指導や相談を行う体制整備を推進します。

ウ 小児医療の充実（相談支援・普及啓発）

- (7) こどもの急な病気やけがに対する保護者・養育者の不安に対応し、救急医療機関の負担を軽減するため、小児救急電話相談やA I 救急相談の周知、こどもの急病等の対応等について啓発を実施します。
- (イ) 保健所において定期的に、医師など専門職によるこどもの心の健康相談を実施します。
- (ウ) こどもの心の問題に関する対応技術の向上を図るため、専門的知識を有する医師等による研修や福祉・教育機関等とのネットワーク会議を開催します。
- (エ) 慢性的な疾病により長期療養をしているこどもの自立と成長を支援するとともに、家族の負担軽減を図るため、相談支援を行います。

（３）医療に係る経済的支援

- ア 長期の治療と高額な医療費負担が必要となる小児慢性特定疾病にかかっているこどもに対する医療費の助成を行います。
- イ 養育のため病院に入院することを必要とする未熟児に対し、養育医療の給付を行います。
- ウ 身体に障害があるこども、又は医療を行わなければ将来において障害が残ると認められるこどもで、その障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を助成します。また、結核に罹患するこどもに対して療育の給付を行います。
- エ ４３歳未満のがん患者が将来こどもを授かる可能性を残すため、卵子、精子等の凍結保存の費用の一部を助成します。
- オ こども、ひとり親家庭等及び重度心身障害者（児）の医療費の自己負担額を助成し、経済的負担の軽減を行います。

4 「こどもの貧困」対策の推進、配慮を要するこどもへの支援

(1) 「こどもの貧困」対策の推進

ア 学習支援

- (7) 生活困窮世帯及び生活保護世帯の小学生、中学生、高校生を対象とした学習・生活支援事業を実施し、貧困の連鎖の解消を目指します。(再掲)
- (イ) 児童生徒の心理又は福祉に関する専門的な知識・経験を有する人材を活用するとともに、市町村が行う教育相談体制の整備を支援するなど、教育相談活動を推進します。
- (ウ) 児童養護施設等の入所児童等に対する学習費等の支援を通じ、児童が高等学校等に通学し、希望に応じた進学・就職等の進路を選択できるように支援します。
- (エ) 経済的理由により修学が困難な生徒などに対し、授業料等の負担を軽減することで、修学機会の確保を図ります。
- (オ) 高等学校・大学等における修学に関する奨学金を貸与し、経済的理由により修学が困難な生徒・学生に対し支援します。
- (カ) 社会経済的な背景などにより学力に課題を抱える児童に対し、学力向上の支援に取り組みます。
- (キ) 生活困窮世帯及び生活保護世帯のこどもを支援するため、関係機関が連携し、高校進学に向けた学習支援や高校中退防止、卒業後の就労相談など一人一人の課題に応じた相談支援を行います。

イ 生活支援

- (7) 生活困窮世帯や生活保護世帯の保護者を対象にした自立支援の取組を推進します。
- (イ) 進学や就労を目指す生活困窮世帯のこどもを支援するため、自立相談支援機関を活用して、関係機関が連携した包括的な支援を行います。
- (ウ) 子育て世帯をはじめ、所得が少なく、住宅に困窮している世帯に住まいのセー

フティーネットとしての県営住宅を供給します。

- (エ) 子育て世帯をはじめ、賃貸住宅への入居制限を受けやすい方々（低額所得者等）をサポートし、入居の円滑化と安定した賃貸借関係の構築を支援します。
- (オ) 児童養護施設等の退所者等が円滑に自立生活を営めるよう、就学、就労、住宅、生活相談、資金貸付、身元保証など総合的な支援を行います。また、大学・専門学校等に進学した退所者等の就学と生活の両立を図るため、住宅と生活相談を一体とした支援を行います。
- (カ) 児童養護施設等において個々のこどもに応じたきめ細かいケアができるよう職員体制を充実させ、機能の強化を図ります。
- (キ) 「こども応援ネットワーク埼玉」の団体会員、個人会員と連携し、孤立しがちなひとり親家庭等との接点づくりを進め、ひとり親家庭等に向けた情報提供やフードパントリー活動、居場所づくりを支援します。

ウ 保護者に対する就労支援

- (ア) 生活困窮世帯や生活保護世帯の保護者を対象に個々の状況に応じて、自立に向けた段階的な就労支援を行います。
- (イ) 埼玉しごとセンターにおいて、情報提供やキャリアカウンセリング、職業紹介などにより就職活動をワンストップで支援します。
- (ウ) 県の福祉事務所に専門の職員を配置し、ひとり親家庭の就業相談や就業情報の提供など一貫した就業支援を行います。
- (エ) 埼玉県女性キャリアセンターにおいて、働くことを希望しながら子育てとの両立や職業上のブランクに課題を抱えている女性を後押しするため、個別相談やセミナーの実施のほか、職業紹介などを行い、女性の就業を総合的に支援します。

(2) ひとり親家庭への支援

ア 経済的自立と生活支援

- (ア) 埼玉県母子・父子福祉センターに専門の職員を配置し、ひとり親家庭からの相談をワンストップで受け付け、自立に向けた支援を行います。

- (イ) 養育費の取決めの重要性や法制度を理解してもらうため、普及啓発に努めます。また、養育費の確保等法律的な問題については、弁護士による相談を行います。
- (ウ) 児童扶養手当の支給、福祉資金の貸付けなどにより、経済的に厳しい状況にあるひとり親家庭を支援します。
- (エ) こども、ひとり親家庭等及び重度心身障害者（児）の医療費の自己負担額を助成し、経済的負担の軽減を行います。（再掲）
- (オ) 「こども応援ネットワーク埼玉」の団体会員、個人会員と連携し、孤立しがちなひとり親家庭等との接点づくりを進め、ひとり親家庭等に向けた情報提供やフードパントリー活動、居場所づくりを支援します。（再掲）
- (カ) DV被害母子の心のケアをすることで、DV被害母子の自立とこどもの健全な成長を支援し、将来的なDVの連鎖を防止する取組を進めます。またDV被害父子の相談に取り組みます。
- (キ) 離婚により離れて暮らすことになった、別居する親とこどもとの面談や電話、手紙等による定期的な交流を行うための支援を行います。

イ 自立に向けた就労支援や就労に役立つ資格取得支援

- (ア) 県の福祉事務所に専門の職員を配置し、ひとり親家庭の就業相談や就業情報の提供など一貫した就業支援を行います。（再掲）
- (イ) ひとり親がより条件のよい就職・転職に結びつくよう、安定した就労につながりやすい資格取得を支援します。
- (ウ) ひとり親家庭の自立支援のため、母子・父子自立支援員による各種相談支援や就業支援を行います。
- (エ) 児童扶養手当の支給、福祉資金の貸付け、医療費の自己負担額の助成などにより、経済的に厳しい状況にあるひとり親家庭等を支援します。

(3) 障害などのあるこども・若者への支援

ア 障害等のあるこども・若者への支援

- (ア) 障害のある乳幼児の健全な発達を促進するため、そのこどもの障害特性を理解し、こどもに寄り添った幼児教育・保育の機会の充実を図ります。
- (イ) 障害のあるこどもへの支援が適切に行われるために、就学・卒業時の支援が円滑に移行されることを含め、学校、事業所、施設等の連携を図ります。
- (ウ) 在宅障害児に対する日常生活における基本動作の支援、集団生活への適応支援などを障害児通所支援事業（児童発達支援、放課後等デイサービス）により実施し、障害児の療育支援体制の整備を推進します。
- (エ) 障害児（者）やその家族の多様なニーズに対応するため、障害児通所支援事業や訪問系サービスを運営する事業者による民間活力を生かして個々の生活にあった柔軟なサービスの提供を行い、住み慣れた地域での生活を支援します。
- (オ) 放課後児童クラブの利用を希望する障害児の受入を進めるとともに、円滑な受入を行うため、放課後児童支援員を対象とした専門的知識の習得を図るための研修を行うとともに、対応する放課後児童支援員等の確保に努める市町村を支援します。
- (カ) １７圏域（さいたま市及び中核市を除く人口約３０万人圏域）において、在宅の障害児（者）に対し、訪問や外来による療育指導や相談を行う体制整備を推進します。（再掲）
- (キ) 障害のある学齢児の生活を保障するために放課後児童クラブと放課後等デイサービスの連携と協力を進めます。
- (ク) 高次脳機能障害を有する障害児が適切な支援を受けられるよう、医療や療育などの関係者の理解を深めるとともに、地域における支援体制づくりを進めます。
- (ケ) 強度行動障害を有する障害児に対して、障害福祉サービス等において適切な支援ができるよう、人材育成等を通じて支援体制の整備を図ります。
- (コ) 障害のある人もない人も共に生きる共生社会の実現に向けて障害者差別の解消に取り組むほか、障害や障害者についての県民の理解を深めるため、障害者週間

などを中心に普及啓発に取り組みます。

- (サ) インクルーシブ教育システムの構築の視点に立った特別支援教育を推進するため、障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り共に過ごすための条件整備や一人一人のニーズに応じた連続性のある多様な学びの場の充実を図ります。
- (シ) 障害のある生徒の自立と社会参加を実現するため、企業や就労支援アドバイザーと連携しながら、特別支援学校の生徒の就労支援の充実を図ります。
また、障害者就業・生活支援センターにおいて、障害者の就業面や生活面での支援を一体的に行い、障害者の就業とその継続を進めます。
- (ス) 多様であることを認め合う豊かな共生社会の実現を目指し、障害者による芸術・文化・スポーツ活動の発表や体験の場を創出するとともに、障害者による芸術・文化とスポーツの魅力発信に取り組みます。
- (セ) 小児慢性特定疾病により長期療養を要する児童等の健全な育成を図るため、ピアカウンセリングなどの相談支援や日常生活に必要な生活用具の給付などの支援に取り組みます。
- (ソ) 43歳未満のがん患者が将来子どもを授かる可能性を残すため、卵子、精子等の凍結保存の費用の一部を助成します。(再掲)
- (タ) 医療的ケア児者への支援を推進するとともに、地域の支援体制整備の促進を図ります。
- (チ) 医療的ケア児が保育所等の利用を希望する場合に、受入れが可能となるよう、保育所等の体制を整備する市町村を支援し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図ります。

イ 発達障害者支援体制の整備

- (7) 発達に課題を抱えるこどもの早期発見と早期支援のため、乳幼児健診に関わる保健師や、保育士・幼稚園教諭、小学校教員、市町村職員等の資質向上と関係機関の連携を図ります。
- (4) 発達障害総合支援センターにおいて、発達が気になる子どもやその家族等から相談を受けるほか、関係機関に対して研修や助言指導を行います。

- (ウ) 地域の関係機関において、発達障害への適切な対応や親への支援ができるよう、医療・療育の専門職や、障害児通所支援事業所の職員等の人材を育成します。
- (エ) 保育所、幼稚園及び認定こども園から小学校へ継続的に支援が進められるよう、小学校教員を対象に研修を実施します。
- (オ) 発達障害の診療・療育を一貫して行う拠点施設である中核発達支援センターと、個別療育と親の子育て支援を行う地域療育センターを運営し、診療・療育体制の強化を図ります。
- (カ) 発達障害児を育てた経験のある親（ペアレントメンター）が、自らの経験や知識を生かし、同じく発達障害児を持つ親に対し相談支援を実施します。
- (キ) 19歳以上の発達障害者やその家族からの相談への適切な指導や助言、就労相談から職場定着まで総合的な支援に取り組めます。

（４）ヤングケアラーへの支援

- ア 埼玉県ケアラー支援条例及び埼玉県ケアラー支援計画の基本理念に基づき、ヤングケアラーや18歳からおおむね30歳代までの若者ケアラーを含めた全てのケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができるよう、支援体制の構築・強化を行います。
- イ ヤングケアラーに関する理解を促進するため、こどもたちや学校関係者をはじめ広く県民に対し広報・啓発を実施するとともに、福祉分野と教育分野の連携構築や、専門職、民間支援団体等への研修等を行い、ヤングケアラー支援体制の構築を支援します。
- ウ ヤングケアラーや若者ケアラーが抱える悩みや問題等について気軽に相談できる環境を整備します。

（５）ニート、ひきこもり、不登校等のこども・若者への支援

- ア 若者自立支援センター埼玉において、若年無業者（ニート）などの職業的自立に悩みを抱える若者とその家族を対象に就業支援を行います。
- イ ひきこもりに関する専門的な相談窓口を設置し、電話・来所・メール・訪問・Zoomにて、ひきこもり支援コーディネーターがひきこもりに悩む本人や家族等からの相談

に対応し、助言や情報提供など適切な支援を行います。相談窓口については、X での発信や YouTube 掲載の活動動画等を通じて周知を図ります。

ウ 不登校児童生徒等を支援するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置や生徒指導重点校の指定など、教育相談体制の整備・充実を図ります。また、「中一ギャップ」の解消を図るため、小中一貫教育構築の支援に取り組めます。

エ 進路、卒業に不安や悩みを抱える高校生と保護者・養育者、中途退学をした方を対象に「高校生活に関する相談会」を開催し、高校中途退学の防止と、中途退学後のフォローアップに取り組めます。

オ 不登校児童生徒の多様な学びの場の充実を図るため、市町村の設置する教育支援センターの機能強化に向けた指導・助言や学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）の設置促進、民間団体との連携による支援などに取り組めます。

（６）一人ひとりの状況に応じた支援

ア 若者自立支援センター埼玉において、若年無業者（ニート）などの職業的自立に悩みを抱える若者とその家族を対象に就業支援を行います。（再掲）

イ 社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者に対する支援を円滑かつ効果的に行うため、支援団体・機関のネットワークを形成し、関係機関の情報共有を図るとともに、支援者のスキルアップを図ります。

ウ いじめや不登校などについて、「彩の国 よりそうみんなの電話・メール教育相談」で相談を実施します。

エ 児童生徒の心理又は福祉に関する専門的な知識・経験を有する人材を活用するとともに、市町村が行う教育相談体制の整備を支援するなど、教育相談活動を推進します。（再掲）

オ 外国人児童生徒等が学校生活へ円滑に適応できるよう、日本語の指導を行うための教員等の配置や実践的な教員研修の実施、日本語指導が必要な児童生徒に対する特別の教育課程の編成など、教育支援の充実を図ります。

カ 学校や市町村等のニーズに応じた帰国児童生徒等支援アドバイザーの派遣や、県立高校への日本語支援員の配置を行うほか、児童生徒のニーズに応じた様々な言語でのニュースレターを発行して情報提供を行います。

- キ 日本語を母語としない子どもと保護者・養育者のために、日本の高校進学について多言語での説明・相談会を行うガイダンスを開催します。
- ク 外国人総合相談センター埼玉において、多言語による相談窓口として、生活相談のほか、入管相談、労働相談、法律相談や福祉相談などの専門相談に対応します。
- ケ 性的マイノリティの児童生徒への支援として、学校における様々な面から考えられる配慮について、児童生徒・保護者・養育者の心情等を踏まえつつ取組を進めていきます。
- コ 性的マイノリティについての正しい理解が進むよう、県民や企業に対する啓発を実施するとともに、専門窓口で性的マイノリティ当事者やその家族等からの相談に対応します。また、児童生徒の発達段階に応じた性の多様性に係る教育を行うとともに、教職員等を対象とした研修を実施し、性の多様性の尊重についての正しい理解を深めます。(再掲)
- サ 父母の離婚等により生じるこどもの貧困問題に対応するため、離婚前後親支援の取組を行います。
- シ 生活にお困りの方に対しては、自立相談支援機関において、一人ひとりの悩みに寄り添いながら相談支援を実施します。また、アウトリーチ等に携わる人材の養成を図る研修等を実施します。
- ス メタバース空間に、小学生から義務教育修了後の大学生程度までの子ども・若者が安心して気軽に参加でき、体験・交流・相談等の機能を備えた居場所であるバーチャルユースセンターを設置し、子ども・若者の意見を反映しながら運営します。また、市町村のユースセンター設置を後押しします。
- セ 市町村において、子どもや高齢者、障害者、生活困窮者などの各分野を超えた包括的な対応が必要なケースや各制度の狭間に陥りがちなケースなどに適切に対応できるよう、市町村における包括的な支援体制の構築を支援します。

5 児童虐待防止・社会的養育の充実

(1) こどもを虐待から守る地域づくり

ア 児童相談所の体制・機能強化

- (7) 児童福祉司や児童心理司などの専門職員の採用・育成を適切に行うとともに、スーパーバイザーや里親支援、市町村支援のための児童福祉司を適切に配置するなど職員体制の充実と組織体制の強化を図ります。
- (イ) 児童相談所の職員の専門性を高めるため、階層別研修や専門研修などを充実させます。
- (ロ) 児童相談所に警察官OBを配置し、児童福祉司と同行訪問するなどこどもの安全確認や安全確保の徹底を図ります。
- (エ) 医師や弁護士などの専門的知見を活かし、困難な事案への対応力の強化を図ります。
- (オ) 休日・夜間もつながる電話相談窓口を設置し、24時間体制で児童虐待通告への対応を行います。
- (カ) 虐待情報について、児童相談所と警察署間を直接システムでつなぎ全件共有を図ることにより、児童虐待に迅速かつ適切に対応します。また、警察と定期的に意見交換を行い、適切に運用します。
- (キ) 児童相談所の業務について、ICTや民間の力を活用し、円滑に遂行できるよう取り組みます。
- (ク) 児童相談所において、虐待を含む養育、非行、発達などこどもに関する県民からの相談に対して指導・助言をします。
- (ケ) 虐待（再発）防止のためには家族全体を含めた相談や支援を行うことが重要なことから、児童相談所の心理・家族支援機能を強化します。また、家族支援プログラムを用いて、虐待等により施設に入所したこどもを安全に家庭環境に戻す家族再統合を進めます。
- (コ) 中核市における児童相談所の設置について、県内中核市と継続的に意見交換を

し、設置を希望する中核市に対し、必要な支援や助言、情報提供などを行います。

イ 一時保護の充実

- (7) 一時保護を要する児童の安全確保やアセスメント（評価）が適切に行われるよう一時保護所の体制強化を図ります。
- (イ) 一時保護所に心理職員を配置するとともに、児童精神科医によるカウンセリングを実施し、虐待により心に傷を負ったこどものケアを行います。
- (ウ) 一時保護を必要とする、DVの被害者に同伴するこどもの心理的ケアや適切に教育を受けられる体制を整備します。
- (エ) 児童の学ぶ権利を尊重し、学習指導員の配置など、一時保護所における学習支援の充実に努めます。
- (オ) 一時保護所において、こどもの権利を尊重し環境改善に取り組むとともに、第三者による評価を実施するなどし運営改善に取り組みます。
- (カ) 児童養護施設等における一時保護のための施設整備を支援し、拡充に努めます。また、児童養護施設等や里親と連携する一時保護委託の充実に図ります。
- (キ) 社会的養護が必要なこどもの意見表明を支援する仕組み（アドボケイト制度）を構築します。（再掲）

ウ 虐待防止・早期発見・早期対応の推進

- (7) 子育てに悩む保護者・養育者、また、身の回りの出来事に関して悩みを抱えるこどもからの相談を受ける「子どもスマイルネット」について、相談者の気持ちに寄り添って話を聞き、いじめ、体罰、虐待などこどもに関わる様々な悩みに関する相談に対応するとともに、相談方法の拡大や関係機関との更なる連携を図ることなどにより、こどもが相談しやすい環境を整備していきます。（再掲）
- (イ) 埼玉県虐待禁止条例に基づき、児童虐待の通報等を行いやすい環境を整備するとともに、県民に対する虐待防止の普及・啓発等を行い、虐待の予防や早期発見・早期対応につなげます。
- (ウ) 妊娠や出産後の子の養育、経済的不安などに対応できる相談窓口について、母

子健康手帳副読本等により妊産婦やその家族へ情報提供を行います。(再掲)

- (エ) 保護者・養育者に対して各種のプログラムを実施し、親子関係の改善を図ります。
- (オ) 啓発リーフレットの配布やオレンジリボンの活用により、体罰禁止を含めた児童虐待防止に関する広報及び啓発活動を展開します。また、社会貢献活動と協働したオレンジリボンキャンペーンを展開します。
- (カ) 保育士・幼稚園教諭、民生委員・児童委員など児童福祉に関わる方などを対象とした研修を実施することにより、児童虐待に適切に対応できる人材を確保し、こどもを虐待から守る地域づくりを進めます。
- (キ) 小・中学校と市町村教育委員会の児童虐待対応担当者の資質向上を図り、関係機関等と連携してこどもを虐待から守る学校づくりを推進します。
- (ク) 教職員を対象に児童虐待を早期発見、早期対応する力を養成するとともに、関係機関等との連携などについて研修会を実施します。
- (ケ) 児童虐待の疑いのある事案の積極的な通告について、医療機関に対して啓発・周知を図ります。
- (コ) DVがある家庭における児童虐待の早期発見・早期介入のため、DVと児童虐待の特性や関連性に関する理解の促進を図るとともに関係機関との連携強化を図ります。
- (サ) DV被害母子の心のケアをすることで、DV被害母子の自立とこどもの健全な成長を支援し、将来的なDVの連鎖を防止する取組を進めます。またDV被害父子の相談に取り組みます。(再掲)
- (シ) DVがある家庭における児童虐待の早期発見・早期介入と被害親子に寄り添った保護が行われるように、配偶者暴力相談支援センター等の対応力向上のための研修を行います。
- (ス) 虐待情報について、児童相談所と警察署間を直接システムでつなぎ全件共有を図ることにより、児童虐待に迅速かつ適切に対応します。また、警察と定期的に意見交換を行い、適切に運用します。(再掲)

- (セ) 児童虐待による重大事例が発生した際は、第三者による検証委員会を設置して十分な検証を行い、再発防止策の策定を行います。

エ 市町村のこども家庭相談体制への支援

- (ア) 要保護児童を早期に発見し、適切かつ継続的な支援を行うため、各市町村に設置されている「要保護児童対策地域協議会」において情報交換や適切な役割分担による関係機関の連携強化を図るとともに、地域の実情を踏まえた支援を促進できるようにその運営について積極的な支援を行います。
- (イ) 児童相談の第一義的窓口を担う市町村の児童相談体制の強化のため、職員の資質向上に係る研修の実施など人材育成に取り組みます。また、市町村が相談等対応する児童・家庭について心理、精神保健の分野などでの専門的、技術的な助言を行えるよう支援します。
- (ウ) 妊娠・出産・育児に関する様々な相談にワンストップで応じ、母子保健機能と児童福祉機能との相互連携により、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行うこども家庭センターの設置・運営を支援します。(再掲)
- (エ) 養育支援が必要な家庭の早期把握・早期支援のため、市町村と医療機関の連携体制を整備するとともに、研修や事例検討会による市町村担当者の資質向上を図り、妊娠期からの支援の充実を図ります。
- (オ) 市町村による乳児家庭の孤立防止や養育上の諸問題への支援を図るための「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」及び「養育支援訪問事業」の実施に関し、家庭への支援が適切に実施されるよう、情報の提供その他の必要な支援を行います。(再掲)
- (カ) 児童家庭支援センターにおいてこども、家庭及び地域からの相談等に応じ、助言・指導を行うとともに里親を支援します。また、地域への支援を適切に行うことができるよう必要な支援を行います。
- (キ) 子育て家庭が地域で孤立しないよう、子育て中の親子が集い、相互交流できる地域子育て支援拠点を整備する市町村を支援するとともに、質の充実を図ります。
- (ク) 地域子育て支援拠点等相談支援機関の職員に対し、複合課題の対応や、地域の社会資源のネットワークを構築しコーディネートする能力を高める研修を実施します。

- (ケ) 市町村が児童福祉施設・里親等と連携して実施する短期入所生活援助（ショートステイ）事業及び夜間養護等（トワイライトステイ）事業の拡充を図り、家庭養育が適切に行われるよう支援します。
- (コ) 児童虐待の早期発見、早期対応を図るため、休日夜間に対応できる児童虐待専用の電話通告窓口を設置するとともに、子育てに悩みを抱える保護者・養育者や、こども本人からの相談に対して、SNSを活用した窓口を設置し、児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応を行います。
また、啓発リーフレットの配布等により、児童虐待防止に関する啓発活動を実施します。
- (ク) 市町村が実施する、訪問による生活の支援、学校や家以外のこどもの居場所支援、親子関係の構築に向けた支援といった地域子ども子育て支援事業について適切に行われるよう支援します。
- (ク) 生活に困難を抱える妊産婦等を母子生活支援施設等で受入れ、安心して出産、生活できる環境を整え、妊娠期からの支援の充実を図ります。

（２）社会的養育の充実

ア 里親等委託の推進

- (ア) 保護を必要とするこどもの里親委託を推進するため、里親への研修や委託後の訪問支援などを行う里親等委託調整員、親の理解を進める里親委託強化推進員を各児童相談所に配置し、里親制度の普及啓発を進めます。また、里親委託など家庭養育を推進するため児童相談所の職員体制の充実を図ります。
- (イ) 家庭引き取りが困難な場合、できる限り早い段階での乳幼児里親委託を推進します。
- (ロ) 未委託里親に社会的養育が必要なこどもの現状を知ってもらい、理解を深めてもらうため、未委託里親と施設入所児とのふれあい交流を進めます。
- (ハ) 未委託里親に対する委託中の里親宅での実習により委託の推進に取り組みます。また、委託後も定期的に訪問するなど切れ目のない支援を行います。
- (ニ) 児童養護施設等に専任の里親支援専門相談員を配置し、児童家庭支援センター

との連携と併せて、養育相談など里親の支援を強化します。

- (カ) 市町村、里親・児童養護施設等、民間団体、企業、メディア等と連携し、広く県民に里親制度の周知を図り、里親登録を促進します。
- (キ) 里親や里親に関心がある方の意見を聞き、里親委託の推進のための取組に活かします。
- (ク) 里親が養育の悩みを抱え込まないように、里親同士が情報交換できる体制づくりに取り組みます。
- (ケ) 家庭的な養育環境の体制整備を進めるため、ファミリーホーム開設の支援や、里親等の人材確保に取り組みます。

イ 特別養子縁組等の推進

- (7) 児童相談所において、パーマネンシー（永続的）保障としての普通養子縁組や特別養子縁組に関する相談・支援に取り組むとともに、養子縁組家庭も里親と同じ途中からの養育であることから、里親委託の場合と同様に継続的な支援を行います。また、民間あっせん機関に対し、特別養子縁組等に関する適切な手続や養親等への支援について助言・指導等を行います。
- (4) 思いがけない妊娠などで出産に悩みや不安がある妊産婦に対し、産科医療機関と連携して出産後の生活や特別養子縁組などの相談に応じます。また、市町村等とも連携し、相談窓口の周知や事業の理解促進を図ります。

ウ 児童養護施設等の体制整備、人材確保・育成

- (7) 児童養護施設等における児童の安全確保及び居住環境の向上のため、国の方針を踏まえ、施設の計画的な整備等を支援します。
- (4) 児童養護施設等において、国の方針及び本県の地域性を踏まえ、児童のニーズや施設の状況に応じて小規模化かつ地域分散化を促進します。
- (ウ) 児童養護施設等の一時保護のための施設の整備や里親支援専門相談員の配置による家庭養育の推進など、ニーズに合った多機能化を支援します。
- (エ) 児童福祉施設協議会等と連携して人材の確保や育成の取組を支援します。

- (オ) 児童養護施設等において個々のこどもに応じたきめ細かいケアができるよう職員体制を充実させ、機能の強化を図ります。(再掲)
- (カ) 児童養護施設等における心理担当職員の常勤化を促進し、体制の充実を図ります。
- (キ) 児童養護施設等のこどもに対する心理的ケア、乳児院等の乳幼児に対する心身障害・病虚弱乳幼児のケアを充実し、安全確保及び受入体制の強化を図ります。また、乳児院等の乳幼児の緊急受入及び重症心身障害児の受入体制の強化を図ります。
- (ク) 専門的ケアを行う児童心理治療施設の機能強化を支援するとともに、児童自立支援施設の充実を図ります。
- (ケ) 母子を分離せずに保護することができる児童福祉施設である母子生活支援施設について、ケアの充実及び施設の活用を図ります。また、母子生活支援施設を活用し、緊急を要する母子の一時保護を実施します。
- (コ) 被措置児童等虐待の未然防止を図るため、施設職員等の研修の充実を図るとともに、児童養護施設等への指導・支援をきめ細かく行います。
- (サ) 児童養護施設、関係する学校、市町村教育委員会の三者の連携強化と支援の充実を図ります。
- (シ) 児童養護施設の職員等を対象に、虐待を受けた児童生徒への効果的なケアの在り方について研修会を実施します。
- (ス) 児童・地域のニーズに応じて一時保護の充実、里親等の家庭支援、相談機能の充実など、児童養護施設等の多機能化を支援します。
- (セ) 児童養護施設等における一時保護のための施設整備を支援し、拡充に努めます。また、児童養護施設等や里親と連携する一時保護委託の充実を図ります。(再掲)
- (ソ) 児童家庭支援センターにおいてこども、家庭及び地域からの相談等に応じ、助言・指導を行うとともに里親を支援します。また、地域への支援を適切に行うことができるよう必要な支援を行います。(再掲)

- (タ) 児童養護施設等に専任の里親支援専門相談員を配置し、児童家庭支援センターとの連携と併せて、養育相談など里親の支援を強化します。(再掲)
- (チ) 国の方針や地域のニーズを踏まえ、被虐待児など処遇が困難な児童の受入を進めるため、県立児童養護施設の機能強化を図ります。
- (ツ) 障害児入所施設において、国の方針及び本県の地域性を踏まえ、できる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、ユニット化等によりケア単位の小規模化を促進します。

エ 入所児童等の自立支援

- (フ) 家庭での養育が困難な児童に対して共同生活を通じて就労援助や生活指導を行う自立援助ホームについて、開設支援、体制整備及び利用者に対するケアの充実を図ります。
- (イ) 児童養護施設等の入所児童に対して野外体験など多様な体験の機会を確保し、児童の健全な成長や自立を促します。
- (ウ) 児童養護施設等の入所児童等が自立後のイメージを持つことができるよう、社会人や退所者等との交流の機会の確保に取り組みます。
- (エ) 児童養護施設等の入所児童等に対する学習費等の支援を通じ、児童が高等学校等に通学し、希望に応じた進学・就職等の進路を選択できるように支援します。(再掲)
- (オ) 進学、就労が困難な児童養護施設等の入所児童等に対して、学習、就労、生活を支援する市町村などの関係機関と連携を図ります。
- (カ) 社会的養護が必要なこどもの意見表明を支援する仕組み（アドボケイト制度）を構築します。(再掲)
- (キ) 社会的養育を受けるこどもの権利をこども自身に伝えるため、全ての児童養護施設等入所児童及び里親等委託児童に「子どもの権利ノート」を配布・説明し、こどもが意見を述べることができる機会を確保します。(再掲)
- (ク) 児童養護施設退所者等が気軽に集い、相談できる居場所を提供するとともに、退所者や施設入所児童の個々のニーズに合った就労や自立のための支援を行い、

自立した社会人として安心して生活できる体制を構築します。

- (ケ) 児童養護施設等の退所者等に対して、退所者等の状況に応じて引き続き施設等に居住させることなどにより、自立のための支援を行います。
- (コ) 児童養護施設等の退所者等が円滑に自立生活を営めるよう、就学、就労、住宅、生活相談、資金貸付、身元保証など総合的な支援を行います。また、大学・専門学校等に進学した退所者等の就学と生活の両立を図るため、住宅と生活相談を一体とした支援を行います。(再掲)
- (サ) 児童養護施設等の退所者等のニーズに合った自立支援を行うため、入所者及び社会的養育経験者の意見を聞き、その取組に活かします。

6 こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

(1) こども・若者の自殺対策

- ア 若年層の自殺防止対策として、小学校4年生から高校生までの児童生徒を対象として、メッセージと相談窓口を記載したカードを配布するなど、自殺予防の啓発に取り組めます。
また、民間団体や関係機関との連携や活動費補助により、SNSや電話による相談事業に取り組めます。
- イ SOSの出し方に関する教育や、児童生徒1人1台端末等を活用した心の健康観察、教職員向け研修など、学校におけるメンタルヘルスリテラシーの向上に資する取組を実施します。

(2) インターネット対策の推進

- ア ネットアドバイザーを講師として、保護者・養育者やこどもたちにインターネットトラブル事例を踏まえた予防策や家庭内ルールの取決めを啓発し、保護者・養育者の見守る力とこどもたちのインターネットリテラシーの向上を図ります。
- イ フィルタリングサービスの利用など、インターネット上の有害情報や犯罪からこどもを守るための方策の普及・啓発に取り組めます。また、SNSなどインターネットに起因した犯罪からこどもを守るため、インターネットの適正な利用方法等についての講演などの啓発活動を通じて、こどもの情報モラル向上の気運の醸成を図ります。

- ウ サイバーパトロールや県民からの情報提供などに基づき、インターネット上に氾濫する違法・有害情報を把握し、事件化やプロバイダ等に対する削除等依頼により、違法・有害情報の排除に向けた取組を強化します。

(3) こども・若者に対する性犯罪・性暴力対策

- ア 埼玉県青少年健全育成条例に基づき、青少年の犯罪被害を防止するため、青少年の非行・被害防止特別強調月間キャンペーン、青少年健全育成キャンペーンでの普及・啓発に取り組みます。

- イ 性暴力等犯罪被害専用相談電話「アイリスホットライン」において、性犯罪・性暴力被害にあったこども・若者及びその家族等からの相談に応じ、被害の早期回復及び軽減がされるよう必要な支援を行います。

また、アイリスホットラインを紹介するカードを、学校を通じて生徒に配布するなどし、相談窓口の周知に取り組みます。

(4) 犯罪被害、事故、災害からこどもを守る環境整備

- ア 犯罪被害からこどもを守る環境整備

- (7) 犯罪被害からこどもを守るため、「埼玉県防犯のまちづくり推進条例」に基づき「犯罪を起こさせにくい地域環境づくり」を推進します。

- (イ) 地域で防犯パトロールやこどもの見守りを行う自主防犯活動団体「わがまち防犯隊」の活動を支援します。

- (ウ) こどもの危険回避能力を高めるため、防犯教室を開催し、防犯意識の高揚を図ります。

- (エ) 学校との連携によるこどもの犯罪被害防止対策や、PTA等の学校関係者、少年警察ボランティア、地域の青少年育成関係者、地域住民等との連携によるパトロール活動などの安全対策を推進します。また、学校と警察との橋渡し役としてのスクール・サポーターの効果的な運用を図ります。

- (オ) 児童生徒の心理又は福祉に関する専門的な知識・経験を有する人材を活用するとともに、市町村が行う教育相談体制の整備を支援するなど、教育相談活動を推進します。(再掲)

- (カ) 地域におけるこどもの身体やこころの健康、薬物乱用、性、非行、いじめ、こどもの権利の侵害等に関する相談体制の充実を図るとともに、インターネットの活用や学校における周知等を通じて、相談窓口等の情報提供に取り組みます。
- (キ) こども・若者支援に関する各相談機関担当者の研修等を実施して、相談機関担当者間や市町村間のネットワークづくりを支援し、効果的な相談対応を図ります。
- (ク) 困難を抱えた場合に適切に相談を行うことができるよう、能動的かつ適切に他者に頼る意識・態度や、ときに漠然とした自らの思いや状況等を言葉にできる力など、自ら考え自らを守る力を育成する取組を推進します。
また、児童生徒が消費者として自覚をもち、主体的に判断し責任をもって行動できるようにするために消費者教育を推進します。
- (ケ) DVの根絶に向け、被害者への支援として電話やインターネットによる相談体制の充実や相談担当者のスキルアップを図り、予防のための啓発活動に取り組みます。
- (コ) 複雑多様化する消費者問題に対応できる「自立した消費者」の育成を推進します。
- (サ) 情報社会で犯罪の被害者にも加害者にもなることを防止するため、インターネットを正しく安全に利用できるようにするための教育や啓発活動を推進します。
- (シ) ネットアドバイザーを講師として、保護者・養育者やこどもたちにインターネットトラブル事例を踏まえた予防策や家庭内ルールの取決めを啓発し、保護者・養育者の見守る力とこどもたちのインターネットリテラシーの向上を図ります。
(再掲)
- (ス) フィルタリングサービスの利用など、インターネット上の有害情報や犯罪からこどもを守るための方策の普及・啓発に取り組みます。また、SNSなどインターネットに起因した犯罪からこどもを守るため、インターネットの適正な利用方法等についての講演などの啓発活動を通じて、こどもの情報モラル向上の気運の醸成を図ります。(再掲)
- (セ) サイバーパトロールや県民からの情報提供などに基づき、インターネット上に氾濫する違法・有害情報を把握し、事件化やプロバイダ等に対する削除等依頼により、違法・有害情報の排除に向けた取組を強化します。(再掲)

- (リ) ネットいじめ・トラブルの未然防止を図るため、児童生徒のインターネット利用実態把握のためのサイトの監視を行い、必要な情報を市町村教育委員会、学校、児童生徒、保護者・養育者に発信するとともに、児童生徒自身が主体的に取り組む仕組みを構築します。
- (ル) 犯罪被害者等が受けた被害の早期回復及び軽減を図るため、アイリスホットラインによる相談対応や、彩の国犯罪被害者ワンストップ支援センターの支援体制強化など、犯罪被害者等支援に取り組めます。
- (ロ) 自転車盗など生活に身近な犯罪の被害防止対策の普及・啓発を図るとともに、防犯カメラの整備など犯罪を起こさせにくい地域環境づくりを支援します。
また、犯罪から子どもを守るため、SNS等を活用し、子どもを対象とした犯罪や防犯対策についてタイムリーな情報発信に努めます。
- (ハ) 埼玉県青少年健全育成条例に基づき、深夜外出や有害情報に接する危険性などを18歳未満の子どもや保護者・養育者に啓発するほか、コンビニエンスストアやカラオケボックスなどへの立入調査や指導等に取り組めます。
- (ヘ) 関係機関、事業者、青少年関係団体と連携し、20歳未満の喫煙・飲酒対策に取り組めます。
- (ニ) 子どもを含む県民を対象としたリーフレットの配布などにより、様々な依存症の予防及び依存症についての正しい理解の普及に取り組めます。
- (ホ) 学校における薬物乱用防止教室の開催などを通して、薬物乱用の未然防止を図ります。
- (ニ) (成年年齢の引下げに伴う) 消費者教育の一環として、消費相談窓口の周知等の取組を推進します。
- (ヌ) 不同意わいせつ等の性犯罪に対しては、撲滅に向けた社会機運の醸成を図るため広報啓発活動を推進するとともに若者を中心とした性犯罪被害者を生まないためにも関係機関と連携した防犯対策を進めます。
- (ネ) 少年が、いわゆる「闇バイト」に安易に応募し、犯罪に加担しないよう、学校、教育委員会と連携し、非行防止教室等による情報リテラシー教育を推進するとともに、SNSやホームページ等を活用した情報発信等の広報・啓発を推進します。

- (ノ) SNS等を通じた闇バイトなどの新たな課題について、関係機関と連携し、教職員や児童生徒及びその保護者・養育者への啓発を行います。

イ 事故・災害から子どもを守る環境整備

- (ア) 子どもに対する交通安全教育を推進するため、交通安全教育に当たる交通安全ボランティア等の育成・支援に努めます。
- (イ) 「交通安全教育指針」に則した年齢、通行の態様に応じた体系的な交通安全教育を推進して、交通ルールの周知を図ります。
- (ウ) 交通事故発生時における被害軽減等、チャイルドシートの必要性について、あらゆる機会を通じて周知するとともに、着用率の向上に努めます。
- (エ) 子どもに対し、交通安全教育等を通じて、自転車の交通ルールや安全な乗り方について指導するとともに、自転車ヘルメットの着用と反射材の普及を促進します。
- (オ) 子どもに対する自転車運転免許制度の普及や「自転車安全利用五則」等を用いた啓発活動を展開して、交通ルールの周知を図り、自転車の安全利用を促進します。
- (カ) 県、県警察、県教育委員会、市町村、市町村教育委員会、関係機関・団体が連携して、交通安全運動などの交通安全対策に取り組むとともに、交通安全教室の実施などを通じて、こどもの自転車や自動二輪車等による交通事故の防止とマナー向上に努めます。また、事件、事故、災害から身を守るため、学校で行う安全教育を通じて、児童生徒が自ら危険を予測し、回避する能力を育成します。
- (キ) イツモ防災講座の実施支援や防災マニュアルブック配布などにより、若い世代に対して防災に関する知識の普及啓発を図ります。

(5) 非行防止と立ち直り支援

ア 非行防止の取組の推進

- (ア) 埼玉県青少年健全育成条例に基づき、深夜外出や有害情報に接する危険性などを18歳未満の子どもや保護者・養育者に啓発するほか、コンビニエンスストアやカラオケボックスなどへの立入調査や指導等に取り組みます。

学校が保護者・養育者、地域、警察等の関係機関と連携して児童生徒を対象とした非行防止教室を実施し、非行・問題行動等の予防・根絶を目指します。

生徒の非行・問題行動が深刻化している中学校等からの要請に基づきスクール・サポーターを派遣し、教職員や保護者・養育者等と連携して学校運営の正常化に向けた支援を行います。

- (イ) 青少年の非行を防止するため、青少年育成埼玉県民会議が市町村や青少年育成推進団体等と連携して実施する非行防止パトロール活動を積極的に支援し、地域ぐるみでの非行防止活動を推進します。

- (ウ) 少年警察ボランティアや市町村の非行防止ボランティア、学校など関係機関と連携して街頭補導活動を積極的に推進し、少年の非行防止に取り組めます。

また、関係する業界団体の自主的な取組を積極的に促進するとともに県と業界団体との連携を強化し、青少年の健全育成に取り組めます。

- (エ) 関係機関、事業者、青少年関係団体と連携し、20歳未満の喫煙・飲酒対策に取り組めます。

薬物乱用防止の啓発活動や保健所等における相談などを通じて、薬物乱用の未然防止を図ります。また、麻薬などの取扱施設に対する監視指導や乱用薬物に係るインターネット監視などの取締りを徹底します。

学校における薬物乱用防止教室の開催などを通じて、薬物乱用防止教育の充実に取り組めます。

イ 立ち直りに向けた支援

- (ア) 少年相談や親子カウンセリングを通じて、非行などの問題を抱える少年の立ち直りを支援するとともに、非行少年の立ち直りに関する相談を実施し、保護者・養育者等の支援に取り組めます。

また、県内の企業や団体の協力により、非行少年が社会活動や就労等の体験を通して社会とのつながりを自覚する取組を実施するとともに、専門家等による講演、同じ悩みを持つ方と意見交換できる体験交流会を実施し、非行少年の立ち直りを促進します。

さらに、関係機関が連携して支援できるよう、支援団体間のネットワーク形成や支援者のスキルアップを図るほか、再非行防止に向けた地域の機運醸成を推進します。

- (イ) 再犯防止対策を推進するため、埼玉県再犯防止推進関係機関連絡会議を設置するとともに刑事司法関係機関と地域の社会資源をつなぐネットワークの構築を行

います。

7 こども・若者、子育てにやさしい社会づくりの推進

(1) こどもまんなか社会への気運醸成

- ア こども・若者の有する権利についての関心や理解が深まるよう広く県民に対し、こども基本法や埼玉県こども・若者基本条例等に関する情報発信を行うことを通じて、こども・若者が健やかに成長し、誰もがこども・若者、子育て当事者にやさしい社会づくりを進めます。
- イ 「こどもまんなか応援サポーター」の宣言を行い、全てのこども・若者の利益を第一に考え、こども・若者が健やかに成長できる社会を実現するためのアクションに取り組めます。
- ウ 出合いの機会の提供や、これから結婚する方への新生活の支援等を通じて、結婚を望む方の希望実現を進めます。
- エ 「パパ・ママ応援ショップ」（子育て家庭への優待制度）等の子育て世帯を応援する取組により、社会全体で子育て家庭を支える気運を高めます。
- オ 20年、30年先の将来においても地域の活力を維持し、こども・若者や子育て世帯を含めた誰もが安心・快適に暮らせる持続可能なまちづくりを進める「埼玉版スーパー・シティプロジェクト」を推進し、社会全体でこどもや子育て当事者を支える気運を醸成します。

(2) こども政策DXの推進

- ア こども等の意見を施策に反映するため、WEBシステムを活用してこどもや子育て当事者等からの意見を聴取します。
- イ 子育て関連事業者における働き方改革や利用者の利便性向上のため、保育所等でのICT導入及び活用促進を行います。
- ウ 子育て世帯の利便性向上のため、子育てに係る行政サービスのオンライン化を市町村に働きかけます。
- エ 結婚を希望する男女に、デジタル技術を活用した結婚支援を行います。

オ メタバース空間に、小学生から義務教育修了後の大学生程度までのこども・若者が安心して気軽に参加でき、体験・交流・相談等の機能を備えた居場所であるバーチャルユースセンターを設置し、こども・若者の意見を反映しながら運営します。また、市町村のユースセンター設置を後押しします。（再掲）

（３）こどもにとって安全・安心なまちづくりの推進

ア 市町村のコンパクト、スマート、レジリエントの３つの要素を兼ね備えたまちづくりを県が支援する「埼玉版スーパー・シティプロジェクト」を推進し、こども・若者や子育て世帯を含めた誰もが安心・快適に暮らせる持続可能なまちの実現を目指します。

イ こどもが被害者となる犯罪、特にこどもの通学路となる道路や遊び場である公園などの公共空間で発生する犯罪からこどもを守るため、「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」に基づき、防犯のまちづくりに向けた環境整備と市町村や施設管理者への助言に取り組みます。

ウ こどもが通う施設について、敷地内の安全点検など安全管理を進めるとともに、長期保全に資する改修工事やバリアフリー化などを推進し、安全で快適な環境を整備します。

エ 通学途中のこどもが犠牲になる交通事故が全国的に多発しており、次代を担うこどもを交通事故から守るため、通学路の歩道整備を推進します。

オ 駅、官公庁施設、病院等を相互に連絡する道路について、通行空間の確保やバリアフリーに配慮した交通安全施設の整備を行い、移動等の円滑化を推進します。また、生活道路における通過車両の進入や速度の抑制、幹線道路における交通の流れの円滑化などを推進します。

カ 小・中学校等の通学路や未就学児が園外活動等で使用する道路等について、点検等の結果を踏まえ、交通安全施設等の整備を行い、こどもの安全な通行空間を確保します。

（４）子育てしやすい住環境の整備

ア 県営住宅について、子育て世帯向けの専用募集枠を設定するなどにより子育て家庭の居住の安定確保に努めます。

イ 既存県営住宅の建替えの際にバリアフリー化等を図ることにより、居住水準を向上させ子育てしやすい住環境の整備を推進します。

ウ 同居・近居などにより子育て世帯の住み替えを促進します。

エ 県営住宅の建替えにより生み出した土地を活用し、民間事業者が整備・運営する子育て支援施設などを誘致します。

オ 市町村や民間企業などと協働して、官公庁施設や民間企業施設などのおむつ替えや授乳のできるスペースを「赤ちゃんの駅」として登録し、乳幼児がいる子育て家庭が安心して外出できる環境づくりを進めます。

カ 妊産婦やこどもが円滑に利用できる建築物や公共交通の整備を促進するとともに、妊産婦など歩行が困難な方や移動に配慮が必要な方のための駐車区画「埼玉県思いやり駐車場」の拡充などの福祉のまちづくりに関する施策を推進します。また、エスカレーターは左右両側に立ち止まって利用するなど、安全な利用に向けた啓発を実施します。

キ こどもや家族連れの方が集い、遊べる場を提供できるように、県営公園の整備拡充を図ります。

8 結婚・出産の希望実現

(1) 結婚を望む人への支援

ア 「結婚・妊娠・出産・子育て応援公式サイト」から、結婚を希望する方へ出会いの機会や結婚等に関するセミナー、イベント等の情報を発信します。

イ 官民連携の結婚支援の取組である「SAITAMA 出会いサポートセンター」を県内市町村や民間企業等とともに運営し、結婚を希望する方の出会いから結婚までの支援を行います。

ウ 結婚に伴う新生活のスタートを経済的に支援するために、市町村による「結婚新生活支援事業費補助金」を活用した所得の低い世帯に対する助成（新居の家賃・引っ越し費用等）の実施を促進します。

エ 結婚を希望する男女を後押しして、様々な出会いの場やきっかけづくりの機会を創

出します。

(2) 不妊・不育症に悩む人への支援

- ア 不妊、不育症に悩む方の精神的負担の軽減を図るため、専門職による相談を実施します。
- イ 不妊検査及び不育症検査に要する費用を助成し、早期受診を促進させます。
- ウ 不妊治療の相談窓口である保健所等関係機関において、ポスターの掲示やリーフレットの配架等を行い、里親制度等についての情報提供を行います。

(3) プレコンセプションケアの推進

- ア 思春期にある子どもや母子保健関係者等に対し、母子保健に関する正しい知識（妊娠・出産、避妊や不妊、人工妊娠中絶、性感染症など）の普及・啓発を行います。
- イ 思春期の子どもを対象とした講座や思春期保健関係者を対象とした研修を通して、子どもたちが妊娠・出産に関する正しい知識を身につけ、将来のライフプランを考える機会となるよう知識の普及啓発を行います。

9 「子育て」と「子育て」の支援

(1) 家庭の子育て力の充実

ア 家庭の子育て支援

- (7) 市町村、保育所、幼稚園、認定こども園等と連携して、県が作成した「親の学習」プログラムを活用し、子育て中の親を対象とした「親が親として育ち、力をつけるための学習」を推進します。
- (イ) 保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点などにおいて、家庭や地域と連携し、子育てに関する相談や保護者・養育者の保育参加の実施の場の提供などにより、保護者・養育者の不安や孤立感の解消を図るなど子育ての支援を行う市町村等を支援します。
- (ウ) 家庭教育支援に興味のある方々を対象に、「親の学習」など家庭教育に関するアドバイザーの養成研修を実施します。また、研修を修了したアドバイザーは、県

内各地からの要望に合わせて、講座、親子体操などの家庭教育に関する学習を支援します。

- (エ) 地域や学校の実態に合ったPTA活動や、保護者・養育者と学校が一体となった取組を支援します。
- (オ) ネットアドバイザーを講師として、保護者・養育者やこどもたちにインターネットトラブル事例を踏まえた予防策や家庭内ルールの取決めを啓発し、保護者・養育者の見守る力とこどもたちのインターネットリテラシーの向上を図ります。
(再掲)

イ 家庭における食育の推進

- (ア) 食べ物をおいしくいただくことを通して、食は「いのち」をいただくこと、いろいろな人たちのおかげで食べられること、食べられる環境に生まれ育ったことなどへの感謝の気持ちを育む取組を進めます。
- (イ) こどもに望ましい食習慣を身に付けさせるため、学校や保育所等と家庭とが連携し、食育を推進する取組を支援します。

(2)「孤育て」にしない地域の子育て力の充実

ア 子育て家庭を支える社会的気運の醸成・地域の子育て支援ネットワークの活性化

- (ア) 企業等と連携し、「パパ・ママ応援ショップ」、「赤ちゃんの駅」などの一層の拡大を図るなど、社会全体で子育て家庭を支える気運の醸成を図ります。
- (イ) 広く子育て支援に関するNPO関連の情報発信をするとともに、子育てに関する課題を解決しようとしているNPOに対し、必要に応じて他のNPOや専門家、活動資金等をつなぐ取組を進めます。
- (ウ) 地域の子育て支援など地域活動やボランティアに関心のある高齢者が活動に参加できるきっかけづくりなどの支援を行います。
- (エ) ボランティア活動など地域福祉活動の支援やボランティア参加の促進を図ることにより、地域住民が支え合う社会の構築を推進します。

イ 地域の子育て支援事業・アウトリーチ支援 * の充実

* 「アウトリーチ支援」…支援の対象となる人のところに支援者が出向く、訪問型の子育て支援。(様々な事情により地域から孤立しがちで、自ら積極的に支援を求めることが困難な状況にある家庭への支援については、地域子育て支援拠点などの「通所型」支援では対応ができないため、「アウトリーチ型」の支援が求められている。)

- (7) 子育て家庭が地域で孤立しないよう、子育て中の親子が集い、相互交流できる地域子育て支援拠点を整備する市町村を支援するとともに、質の充実を図ります。(再掲)
- (イ) 地域で子育て支援を行いたい方と支援を受けたい方とをコーディネートし、地域での子育ての支え合い機能を調整するファミリー・サポート・センター事業を実施する市町村を支援します。
- (ウ) 子育て家庭に寄り添って保護者・養育者を支えられる人材や、こどもの健やかな成長を支える環境づくりができる人材を育成するため、保育所、認定こども園、地域子育て支援拠点や児童館の職員、ファミリー・サポート・センター事業に関わるコーディネーターなどを対象とした研修を実施します。
- (エ) 妊娠・出産・育児に関する様々な相談にワンストップで応じ、母子保健機能と児童福祉機能との相互連携により、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行うこども家庭センターの設置・運営を支援します。(再掲)
- (オ) 子育て家庭が抱える複雑な悩みにきめ細かく対応できる体制を整備します。こども家庭センターをはじめ母子保健施策と子育て支援施策が連携して、ひとり親家庭や多胎児家庭など、支援を必要とする様々な子育て家庭のニーズを把握し、支援の実施を目指します。
- (カ) 市町村において、こどもや高齢者、障害者、生活困窮者などの各分野を超えた包括的な対応が必要なケースや各制度の狭間に陥りがちなケースなどに適切に対応できるよう、市町村における包括的な支援体制の構築を支援します。(再掲)
- (キ) 学校の教育活動の活性化と家庭・地域の教育力の向上を図るため、地域住民・保護者・養育者がボランティアとして学校の教育活動を支援する「学校応援団」の活動の活性化を推進し、学校・家庭・地域が一体となってこどもの健全育成を図ります。

- (ク) 教育に対する県民の理解と関心を一層深めるとともに、学校・家庭・地域社会が一体となって教育に関する取組を推進します。
- (ケ) 孤立しがちな子育て家庭を地域の支援に繋ぎ支えるなど、地域で子育て支援の橋渡しを行うNPOの活動を支援します。
- (コ) 市町村が児童福祉施設・里親等と連携して実施する短期入所生活援助（ショートステイ）事業及び夜間養護等（トワイライトステイ）事業の拡充を図り、家庭養育が適切に行われるよう支援します。（再掲）
- (カ) 市町村による乳児家庭の孤立防止や養育上の諸問題への支援を図るための「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」及び「養育支援訪問事業」の実施に関し、家庭への支援が適切に実施されるよう、情報の提供その他の必要な支援を行います。（再掲）
- (シ) 子育て中の親に寄り添うための訪問支援活動を行う市町村を支援し、孤立感やストレスを感じている子育て家庭を支援します。

ウ 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の充実

- (ア) 放課後児童クラブの待機児童対策を進めるため、「埼玉県放課後児童クラブガイドライン」に定める基準を踏まえた新設・改修整備等の支援により、市町村のニーズを踏まえた受入枠の確保を図ります。
- (イ) 放課後児童クラブを利用するこどもが安心・安全に過ごせるよう、「埼玉県放課後児童クラブガイドライン」を通じた助言を行うなど、実施主体である市町村と連携して設備・運営基準の維持・改善を含めた放課後児童クラブの環境整備を進めます。
- (ウ) 放課後児童クラブの利用を希望する障害児の受入を進めるとともに、円滑な受入を行うため、放課後児童支援員を対象とした専門的知識の習得を図るための研修を行うとともに、対応する放課後児童支援員等の確保に努める市町村を支援します。（再掲）
- (エ) 放課後児童支援員等について、国の制度・施策を活用した処遇改善及び就職フェアの開催、保育士養成校へのアプローチ等を進めるなど適切な人材の確保のための取組を進めます。

- (オ) 放課後児童支援員等に対し、こどもの発達に関する知識、配慮を必要とするこどもへの対応、保護者・養育者・関係機関との連携や組織のマネジメントなどキャリアに応じて必要となる能力を身に付けるための研修を実施し、人材育成を支援します。
- (カ) 新たに放課後児童クラブを設置するため、新設や学校の余裕教室等を活用した改修整備を行う市町村や、放課後児童クラブでの児童の健全な育成を図る活動に取り組む市町村を支援します。
- (キ) 市町村において、放課後児童クラブと放課後子供教室が連携して実施できるよう、それぞれの職員等を対象とした合同研修を開催するなど、福祉部局と教育委員会が連携して市町村を支援します。
- (ク) 放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、地域の方々の参画を得て、こどもたちに学習や様々な体験・交流活動の機会（放課後子供教室等）を提供し、地域全体でこどもたちの成長を支える多様な活動を推進する市町村を支援します。

（３）質の高い幼児教育・保育の充実

ア 多様な保育ニーズに応える受け皿の確保

- (ア) 市町村の保育ニーズを踏まえた保育施設整備を支援し、保育所等の待機児童対策を推進します。
- (イ) 幼稚園、保育所及び地域子育て支援の機能を兼ね備え、幼児教育と保育の一体的な提供を図る「認定こども園」の整備を支援し、待機児童対策を推進します。
- (ウ) 乳幼児に対する保育が適切かつ継続的に提供されるよう小規模保育事業等の連携施設の確保を促進します。
- (エ) 就業形態の多様化に対応するため延長保育の実施を促進します。
- (オ) 病気になったこどもをやむを得ない理由により看病できない場合に備えて、通常の保育所では対応できない病児保育施設の整備を促進します。
- (カ) 保護者・養育者の病気や冠婚葬祭など日常生活上の突発的な事情や社会参加、育児疲れなどに対応するため、こどもを一時的に預かる事業の拡充に努めます。

- (キ) 全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、親の就労状況にかかわらない支援の充実を図るため、保育所等において、令和8年度から開始される乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施を推進します。
- (ク) 市町村と連携し、幼児教育・保育の無償化を着実に実施し子育てに係る経済的負担を軽減するとともに、良質な幼児教育・保育環境の整備を進めます。
- (ケ) 障害のある乳幼児の健全な発達を促進するため、そのこどもの障害特性を理解し、こどもに寄り添った幼児教育・保育の機会の充実を図ります。（再掲）
- (コ) 幼稚園における預かり保育の充実が図られるよう、幼稚園を支援します。

イ 保育人材の確保

- (7) 保育の専門性を高める研修等の実施により保育士の資質の向上を図ります。
- (イ) 保育所等に勤務する職員の働きやすい職場環境づくりを進める市町村や保育所等の取組を支援し、保育士の処遇改善や職場定着を推進します。
- (ウ) 保育士・保育園支援センターや県内ハローワーク、保育士養成施設と連携し、新たに保育士となる人材の県内保育所等への就職を支援するとともに、潜在保育士の再就職支援に取り組みます。

ウ 保育環境の向上

- (7) 幼稚園・保育所・認定こども園と小学校の教職員の合同研修会を実施するなど、幼児期の教育から小学校への接続を円滑にし、小学校入学時の生活の充実を図ります。また、小学校入学までにこどもたちに身に付けてほしいことをまとめた子育ての目安「3つのめばえ」の活用を促進し、幼児期の教育の一層の充実を図ります。
- (イ) 幼稚園教育要領、保育所保育指針や幼保連携型認定こども園教育・保育要領の内容を踏まえ、幼稚園・保育所・認定こども園において、家庭や地域と連携・協力しつつ、「生きる力」の基礎を育む幼児教育・保育を推進します。
- (ウ) 保育所等における事故防止を図るとともに、感染症への対応についての取組を支援します。また、アレルギー等に対応した特別給食を提供する取組を支援し、

健康・安全な保育環境の確保に努めます。

- (イ) 国が定める児童福祉施設設備運営基準を超えて保育士を配置できるように支援します。
- (ロ) 市町村と連携し、企業主導型保育事業を含む認可外保育施設の質の確保、向上が図られるよう支援します。
- (ハ) 保育所の第三者評価の取組を支援し、保育サービスの向上に努めます。

(4) 学校教育の充実

ア 確かな学力の育成

- (ア) 児童生徒に対するきめ細かな指導を実現するため、少人数指導や習熟度別指導、補充的指導など「個に応じた指導」を進めます。
- (イ) こどもたちの学習意欲を高め、確かな学力を身に付けさせるため、教員研修などを充実させ、基礎的・基本的な知識及び技能の習得、思考力・判断力・表現力等の育成、学びに向かう力・人間性の向上を図る指導方法等の工夫・改善に取り組めます。
- (ロ) 児童生徒同士が相互に意見を述べることで課題を多面的に捉え、より質の高い思考力・判断力・表現力等を身に付ける「協調学習」に取り組むなど、授業改善を推進します。
- (ハ) 児童生徒のコミュニケーション能力や問題発見・解決能力、情報活用能力など、将来の予測が困難な時代を生きていくための基礎となる資質・能力を育成するため、大学や研究機関、企業と連携した取組を進めます。
- (ニ) 小・中学校段階の学習内容を確実に身に付けることができるよう、児童生徒や学校の実態を把握し、指導方法の工夫改善を図り、児童生徒一人一人を確実に伸ばす教育を実践します。また、学校生活になじめない児童生徒に対しても、小・中学校段階の教育の機会の確保を推進します。
- (ホ) 専門高校等において企業や関係機関等と連携し、職業教育の充実を図り、専門的知識、技術及び技能の向上を図るなど、特色・魅力ある教育活動を推進します。

- (キ) 地域の課題や特性に応じて設定したSDGsのテーマに基づき、地域の企業、団体等と連携した教科等横断的な視点による教育課程の編成・実施を支援します。

イ 特別支援教育の推進

- (7) 特別支援教育推進専門員、臨床心理士など専門家による巡回支援や、特別支援学校のセンター的機能の活用を進めるとともに特別な教育的支援を必要とする児童生徒や幼児への切れ目のない支援体制を整えます。
- (イ) 各市町村との連携の下、学校において障害のあるこどもと障害のないこどもが共に学ぶ支援学習や心のバリアフリーを育む交流及び共同学習の充実を図ります。

ウ 豊かな心を育む教育の推進

- (7) こどもの夢と豊かな心を育むため、道徳の授業などにおいて、専門的な知識を有する外部講師を招いて講演会などを実施します。
- (イ) 全ての児童生徒が、在学中に自然体験、職場体験、勤労・生産体験、社会奉仕体験や世代間交流を行うなど、家庭・地域・企業・NPOなどと連携して、発達の段階に応じた様々な体験活動を進めます。
- (ウ) 学校単位に農園を設置し、児童生徒が複数の農業体験活動を通して、命や自然、環境や食物などに対する理解を深めるとともに、情操や生きる力を身に付けることをねらいとした「学校ファーム」を支援します。
- (エ) 学校と美術館等や文化芸術団体との連携を図り、文化芸術教育や体験活動を行う機会の充実を図るとともに、児童生徒が学んだ成果を社会に発信することを進めます。
- (オ) 家庭の生活習慣等に関する質問調査の結果を、小学校4年生から中学校3年生まで毎年度継続して本人・保護者・養育者・学校が共有・活用するなどの取組により、児童生徒一人ひとりの規律ある態度の育成を図ります。
- (カ) 本県独自の道徳教材「彩の国の道徳」を活用します。特に、小・中学校においては「特別の教科 道徳」を要として、発達段階に応じた道徳教育の取組を推進するとともに、家庭用「彩の国の道徳」を活用し、家庭・地域・学校が連携した道徳教育を推進します。

- (キ) 学習活動、安全確保、環境整備等のボランティアとして保護者・養育者や地域住民の参加を積極的に進めるとともに、学校以外の人的・物的資源を活用した実社会からの学びの充実を図るなど、「学校応援団」の活動の活性化を推進し、学校・家庭・地域が一体となったこどもの育成を支援します。
- (ク) 地域とともにある学校づくりに取り組むコミュニティ・スクールの設置を促進するとともに、幅広い地域住民の参画により子どもたちの成長を支えていくため、学校と地域が相互にパートナーとして活動を行う地域学校協働活動の普及啓発を行います。また、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支えていく社会を実現するため、学校を核とした地域づくりに取り組む市町村を支援します。

エ いじめ・不登校・中途退学の防止及び対応、人権を尊重した取組の推進

- (7) いじめや不登校などについて、「彩の国 よりそうみんなの電話・メール教育相談」で相談を実施します。(再掲)
- (イ) こどもたちの悩み相談を電話やチャットで受け止める「さいたまチャイルドライン」の実施主体であるNPO等の団体の活動を支援します。
- (ウ) 児童生徒の心理又は福祉に関する専門的な知識・経験を有する人材を活用するとともに、市町村が行う教育相談体制の整備を支援するなど、教育相談活動を推進します。(再掲)
- (エ) いじめや虐待、体罰などのこどもの権利侵害に対応するため、相談窓口を設置し、こどもの気持ちを最優先に考えて相談を実施します。
- (オ) ネットいじめ問題を解消するため、関係機関と連携し、教職員への研修を実施するとともに、保護者・養育者や児童生徒への啓発を行います。
- (カ) 「いじめ撲滅強調月間」(11月)を中心とした「いじめ撲滅キャンペーン」を通じて、いじめ問題の解決に社会全体で取り組む気運の醸成を図ります。
- (キ) 児童生徒の豊かな人権感覚を育むため、参加体験型学習を取り入れた「人権感覚育成プログラム」の活用を推進します。
- (ク) こどもの権利侵害の問題を解決するため、子どもの権利擁護委員会において子どもから意見聴取を行い、調査や是正の働き掛けを行うなど、こどもの権利擁護

に取り組めます。(再掲)

- (ケ) 教職員に対する研修や教育相談体制の充実を図り、いじめの未然防止、早期発見・早期対応につながる取組を推進します。

また、埼玉県いじめ問題対策会議等を通じて、関係機関が一体となって、いじめ問題の根絶に取り組めます。

- (コ) 学校における体罰等を防止するため、集合研修及び各所属で行う職場内研修において、「不祥事防止研修プログラム」を活用した研修を定期的、継続的に実施し、教職員の倫理観の向上を図ります。

- (カ) 「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」に基づき、教育職員等に対する啓発及び児童生徒等からの相談窓口の設置など、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に取り組めます。

- (シ) 全ての県民がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会の実現に向けた人権啓発に取り組めます。

オ 学校・地域と連携した非行・問題行動の防止及び対応

- (ア) 学校、警察等による非行防止のためのネットワークづくりや中学校等からの要請に基づくスクール・サポーターの派遣等に地域の関係機関・団体が連携して取り組めます。

- (イ) いじめ・非行・問題行動等を防止し、有害環境から子どもを守るため、家庭・地域と協力した取組を推進するとともに、関係機関と連携した体制の充実を図ります。

- (ウ) 非行防止教室や薬物乱用防止教室を充実させるとともに、保護者・養育者の参加も促し、非行・問題行動の未然防止に取り組めます。

- (エ) 少年・保護者・養育者の相談を受け、専門知識を有する職員や少年非行の取扱い経験の豊富な職員による指導・助言を実施します。

- (オ) 関係行政機関や民間団体等と連携してキャンペーンを行うなど、非行防止の啓発に取り組めます。

- (カ) 非行等の問題を抱える青少年を対象に、関係行政機関や民間団体等と連携し、

相談や社会体験等を行い、立ち直りを支援します。

カ 学校における食育の推進

- (7) こどもたちに望ましい食習慣が身に付くようにするとともに、自ら「食」を選択する力を育むため、学校・家庭・地域が連携し、食育の推進に取り組みます。
- (4) 学校給食における地場産物の活用を推進し、食に対する理解と関心を高める取組を進めます。

キ 日常生活能力の習得

- (7) こどもたちに身に付けさせたい生活習慣や学習規律を確実に身に付けさせる取組を推進するとともに、健康の保持促進を図るため、家庭、学校、保育所、地域等が連携した食育の取組を推進します。
- (4) 規範意識や思いやりの心、コミュニケーション能力を育てるため、本県独自の教材を活用した道徳教育、非行防止教育、インターネットの適切な利用に関する情報モラル教育を推進します。
- (5) 性別による固定的な役割分担の見直しにつながる意識啓発や、性の多様性に関する啓発等を行い、性別に関わらず活躍できる環境の整備を推進します。
また、学校の教育活動を通じて、男女共同参画の視点に立った教育の充実を図るとともに、児童生徒の発達段階に応じた性の多様性に係る教育を行います。

ク 健康教育の推進と健康の確保・増進等

- (7) 児童生徒が生涯を通じて心身の健康を保持増進するための資質・能力を育成することを目指し、また、複雑化・多様化する児童生徒の現代的な健康課題に対応するため、がんや薬物乱用防止、心の健康に関する指導など学習指導要領に基づく、保健教育や健康相談、保健指導、健康診断等の保健管理、保健組織活動等の学校保健の充実を図ります。
- (4) 薬物乱用を防止するため、児童生徒が薬物に関する正しい知識等を身に付ける教育の充実に取り組みます。また、薬物乱用を防止するため関係機関と連携し、麻薬などの取扱施設に対する指導・取締等や啓発、薬物相談を実施します。
- (5) 小・中・高等学校等において、学習指導要領に基づく性に関する指導に加え、

早期から発達の段階に応じて、性に関する知識や態度と生命の尊さなどを関連付けて学ぶ「生命（いのち）の安全教育」及び人権教育により、こどもや保護者、関係者の理解を得ながら、身体や生殖の仕組み、人間関係や人権、ジェンダー平等、暴力と安全確保、健康と幸福を含め、性に関する知識を包括的に学ぶことができる教育を推進します。

- (エ) 教員の負担軽減に配慮しつつ部活動に係る指導の充実を図ることや、地域のスポーツ大会への参加を通して、生徒の体力向上や豊かな心を育成するとともに、スポーツの楽しさや喜びを実感できる取組を推進します。
- (オ) 体力・運動能力に関するデータ等や実践研究の活用、指導方法の工夫・改善及び教職員研修等の充実により、児童生徒一人一人の総合的な体力の向上と運動好きな児童生徒の育成を図る取組を推進します。

ケ 思春期の健康の確保

- (7) 予期せぬ妊娠等により、身体的、精神的な悩みを抱えた妊婦や若年の男女等が身近な地域で必要な支援を受けられるよう、相談体制の充実などの取組を推進します。
- (イ) 思春期にあるこどもや母子保健関係者等に対し、母子保健に関する正しい知識（妊娠・出産、避妊や不妊、人工妊娠中絶、性感染症など）の普及・啓発を行います。（再掲）
- (ウ) 安心で安全で健やかな妊娠・出産、産後を支援するため、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援体制の充実に取り組みます。（再掲）
- (エ) 自殺未遂や自殺企図、摂食障害などに対する精神保健相談、精神障害者及びその家族に対する訪問相談を通し、受診援助等の保健指導に取り組みます。
また、自傷行為等をはじめとした若年層のメンタルヘルスに関する関係機関職員向けの研修や普及・啓発に取り組みます。

（５）自立的な子育ての支援

- ア 豊かな人間性や社会性、自己肯定感、チャレンジ精神等を涵養し、「生きる力」を育むとともに夢や目標の実現を支援するため、自然体験や社会体験、スポーツ活動など、様々な体験活動等を促進します。

- イ 自然ふれあい施設で行う自然観察会や里山体験教室などを通して、こどもが自然に親しみ、豊かな感性を養う機会を提供します。
- ウ 川に学び、元気に遊ぶこども（愛称「川ガキ」）を養成し、川の恵みや生き物を大切にする心を育む取組を進めます。
- エ 見沼田圃公有地を活用した農業体験（米、野菜づくり）や自然観察等を通じて、参加するこどもや家族の交流の場を提供します。
- オ 環境活動に取り組む「こどもエコクラブ」の活動を支援します。
- カ 環境科学国際センターの施設を活用した講座や観察会、実験教室の実施による環境学習の機会を提供します。
- キ 環境学習の専門人材の育成・活用などを通して環境学習を支援します。
- ク 県内の森林や身近な緑を県民共有の財産として社会全体で支え、持続的な保全活用を進めるため、ボランティア団体等のみどりの担い手による県民参加・地域主体のみどりの保全と創出を促進する取組を支援します。
- ケ 自然ふれあい施設やげんきプラザ等において、体験講座や自然体験活動、集団宿泊活動の機会を提供します。農業体験活動を通じ、複合的な効果の発揮を目指す学校ファームの充実を図ります。
- コ こども・若者の健全育成に役立つ図書の推奨や、家庭・地域・学校におけるこどもの読書活動を支援し、読書活動を推進します。
- サ メタバース空間に、小学生から義務教育修了後の大学生程度までのこども・若者が安心して気軽に参加でき、体験・交流・相談等の機能を備えた居場所であるバーチャルユースセンターを設置し、こども・若者の意見を反映しながら運営します。また、市町村のユースセンター設置を後押しします。（再掲）
- シ 県民総合スポーツ大会の開催を始め、スポーツイベント等の開催を支援することや県民のスポーツに親しむ機会を充実することにより、こども・若者を含めた誰もが楽しめる本県のスポーツ・レクリエーションの振興を図ります。
- ス 総合型地域スポーツクラブや地域クラブ活動団体等と連携し、地域の実情に応じた、年代や志向が変わってもスポーツが継続できる環境を整えます。

(6) 子育てに係る経済的負担の軽減

- ア 市町村と連携し、幼児教育・保育の無償化を着実に実施し子育てに係る経済的負担を軽減するとともに、良質な幼児教育・保育環境の整備を進めます。(再掲)
- イ 低所得世帯の保育所・幼稚園・認定こども園の利用者負担の軽減を図り、低所得世帯の子育てを支援します。
- ウ 多子世帯の保育所・認定こども園・地域型保育事業の利用者負担の軽減を図り、多子世帯の子育てを支援します。
- エ 経済的理由により修学が困難な生徒などに対し、授業料等の負担を軽減することで、修学機会の確保を図ります。(再掲)
- オ 高等学校・大学等における修学に関する奨学金を貸与し、経済的理由により修学が困難な生徒・学生に対し支援します。(再掲)

10 未来を切り拓くこども・若者の応援

(1) 若者の職業的自立、就労等支援

- ア 職業能力・意欲の習得、就労支援の充実
 - (ア) こども・若者が勤労観や職業観を養い、社会的・職業的自立に必要な基盤となる能力や態度を身に付けられるよう、キャリア教育を充実させます。
また、就業意欲を高め、チャレンジ精神を持った人材育成につながる意識啓発に取り組めます。
 - (イ) 職業に必要な知識・技能の習得により若者の就職を支援するため、職業訓練の充実を図ります。
 - (ウ) 技能者の表彰や発表の場の創出により技能習得意欲の向上を図ります。また、次世代のものづくり技能者の育成を図ります。
 - (エ) 高校生・大学生等に対し、アントレプレナーシップ教育を推進することにより、イノベーション人材の育成を図ります。

イ ライフデザイン構築の支援

- (7) 大学生や若年無業者（ニート）などの就職を希望する若者への就職相談、セミナー、企業面接会などを開催し、若者の就業を支援します。
- (イ) 将来働くことについての意欲や関心が持てるように、学校、地域、企業などが一体となって、中高生対象の実際の職場での体験活動や小学生対象の職場見学を推進する取組を進めます。
- (ウ) 小学校段階からの組織的・系統的なキャリア教育、高校生のインターンシップ（就業体験）や労働に関する基本的知識（労働法令など）の理解などを通して、望ましい勤労観や職業観を育む取組を進めます。
- (エ) ブラックバイト（労働法令違反が疑われる働き方）に悩む生徒、若者、保護者・養育者の相談窓口である労働基準監督署、総合労働相談コーナー、埼玉県労働相談センターの周知を図ります。
- (オ) 県内の大学や企業等と連携し、リアルな職業体験を提供することで、将来の夢の発見、実現を支援します。特に、家庭環境等により体験活動の機会に恵まれないこどもたちの参加を促すため、児童養護施設やジュニア・アスポート教室等と連携して、体験の機会を提供します。
- (カ) 中学生・高校生を対象とした「親になるための学習」を行い、子育てなどへの理解を図るとともに、「命」の大切さを実感できるような取組を進めます。また、妊娠・出産・不妊や人工妊娠中絶、避妊に関する正しい知識の普及啓発や性感染症の予防・啓発を図るなど、児童生徒の心と体のバランスに配慮した性に関する指導を進めます。
- (キ) 保育所、幼稚園及び認定こども園などにおいて、高校生が保育体験などを行うことにより、子育ての意義に対する認識を深める取組を進めます。
- (ク) 思春期のこどもを対象とした講座や思春期保健関係者を対象とした研修を通して、こどもたちが妊娠・出産に関する正しい知識を身につけ、将来のライフプランを考える機会となるよう知識の普及啓発を行います。（再掲）
- (ケ) 「親の学習」の指導者を養成し、中学生・高校生が親になった場合を想定した「親になるための学習」及び親を対象とした「親が親として育ち、力をつけるための学習」を推進します。

(2) 若年者の経済的自立の支援

- ア 求職者を対象に、就職に資する公共職業訓練を民間教育訓練機関等を活用して実施します。
- イ 埼玉しごとセンターにおいて、ハローワーク等の関係機関と連携を図りながら、情報提供、就職相談、職業紹介などにより、若年者の就職活動をワンストップで支援します。
- ウ 高等技術専門校で知識や技能を習得する職業訓練を実施するとともに、企業実習や就業体験の場を設けることにより、若年者の職業意識を醸成し、就職を支援します。
- エ 若者自立支援センター埼玉において、若年無業者（ニート）などの職業的自立に悩みを抱える若者とその家族を対象に就業支援を行います。（再掲）

(3) グローバル社会で活躍する人材の育成

- ア グローバル化する社会の中で、我が国と郷土埼玉の伝統・文化を尊重する教育を推進するとともに、異文化に対しても理解を深める取組を推進します。
また、次世代を担う文化芸術の人材育成を推進します。
- イ 姉妹友好州省との友好関係に基づき奨学生を派遣するほか、オンラインとオフラインでのハイブリッド型国際交流や高校生の留学支援を実施し、グローバル社会で活躍する人材の育成に取り組みます。
- ウ 世界をリードする科学技術を生み出す人材の育成や、理科への関心を高める取組の実施など、将来の技術革新や社会に新たな価値を創り出す人材の育成を進めます。
- エ 世界で活躍できる人材を育成するため、幅広い教養や異文化・多様性に対する理解、課題解決能力などの国際的素養を育む教育を推進します。
- オ 各教科等の学びを基盤としつつ、様々な情報を活用しながらそれを統合し、課題の発見・解決や社会的な価値の創造に結び付けていく資質・能力の育成のために、教科等横断的な学習や探究活動の充実を図ります。

11 こども・若者の健やかな成長を支える担い手の養成・支援

(1) 分野横断的な支援人材の育成

- ア 複合的な困難や課題を有するこども・若者支援に必要となる人材の育成と連携を図るため、教育、保健医療、福祉、雇用などの関係機関による埼玉県若者支援協議会を開催します。また、市町村におけるこども・若者支援地域協議会（これに相当する体制を含む。）の設置を推進します。
- イ 社会生活を円滑に営む上で困難を有するこども・若者に対して、分野横断的な支援人材を育成し関係機関が連携して効果的な支援を実施できるよう、支援者のスキルアップ研修会の開催や市町村・支援団体等のネットワーク形成を図ります。
研修会の開催に当たっては、オンライン開催を積極的に取り入れます。
- ウ 困難を有するこども・若者を総合的に支援するために、ホームページ等で、個別の相談機関の情報を提供し、支援機関相互の連携促進を図ります。
- エ 市町村において、こどもや高齢者、障害者、生活困窮者などの各分野を超えた包括的な対応が必要なケースや各制度の狭間に陥りがちなケースなどに適切に対応できるよう、市町村における包括的な支援体制の構築を支援します。（再掲）

(2) 多様な担い手による持続的な活動の推進

- ア 青少年育成埼玉県民会議や地域ボランティアの取組をはじめとした、こども・若者を取り巻く多様で幅広い世代の担い手（家庭、学校、地域、NPO、企業、大学等、地域の身近な大人や当事者であるこども・若者自身など）による活動が持続的に可能となるよう支援します。
- イ 特定非営利活動促進基金（NPO基金）を活用し、NPO法人がSDGsの視点を持って取り組む地域課題解決の取組を支援します。
- ウ 市町村において、こどもや高齢者、障害者、生活困窮者などの各分野を超えた包括的な対応が必要なケースや各制度の狭間に陥りがちなケースなどに適切に対応できるよう、市町村における包括的な支援体制の構築を支援します。（再掲）

12 ワークライフバランス・男女の働き方改革の推進

(1) 企業による働き方改革の推進、社会全体の気運醸成

- ア 企業に働き方改革を促すとともに、働き方に対する企業の経営者等の意識改革を促すほか、各企業等の課題に応じた支援を行います。
- イ 短時間勤務やフレックスタイム、テレワーク、時間外勤務の縮減など多様な働き方を推進し、働くことを希望する誰もが生き生きと働ける職場環境づくりを推進します。
- ウ 企業による働き方改革を促進することで、ワークライフバランスや仕事と子育て等の両立を支援します。
- エ 子育て等と仕事との両立に悩む勤労者を支援するとともに、企業における両立のための雇用環境の整備や支援制度の導入などを促進します。
- オ 企業等が設置する保育施設の利用促進について支援します。
- カ 埼玉県女性キャリアセンターにおいて、働くことを希望しながら子育てとの両立や職業上のブランクに課題を抱えている女性を後押しするため、個別相談やセミナーの実施のほか、職業紹介などを行い、女性の就業を総合的に支援します。(再掲)
- キ 企業等を対象にハラスメントの防止に関するセミナーを行うほか、埼玉県労働相談センターにおいて解雇や雇止めなどの不利益な取扱いが行われる職場のハラスメントに関する相談に応じます。

(2) 共働き・共育ての推進、男性の家事・育児の促進

- ア 学校の教育活動を通じて、男女共同参画の視点に立った教育の充実を図ります。
- イ 子育て当事者や専門家の意見を踏まえた、共育てのヒント集「共育て導きの書」を活用し、男性の家事・育児参画を推進します。
- ウ 県内企業におけるテレワークや短時間勤務など多様な働き方を促進することで、従業員が働きやすい職場環境づくりを進めます。
- エ セミナーの実施等により男性の育休取得を促進するとともに、男性も共に子育てする機運を醸成します。

オ 子育て等と仕事との両立に悩む勤労者を支援するとともに、企業における両立のための雇用環境の整備や支援制度の導入などを促進します。（再掲）

埼玉県こども・若者計画における指標

1 こどもの権利擁護、意見の反映

No.	指標名	現状値	目標値	指標の説明・選定理由	目標の根拠
1	「学校や社会全体等で、自分の意見を言える機会がある」と感じるこどもの割合	72.1% (令和6年度)	90.0%以上 (令和11年度)	・埼玉県が行う調査により「学校や社会全体等で、自分の意見を言える機会がある」と感じると答えたこども(高校生相当年齢以下)の割合。 ・こどもが意見を言う機会の確保を測る指標であること、「こども大綱」(令和5年12月閣議決定)における「『こどもまんなか社会』の実現に向けた数値目標」を踏まえて、この指標を選定。	意見を言える機会があると感じるこどもの割合を高めることを目指し目標値を90%以上に設定。

2 居場所づくり、社会的活動の参画支援

No.	指標名	現状値	目標値	指標の説明・選定理由	目標の根拠
2	こどもの居場所等地域ネットワークのある市町村数	27市町 (令和6年度)	63市町村 (令和11年度)	・物資の受け入れや輸送、保管等を地域単位で行い、こどもの居場所等の安定的な運営を支える地域ネットワークのある市町村の数。 ・こどもの居場所の数だけでなく、質の向上も必要であるため、この指標を選定。	こどもの居場所の運営の安定化を図るため、全市町村への設置を目標値に設定。
3	こどもの居場所数	734か所 (令和5年度)	800か所以上 (令和11年度)	・こども食堂や無料塾、プレーパーク、多世代交流拠点などのこどもの居場所の数。 ・国においても、令和5年12月に「こどもの居場所づくりに関する指針」が閣議決定されるなど、こどもの居場所の重要性が高まっているため、この指標を選定。	こどもたちが歩いて通えるよう公立小学校の数(令和6年度793校)を目安に、この目標値を設定。
4	主体的に社会に参画していく力を育成するために外部機関と連携した取組を実施している高等学校の割合	55.4% (令和5年度)	100% (令和11年度)	・高等学校において主体的に社会に参画していく力を育成するために、外部機関と連携した取組を実施している学校の割合。 ・主体的に社会の形成に参画する力を育成するため、外部機関と連	「第4期埼玉県教育振興基本計画」の数値目標の目標値をもとに、目標値を設定。

				携し、政治・経済活動等を実践的に学ぶことが有効であると考えられるため、この指標を選定。	
--	--	--	--	---	--

3 親と子の健康・医療の充実

No.	指標名	現状値	目標値	指標の説明・選定理由	目標の根拠
5	乳幼児健康診査未受診者の状況把握率	1歳6か月児健康診査 90.7% 3歳児健康診査 93.3% (令和4年度)	1歳6か月児健康診査 100% 3歳児健康診査 100% (令和11年度)	・乳幼児健康診査未受診者について、実施主体の市町村が未受診の理由を把握できた者の割合。 ・乳幼児健康診査を合理的な理由（転出やかかりつけの医療機関で受診済など）なく受診しないこどもの家庭は、虐待防止の観点等からの支援が必要である可能性が高い。 未受診となった家庭に対する支援に向け、未受診の理由を把握することが重要であることから、この指標を選定。	健康診査を合理的理由なく受診しないこどもの家庭（兄弟姉妹が未受診の家庭も含む）については、虐待発生リスクが高く、支援について検討が必要な家庭と考えられている。虐待による死亡事例を根絶するためには、全ての乳幼児の状況を把握し、必要な支援につなぐことが必要であるため、目標値を100%に設定。
6	母体・新生児搬送コーディネーターの母体搬送調整で4回以上の受入照会を行った割合	18.7% (令和4年度)	15.0% (令和11年度)	・母体・新生児搬送コーディネーターによる母体搬送調整で、4回以上の受入照会を行った割合。 ・コーディネーターがハイリスクな妊産婦や新生児の受入先病院を円滑に調整できることは、妊産婦が安心・安全に出産できる環境整備につながることから、この指標を選定。	「第8次埼玉県地域保健医療計画」においても周産期医療の指標としている。コロナ禍前の数値（平成29年度から令和元年度の3年間の平均が約15%）を目指して、この目標値を設定。
7	小児救急搬送で4回以上の受入照会を行った割合	3.5% (令和4年)	2.0% (令和11年)	・総務省消防庁が発表している、「救急搬送における医療機関の受入れ状況等実態調査の結果」の数値。 ・小児救急搬送患者のうち、搬送困難事案がどれだけ発生したかを示す数値であることから、この指標を選定。	「第8次埼玉県地域保健医療計画」においても小児医療の指標としている。コロナ禍前の数値（令和元年2.0%）を目指して、この目標値を設定。

4 「こどもの貧困」対策の推進、配慮を要するこどもへの支援

No.	指標名	現状値	目標値	指標の説明・選定理由	目標の根拠
8	生活保護世帯の中学3年生の学習支援事業利用率	40.2% (令和5年度)	60.0% (令和11年度)	・生活保護世帯の中学3年生のうち、学習支援事業を利用している割合。 ・生活保護世帯のこどもたちが、高校に進学して卒業し、安定した仕事に就くことが重要であることから、この指標を選定。	中学3年生の通塾率(約6割)と同率を目指し、目標値を設定。
9	児童養護施設入所中に高校を卒業する者で、進学・就職などの希望する進路に進めたこどもの割合	92.4% (令和5年度)	100% (令和11年度)	・埼玉県が行う調査により児童養護施設入所中に高校を卒業する者で、「進学・就職などの希望する進路に進めた」と回答があったこどもの割合。 ・児童養護施設退所者の背景は様々であり、単に進学することが最良ということではなく、就職希望や進学希望など、それぞれの希望が叶うことが大切であることから、この指標を選定。	全員が希望する進路に進めることを目指し、目標値を100%に設定。
10	子ども・若者支援地域協議会(これに相当する体制を含む。)を設置している市町村の数	25市町 (令和5年度末)	63市町村 (令和11年度末)	・関係機関等により構成される子ども・若者支援地域協議会を設置する市町村の数。 ・関係機関等が行うこども・若者への支援を適切に組み合わせることによりその効果的かつ円滑な実施を図ることが、困難を有するこども・若者の支援の充実に寄与することから、この指標を選定。	全ての市町村での設置を目指し、目標値を設定。
11	こどもの居場所数【再掲】	734か所 (令和5年度)	800か所以上 (令和11年度)	・こども食堂や無料塾、プレーパーク、多世代交流拠点などのこどもの居場所の数。 ・国においても、令和5年12月に「こどもの居場所づくりに関する指針」が閣議決定されるなど、こどもの居場所の重要性が高まっているため、この指標を選定。	こどもたちが歩いて通えるよう公立小学校の数(令和6年度793校)を目安に、この目標値を設定。

12	特別支援学校高等部で一般就労を希望する生徒の就職率	85.4% (令和5年度)	92.3% (令和11年度)	・県立特別支援学校高等部の生徒のうち、一般就労を希望した生徒が卒業する時点で一般就労できた割合（内定を含む。）。 ・特別支援学校における教育の充実の成果を示す数値であることから、この指標を選定。	「埼玉県5か年計画」及び「第4期埼玉県教育振興基本計画」の数値目標の目標値をもとに、目標値を設定。
----	---------------------------	------------------	-------------------	--	---

5 児童虐待防止・社会的養育の充実

No.	指標名	現状値	目標値	指標の説明・選定理由	目標の根拠
13	里親等委託率	24.3% (令和5年度)	42.0% (令和11年度)	・社会的養護を受ける児童のうち、里親又はファミリーホームで家庭と同様の養育を受ける児童の割合。 ・児童福祉法の理念である家庭養育優先の原則を推進するため里親・ファミリーホームへの委託を推進する必要があることから、この指標を選定。	「埼玉県5か年計画」の目標（令和8年度36.0%）に対する取組を継続するものとして設定。
14	児童養護施設入所中に高校を卒業する者で、進学・就職などの希望する進路に進めたこどもの割合【再掲】	92.4% (令和5年度)	100% (令和11年度)	・埼玉県が行う調査により児童養護施設入所中に高校を卒業する者で、「進学・就職などの希望する進路に進めた」と回答があったこどもの割合。 ・児童養護施設退所者の背景は様々であり、単に進学することが最良ということではなく、就職希望や進学希望など、それぞれの希望が叶うことが大切であることから、この指標を選定。	全員が希望する進路に進めることを目指し、目標値を100%に設定。

6 こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

No.	指標名	現状値	目標値	指標の説明・選定理由	目標の根拠
15	自主防犯活動が実施されている地域の割合	86% (令和5年度)	90% (令和11年度)	・自治会や町内会など、いわゆる地縁団体の区域のうち、県民や事業者などによる自主防犯パトロール活動が実施されている区域の割合。 ・これまでの刑法犯認知件数の減少は、警察・行政・県民の三位	高齢化等による減少傾向を踏まえ、最終年度の目標を90%に設定。

				一体となった取組がなし得たものである。なかでも、日本一の団体数を誇る「わがまち防犯隊」による自主防犯パトロール活動は、大きな犯罪抑止力となっている。こうした活動が県内くまなく実施されることは、犯罪抑止力と県民の防犯意識の向上につながることからこの指標を選定。	
16	青少年の再非行（犯罪）防止活動に取り組む市町村の数	20市町村 （令和5年度末）	63市町村 （令和11年度末）	・「社会を明るくする運動、青少年の非行・被害防止特別強調月間」に再非行（犯罪）の防止や非行等の問題を抱える青少年の立ち直り支援に向けたキャンペーン、講演会、広報啓発などを実施する市町村の数。 ・地域における再非行（犯罪）防止の機運醸成に寄与することから、この指標を選定。	全ての市町村での取組を目指し、目標値を設定。
17	児童生徒を対象とした防犯教育（防犯教室等）の実施率	100% （令和5年度）	100% （令和11年度）	・年間1回以上、児童生徒を対象とした防犯教育（教室）を実施している学校（さいたま市を除く公立小・中・義・高・特別支援学校）の割合。 ・児童生徒を犯罪被害などから守るためには、児童生徒自身が危機回避能力を高めることが重要であることから、この指標を選定。	「埼玉県防犯のまちづくり推進計画」の数値目標の目標値をもとに、目標値を設定。

7 こども・若者、子育てにやさしい社会づくりの推進

No.	指標名	現状値	目標値	指標の説明・選定理由	目標の根拠
18	「こどもまんなか社会の実現に向かっている」と思う人の割合	24.1% （令和6年度）	70.0% （令和11年度）	・埼玉県が行う調査により「こどもまんなか社会の実現に向かっている」と思うと答えた人の割合（16～49歳、県内在住）。 ・「こども大綱」（令和5年12月閣議決定）における「『こどもまんなか社会』の実現に向けた数値目標」を踏	「こども大綱」の数値目標の目標値をもとに、目標値を設定。

				まえて、この指標を選定。	
19	自主防犯活動が実施されている地域の割合【再掲】	86% (令和5年度)	90% (令和11年度)	・自治会や町内会など、いわゆる地縁団体の区域のうち、県民や事業者などによる自主防犯パトロール活動が実施されている区域の割合。 ・これまでの刑法犯認知件数の減少は、警察・行政・県民の三位一体となった取組がなし得たものである。なかでも、日本一の団体数を誇る「わがまち防犯隊」による自主防犯パトロール活動は、大きな犯罪抑止力となっている。こうした活動が県内くまなく実施されることは、犯罪抑止力と県民の防犯意識の向上につながることからこの指標を選定。	高齢化等による減少傾向を踏まえ、最終年度の目標を90%に設定。
20	低所得の子育て世帯向け住宅の新規入居世帯数	182世帯 (令和5年度)	900世帯 (令和11年度)	・子育て世帯向け県営住宅の新規入居世帯数（現状値は単年度の実績、目標値は計画期間中累計）。 ・引き続き、子育て世帯向け県営住宅の専用募集枠を設定し、低所得の子育て世帯の居住安定化に努めるため、この指標を選定。	過年度の子育て世帯向け県営住宅の新規入居世帯数を基に、毎年180世帯の入居を目安に、計画期間中の新規入居世帯数累計を900世帯とすることとして目標値を設定。

8 結婚・出産の希望実現

No.	指標名	現状値	目標値	指標の説明・選定理由	目標の根拠
21	「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっている」と思う人の割合	21.1% (令和6年度)	70.0% (令和11年度)	・埼玉県が行う調査により「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっている」と思うと答えた人の割合（16～49歳、県内在住）。 ・「こども大綱」（令和5年12月閣議決定）における「こどもまんなか社会」の実現に向けた数値目標」を踏まえて、この指標を選定。	「こども大綱」の数値目標の目標値をもとに、目標値を設定。
22	SAITAMA出会いサポートセンターの成婚退会組数	458組 (令和5年度)	1,180組 (令和11年度)	・SAITAMA出会いサポートセンターの会員が成	毎年度、直近の実績の平均値を

		末)	末)	婚退会に至った数。 ・SAITAMA出会いサポートセンターで多くの成婚退会者が出ていることが周知されることで、結婚を希望する人を応援する社会的気運の醸成につながることから、この指標を選定。	超える成婚退会組数（120組）を目指し、目標値を設定。
23	不妊検査助成件数	2,363件 (令和5年度)	2,404件 (令和11年度)	・男女そろって受けた不妊検査費用の助成件数。 ・不妊検査助成は、妊娠・出産を希望する方が早期に治療を開始できるよう、不妊の原因を特定する検査の実施を促すものであり、妊娠・出産の希望の実現に寄与することからこの指標を選定。	助成件数の伸びは、不妊検査を受ける女性の割合と18歳から42歳の女性人口減少率の双方の影響を受けるものとし、平成29年度から令和6年度までの助成件数及び女性人口の実績値を元に令和11年度の助成件数を推計し、目標値を設定。
24	プレコンセプションケアの取組を実施している市町村数	24市町 (令和5年度)	63市町村 (令和11年度)	・プレコンセプションケア（若いうちから男女ともに将来の妊娠等も意識し、自分の心身の健康管理を行うこと）に関連する取組を実施している市町村の数。 ・プレコンセプションケアは将来の妊娠等を意識して、若いうちからの健康管理を促す取組であり、若者のライフプラン設計や、安心・安全で健やかな妊娠・出産等を支援するものである。 この指標を設定することで、若者の自主的なライフプラン設計とともに希望する者の妊娠・出産の実現に寄与することからこの指標を選定。	プレコンセプションケアの取組による若者の自主的なライフプラン設計や希望する者の妊娠・出産の実現には、全市町村でプレコンセプションケアの取組を実施するため、目標値を100%に設定。

9 「子育て」と「子育て」の支援

No.	指標名	現状値	目標値	指標の説明・選定理由	目標の根拠
25	保育所等受入枠	149,468人 (令和5年度)	156,757人 (令和11年度)	・認可保育所等の受入枠の数。 ・認可保育所等への申込児童数が増えてお	市町村計画値の合計。

				り、認可保育所の重要性が高まっているため、この指標を選定。	
26	延長保育事業	93,487人 (令和5年度)	100,768人 (令和11年度)	・延長保育、一時預かり、病児保育事業に係る市町村が提供するサービスの合計値。 ・子ども・子育て支援法第62条第2項第1号により定められているため、この指標を選定。	市町村計画値の合計。
27	一時預かり事業	821,311人日 (令和5年度)	845,139人日 (令和11年度)		市町村計画値の合計。
28	病児保育事業	75,837人日 (令和5年度)	102,474人日 (令和11年度)		市町村計画値の合計。
29	放課後児童クラブ受入枠	81,108人 (令和5年度)	91,508人 (令和11年度)	・放課後児童クラブの受入枠の数。 ・放課後児童クラブの申込児童数が増加しており、ニーズが高まっているため、この指標を選定。	市町村計画値の合計。
30	児童生徒が身に付けている「規律ある態度」の達成状況	小学校：85.0% 中学校：86.1% (令和5年度)	小学校：100% 中学校：100% (令和11年度)	・「身の回りの整理整頓をする」、「進んであいさつや返事をする」等の児童生徒に身に付けてほしい基本的な生活習慣や学習習慣として県が設定した「規律ある態度」（各学年12項目）のうち、小学校2年生から中学校3年生までの8割以上が身に付けている項目数の割合。 ・「規律ある態度」が身に付いていることを示す数値であることから、この指標を選定。	「埼玉県5か年計画」及び「第4期埼玉県教育振興基本計画」の数値目標の目標値をもとに、目標値を設定。
31	「地域でこどもを育てる意識が向上した」と回答した小・中学校の割合	55.7% (令和5年度)	60.0% (令和11年度)	・県の「学校応援団」の推進に係る調査において「地域で子供を育てる意識が向上した」と回答した小・中学校の割合。 ・学校と地域の連携・協働を進め、社会全体でこどもを育てることが重要であり、「学校応援団」の活動を通して地域でこどもを育てる意識を高めることが地域と連携・協働した教育の推進に寄与することから、この指標を選定。	「埼玉県5か年計画」及び「第4期埼玉県教育振興基本計画」の数値目標の目標値をもとに、目標値を設定。
32	いじめの解消率	97.5% (令和5年度)	100% (令和11年度)	・県内公立小学校、中学校、高等学校、特別	「埼玉県5か年計画」及び「第

				支援学校におけるいじめの認知件数のうち、解消された件数の割合。 ・いじめは児童生徒にとって重大な事案であり、早期発見・早期対応によって、いじめの解消に努める必要があることから、この指標を選定。	4期埼玉県教育振興基本計画」の数値目標の目標値をもとに、目標値を設定。
33	性に関する知識や態度と生命の尊さなどを関連付けて学ぶ「生命（いのち）の安全教育」を実施した学校の割合	なし	100% (令和11年度)	・埼玉県が行う調査において「性に関する知識や態度と生命の尊さなどを関連付けて学ぶ」「生命（いのち）の安全教育」を実施した」と回答した学校（さいたま市を除く公立小・中・高・特別支援学校）の割合。 ・児童生徒が、性に関して理解を深め、適切な行動をとれるようにするために、性に関する知識や態度と生命の尊さなどを関連付けて学ぶことが有効であると考えられることから、この指標を選定。	全ての学校で、性に関する知識や態度と生命の尊さなどを関連付けて学ぶ「生命（いのち）の安全教育」を実施することが望ましいことから、この目標値を設定。

10 未来を切り拓く子ども・若者の応援

No.	指標名	現状値	目標値	指標の説明・選定理由	目標の根拠
34	県内大学新規卒業者に占める不安定雇用者の割合	5.4% (令和5年度)	3.9% (令和11年度)	・県内大学新規卒業者に占める不安定雇用者（有期雇用労働者及び臨時労働者）の割合。 ・やむを得ず非正規雇用者として不安定な雇用形態で働く者を減少させる観点から、この指標を選定。	令和元年度における全国平均値（3.9%）まで減少させることを目指し、目標値を設定。
35	職場体験やインターンシップを実施した高等学校の割合	41.8% (令和5年度)	85.0%以上 (令和11年度)	・国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センターの「職場体験・インターンシップ実施状況等調査」における公立高等学校（さいたま市立を除く。）の実施率。 ・職場体験やインターンシップの実施により、勤労観・職業観を育成し、働くことに対する	「第4期埼玉県教育振興基本計画」の数値目標の目標値をもとに、目標値を設定。

				望ましい見方や考え方が形成されることから、この指標を選定。	
--	--	--	--	-------------------------------	--

1 1 こども・若者の健やかな成長を支える担い手の養成・支援

No.	指標名	現状値	目標値	指標の説明・選定理由	目標の根拠
36	子ども・若者支援地域協議会（これに相当する体制を含む。）を設置している市町村の数【再掲】	25市町 (令和5年度末)	63市町村 (令和11年度末)	・関係機関等により構成される子ども・若者支援地域協議会を設置する市町村の数。 ・関係機関等が行う子ども・若者への支援を適切に組み合わせることによりその効果的かつ円滑な実施を図ることが、困難を有すること子ども・若者の支援の充実に寄与することから、この指標を選定。	全ての市町村での設置を目指し、目標値を設定。
37	「地域でこどもを育てる意識が向上した」と回答した小・中学校の割合【再掲】	55.7% (令和5年度)	60.0% (令和11年度)	・県の「学校応援団」の推進に係る調査において「地域で子供を育てる意識が向上した」と回答した小・中学校の割合。 ・学校と地域の連携・協働を進め、社会全体でこどもを育てることが重要であり、「学校応援団」の活動を通して地域でこどもを育てる意識を高めることが地域と連携・協働した教育の推進に寄与することから、この指標を選定。	「埼玉県5か年計画」及び「第4期埼玉県教育振興基本計画」の数値目標の目標値をもとに、目標値を設定。

1 2 ワークライフバランス・男女の働き方改革の推進

No.	指標名	現状値	目標値	指標の説明・選定理由	目標の根拠
38	男性の育児休業取得率	28.7% (令和5年度)	76.9% (令和11年度)	・埼玉県内の民間（大企業＋中小企業）の男性の育児休業取得率。 ・令和5年12月に閣議決定された「こども未来戦略」において、令和12年（2030年）までに民間の男性育休取得率を85%にすることを目指していることを踏まえてこの指標を選定。 ※現状値は埼玉県就労実態	「こども未来戦略」の数値目標の目標値をもとに、目標値を設定。

				調査の数値であり 目標値は現状値をもとに算出しているが、サンプル数が少ないことから、幅を持って捉える必要がある。	
--	--	--	--	--	--

別表1 子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」と「提供体制」等

1. 区域設定

1号認定 1号認定は「県全体を1区域」、2号認定は「3号認定」・「地域子ども・子育て支援事業」は「1市町村を1区域」とする。
(1号認定…3歳以上(教育)、2号認定…3歳以上(保育)、3号…3歳未満(保育))

※「保育所」、「幼稚園」、「認定こども園」、小規模保育等(地域型保育事業)の教育・保育を利用する子どもについては、以下の3つの認定区分が設けられている。
利用施設(事業)

	認定区分
1号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの 幼稚園・認定こども園
2号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働等の事由により家庭において必要な保育 を必要保育
3号認定	満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働等の事由により家庭において必要な保育 を受ける必要保育

2. 教育・保育施設、地域型保育事業の「量の見込み」と「提供体制」

基準日: 令和7年度…令和8年4月1日、令和8年度…令和9年4月1日、令和9年度…令和10年4月1日、令和10年度…令和11年4月1日、令和11年度…令和12年4月1日

(1) 県全体

	令和7年度					令和8年度					令和9年度					令和10年度					令和11年度									
	2号		3号			2号		3号			2号		3号			2号		3号			2号		3号							
	1号	幼児期の学校の教育の 利用希望が強い	左記以外	0歳	1歳	2歳	1号	幼児期の学校の教育の 利用希望が強い	左記以外	0歳	1歳	2歳	1号	幼児期の学校の教育の 利用希望が強い	左記以外	0歳	1歳	2歳	1号	幼児期の学校の教育の 利用希望が強い	左記以外	0歳	1歳	2歳						
量の見込み	58,613	86,572		10,097	25,665	27,803	55,726	85,803		10,198	26,210	28,143	54,025	85,246		10,202	26,558	28,600	52,792	84,909		10,219	26,756	28,668	52,391	85,840		10,193	26,996	29,059
		9,525	77,047					9,169	76,634					8,977	76,269					8,853	76,056					8,828	77,012			
	109,020	6,462	86,169	12,715	25,843	29,079	107,169	6,411	86,442	12,710	26,281	29,617	106,102	6,245	87,002	12,750	26,642	30,001	105,819	6,197	87,527	12,763	26,907	30,254	105,303	6,206	88,292	12,769	27,199	30,542
	30,795	3,145	83,428	9,584	19,972	22,993	30,784	3,177	83,701	9,571	20,348	23,438	31,140	3,167	84,261	9,598	20,619	23,731	31,316	3,157	84,786	9,608	20,843	23,949	31,537	3,155	85,551	9,605	21,059	24,163
特定教育・保育施設 1) 特定地域型保育事業 2) 認可外(地方単独事業) 3) 新制度未移行の幼稚園 その他 4)				2,511	5,026	5,099				2,519	5,086	5,192				2,531	5,174	5,281				2,534	5,215	5,316				2,543	5,291	5,390
		1,401	579	766	917			1,401	579	766	917				1,401	580	768	919		1,401	580	768	919				1,401	580	768	919
	78,225						76,385						74,902						74,503							73,766				
提供体制確保の状況 5)		3,317	1,340	41	79	70		3,234	1,340	41	81	70		3,078	1,340	41	81	70		3,040	1,340	41	81	70		3,051	1,340	41	81	70
	50,407	-3,063	9,122	2,618	178	1,276	51,443	-2,758	9,808	2,512	71	1,474	52,077	-2,732	10,733	2,548	84	1,401	53,027	-2,656	11,471	2,544	151	1,386	52,912	-2,622	11,280	2,576	203	1,483

- 1) 新制度幼稚園、保育所、認定こども園
2) 小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育
3) 地方自治体が一定の基準に基づき運営支援を行っている認可外保育施設
4) 幼稚園における預かり保育(長時間・通年)、一時預かり事業(幼稚園型Ⅱ)、幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業等
5) 「提供体制」から「量の見込み」を除いた数
※ 「幼児期の学校教育の利用希望が強い」の量の見込みに係る確保方策については、1号認定と2号認定を合わせて適切な提供体制の確保が図られるよう調整している。

(2)県内市町村

事業内容	令和7年度						令和8年度						令和9年度						令和10年度						令和11年度								
	2号			3号			2号			3号			2号			3号			2号			3号			2号			3号					
	1号	幼児期の学校の教育の 利用希望が強い	左記以外	O歳	1歳	2歳	1号	幼児期の学校の教育の 利用希望が強い	左記以外	O歳	1歳	2歳	1号	幼児期の学校の教育の 利用希望が強い	左記以外	O歳	1歳	2歳	1号	幼児期の学校の教育の 利用希望が強い	左記以外	O歳	1歳	2歳	1号	幼児期の学校の教育の 利用希望が強い	左記以外	O歳	1歳	2歳			
さいたま市	量の見込み	8,534	21,731	2,446	6,957	6,676	8,320	22,129	2,461	7,270	7,215	8,241	22,589	3,911	18,678	2,456	7,527	7,467	8,183	23,196	3,886	19,310	2,439	7,750	7,683	8,184	24,021	3,878	20,143	2,435	8,029	7,949	
	提供体制	21,674	762	18,742	2,868	6,957	6,720	21,675	761	18,924	2,868	7,270	7,215	21,676	760	19,174	2,868	7,527	7,467	21,675	761	19,647	2,868	7,750	7,683	21,677	759	20,267	2,868	8,029	7,949		
	うち特定教育・保育施設	4,794	762	18,004	1,943	5,193	5,059	4,795	761	18,186	1,943	5,447	5,458	4,796	760	18,436	1,943	5,657	5,664	4,795	761	18,909	1,943	5,838	5,838	4,797	759	19,529	1,943	6,065	6,059		
	うち特定地域型保育事業				684	1,392	1,281			684	1,451	1,377					684	1,498	1,423					684	1,540	1,460			684	1,592	1,510		
	うち認可外(地方単独事業)			738	241	372	380			738	241	372	380				738	241	372	380					738	241	372	380			738	241	372
川越市	広域利用による提供体制確保																																
	提供体制確保の状況	13,140	-3,302	1,075	422		44	13,355	-3,195	751	407		13,435	-3,151	496	412			13,492	-3,125	337	429				13,483	-3,119	124	433				
	量の見込み	3,560	3,955	374	999	1,049	3,504	3,901	372	1,013	1,033	3,449	3,856	1,206	2,650	374	1,015	1,020	3,396	3,825	1,188	2,637	377	1,018	1,019	3,343	3,822	1,169	2,653	378	1,020	1,023	
	提供体制	5,687	180	3,201	537	965	5,548	180	3,201	537	965	5,150	5,414	180	3,211	537	965	1,150	5,282	180	3,211	537	965	1,150	5,155	180	3,211	537	965	1,150	5,150		
	うち特定教育・保育施設	654	180	3,201	427	773	948	654	180	3,201	427	773	948	654	180	3,211	427	773	948	654	180	3,211	427	773	948	654	180	3,211	427	773	948		
熊谷市	うち特定地域型保育事業				110	192	202			110	192	202				110	192	202					110	192	202			110	192	202			
	うち認可外(地方単独事業)																																
	広域利用による提供体制確保	339	118	23	4	4	4	339	118	23	4	4	339	118	23	4	4	4	339	118	23	4	4	4	339	118	23	4	4	4	4		
	提供体制確保の状況	2,466	-947	514	167	-30	105	2,383	-928	549	169	-44	121	2,304	-908	584	167	-46	134	2,225	-890	597	164	-49	135	2,151	-871	581	163	-51	131		
	量の見込み	1,897	1,944	364	1,580	294	507	574	1,593	342	1,484	291	517	584	1,511	324	1,407	288	539	610	1,477	317	1,376	285	534	603	1,490	320	1,388	280	528	598	
川口市	提供体制	2,956	585	1,855	333	528	618	2,756	600	1,783	325	526	620	2,581	600	1,783	325	526	620	2,581	600	1,783	325	526	620	2,581	600	1,783	323	528	620	620	
	うち特定教育・保育施設	1,151	585	1,855	292	468	550	1,231	600	1,783	284	466	552	1,231	600	1,783	284	466	552	1,231	600	1,783	284	466	552	1,231	600	1,783	282	468	552		
	うち特定地域型保育事業				41	60	68				41	60	68				41	60	68				41	60	68				41	60	68		
	うち認可外(地方単独事業)																																
	広域利用による提供体制確保																																
川口市	提供体制確保の状況	1,259	221	275	39	21	44	1,163	258	289	34	9	36	1,070	276	376	37	-13	1,104	283	407	40	-8	17	1,091	280	385	43	22	22	22		
	量の見込み	4,595	6,531	736	2,035	2,320	4,200	6,499	730	2,014	2,292	4,049	6,433	724	1,996	2,269	3,995	6,393	720	1,983	2,249	3,927	6,374	717	1,974	2,233	717	1,974	2,233	2,233			
	提供体制	9,970	7,048	898	1,958	2,220	9,970	7,048	895	1,958	2,220	9,970	7,048	895	1,958	2,220	9,970	7,048	895	1,958	2,220	9,970	7,048	895	1,958	2,220	7,048	895	1,958	2,220	2,220		
	うち特定教育・保育施設	2,285	6,928	709	1,512	1,783	2,285	6,928	706	1,512	1,783	2,285	6,928	706	1,512	1,783	2,285	706	1,512	1,783	2,285	706	1,512	1,783	2,285	706	1,512	1,783	2,285	706	1,512	1,783	
	うち特定地域型保育事業			189	446	437				189	446	437				189	446	437					189	446	437				189	446	437	437	
川口市	うち認可外(地方単独事業)																																
	広域利用による提供体制確保																																
川口市	提供体制確保の状況	5,375		517	162	-77	-100	5,770		549	165	-56	-72	5,921		615	171	-38	5,975		655	175	-25	-29	6,043		674	178	-16	-13	-13		
	量の見込み																																

	令和7年度						令和8年度						令和9年度						令和10年度						令和11年度					
	2号			3号			2号			3号			2号			3号			2号			3号			2号			3号		
	1号	幼児期の学校の教育の利用率が強い	左記以外	0歳	1歳	2歳	1号	幼児期の学校の教育の利用率が強い	左記以外	0歳	1歳	2歳	1号	幼児期の学校の教育の利用率が強い	左記以外	0歳	1歳	2歳	1号	幼児期の学校の教育の利用率が強い	左記以外	0歳	1歳	2歳	1号	幼児期の学校の教育の利用率が強い	左記以外	0歳	1歳	2歳
行田市	量の見込み	604	651	70	208	208	585	682	80	214	214	214	587	715	715	92	220	220	550	749	749	106	227	226	534	785	785	122	233	233
	提供体制	1,965	675	76	185	184	1,911	675	76	185	184	184	1,859	675	76	185	184	184	1,808	675	76	185	184	184	1,759	675	76	185	184	
	うち特定教育・保育施設	410	675	65	161	161	410	675	65	161	161	161	410	675	65	161	161	161	410	675	65	161	161	410	675	65	161	161		
	うち特定地域型保育事業			11	24	23			11	24	23					11	24	23				11	24	23			11	24	23	
	うち認可外(地方単独事業)																													
	広域利用による提供体制確保	1,361	24	6	-23	-24	1,326	-7	-4	-29	-30	-30	1,272	-40	-16	-35	-36	-36	1,258	-74	-30	-42	-42	-42	1,225	-110	-46	-48	-49	
秩父市	量の見込み	276	685	53	172	210	262	651	54	175	197	197	241	598	598	57	170	202	235	583	583	60	167	197	224	557	557	64	166	194
	提供体制	408	845	114	219	260	408	845	114	219	260	260	408	845	114	219	260	260	408	845	114	219	260	408	845	114	219	260		
	うち特定教育・保育施設	408	845	109	213	253	408	845	109	213	253	253	408	845	109	213	253	253	408	845	109	213	253	408	845	109	213	253		
	うち特定地域型保育事業			5	6	7			5	6	7					5	6	7				5	6	7			5	6	7	
	うち認可外(地方単独事業)																													
	広域利用による提供体制確保	132	160	61	47	50	146	3,334	194	60	44	63	167	3,386	247	57	49	58	173	3,413	262	54	52	63	184	3,420	288	50	53	66
所沢市	量の見込み	3,027	3,173	419	917	1,042	2,653	3,334	455	1,000	999	999	2,544	3,396	493	1,014	1,092	2,507	3,413	3,413	510	1,033	1,106	2,505	3,420	3,420	492	1,030	1,108	
	提供体制	3,060	3,569	507	954	1,126	3,033	3,592	507	1,001	1,079	1,079	3,033	3,643	516	1,016	1,094	3,033	3,679	525	1,033	1,111	1,111	3,033	3,679	525	1,033	1,111		
	うち特定教育・保育施設	1,383	3,563	420	754	914	1,356	3,586	420	801	867	867	1,356	3,637	429	816	882	1,356	3,673	435	825	891	891	1,356	3,673	435	825	891		
	うち特定地域型保育事業			78	185	203			78	185	203	203				78	185	203				81	193	211			81	193	211	
	うち認可外(地方単独事業)			6	9	15	9		6	9	15	9				6	9	15	9			6	9	15	9		6	9	15	9
	広域利用による提供体制確保	33	396	88	37	84	380	809	253	52	1	80	489	2,544	3,396	247	23	2	2	526	266	15	5	528	758	758	33	3	3	
飯能市	量の見込み	830	813	83	216	260	795	809	81	210	255	780	795	795	795	79	205	250	755	772	772	200	245	740	758	758	75	195	240	
	提供体制	1,107	893	104	208	247	1,107	853	104	208	247	1,107	1,107	853	104	208	247	1,107	1,107	813	104	208	247	1,107	813	104	208	247		
	うち特定教育・保育施設	447	893	92	188	224	447	853	92	188	224	447	447	853	92	188	224	447	447	813	92	188	224	447	813	92	188	224		
	うち特定地域型保育事業			6	12	13			6	12	13	13				6	12	13				6	12	13			6	12	13	
	うち認可外(地方単独事業)			6	8	10			6	8	10	10				6	8	10				6	8	10			6	8	10	
	広域利用による提供体制確保	277	80	21	-8	-13	312	1,119	44	23	-2	-8	327	1,098	58	25	3	-3	352	41	27	8	2	367	55	55	29	13	7	
加須市	量の見込み	738	1,154	86	281	330	720	1,119	90	309	339	709	709	1,098	95	317	365	685	1,074	1,074	101	327	367	700	1,095	1,095	105	334	369	
	提供体制	1,405	1,461	181	308	363	1,405	1,461	181	308	363	363	1,405	1,461	181	308	363	1,405	1,405	1,461	181	308	363	1,405	1,461	181	308	363		
	うち特定教育・保育施設	1,195	1,429	162	280	333	1,195	1,429	162	280	333	333	1,195	1,429	162	280	333	1,195	1,195	1,429	162	280	333	1,195	1,429	162	280	333		
	うち特定地域型保育事業																													
	うち認可外(地方単独事業)			32	19	28	30			32	19	28	30			32	19	28	30			32	19	28			32	19	28	30
	広域利用による提供体制確保	667	307	95	27	33	685	342	91	-1	24	696	696	363	86	-9	-2	720	387	80	-19	-4	705	366	366	76	-26	-6	-6	

	令和7年度					令和8年度					令和9年度					令和10年度					令和11年度						
	2号		3号			2号		3号			2号		3号			2号		3号			2号		3号				
	1号	幼児期の学校の教育の利用率が強い	左記以外	0歳	1歳	2歳	1号	幼児期の学校の教育の利用率が強い	左記以外	0歳	1歳	2歳	1号	幼児期の学校の教育の利用率が強い	左記以外	0歳	1歳	2歳	1号	幼児期の学校の教育の利用率が強い	左記以外	0歳	1歳	2歳			
本庄市	量の見込み	282	1,058	66	273	279	278	1,041	65	269	288	271	1,015	64	266	284	266	997	64	263	281	1,000	63	260	277		
			-	1,058				-	1,041				-	1,015				-	997			-	1,000				
	提供体制	629	1,234	185	267	310	550	1,264	188	275	318	550	1,264	188	275	318	550	1,264	188	275	318	1,264	188	275	318		
	うち特定教育・保育施設	324	1,234	183	265	308	350	1,264	186	273	316	350	1,264	186	273	316	350	1,264	186	273	316	1,264	186	273	316		
	うち特定地域型保育事業			2	2	2	2		2	2	2	2		2	2	2	2		2	2	2		2	2	2		
東松山市	量の見込み	347	1,176	119	-6	31	272	763	123	6	30	279	755	124	9	34	284	718	124	12	37	283	264	125	15	41	
			811	147	276	312	915	763	147	272	306	906	755	147	261	294	861	718	147	264	298	720	147	268	303		
	提供体制	1,772	901	129	244	279	1,629	964	135	254	307	1,629	964	144	260	313	1,629	964	144	260	313	1,629	964	144	260	313	
	うち特定教育・保育施設	197	889	90	189	220	334	952	90	193	242	334	952	90	193	242	334	952	90	193	242	952	90	193	242		
	うち特定地域型保育事業			33	49	53	49		39	55	59	59		48	61	65	65		48	61	65		48	61	65		
春日部市	量の見込み	1,384	2,609	263	684	687	1,363	2,702	269	683	684	1,318	2,682	266	691	675	1,296	734	263	682	682	2,618	260	674	673		
			783	1,826				772	1,930				746	1,936				734	1,905			728	1,890				
	提供体制	3,280	849	2,254	407	786	3,280	849	2,254	407	786	3,280	849	2,254	407	786	3,280	849	2,254	407	786	3,280	849	2,254	407	786	
	うち特定教育・保育施設	240	849	2,030	269	502	612	240	849	2,030	269	502	612	240	849	2,030	269	502	612	240	849	2,030	269	502	612		
	うち特定地域型保育事業			30	73	76			30	73	76			30	73	76			30	73	76		30	73	76		
狭山市	量の見込み	910	1,529	136	402	493	883	1,498	136	406	439	841	1,442	133	410	414	794	1,375	133	405	449	1,353	132	399	444		
			101	1,428				99	1,399				94	1,348				91	1,284			89	1,264				
	提供体制	1,800	282	1,527	271	431	511	1,680	282	1,527	284	452	519	1,625	282	452	519	1,625	282	1,527	284	452	519	1,625	284	452	519
	うち特定教育・保育施設	890	96	1,517	218	356	430	770	96	1,517	231	377	438	715	96	1,517	231	377	438	715	96	1,517	231	377	438		
	うち特定地域型保育事業			43	63	67			43	63	67			43	63	67			43	63	67		43	63	67		
羽生市	量の見込み	1,010	181	100	135	31	20	917	183	129	148	48	82	904	188	180	151	769	191	244	151	193	284	152	55	77	
			769		56	137	191	769		56	137	191	413	769		56	137	191	413	769		769	152	55	77		
	提供体制	395		752	55	133	186	395		752	55	133	186	395		752	55	133	186	395		752	55	133	186		
	うち特定教育・保育施設	270		752	55	133	186	270		752	55	133	186	270		752	55	133	186	270		752	55	133	186		
	うち特定地域型保育事業																										
提供体制確保の状況	量の見込み	18		17	1	4	5	18	17	1	4	5	18		17	1	4	5	18		17	1	4	5	5		
	提供体制																										
	うち特定教育・保育施設																										
	うち特定地域型保育事業																										

	令和7年度					令和8年度					令和9年度					令和10年度					令和11年度				
	2号		3号			2号		3号			2号		3号			2号		3号			2号		3号		
	1号	幼児期の学校の教育の利用率が強い	左記以外	0歳	1歳	2歳	1号	幼児期の学校の教育の利用率が強い	左記以外	0歳	1歳	2歳	1号	幼児期の学校の教育の利用率が強い	左記以外	0歳	1歳	2歳	1号	幼児期の学校の教育の利用率が強い	左記以外	0歳	1歳	2歳	
鴻巣市	量の見込み	1,070	1,087	105	342	413	1,070	1,087	105	342	413	1,070	1,087	105	342	413	1,070	1,087	105	342	413				
	提供体制	1,277	1,305	201	336	407	1,277	1,305	201	340	410	1,277	1,305	201	340	410	1,277	1,305	201	338	398	1,277	1,305	201	338
	うち特定教育・保育施設	572	1,305	153	254	311	572	1,305	153	254	311	572	1,305	153	254	311	572	1,305	153	252	299	572	1,305	153	252
	うち特定地域型保育事業			48	82	90			48	86	93			48	86	93			48	86	93			48	86
	うち認可外(地方単独事業)																								
深谷市	量の見込み	207	218	96	-6	-6	207	218	96	-2	-3	207	218	96	-2	-3	207	218	96	-4	-15	207	218	96	-4
	提供体制	711	2,021	320	533	607	711	2,021	325	534	626	711	2,021	331	539	624	711	2,021	331	545	627	711	2,021	336	632
	うち特定教育・保育施設	1,001	2,149	301	514	669	1,001	2,149	301	514	669	1,001	2,149	301	514	669	1,001	2,149	301	514	669	1,001	2,149	301	514
	うち特定地域型保育事業	681	2,090	255	439	574	681	2,090	255	439	574	681	2,090	255	439	574	681	2,090	255	439	574	681	2,090	255	439
	うち認可外(地方単独事業)			41	55	68			41	55	68			41	55	68			41	55	68			41	55
上尾市	量の見込み	290	128	-19	-19	62	255	2,208	319	781	837	2,196	2,185	312	784	858	318	792	865	321	330	354	-35	-28	37
	提供体制	2,279	2,216	309	749	872	2,258	2,208	319	781	837	2,196	2,185	312	784	858	318	792	865	2,166	2,149	2,159	322	798	875
	うち特定教育・保育施設	5,049	2,491	412	875	964	5,049	2,491	415	883	972	5,049	2,491	418	900	989	5,049	2,491	412	900	989	5,049	2,491	412	989
	うち特定地域型保育事業	514	2,366	278	584	673	514	2,366	278	584	673	514	2,366	278	584	673	514	2,366	272	584	673	514	2,366	272	569
	うち認可外(地方単独事業)			77	214	209			80	222	217			83	239	234		83	239	234			83	248	243
草加市	量の見込み	2,380	2,068	317	865	794	2,272	2,040	347	779	837	2,172	2,035	337	846	748	346	825	815	1,923	1,913	1,926	354	846	792
	提供体制	4,604	2,227	368	690	939	4,604	2,227	368	690	939	4,604	2,227	368	690	939	4,604	2,227	368	690	939	4,604	2,227	368	939
	うち特定教育・保育施設	819	2,162	227	481	710	819	2,162	227	481	710	819	2,162	227	481	710	819	2,162	227	481	710	819	2,162	227	481
	うち特定地域型保育事業			116	173	189			116	173	189			116	173	189		116	173	189			116	173	189
	うち認可外(地方単独事業)			3					3					3				3					3		
越谷市	量の見込み	2,224	159	51	-175	145	2,332	3,063	354	1,081	1,158	3,492	2,926	351	1,069	1,255	348	1,057	1,245	2,864	2,691	301	14	-158	147
	提供体制	3,730	3,144	357	1,001	1,339	3,644	3,063	354	1,081	1,158	3,492	2,926	351	1,069	1,255	348	1,057	1,245	2,864	3,370	2,808	346	1,047	1,237
	うち特定教育・保育施設	5,231	4,455	518	1,083	1,346	5,231	4,455	518	1,083	1,346	5,231	4,455	518	1,083	1,346	5,231	4,455	518	1,083	5,231	4,455	518	1,083	1,346
	うち特定地域型保育事業	1,116	3,300	292	630	885	1,116	3,300	292	630	885	1,116	3,300	292	630	885	1,116	3,300	292	630	885	1,116	3,300	292	630
	うち認可外(地方単独事業)			226	453	461			226	453	461			226	453	461		226	453	461			226	453	461
川口市	量の見込み	1,501	1,311	161	82	7	1,587	1,392	164	2	188	1,739	1,529	167	14	91	1,903	1,591	170	26	101	1,647	172	36	109
	提供体制																								
	うち特定教育・保育施設																								
	うち特定地域型保育事業																								
	うち認可外(地方単独事業)																								

	令和7年度						令和8年度						令和9年度						令和10年度						令和11年度						
	2号			3号			2号			3号			2号			3号			2号			3号			2号			3号			
	1号	幼児期の学校の教育の利用率が強い	左記以外	0歳	1歳	2歳	1号	幼児期の学校の教育の利用率が強い	左記以外	0歳	1歳	2歳	1号	幼児期の学校の教育の利用率が強い	左記以外	0歳	1歳	2歳	1号	幼児期の学校の教育の利用率が強い	左記以外	0歳	1歳	2歳	1号	幼児期の学校の教育の利用率が強い	左記以外	0歳	1歳	2歳	
藤 市	量の見込み	257	1,006	103	252	321	224	1,009	107	256	309	203	226	1,020	794	111	260	315	190	1,034	799	115	263	313	190	235	799	1,034	115	263	313
	提供体制																														
	うち特定教育・保育施設	257	230	842	137	294	324	224	842	137	294	324	203	226	842	137	294	324	190	235	842	137	294	324	190	235	842	137	294	324	
	うち特定地域型保育事業			842	87	192	213		842	87	192	213	203	842	87	192	213	213	213	213	842	87	192	213	213	213	842	87	192	213	
	うち認可外(地方単独事業)				44	90	93			44	90	93				44	90	93					44	90	93				44	90	93
戸 田 市	量の見込み	1,386	1,804	224	571	596	1,279	1,664	226	640	616	1,249	1,626	1,626	794	227	645	689	1,272	1,655	799	229	650	695	1,337	1,741	230	655	699	11	
	提供体制																														
	うち特定教育・保育施設	2,588	2,200	340	643	733	2,588	2,200	328	643	733	2,588	2,200	2,200	2,200	328	645	733	2,588	2,200	2,200	328	650	733	2,588	2,200	328	655	733		
	うち特定地域型保育事業	223	2,200	285	549	636	223	2,200	273	549	636	223	2,200	2,200	2,200	273	551	636	223	2,200	2,200	273	556	636	223	2,200	273	561	636		
	うち認可外(地方単独事業)				51	88	91		51	88	91					51	88	91				51	88	91			51	88	91		
入 間 市	量の見込み	845	1,651	167	345	405	792	1,547	167	348	409	750	292	1,466	1,174	167	351	412	724	1,415	1,133	168	344	404	724	282	1,133	168	337	395	
	提供体制																														
	うち特定教育・保育施設	1,549	613	1,605	185	342	403	1,549	613	1,605	185	342	403	1,476	550	1,644	191	354	415	1,476	550	1,644	191	354	415	1,476	550	1,644	191	354	
	うち特定地域型保育事業	120	1,605	154	297	354	120	1,605	154	297	354	192	354	192	1,644	160	309	366	192	1,644	160	309	366	192	1,644	160	309	366			
	うち認可外(地方単独事業)				30	44	48			30	44	48				30	44	48				30	44	48			30	44	48		
朝 露 市	量の見込み	1,447	2,360	275	763	837	1,393	2,315	263	740	824	1,352	2,272	2,272	2,142	252	718	810	1,369	2,235	2,104	242	697	797	1,368	2,198	232	676	785		
	提供体制																														
	うち特定教育・保育施設	1,447	378	2,121	350	691	766	1,393	378	2,166	350	697	775	1,352	378	2,166	350	697	775	1,369	378	2,166	350	697	775	1,368	378	2,166	350	697	
	うち特定地域型保育事業	8		2,121	244	487	542	8		2,166	244	499	557	8		2,166	244	499	557	8		2,166	244	499	557	8		2,166	244	499	
	うち認可外(地方単独事業)				83	179	199		83	173	193					83	173	193				83	173	193			83	173	193		
志 木 市	量の見込み	890	765	156	292	316	820	763	162	311	315	765	768	768	768	166	319	331	735	793	793	171	327	337	702	813	175	347	342		
	提供体制																														
	うち特定教育・保育施設	1,424		914	198	344	386	1,424		808	180	318	355	1,424		808	180	318	355	1,424		864	186	323	365	1,424		864	186	323	
	うち特定地域型保育事業	374		914	167	279	318	374		808	149	253	288	374		808	149	253	288	374		864	155	258	298	374		864	155	258	
	うち認可外(地方単独事業)				31	65	68			31	65	67				31	65	67				31	65	67			31	65	67		
入 間 市	量の見込み	534		14																											
	提供体制																														
	うち特定教育・保育施設																														
	うち特定地域型保育事業																														
	うち認可外(地方単独事業)																														

	令和7年度						令和8年度						令和9年度						令和10年度						令和11年度								
	2号			3号			2号			3号			2号			3号			2号			3号			2号			3号					
	1号	幼児期の学校の教育の利用率が強い	左記以外	0歳	1歳	2歳	1号	幼児期の学校の教育の利用率が強い	左記以外	0歳	1歳	2歳	1号	幼児期の学校の教育の利用率が強い	左記以外	0歳	1歳	2歳	1号	幼児期の学校の教育の利用率が強い	左記以外	0歳	1歳	2歳	1号	幼児期の学校の教育の利用率が強い	左記以外	0歳	1歳	2歳			
和光市	量の見込み	512	1,436 502 934	145	376	433	481	1,355 474 881	154	389	431	473	1,328 466 862	155	411	455	461	1,300 458 842	156	422	461	469	1,324 467 857	147	416	471							
	提供体制	725	502 1,026	221	423	465	725	474 1,026	221	423	465	725	466 1,026	221	423	465	725	458 1,026	221	423	465	725	467 1,026	221	423	465							
	うち特定教育・保育施設	455	202 986	117	223	249	455	202 986	117	223	249	455	202 986	117	223	249	455	202 986	117	223	249	455	202 986	117	223	249							
	うち特定地域型保育事業			91	187	202			91	187	202			91	187	202			91	187	202			91	187	202							
	うち認可外(地方単独事業)			40	13	13	14		40	13	13	14		40	13	13	14		40	13	13	14		40	13	13	14						
新座市	広域利用による提供体制確保																																
	提供体制確保の状況	213		92	76	47	32	244	145	67	24	34	252	164	66	12	10	264	184	65	1	4	256	169	74	7	-6						
	量の見込み	1,524	1,791 - 1,791	197	631	628	1,452	1,707 - 1,707	196	575	683	1,456	1,712 - 1,712	195	573	623	1,401	1,647 - 1,647	194	571	621	1,396	1,641 - 1,641	193	571	618							
	提供体制	2,495		1,921	290	585	685	2,495	1,918	288	549	689	2,495	1,916	288	549	689	2,495	1,911	288	549	689	2,495	1,911	288	549	689						
	うち特定教育・保育施設	885	1,920	230	434	529	885	1,917	228	434	531	885	1,915	228	434	531	885	1,910	228	434	531	885	1,910	228	434	531							
桶川市	うち特定地域型保育事業			56	125	149			56	109	131			56	109	131			56	109	131			56	109	131							
	うち認可外(地方単独事業)			1	4	6	7		1	4	6	7		1	4	6	7		1	4	6	7		1	4	6	7						
	広域利用による提供体制確保																																
	提供体制確保の状況	971		130	93	-66	57	1,043	211	92	-26	-14	1,039	204	93	-24	46	1,094	264	94	-22	48	1,099	270	95	-22	51						
	量の見込み	827	645 - 645	92	216	246	801	634 - 634	92	212	249	809	640 - 640	91	212	249	804	637 - 637	90	210	243	797	631 - 631	89	208	242							
久喜市	提供体制	1,275		685	107	234	276	1,275		685	99	227	266	1,275		685	99	227	266	1,275		685	99	227	266								
	うち特定教育・保育施設	435		685	89	188	245	435		685	85	184	238	435		685	85	184	238	435		685	85	184	238								
	うち特定地域型保育事業				18	46	31				14	43	28			14	43	28			14	43	28			14	43	28					
	うち認可外(地方単独事業)																																
	広域利用による提供体制確保																																
北本市	提供体制確保の状況	448		40	15	18	30	474	51	7	15	17	466	45	8	15	17	471	48	9	17	23	478	54	10	19	24						
	量の見込み	1,369	1,576 - 1,576	130	437	504	1,320	1,588 - 1,588	129	439	501	1,261	1,603 - 1,603	127	442	499	1,203	1,609 - 1,609	125	443	496	1,147	1,613 - 1,613	124	445	494							
	提供体制	1,753	1,638	227	449	521	1,753	1,638	227	449	521	1,753	1,638	227	449	521	1,753	1,638	227	449	521	1,753	1,638	227	449	521							
	うち特定教育・保育施設	1,593	1,638	180	365	434	1,593	1,638	180	365	434	1,593	1,638	180	365	434	1,593	1,638	180	365	434	1,593	1,638	180	365	434							
	うち特定地域型保育事業			47	84	87			47	84	87			47	84	87			47	84	87			47	84	87							
北本市	うち認可外(地方単独事業)																																
	広域利用による提供体制確保																																
	提供体制確保の状況	384		62	97	12	17	433	40	98	10	20	492	35	100	7	22	550	29	102	6	25	606	25	103	4	27						
	量の見込み	430	780 200 580	54	165	210	415	770 190 580	54	180	195	385	755 180 575	53	185	210	365	740 170 570	53	185	215	360	730 170 560	53	185	215							
	提供体制	640	200	617	75	180	215	650	190	617	80	200	228	660	180	617	80	200	228	670	170	617	80	200	228	670	170	617	80	200	228		
北本市	うち特定教育・保育施設	420	140	617	60	144	178	430	130	617	62	156	183	440	120	617	62	156	183	450	110	617	62	156	183	450	110	617	62	156	183		
	うち特定地域型保育事業			15	36	37					18	44	45			18	44	45			18	44	45			18	44	45			18	44	45
	うち認可外(地方単独事業)																																
	広域利用による提供体制確保																																
	提供体制確保の状況	210		37	21	15	5	235	37	26	20	33	275	42	27	15	18	305	47	27	15	13	310	57	27	15	13						

	令和7年度						令和8年度						令和9年度						令和10年度						令和11年度						
	2号		3号		2号		3号		2号		3号		2号		3号		2号		3号		2号		3号		2号		3号				
	1号	幼児期の学校の教育の利用率が強い	左記以外	0歳	1歳	2歳	1号	幼児期の学校の教育の利用率が強い	左記以外	0歳	1歳	2歳	1号	幼児期の学校の教育の利用率が強い	左記以外	0歳	1歳	2歳	1号	幼児期の学校の教育の利用率が強い	左記以外	0歳	1歳	2歳	1号	幼児期の学校の教育の利用率が強い	左記以外	0歳	1歳	2歳	
八潮市	量の見込み	1,024	933	193	338	372	851	1,049	1,049	193	342	378	851	1,049	1,049	193	342	377	851	1,049	1,049	193	342	377	851	1,049	1,049	193	342	377	
	提供体制	1,455	1,012	190	316	350	1,175	1,134	1,134	199	338	372	1,175	1,146	1,146	193	342	377	1,175	1,146	1,146	193	342	377	1,175	1,146	1,146	193	342	377	
	うち特定教育・保育施設	1,455	1,012	124	216	243	1,175	1,134	1,134	133	238	265	1,175	1,146	1,146	127	242	270	1,175	1,146	1,146	127	242	270	1,175	1,146	1,146	127	242	270	
	うち特定地域型保育事業			66	100	107				66	100	107				66	100	107				66	100	107				66	100	107	
	うち認可外(地方単独事業)																														
富士見市	提供体制確保の状況	431	79	-3	-22	-22	324		85	6	-4	-5	324		97					324		97									
	量の見込み	972	1,305	157	413	449	884	1,284	1,284	161	403	465	812	1,279	1,279	164	408	462	748	1,279	1,279	167	411	468	707	1,314	1,314	169	415	472	
	提供体制	1,706	1,333	198	397	468	1,706	1,333	1,333	198	397	468	1,706	1,333	1,333	198	415	488	1,706	1,333	1,333	198	415	488	1,706	1,333	1,333	198	415	488	
	うち特定教育・保育施設	1,116	1,326	169	319	385	1,116	1,326	1,326	169	319	385	1,116	1,326	1,326	169	319	385	1,116	1,326	1,326	169	319	385	1,116	1,326	1,326	169	319	385	
	うち特定地域型保育事業			24	71	76				24	71	76				24	89	96				24	89	96				24	89	96	
三郷市	提供体制確保の状況	209		35	2	11	10	199	33	2	11	10	192	1,088	86	36	18	36	1,144	1,098	1,659	85	33	15	30	1,184	1,111	50	31	11	
	量の見込み	1,336	1,954	197	481	572	1,208	1,776	1,776	195	481	572	1,135	1,699	1,699	193	478	567	1,098	1,659	1,659	191	473	561	1,130	1,711	1,711	189	468	556	
	提供体制	2,781	460	1,702	233	481	572	2,781	416	1,712	230	481	572	2,781	412	1,712	230	481	572	2,781	412	1,712	230	474	570	2,781	429	1,282	230	474	570
	うち特定教育・保育施設	636	53	1,702	218	411	496	636	53	1,712	215	411	496	636	53	1,712	215	413	504	636	53	1,712	215	413	504	636	53	1,712	215	413	504
	うち特定地域型保育事業			12	64	69				12	64	69				12	64	69				12	55	59				12	55	59	
蓮田市	提供体制確保の状況	1,445		208	36		1,573		352	35			1,646		425	37	3	5	1,683		465	39	1	9	1,651			430	41	6	
	量の見込み	562	611	101	510	223	211	562	610	101	509	212	561	609	101	508	108	223	212	561	609	101	508	212	561	609	101	508	108	223	212
	提供体制	986	135	482	102	199	200	846	165	482	102	211	210	846	165	542	108	223	222	846	165	542	108	223	222	846	165	542	108	223	222
	うち特定教育・保育施設	291	135	482	66	126	153	326	165	482	66	136	163	326	165	542	72	148	175	326	165	542	72	148	175	326	165	542	72	148	175
	うち特定地域型保育事業			23	42	41					23	42	41				23	42	41				23	42	41				23	42	41
坂戸市	提供体制確保の状況	424	34	-28	-6	-24	-11	284	64	-27	-6	-12	-2	285	64	34			10	285	64	34			10	285	64	34			10
	量の見込み	804	910	165	245	327	766	922	922	157	262	296	715	947	947	150	255	317	695	927	927	142	252	309	681	913	913	134	248	305	
	提供体制	1,395	1,056	135	217	282	1,395	1,056	1,056	135	217	282	1,067	1,185	1,185	135	237	317	1,067	1,185	1,185	135	237	317	1,067	1,185	1,185	135	237	317	
	うち特定教育・保育施設	580	1,056	86	162	220	580	1,056	1,056	86	162	220	787	1,185	1,185	86	182	255	787	1,185	1,185	86	182	255	787	1,185	1,185	86	182	255	
	うち特定地域型保育事業			49	55	62					49	55	62				49	55	62				49	55	62				49	55	62
提供体制確保の状況	提供体制	591	146	-30	-28	-45	629	134	134	-22	-45	-14	352	238	238	-15	-18		372	258	258	-7	-15	8	386	272	272	1	-11	12	
	うち特定教育・保育施設																														
	うち特定地域型保育事業																														
	うち認可外(地方単独事業)																														
	広域利用による提供体制確保																														

	令和7年度						令和8年度						令和9年度						令和10年度						令和11年度									
	2号		3号		2号		3号		2号		3号		2号		3号		2号		3号		2号		3号		2号		3号							
	1号	幼児期の学校の教育の利用率が強い	左記以外	0歳	1歳	2歳	1号	幼児期の学校の教育の利用率が強い	左記以外	0歳	1歳	2歳	1号	幼児期の学校の教育の利用率が強い	左記以外	0歳	1歳	2歳	1号	幼児期の学校の教育の利用率が強い	左記以外	0歳	1歳	2歳	1号	幼児期の学校の教育の利用率が強い	左記以外	0歳	1歳	2歳				
幸手市	量の見込み	603	226	39	84	81	603	225	40	83	82	588	218	38	180	42	83	80	588	218	38	180	42	83	80	588	218	38	180	42	83	80		
	提供体制																																	
	うち特定教育・保育施設	889	39	239	42	82	138	889	39	239	42	82	138	889	39	239	42	82	138	889	39	239	42	82	138	889	39	239	42	82	138			
	うち特定教育・保育施設	114	39	239	36	76	90	114	39	239	36	76	90	114	39	239	36	76	90	114	39	239	36	76	90	114	39	239	36	76	90			
	うち認可外(地方単独事業)				6	6	6			6	6	6					6	6	6					6	6	6				6	6	6		
鶴ヶ島市	量の見込み	286	-4	56	3	-2	57	286	-3	56	2	-1	56	301	1	59	2	-1	58	301	1	59	-1	58	301	1	59	-1	58	301	1	59	-1	58
	提供体制																																	
	うち特定教育・保育施設	390	282	608	115	153	293	365	281	607	121	166	288	343	282	610	121	173	311	323	283	615	122	180	322	307	287	627	122	188	333			
	うち特定教育・保育施設	1,458	282	628	113	178	298	1,089	281	733	120	188	318	1,089	282	733	120	188	318	1,089	283	733	120	188	318	1,089	287	733	126	194	325			
	うち認可外(地方単独事業)	103		628	67	141	189	214		733	74	151	209	214		733	74	151	209	214		733	74	151	209	214		733	74	151	209			
日高市	量の見込み	348	488	35	113	139	341	341	-	479	35	112	137	319	-	448	35	114	140	307	-	431	35	114	139	305	428	-	428	36	114	140		
	提供体制																																	
	うち特定教育・保育施設	580		636	59	135	156	580		636	59	135	156	580		636	59	128	152	580		636	59	128	152	580		636	59	128	152			
	うち特定教育・保育施設	420		636	55	127	144	420		636	55	127	144	420		636	55	120	140	420		636	55	120	140	420		636	55	120	140			
	うち認可外(地方単独事業)				4	8	12				4	8	12				4	8	12				4	8	12				4	8	12			
吉川市	量の見込み	232		148	24	22	17	239		157	24	23	19	261		79	24	14	12	273		96	24	14	13	275		99	23	14	12			
	提供体制																																	
	うち特定教育・保育施設	859	825	95	248	310	798		768	96	267	320	762		737	97	270	345	778		756	98	275	339	807		768	99	273	339				
	うち特定教育・保育施設	1,732		885	112	290	347	1,732		885	112	290	347	1,732		885	112	290	347	1,732		885	112	290	347	1,732		885	112	290	347			
	うち認可外(地方単独事業)	187		881	83	211	262	187		881	83	211	262	187		881	83	211	262	187		881	83	211	262	187		881	83	211	262			
ふじみ野市	量の見込み	873	1,225	164	380	377	958		1,155	162	389	392	913		1,101	160	384	401	894		1,078	158	380	397	908		1,095	156	376	393				
	提供体制																																	
	うち特定教育・保育施設	1,890		1,539	227	385	474	1,890		1,539	227	385	474	1,890		1,539	227	385	474	1,890		1,539	227	385	474	1,890		1,539	227	385	474			
	うち特定教育・保育施設	385		1,436	197	338	402	385		1,436	197	338	402	385		1,436	197	338	402	385		1,436	197	338	402	385		1,436	197	338	402			
	うち認可外(地方単独事業)				15	29	33			15	29	33				15	29	33				15	29	33				15	29	33				
さいたま市	量の見込み	875		314	63	5	97	932		384	65	-4	82	977		438	67	1	73	996		461	69	5	77	982		444	71	9	81			
	提供体制																																	
	うち特定教育・保育施設																																	
	うち特定教育・保育施設																																	
	うち認可外(地方単独事業)																																	

	令和7年度						令和8年度						令和9年度						令和10年度						令和11年度						
	2号			3号			2号			3号			2号			3号			2号			3号			2号			3号			
	1号	幼児期の 学校の 教育の 利用率が 強い	左記以 外	0歳	1歳	2歳	1号	幼児期の 学校の 教育の 利用率が 強い	左記以 外	0歳	1歳	2歳	1号	幼児期の 学校の 教育の 利用率が 強い	左記以 外	0歳	1歳	2歳	1号	幼児期の 学校の 教育の 利用率が 強い	左記以 外	0歳	1歳	2歳	1号	幼児期の 学校の 教育の 利用率が 強い	左記以 外	0歳	1歳	2歳	
白岡市	量の見込み	340	796 285	84	179	172	326	763 229	534	86	186	191	324	763 207	556	88	184	198	321	741 185	556	90	185	196	333	830 170	660	92	185	200	
	提供体制																														
	うち特定教育・保育施設	1,160	300	468	71	156	164	1,160	300	468	71	156	167	960	220	582	83	164	178	850	185	696	92	188	204	510	170	844	95	197	212
	うち特定地域型保育事業			454	47	98	105		454	47	98	108	120		568	59	106	119	290		682	68	130	145	510		830	68	130	145	
	うち認可外(地方単独事業)			21	46	47				21	46	47				21	46	47				21	46	47				24	55	55	
	広域利用による提供体制確保			14	3	12	12		14	3	12	12																			
	提供体制確保の状況	820	15	-43	-13	-23	-8	834	71	-66	-15	-30	-24	636	13	26	-5	-20	-20	529		140	2	3	8	177		184	3	12	12
	量の見込み	423	381	58	125	125	398	359		58	127	134	405		365	59	128	136	399	360		60	128	137	410	370		61	131	137	
	提供体制																														
	うち特定教育・保育施設	797		432	66	132	147	797		432	66	132	147	797		432	66	132	147	797		432	66	132	147	797		432	66	132	147
伊奈町	うち特定地域型保育事業	277		432	57	108	123	277		432	57	108	123	277		432	57	108	123	277		432	57	108	123	277		432	57	108	123
	うち認可外(地方単独事業)			9	24	24				9	24	24				9	24	24				9	24	24				9	24	24	
	広域利用による提供体制確保																														
	提供体制確保の状況	374		51	8	7	22	399		73	8	5	13	392		67	7	4	11	398		72	6	4	10	387		62	5	1	10
	量の見込み	442	312	39	103	97	412	291		38	104	105	381	269		37	102	106	362	255		36	101	103	369	261		36	99	101	
三芳町	提供体制																														
	うち特定教育・保育施設	825		358	65	104	120	825		358	65	104	120	825		358	65	104	120	825		358	65	104	120	825		358	65	104	120
	うち特定地域型保育事業	370		358	56	85	101	370		358	56	85	101	370		358	56	85	101	370		358	56	85	101	370		358	56	85	101
	うち認可外(地方単独事業)			9	19	19				9	19	19				9	19	19				9	19	19				9	19	19	
	広域利用による提供体制確保																														
毛呂山町	提供体制確保の状況	383		46	26	1	23	413		67	27	15	444		89	28	2	14	463		103	29	3	17	456		97	29	5	19	
	量の見込み	103	262	40	65	77	101	258		40	64	75	100	254		39	61	72	98	250		39	60	71	97	246		39	59	68	
	提供体制		45	217				45	213					45	209					45	205					45	201				
	うち特定教育・保育施設	265	56	216	42	75	87	265	56	216	42	75	87	265	56	216	42	75	87	265	56	216	42	75	87	265	56	216	42	75	87
	うち特定地域型保育事業	265	56	216	39	69	81	265	56	216	39	69	81	265	56	216	39	69	81	265	56	216	39	69	81	265	56	216	39	69	81
越生町	うち認可外(地方単独事業)			3	6	6				3	6	6				3	6	6				3	6	6				3	6	6	
	広域利用による提供体制確保																														
	提供体制確保の状況	162	11	-1	2	10	10	164	11	3	2	11	12	165	11	7	3	14	15	167	11	11	3	15	16	168	11	15	3	16	19
	量の見込み	28	112	10	20	18	23	92		10	22	23	23	92		10	22	25	23	92		10	22	25	24	96		10	22	25	
	提供体制		28	84				23	69					23	69					23	69					24	72				
越生町	うち特定教育・保育施設	80		98	13	22	27	60		98	13	22	27	60		98	13	22	27	60		98	13	22	27	60		98	13	22	27
	うち特定地域型保育事業	60		98	13	22	27	60		98	13	22	27	60		98	13	22	27	60		98	13	22	27	60		98	13	22	27
	うち認可外(地方単独事業)																														
	広域利用による提供体制確保																														
	提供体制確保の状況	32	-28	14	3	2	9	37	-23	29	3	4	37	23	29	3	3	29	3	37	-23	29	3	3	2	36	-24	26	3	2	2

	令和7年度						令和8年度						令和9年度						令和10年度						令和11年度						
	2号		3号		1号	幼児期の学校の教育の利用率が強い	2号		3号		1号	幼児期の学校の教育の利用率が強い	2号		3号		1号	幼児期の学校の教育の利用率が強い	2号		1号	幼児期の学校の教育の利用率が強い									
	1号	左記以外	0歳	1歳			2歳	1号	左記以外	0歳			1歳	2歳	1号	左記以外			0歳	1歳			2歳	1号	左記以外	0歳	1歳	2歳			
滑川町	量の見込み	172	361	38	91	90	163	343	343	38	90	92	144	305	305	38	91	92	135	288	288	37	96	93	130	279	279	39	94	94	
	提供体制	200	375	49	88	110	200	375	375	49	88	110	200	375	375	50	90	112	200	375	375	50	90	112	200	375	375	50	90	112	
	うち特定教育・保育施設	200	369	49	88	110	200	369	369	49	88	110	200	369	369	49	88	110	200	369	369	49	88	110	200	369	369	49	88	110	
	うち特定地域型保育事業																														
	うち認可外(地方単独事業)		6						6	6	1	2	2																		
鳳山町	広域利用による提供体制確保		15	5	5	5	5		12		5	5			10		5	3			8		4	3				5	4	3	
	提供体制確保の状況	28	29	11	2	25	37	44	44	11	3	23	56	163	80	12	4	23	65	95	95	13	-2	22	70	101	11		21		
	量の見込み	74	169	49	40	37	70	159	33	126	47	36	49	71	33	130	47	35	43	63	143	46	35	43	66	150	31	119	45	42	
	提供体制	130		185	21	32	34	130		165	21	32	34	130		165	21	32	34	130	29	114	21	32	34	130	165	21	32	34	
	うち特定教育・保育施設	130		185	19	31	32	130		165	19	31	32	130		165	19	31	32	130			165	19	31	32	130	165	19	31	32
小川町	うち特定地域型保育事業			2	1	2				2	1	2				2	1	2					2	1	2			2	1	2	
	うち認可外(地方単独事業)																														
	広域利用による提供体制確保	27		14	2	2	2	27	14	2	2	2	2	27	14	2	2	2	27	14	2	2	2	2	2	27	14	2	2	2	
	提供体制確保の状況	83	-35	65	-26	-6	-1	87	-33	53	-24	-2	-13	86	-33	49	-24	-1	-7	94	-29	65	-23	-1	-7	91	-31	60	-22	-6	
	量の見込み	79	195	23	62	69	79	194		194	23	65	66	72	178	23	62	69	70	173	23	58	66	68	170	170	23	56	62		
川島町	提供体制	150	305	23	61	69	150		225	23	64	66	150		225	23	61	69	150		225	23	61	69	150		225	23	61	69	
	うち特定教育・保育施設		305	23	61	69			225	23	64	66			225	23	61	69					225	23	61		225	23	61	69	
	うち特定地域型保育事業																														
	うち認可外(地方単独事業)																														
	広域利用による提供体制確保		10	1	1	1	1		10	1	1	1	1	1	10	1	1	1	1			10	1	1	1		10	1	1	1	
吉見町	提供体制確保の状況	71	222	19			71		41	1		1	78		57	1		1	80		62	1	4	4	82		65	1	6	8	
	量の見込み	96	222	19	37	32	78	180		180	18	35	45	75	171	17	33	42	75	172	17	32	41	72	167	167	16	31	39		
	提供体制	110		235	18	54	72	110		235	18	54	72	110		235	18	54	72	110		235	18	54	72	110	235	18	54	72	
	うち特定教育・保育施設	110		235	18	52	70	110		235	18	52	70	110		235	18	52	70	110		235	18	52	70	110	235	18	52	70	
	うち特定地域型保育事業				2	2						2	2					2	2				2	2					2	2	
吉見町	うち認可外(地方単独事業)																														
	広域利用による提供体制確保	20		15	2	3	4	20		15	2	3	4	20		15	2	3	4	20		15	2	3	4	20		15	2	3	4
	提供体制確保の状況	34		28	1	20	44	52		70	2	22	31	55		79	3	24	34	55		78	3	25	35	58	83	4	26	37	
	量の見込み	105	150	15	31	54	95	150		150	15	32	55	93	150	15	31	54	85	150	15	30	52	85	150	150	15	30	50	50	
	提供体制	160		168	15	31	50	160		168	15	31	50	160		168	15	31	50	160		168	15	31	50	160		168	15	31	50
吉見町	うち特定教育・保育施設																														
	うち特定地域型保育事業																														
	うち認可外(地方単独事業)																														
	広域利用による提供体制確保	52		9	1	3	7	52		9	1	3	7	52		9	1	3	7	52		9	1	3	7	52		9	1	3	7
	提供体制確保の状況	107		27	1	3	3	117		27	1	2	2	119		27	1	3	3	127		27	1	4	5	127		27	1	4	7

	令和7年度					令和8年度					令和9年度					令和10年度					令和11年度																
	2号		3号			2号		3号			2号		3号			2号		3号			2号		3号														
	1号	幼児期の学校の教育の利用率が強い	左記以外	0歳	1歳	2歳	1号	幼児期の学校の教育の利用率が強い	左記以外	0歳	1歳	2歳	1号	幼児期の学校の教育の利用率が強い	左記以外	0歳	1歳	2歳	1号	幼児期の学校の教育の利用率が強い	左記以外	0歳	1歳	2歳													
鳩山町	量の見込み	51	85	17	31	29	49	82	7	75	17	29	32	49	83	7	76	16	29	31	45	76	7	71	15	28	31	46	78	7	71	15	26	29			
	提供体制	120	7	91	18	40	46	120	7	91	18	40	46	120	7	91	18	40	46	120	7	91	18	40	46	120	7	91	18	40	46	120	7	91	18	40	46
	うち特定教育・保育施設	120	7	91	14	36	42	120	7	91	14	36	42	120	7	91	14	36	42	120	7	91	14	36	42	120	7	91	14	36	42	120	7	91	14	36	42
	うち特定地域型保育事業			4	4	4	4				4	4	4	4				4	4	4				4	4	4				4	4	4			4	4	4
	うち認可外(地方単独事業)																																				
	広域利用による提供体制確保	20		2	1	2	2	20	2	2	1	2	2	20	2	2	1	2	2	20	2	2	1	2	2	20	2	2	1	2	2	20	2	2	1	2	2
	提供体制確保の状況	89		15	2	11	19	91		18	2	13	16	91	109		17	3	13	17	95		42	4	14	17	94		99		22	4	16	19			
	量の見込み	12	12	102	15	17	34	11	11	94	15	16	32	12	12	97	14	16	30	11	11	93	13	15	29	11	11	88	12	14	27						
	提供体制	80	20	209	17	22	42	80	20	209	17	22	42	80	20	209	17	22	42	80	20	209	17	22	42	80	20	209	17	22	42	80	20	209	17	22	42
	うち特定教育・保育施設	80	20	209	17	22	42	80	20	209	17	22	42	80	20	209	17	22	42	80	20	209	17	22	42	80	20	209	17	22	42	80	20	209	17	22	42
ときがわ町	うち特定地域型保育事業																																				
	うち認可外(地方単独事業)																																				
	広域利用による提供体制確保			2						2							2																				
	提供体制確保の状況	68	8	109	2	5	8	69	9	117	2	6	10	68	73	8	114	3	6	12	69	9	118	4	7	13	69	9	123	5	8	15					
	量の見込み	67	4	77	3	21	21	66	4	71	3	25	17	71	4	69	3	27	18	63	63	3	58	3	29	17	63	3	54	3	30	16					
横瀬町	提供体制	60	4	138	11	38	39	60	4	138	11	38	39	60	4	138	11	38	39	60	4	138	11	38	39	60	4	138	11	38	39	60	4	138	11	38	39
	うち特定教育・保育施設	60	4	138	11	38	39	60	4	138	11	38	39	60	4	138	11	38	39	60	4	138	11	38	39	60	4	138	11	38	39	60	4	138	11	38	39
	うち特定地域型保育事業																																				
	うち認可外(地方単独事業)																																				
	広域利用による提供体制確保	17		10	1	8	8	17		10	1	8	8	17		10	1	8	8	17		10	1	8	8	17		10	1	8	8	17		10	1	8	8
	提供体制確保の状況	10		71	9	25	26	11		77	9	21	30	6		79	9	19	29	14	1	90	9	17	30	14	1	94	9	16	31						
	量の見込み	38		88	10	3	12	35		80		10	4	10	29		66	9	4	14	25		58	9	4	13	26		60	9	4	13					
	提供体制	196		111	12	27	30	196		111	12	27	30	196		111	12	27	30	196		111	12	27	30	196		111	12	27	30						
	うち特定教育・保育施設	196		95	10	22	23	196		95	10	22	23	196		95	10	22	23	196		95	10	22	23	196		95	10	22	23						
	うち特定地域型保育事業																																				
青野町	うち認可外(地方単独事業)			16	2	5	7			16	2	5	7			16	2	5	7			16	2	5	7			16	2	5	7						
	広域利用による提供体制確保	7		12	7	6	7	7	7	12	7	6	7	7	7	12	7	6	7	7	7	12	7	6	7	7	7	12	7	6	7						
	提供体制確保の状況	165		35	2	31	24	168		43	2	30	26	174		57	3	30	22	178		65	3	30	23	177		63	3	30	23						
	量の見込み	10		83	9	16	22	10		83	9	16	22	10		83	9	16	22	10		83	9	16	22	10		83	9	16	22						
	提供体制	10		62	2	7	21	9		59	2	7	20	8		55	2	6	19	7		52	2	6	18	6		48	2	5	17						
長瀬町	うち特定教育・保育施設	10		62	2	7	21	9		59	2	7	20	8		55	2	6	19	7		52	2	6	18	6		48	2	5	17						
	うち特定地域型保育事業																																				
	うち認可外(地方単独事業)																																				
	広域利用による提供体制確保																																				
	提供体制確保の状況																																				
	提供体制確保の状況																																				

			令和7年度					令和8年度					令和9年度					令和10年度					令和11年度						
	1号	2号	0歳		1歳		2歳	1号	2号	左記以外		0歳		1歳		2歳	1号	2号	左記以外		0歳		1歳		2歳				
			左記以外	左記以外	左記以外	左記以外				左記以外	左記以外	左記以外	左記以外	左記以外	左記以外				左記以外	左記以外									
小 鹿 野 町	量の見込み	15	77	5	12	25	11		73	5	10	20	10	63	5	15	15	9	58	5	15	20	8	50	5	15	20		
	提供体制		-						-					-					-	58				-	50				
	うち特定教育・保育施設	30	110	16	28	28	30	28	110	16	28	28	30	110	16	28	28	30	110	16	28	28	30	110	16	28	28		
	うち特定地域型保育事業	30	110	10	25	25	30	25	110	10	25	25	30	110	10	25	25	30	110	10	25	25	30	110	10	25	25		
	うち認可外(地方単独事業)			6	3	3		3			6	3	3			6	3	3				6	3	3		6	3	3	
東 秩 父 村	広域利用による提供体制確保																												
	提供体制確保の状況	15	33	11	16	3	19	8		47	11	13	13	20				21		52	11	13	8	22		60	11	13	8
	量の見込み	2	11	2	2	3	2		11	2	2	3	2		2	2	3	2	11	2	2	3	2		2	2	2	2	
	提供体制			15	3	6	6			15	3	6	6		15	3	6	6		15	3	6	6		15	3	6	6	
	うち特定教育・保育施設			15	3	6	6			15	3	6	6		15	3	6	6		15	3	6	6		15	3	6	6	
美 里 町	うち特定地域型保育事業																												
	うち認可外(地方単独事業)																												
	広域利用による提供体制確保	2	2	2	2	4	2		2	2				2	2			2	2					2	2				
	提供体制確保の状況		6	1	4	3			6	1	4	3		182	6	1	4	3		6	1	4	3		6	1	4	4	
	量の見込み	17	156	13	46	51	19		166	12	43	56	20		182	12	43	53	19	182	13	45	51	21	184	12	41	51	
神 川 町	提供体制	35	197	18	36	49	35		197	18	36	49	35		197	18	36	49	35	197	18	36	49	35	197	18	36	49	
	うち特定教育・保育施設	35	197	18	36	49	35		197	18	36	49	35		197	18	36	49	35	197	18	36	49	35	197	18	36	49	
	うち特定地域型保育事業																												
	うち認可外(地方単独事業)																												
	広域利用による提供体制確保	3	23	1	6	6	4		25	1	5	7	4		27	1	5	6	3	27	1	5	6	4	28	1	5	6	
上 里 町	提供体制確保の状況	21	64	6	-4	4	20		56	7	-2	19		123	42	7	-2	2	19		42	6	-4	18		41	7	4	
	量の見込み	28	133	25	50	48	24		118	25	47	54	26		16	80	24	45	24	118	23	45	49	24	119	22	43	48	
	提供体制	27	17	89	22	46	23		15	76	22	44	50	25	16	107	42	45	24	15	103	46	23	15	77	19	40	45	
	うち特定教育・保育施設	27	17	89	22	46	23		15	76	22	44	50	25	16	107	42	45	24	15	103	46	23	15	77	19	40	45	
	うち特定地域型保育事業																												
上 里 町	うち認可外(地方単独事業)																												
	広域利用による提供体制確保	1		27	3	4	5		27	3	3	4	1		27	3	3	3	1		27	3	3	1	27	3	3	3	
	提供体制確保の状況																												
	量の見込み	155	300	50	90	105	132		314	49	88	103	129		308	48	86	101	126	302	47	84	99	123	296	46	82	97	
	提供体制	335	381	53	91	115	185		-	314	56	98	125	185	-	308	57	99	127	-	302	57	99	127	185	417	57	99	127
上 里 町	うち特定教育・保育施設	30	381	53	91	115	120		411	56	98	125	120		417	57	99	127	120	417	57	99	127	120	417	57	99	127	
	うち特定地域型保育事業																												
	うち認可外(地方単独事業)																												
	広域利用による提供体制確保	16		62	13	18	23			62	13	18	23	16		62	13	18	23			62	13	16		62	13	18	23
	提供体制確保の状況	196	143	16	19	33	69		159	20	28	45	72		171	22	31	49	75	177	23	33	51	78	183	24	35	53	

令和7年度																														令和8年度										令和9年度										令和10年度										令和11年度																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
2号										3号										2号										3号										2号										3号																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
1号					左記以外					0歳					1歳					2歳					1号					左記以外					0歳					1歳					2歳					1号					左記以外					0歳					1歳					2歳					1号					左記以外					0歳					1歳					2歳																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
香居町	量の見込み																														200	379	299	51	108	126	200	379	299	51	108	126	200	379	299	51	108	126	200	379	299	51	108	126	200	379	299	51	108	126	200	379	299	51	108	126																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	提供体制																														280	80	385	51	108	126	280	80	385	51	108	126	280	80	385	51	108	126	280	80	385	51	108	126	280	80	385	51	108	126	280	80	385	51	108	126																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	うち特定教育・保育施設																																381	42	99	118			381	42	99	118			381	42	99	118			381	42	99	118			381	42	99	118			381	42	99	118																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	うち特定地域型保育事業																																	6	6	6				6	6	6				6	6	6				6	6	6				6	6	6				6	6	6																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	うち認可外(地方単独事業)																																	4	3	3	2				4	3	3	2				4	3	3	2				4	3	3	2				4	3	3	2				4	3	3	2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
宮代町	広域利用による提供体制確保																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												

3. 教育・保育施設、地域型保育事業の「従事者数」

「2. 教育・保育施設、地域型保育事業の「量の見込み」と「提供体制」」の数値等から、保育教諭等の従事者数を推計

(単位:人)

職種	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
保育教諭 1)	4,394	4,585	4,689	4,729	4,775
保育士 2)	35,329	35,864	36,543	37,059	37,682
幼稚園教諭 3)	5,035	4,905	4,825	4,801	4,760
家庭的保育者 家庭的保育補助者 4)	26	25	25	25	25
県全体					

- 1) 幼保連携型認定こども園に勤務する「保育教諭」の人数
- 2) 保育所、幼保連携型以外の認定こども園及び地域型保育事業に従事する「保育士」の人数
- 3) 幼稚園または幼稚園型認定こども園に勤務する「幼稚園教諭」の人数
- 4) 地域型保育事業に従事する「家庭的保育者」及び「家庭的保育補助者」の人数の合計

4. 地域子ども・子育て支援事業(市町村事業)の「量の見込み」と「提供体制」

基準日:各年度の3月31日現在

(1) 県全体

事業等名称	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
県計	放課後児童クラブ 1)	量の見込み(人) 87,446	87,982	87,438	86,014
		提供体制(人) 88,150	89,808	90,346	91,508
	地域子育て支援拠点 2)	提供体制(か所) 584	584	584	589
	延長保育事業 3)	提供体制(人) 96,473	97,902	99,024	100,768
	一時預かり事業 4)	提供体制(人日) 846,833	841,136	841,741	845,139
	病児保育事業 5)	提供体制(人日) 99,311	102,003	102,166	102,474

- 子ども・子育て支援法(以下、「法」)第59条に定める「放課後児童健全育成事業」の『実人数』を記載
- 法第59条に定める「地域子育て支援拠点事業」及び地方単独事業による地域子育て支援拠点の『実施か所数』を記載
- 法第59条に定める「時間外保育事業」の『実人数』を記載
- 法第59条に定める「一時預かり事業」のうち、「幼稚園在園児以外を対象とした一時預かりの『のべ人数』」を記載
- 法第59条に定める「病児保育事業」の『のべ人数』を記載

(2) 県内市町村

事業等名称	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
さいたま市	放課後児童クラブ	量の見込み(人) 14,365	14,989	15,360	15,988
		提供体制(人) 15,587	16,187	16,595	17,463
	地域子育て支援拠点	提供体制(か所) 97	97	97	97
	延長保育事業	提供体制(人) 29,893	31,328	32,163	33,662
	一時預かり事業	提供体制(人日) 117,298	117,298	117,298	117,298
川越市	病児保育事業	提供体制(人日) 11,070	11,070	11,070	11,070
	放課後児童クラブ	量の見込み(人) 4,274	4,488	4,642	4,748
		提供体制(人) 4,274	4,488	4,642	4,748
	地域子育て支援拠点	提供体制(か所) 24	25	25	25
	延長保育事業	提供体制(人) 2,041	2,009	1,979	1,975
熊谷市	一時預かり事業	提供体制(人日) 60,460	60,460	60,460	60,460
	病児保育事業	提供体制(人日) 1,250	1,250	1,250	1,250
	放課後児童クラブ	量の見込み(人) 2,693	2,710	2,695	2,669
		提供体制(人) 2,693	2,710	2,695	2,669
	地域子育て支援拠点	提供体制(か所) 19	18	18	18
	延長保育事業	提供体制(人) 133	133	133	133
	一時預かり事業	提供体制(人日) 20,584	20,584	20,584	20,584
	病児保育事業	提供体制(人日) 4,174	4,174	4,174	4,174

事業等名称		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
川口市	放課後児童クラブ	量の見込み(人) 提供体制(人)	6,570 6,353	6,062	5,765	5,482
	地域子育て支援拠点	提供体制(か所)	6,570	6,062	5,765	5,482
	延長保育事業	提供体制(人)	58	58	58	58
	一時預かり事業	提供体制(人日)	5,917	5,815	5,779	5,754
	病児保育事業	提供体制(人日)	6,396	6,010	5,901	5,833
行田市	放課後児童クラブ	量の見込み(人) 提供体制(人)	5,000 844	5,000 798	5,000 775	5,000 751
	地域子育て支援拠点	提供体制(か所)	1,000	1,000	1,000	1,000
	延長保育事業	提供体制(人)	7	7	7	7
	一時預かり事業	提供体制(人日)	159	150	146	142
	病児保育事業	提供体制(人日)	1,500	1,500	1,500	1,500
秩父市	放課後児童クラブ	量の見込み(人) 提供体制(人)	2,080 900	2,080 900	2,080 900	2,080 900
	地域子育て支援拠点	提供体制(か所)	900	900	900	900
	延長保育事業	提供体制(人)	6	6	6	6
	一時預かり事業	提供体制(人日)	94	98	102	106
	病児保育事業	提供体制(人日)	767	747	727	708
所沢市	放課後児童クラブ	量の見込み(人) 提供体制(人)	0 4,007	0 4,046	0 4,065	0 4,085
	地域子育て支援拠点	提供体制(か所)	3,211	3,451	3,571	3,691
	延長保育事業	提供体制(人)	27	27	27	27
	一時預かり事業	提供体制(人日)	6,117	6,140	6,230	6,309
	病児保育事業	提供体制(人日)	92,800	92,800	92,800	92,800
飯能市	放課後児童クラブ	量の見込み(人) 提供体制(人)	4,640 1,156	4,640 1,179	4,640 1,197	4,640 1,160
	地域子育て支援拠点	提供体制(か所)	1,125	1,325	1,325	1,337
	延長保育事業	提供体制(人)	6	6	6	6
	一時預かり事業	提供体制(人日)	130	134	138	142
	病児保育事業	提供体制(人日)	10,990	10,595	10,400	10,010
加須市	放課後児童クラブ	量の見込み(人) 提供体制(人)	756 1,636	756 1,591	756 1,539	756 1,467
	地域子育て支援拠点	提供体制(か所)	8	8	8	8
	延長保育事業	提供体制(人日)	2,204	2,204	2,204	2,204
	一時預かり事業	提供体制(人日)	8,490	8,490	8,490	8,490
	病児保育事業	提供体制(人日)	2,000	2,000	2,000	2,000

事業等名称		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
本 庄 市	放課後児童クラブ	1,074	1,026	992	964	931
	提供体制(人)	965	965	965	1,020	1,020
	地域子育て支援拠点	10	10	10	10	10
	延長保育事業	1,996	2,045	2,045	2,045	2,045
	一時預かり事業	22,073	22,073	22,073	22,073	22,073
東 松 山 市	病児保育事業	6,057	6,057	6,057	6,057	6,057
	量の見込み(人日)	1,300	1,350	1,350	1,350	1,350
	提供体制(人)	1,300	1,350	1,350	1,350	1,350
	放課後児童クラブ	5	5	5	5	5
	地域子育て支援拠点	1,396	1,396	1,264	1,264	1,264
春 日 部 市	延長保育事業	13,200	13,200	13,200	13,200	13,200
	一時預かり事業	960	960	960	960	960
	病児保育事業	2,099	2,052	1,989	1,930	1,878
	量の見込み(人)	1,971	1,971	1,971	1,971	1,971
	提供体制(人)	14	14	14	14	14
狭 山 市	地域子育て支援拠点	294	297	294	291	288
	延長保育事業	5,840	5,840	5,840	5,840	5,840
	一時預かり事業	1,460	1,460	1,460	1,460	1,460
	病児保育事業	1,434	1,461	1,429	1,410	1,376
	量の見込み(人)	1,429	1,469	1,519	1,569	1,619
羽 生 市	放課後児童クラブ	9	9	9	9	9
	地域子育て支援拠点	730	730	730	730	730
	延長保育事業	39,068	39,068	39,068	39,068	39,068
	一時預かり事業	732	732	732	732	732
	病児保育事業	552	516	504	491	483
鴻 巣 市	放課後児童クラブ	580	580	580	580	580
	地域子育て支援拠点	5	5	5	5	5
	延長保育事業	450	450	450	450	450
	一時預かり事業	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	病児保育事業	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
鴻 巣 市	放課後児童クラブ	1,915	1,891	1,868	1,826	1,851
	地域子育て支援拠点	2,020	2,100	2,180	2,180	2,180
	延長保育事業	9	9	9	10	10
	一時預かり事業	2,195	2,202	2,202	2,082	2,082
	病児保育事業	11,880	11,880	11,880	11,880	11,880
鴻 巣 市	放課後児童クラブ	3,360	3,360	3,360	3,360	3,360
	地域子育て支援拠点					
	延長保育事業					
	一時預かり事業					
	病児保育事業					

事業等名称		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
深谷市	放課後児童クラブ	2,852	2,889	2,925	2,957	2,923
	提供体制(人)	2,311	2,311	2,311	2,311	2,311
	地域子育て支援拠点	17	17	17	17	17
	延長保育事業	3,522	3,522	3,522	3,522	3,522
	一時預かり事業	42,558	42,558	42,558	42,558	42,558
上尾市	病児保育事業	980	980	980	980	980
	提供体制(人日)	2,402	2,504	2,562	2,643	2,705
	量の見込み(人)	2,586	2,746	2,826	2,866	2,906
	提供体制(人)	14	14	14	14	14
	提供体制(か所)	1,970	1,970	1,967	1,968	1,974
草加市	延長保育事業	13,960	13,960	13,960	13,960	13,960
	一時預かり事業	1,170	1,177	1,184	1,191	1,198
	病児保育事業	2,993	2,978	2,953	2,980	2,987
	提供体制(人)	3,397	3,437	3,397	3,477	3,477
	量の見込み(人)	9	9	9	9	9
越谷市	放課後児童クラブ	282	280	278	274	274
	提供体制(人)	6,016	6,173	6,331	6,488	6,645
	地域子育て支援拠点	2,629	3,050	3,196	3,341	3,487
	延長保育事業	3,895	3,890	3,890	3,818	3,750
	一時預かり事業	3,709	3,709	3,719	3,854	3,854
蕨市	病児保育事業	19	19	19	19	19
	提供体制(か所)	6,229	6,229	6,229	6,229	6,229
	延長保育事業	37,450	37,450	37,450	37,450	37,450
	一時預かり事業	2,700	4,100	4,100	4,100	4,100
	病児保育事業	872	894	898	873	841
戸田市	放課後児童クラブ	835	875	875	875	875
	提供体制(人)	5	5	5	5	5
	地域子育て支援拠点	1,561	1,561	1,561	1,561	1,561
	延長保育事業	7,056	7,056	7,056	7,056	7,056
	一時預かり事業	928	928	928	928	928
戸田市	病児保育事業	2,045	2,097	2,117	2,122	2,143
	提供体制(人)	2,356	2,356	2,356	2,356	2,356
	量の見込み(人)	23	23	23	23	23
	提供体制(か所)	473	473	473	473	473
	延長保育事業	34,125	34,357	34,463	34,579	34,637
戸田市	一時預かり事業	2,880	2,880	2,880	2,880	2,880
	病児保育事業					

事業等名称	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
入間市	放課後児童クラブ	1,245	1,235	1,207	1,158
	量の見込み(人)				
	提供体制(人)	1,313	1,313	1,313	1,313
	地域子育て支援拠点	10	10	10	10
	延長保育事業	752	726	705	686
朝霞市	一時預かり事業	18,170	18,170	18,170	18,170
	病児保育事業	960	960	960	960
	放課後児童クラブ	1,983	1,984	1,932	1,853
	量の見込み(人)				
	提供体制(人)	1,854	1,854	1,854	1,854
志木市	地域子育て支援拠点	8	8	8	8
	延長保育事業	3,927	3,987	3,987	3,987
	一時預かり事業	15,529	15,529	15,529	15,529
	病児保育事業	1,200	1,200	1,200	1,200
	放課後児童クラブ	505	501	485	452
和光市	量の見込み(人)				
	提供体制(人)	510	510	510	510
	地域子育て支援拠点	5	4	4	4
	延長保育事業	1,635	1,596	1,596	1,635
	一時預かり事業	9,470	6,535	6,575	9,490
新座市	病児保育事業	1,235	1,230	1,220	1,235
	放課後児童クラブ	1,020	1,003	957	880
	量の見込み(人)				
	提供体制(人)	1,033	1,033	1,033	1,033
	提供体制(か所)	5	5	5	5
桶川市	地域子育て支援拠点	2,257	2,257	2,257	2,257
	延長保育事業	23,822	23,822	23,822	23,822
	一時預かり事業	2,160	2,160	2,160	2,160
	病児保育事業	1,625	1,592	1,540	1,449
	放課後児童クラブ	1,638	1,742	1,742	1,742
新座市	量の見込み(人)				
	提供体制(人)	11	11	11	12
	地域子育て支援拠点	3,461	3,424	3,422	3,417
	延長保育事業	32,120	29,200	29,400	29,200
	一時預かり事業	968	964	972	980
桶川市	病児保育事業	872	882	836	778
	放課後児童クラブ	876	886	886	886
	量の見込み(人)				
	提供体制(人)	6	6	6	8
	提供体制(か所)	694	694	694	694
桶川市	地域子育て支援拠点	5,122	5,010	5,010	5,010
	延長保育事業	976	976	976	976
	一時預かり事業				
	病児保育事業				
	放課後児童クラブ				

事業等名称		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
久喜市	放課後児童クラブ	2,241	2,199	2,165	2,108	2,083
	量の見込み(人)					
	提供体制(人)	1,457	1,522	1,557	1,592	1,627
	地域子育て支援拠点	16	16	16	16	16
	延長保育事業	1,103	1,103	1,103	1,103	1,103
北本市	一時預かり事業	13,920	13,920	13,920	13,920	13,920
	病児保育事業	1,770	1,770	1,770	1,770	1,770
	量の見込み(人)	895	895	880	880	850
	提供体制(人)	895	895	880	880	850
	放課後児童クラブ	5	5	5	5	5
八潮市	地域子育て支援拠点	1,087	1,087	1,087	1,087	1,087
	延長保育事業	3,660	3,660	3,660	3,660	3,660
	一時預かり事業	2,640	2,640	2,640	2,640	2,640
	病児保育事業	833	826	794	783	754
	量の見込み(人)	750	780	860	860	860
富士見市	放課後児童クラブ	6	7	7	7	7
	量の見込み(人)	450	450	450	450	450
	提供体制(人)	5,360	5,340	5,380	5,360	5,400
	地域子育て支援拠点	726	723	729	726	735
	延長保育事業	1,731	1,719	1,693	1,654	1,601
三郷市	一時預かり事業	1,731	1,719	1,693	1,654	1,601
	病児保育事業	11	11	11	11	11
	量の見込み(人)	2,370	2,370	2,408	2,408	2,408
	提供体制(人)	5,145	5,145	5,145	5,145	5,145
	放課後児童クラブ	2,450	2,450	2,450	2,450	2,450
蓮田市	地域子育て支援拠点	1,415	1,482	1,526	1,527	1,500
	延長保育事業	1,825	1,825	1,825	1,825	1,825
	一時預かり事業	9	9	9	9	9
	病児保育事業	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200
	量の見込み(人)	743	743	743	743	743
蓮田市	放課後児童クラブ	686	716	746	746	746
	量の見込み(人)	8	8	8	8	8
	提供体制(人)	522	572	662	662	662
	地域子育て支援拠点	16,481	16,481	16,481	16,481	16,481
	延長保育事業	1,008	1,008	1,008	1,008	1,008

事業等名称		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
坂戸市	放課後児童クラブ	1,038	1,049	1,029	1,002	972
	提供体制(人)	966	996	1,026	1,026	1,026
	地域子育て支援拠点	6	6	6	7	7
	延長保育事業	1,690	1,690	1,874	1,874	1,874
	一時預かり事業	45,550	45,550	45,550	45,550	45,550
幸手市	病児保育事業	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
	量の見込み(人日)	525	525	405	405	405
	放課後児童クラブ	525	525	405	405	405
	提供体制(人)	3	3	3	3	3
	地域子育て支援拠点	581	581	581	581	581
鶴ヶ島市	延長保育事業	5,880	5,880	5,880	5,880	5,880
	一時預かり事業	1,737	1,737	1,737	1,737	1,737
	病児保育事業	1,023	1,031	1,040	1,044	1,049
	量の見込み(人)	1,023	1,031	1,040	1,044	1,049
	放課後児童クラブ	6	6	6	6	6
日高市	地域子育て支援拠点	379	372	365	358	352
	延長保育事業	3,902	4,490	5,166	5,944	6,840
	一時預かり事業	1,452	1,467	1,482	1,497	1,512
	病児保育事業	798	792	788	782	777
	量の見込み(人)	920	890	890	908	908
古川市	放課後児童クラブ	4	4	4	4	4
	提供体制(人)	200	200	200	200	200
	延長保育事業	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	一時預かり事業	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	病児保育事業	840	850	859	867	875
ふじみ野市	放課後児童クラブ	840	850	859	867	875
	提供体制(人)	3	3	3	3	3
	地域子育て支援拠点	351	344	342	348	356
	延長保育事業	7,290	7,290	7,290	7,290	7,290
	一時預かり事業	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120
ふじみ野市	病児保育事業	1,560	1,520	1,493	1,462	1,408
	量の見込み(人)	1,568	1,568	1,568	1,568	1,568
	放課後児童クラブ	13	13	13	13	13
	提供体制(人)	1,486	1,486	1,486	1,486	1,486
	延長保育事業	15,120	15,120	15,120	15,120	15,120
ふじみ野市	一時預かり事業	5,280	5,280	5,280	5,280	5,280
	病児保育事業					

事業等名称	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
白岡市	放課後児童クラブ	765	750	722	707
	量の見込み(人)				673
	提供体制(人)	560	595	595	675
	提供体制(か所)	5	5	5	5
	延長保育事業	821	821	966	1,150
伊奈町	一時預かり事業	1,160	1,160	960	850
	病児保育事業	1,480	2,200	2,200	2,200
	量の見込み(人)	511	499	468	451
	提供体制(人)	620	620	620	620
	提供体制(か所)	5	5	5	5
三芳町	地域子育て支援拠点	717	717	717	717
	延長保育事業	7,056	7,056	7,056	7,056
	一時預かり事業	968	968	968	968
	病児保育事業	370	359	345	326
	量の見込み(人)	352	360	360	360
毛呂山町	放課後児童クラブ	647	647	647	647
	量の見込み(人)	1,614	1,663	1,669	1,600
	提供体制(人)	114	111	107	101
	提供体制(か所)	244	227	211	203
	延長保育事業	310	310	310	310
越生町	一時預かり事業	3	3	3	3
	病児保育事業	200	200	200	200
	量の見込み(人)	2,544	2,544	2,544	2,544
	提供体制(人)	972	972	972	972
	提供体制(か所)	92	89	83	76
滑川町	放課後児童クラブ	100	100	100	100
	量の見込み(人)	1	1	1	1
	提供体制(人)	30	30	30	30
	提供体制(か所)	200	200	200	200
	延長保育事業	0	0	0	0
滑川町	一時預かり事業	447	436	429	414
	病児保育事業	462	462	462	462
	量の見込み(人)	8	8	8	8
	提供体制(人)	113	112	110	111
	提供体制(か所)	2,400	2,400	2,400	2,400
滑川町	一時預かり事業	480	480	480	480
	病児保育事業				
	量の見込み(人)				
	提供体制(人)				
	提供体制(か所)				

事業等名称		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
嵐山町	放課後児童クラブ	347	331	303	293	270
	提供体制(人)	200	200	200	200	240
	地域子育て支援拠点	1	1	1	1	1
	延長保育事業	40	40	40	40	40
	一時預かり事業	1,520	1,520	1,520	1,520	1,520
	病児保育事業	0	0	0	0	0
小川町	放課後児童クラブ	287	253	257	244	237
	提供体制(人)	380	380	380	380	380
	地域子育て支援拠点	2	2	2	2	2
	延長保育事業	70	70	70	70	70
	一時預かり事業	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440
	病児保育事業	480	480	480	480	480
川島町	放課後児童クラブ	254	237	211	203	182
	提供体制(人)	393	393	393	393	393
	地域子育て支援拠点	1	1	1	1	1
	延長保育事業	53	50	49	48	49
	一時預かり事業	2,900	2,900	2,900	2,900	2,900
	病児保育事業	400	400	400	400	400
吉見町	放課後児童クラブ	120	120	120	150	150
	提供体制(人)	120	120	120	160	160
	地域子育て支援拠点	1	1	1	1	1
	延長保育事業	50	50	50	50	50
	一時預かり事業	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
	病児保育事業	0	0	0	0	0
鳩山町	放課後児童クラブ	136	128	124	120	111
	提供体制(人)	136	128	124	120	111
	地域子育て支援拠点	2	2	2	2	2
	延長保育事業	53	52	52	49	48
	一時預かり事業	3,309	3,265	3,235	2,982	2,967
	病児保育事業	546	540	535	500	498
ときがわ町	放課後児童クラブ	150	143	135	129	120
	提供体制(人)	160	160	160	160	160
	地域子育て支援拠点	2	2	2	2	2
	延長保育事業	58	58	58	58	58
	一時預かり事業	373	347	345	329	309
	病児保育事業	0	0	0	0	0

事業等名称		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
横瀬町	放課後児童クラブ	量の見込み(人)	50	50	50	50
		提供体制(人)	50	50	50	50
	地域子育て支援拠点	提供体制(か所)	1	1	1	1
	延長保育事業	提供体制(人)	10	10	10	10
	一時預かり事業	提供体制(人日)	190	190	190	190
皆野町	病児保育事業	提供体制(人日)	0	0	0	0
	放課後児童クラブ	量の見込み(人)	138	133	123	113
		提供体制(人)	160	160	120	120
	地域子育て支援拠点	提供体制(か所)	1	1	1	1
	延長保育事業	提供体制(人)	80	80	80	80
長瀬町	一時預かり事業	提供体制(人日)	0	0	0	0
	病児保育事業	提供体制(人日)	0	0	0	0
	放課後児童クラブ	量の見込み(人)	129	125	117	112
		提供体制(人)	112	112	112	112
	地域子育て支援拠点	提供体制(か所)	1	1	1	1
小鹿野町	延長保育事業	提供体制(人)	30	30	30	30
	一時預かり事業	提供体制(人日)	400	400	400	400
	病児保育事業	提供体制(人日)	0	0	0	0
	放課後児童クラブ	量の見込み(人)	150	144	132	107
		提供体制(人)	160	160	160	120
東秩父村	地域子育て支援拠点	提供体制(か所)	1	1	1	1
	延長保育事業	提供体制(人)	0	0	0	0
	一時預かり事業	提供体制(人日)	480	480	480	480
	病児保育事業	提供体制(人日)	0	0	0	0
	放課後児童クラブ	量の見込み(人)	31	30	24	23
美里町		提供体制(人)	31	30	24	23
	地域子育て支援拠点	提供体制(か所)	1	1	1	1
	延長保育事業	提供体制(人)	0	0	0	0
	一時預かり事業	提供体制(人日)	52	52	48	44
	病児保育事業	提供体制(人日)	0	0	0	0
	放課後児童クラブ	量の見込み(人)	97	97	97	97
		提供体制(人)	95	95	95	95
	地域子育て支援拠点	提供体制(か所)	1	1	1	1
	延長保育事業	提供体制(人)	6	6	6	6
	一時預かり事業	提供体制(人日)	46	48	51	49
	病児保育事業	提供体制(人日)	0	0	0	0

事業等名称		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
神川町	放課後児童クラブ	量の見込み(人) 196	182	165	151	139
	提供体制(人)	240	240	240	240	240
	地域子育て支援拠点 提供体制(か所)	1	1	1	1	1
	延長保育事業 提供体制(人)	0	0	0	0	0
	一時預かり事業 提供体制(人日)	1,189	1,127	1,115	1,084	1,068
上里町	病児保育事業 提供体制(人日)	729	729	729	729	729
	量の見込み(人)	357	357	357	357	357
	提供体制(人)	390	390	390	390	390
	提供体制(か所)	2	2	2	2	2
	地域子育て支援拠点 提供体制(人)	140	140	140	140	140
寄居町	延長保育事業 提供体制(人日)	1,526	1,541	1,556	1,571	1,586
	一時預かり事業 提供体制(人日)	0	0	0	0	0
	病児保育事業 提供体制(人)	540	575	575	575	575
	量の見込み(人)	540	575	575	575	575
	提供体制(人)	6	6	6	6	6
宮代町	地域子育て支援拠点 提供体制(か所)	200	200	200	200	200
	延長保育事業 提供体制(人)	250	250	250	250	250
	一時預かり事業 提供体制(人日)	750	900	900	900	900
	病児保育事業 提供体制(人日)	508	530	551	556	559
	量の見込み(人)	650	650	650	650	650
杉戸町	放課後児童クラブ 提供体制(人)	3	3	3	3	3
	提供体制(か所)	50	50	50	50	50
	延長保育事業 提供体制(人)	5,280	5,280	5,280	5,280	5,280
	一時預かり事業 提供体制(人日)	3,120	3,120	3,120	3,120	3,120
	病児保育事業 提供体制(人日)	465	465	465	465	465
松伏町	量の見込み(人)	465	465	465	465	465
	提供体制(人)	465	465	465	465	465
	提供体制(か所)	3	3	3	3	3
	地域子育て支援拠点 提供体制(人)	113	113	112	112	111
	延長保育事業 提供体制(人日)	22,752	22,752	22,752	22,752	22,752
松伏町	一時預かり事業 提供体制(人日)	2,304	2,304	2,304	2,304	2,304
	病児保育事業 提供体制(人日)	292	289	286	283	280
	量の見込み(人)	355	355	355	355	355
	提供体制(人)	2	2	2	2	2
	提供体制(か所)	61	60	59	58	57
松伏町	地域子育て支援拠点 提供体制(人日)	700	700	700	700	700
	延長保育事業 提供体制(人日)	0	0	0	0	0
	病児保育事業 提供体制(人日)	0	0	0	0	0

別表2 「指標 里親等委託率」の推計

◆ 令和11年度末までの里親等委託率の計画

(現状値) 令和5年度末時点、里親等委託率 24.3%

県全体	R7	R8	R9	R10	R11
代替養育を必要とするこども数	1,705人	1,681人	1,658人	1,635人	1,600人
里親等への委託(見込)こども数	548人	605人	630人	654人	672人
里親等委託率(※3)	32.1%	36.0%	38.0%	40.0%	42.0%
(0～3歳未満)	28.3%	34.6%	38.9%	43.7%	49.2%
(3歳～就学前)	39.4%	44.3%	46.8%	49.5%	52.2%
(学齢期)	30.9%	34.1%	35.6%	37.0%	38.2%

「代替養育を必要とするこども数」

児童人口(※1)に対する施設入所・里親等委託のこども数(※2)の割合を推計し、児童人口の推計に乗じて推計値を算出した。

※1 児童人口(0歳～18歳人口)

- ・ 過去5年間の県統計(1月1日時点町丁別人口調査)、国立社会保障・人口問題研究所による5年ごとの将来人口推計による。

※2 施設入所・里親等委託のこども数

- ・ 県集計による各年3月31日時点の施設入所・委託等のこども数。
- ・ 施設入所については児童養護施設及び乳児院のこども数。
- ・ 里親等委託については里親及びファミリーホームへの委託こども数。

※3 里親等委託率

- ・ 里親等委託率(%) = 「里親等への委託(見込)こども数」 ÷ 「代替養育を必要とするこども数」 × 100

参考資料 埼玉県こども・若者計画の策定経過

埼玉県こども・若者計画の策定に当たり、埼玉県こども計画（仮称）策定作業部会を設置し、計画案の検討を行いました。検討結果は埼玉県児童福祉審議会に報告し、審議を行うとともに、計画案に関する県民コメントを実施しました。

1 策定経過

令和6年3月27日	令和5年度第1回 埼玉県こども計画（仮称）策定作業部会 [議題] 埼玉県こども計画（仮称）の策定について（骨子案）
令和6年5月8日	令和6年度第1回 埼玉県児童福祉審議会 [議題] 埼玉県こども計画（仮称）の策定について（骨子案）
令和6年6月5日	令和6年度第1回 埼玉県こども計画（仮称）策定作業部会 [議題] 埼玉県こども計画（仮称）の策定について（基本理念）
令和6年7月～11月	こども・若者との意見交換
令和6年8月22日～ 令和6年8月30日	令和6年度第2回 埼玉県こども計画（仮称）策定作業部会 （書面開催） [議題] 埼玉県こども計画（仮称）の策定について（将来像）
令和6年9月11日	令和6年度第2回 埼玉県児童福祉審議会 [議題] 埼玉県こども計画（仮称）の策定について（将来像）
令和6年10月23日	令和6年度第3回 埼玉県こども計画（仮称）策定作業部会 [議題] 埼玉県こども・若者計画（仮称）（計画案）
令和6年11月8日	令和6年度第3回 埼玉県児童福祉審議会 [議題] 埼玉県こども・若者計画（仮称）（計画案）
令和6年11月14日	こどもたちと知事の意見交換会
令和6年11月26日～ 令和6年12月24日	計画案の県民コメント実施

令和 6 年 1 1 月 2 8 日～ 令和 6 年 1 2 月 1 2 日	「さいたまけん★こどものこえ」アンケート [テーマ] 「埼玉県こども・若者計画（仮称）」の作成に向けたアンケート
令和 6 年 1 1 月 2 8 日～ 令和 6 年 1 2 月 4 日	「県政サポーター」アンケート [テーマ] こども・若者の施策に関する意識調査
令和 7 年 1 月 8 日～ 令和 7 年 1 月 1 5 日	令和 6 年度第 4 回 埼玉県こども計画（仮称）策定作業部会 （書面開催） [議題] 埼玉県こども・若者計画（仮称）の策定について（計画案）
令和 7 年 1 月 8 日～ 令和 7 年 1 月 1 5 日	令和 6 年度第 4 回 埼玉県児童福祉審議会（書面開催） [議題] 埼玉県こども・若者計画（仮称）の策定について（計画案）
令和 7 年 3 月 2 7 日	県議会令和 7 年 2 月定例会第 6 1 号議案「埼玉県こども・若者計画の策定について」 修正可決

2 埼玉県児童福祉審議会

埼玉県児童福祉審議会は児童福祉法第8条第1項に基づく都道府県児童福祉審議会として設置され、「執行機関の附属機関に関する条例」により、子ども・子育て支援に関する事項を調査審議する子ども・子育て支援法第72条第4項に基づく審議会として位置付けています。

(1) 令和5年度 埼玉県児童福祉審議会 委員名簿

氏 名	所属等	備考
田口 伸	公益社団法人埼玉県社会福祉士会 事務局長	委員長
寺 蘭 さおり	国立大学法人埼玉大学 准教授	副委員長
石丸 靖子	NP0法人さいたまユースサポートネット 就労支援事業 統括責任者	
川澄 馨子	埼玉弁護士会 弁護士	
神山 幸恵	埼玉県保育協議会	
坂本 仁志	埼玉県児童福祉施設協議会 人材確保委員長	
清水 将之	公募委員	
菅原 文仁	戸田市長、埼玉県市長会	
鈴木 勝	松伏町長、埼玉県町村会	
塚越 優子	全国認定こども園協会 埼玉県支部 研修委員長	
長根 亜紀子	医療法人社団俊睿会 いずみクリニック 院長	
福田 由美子	埼玉県家庭教育振興協議会 理事	
藤野 美佐子	埼玉県民生委員・児童委員協議会 理事	
保角 美代	埼玉県里親会 理事長	
本田 尚美	埼玉県ひとり親福祉連合会 常務理事兼事務局長	
若山 清和	全埼玉私立幼稚園連合会 副会長	
渡辺 大	埼玉県議会議員	

(敬称略、令和6年3月現在)

(2) 令和6年度 埼玉県児童福祉審議会 委員名簿

氏 名	所属等	備考
田口 伸	公益社団法人埼玉県社会福祉士会 事務局長	委員長
寺 蘭 さおり	国立大学法人埼玉大学 准教授	副委員長
逢澤 圭一郎	埼玉県議会議員	
石丸 靖子	認定NPO法人さいたまユースサポートネット 就労支援事業 統括責任者	
川澄 馨子	埼玉弁護士会 弁護士	
神山 幸恵	埼玉県保育協議会	
坂本 仁志	埼玉県児童福祉施設協議会 人材確保委員長	
清水 将之	公募委員	
菅原 文仁	戸田市長、埼玉県市長会	
鈴木 勝	松伏町長、埼玉県町村会	
塚越 優子	全国認定こども園協会 埼玉県支部 研修委員長	
長根 亜紀子	医療法人社団俊睿会 いずみクリニック 院長	
福田 由美子	埼玉県家庭教育振興協議会 理事	
藤野 美佐子	埼玉県民生委員・児童委員協議会 理事	
保角 美代	埼玉県里親会 理事長	
本田 尚美	埼玉県ひとり親福祉連合会 常務理事兼事務局長	
峯 真人	岩槻医師会 理事	
若山 清和	全埼玉私立幼稚園連合会 副会長	

(敬称略、令和7年1月現在)

3 埼玉県こども計画（仮称）策定作業部会

埼玉県こども・若者計画策定に当たり計画案の検討を行うため、令和6年3月に埼玉県こども計画（仮称）策定作業部会を設置しました。

氏 名	所属等	備考
黒澤 万里子 (R6.4.1 から)	埼玉県福祉部 こども政策課 課長	部会長
尾崎 彰哉 (R6.3.31 まで※)	埼玉県福祉部 少子政策課 課長	部会長
石丸 靖子	認定 NPO 法人さいたまユースサポートネット 就労支援事業 統括責任者	県児童福祉 審議会委員
小林 敏宏	埼玉県小児科医会 会長	
坂本 仁志	埼玉県児童福祉施設協議会 人材確保委員長	県児童福祉 審議会委員
佐藤 啓子	公益社団法人埼玉県看護協会 本会専務理事	
東海林 尚文	一般社団法人埼玉県子ども食堂ネットワーク 代表理事	
塚越 優子	全国認定こども園協会 埼玉県支部 研修委員長	県児童福祉 審議会委員
羽澤 憲治	埼玉県学童保育連絡協議会事務局次長	
福田 由美子	埼玉県家庭教育振興協議会 理事	県児童福祉 審議会委員
保角 美代	埼玉県里親会 理事長	県児童福祉 審議会委員
本田 尚美	埼玉県ひとり親福祉連合会 常務理事兼事務局長	県児童福祉 審議会委員
横田 蒼	公募委員 (立教大学 コミュニティ福祉学部福祉学科)	

(敬称略、令和7年1月現在(※は、満了日現在))

4 こども・若者からの意見聴取の取組

都道府県こども計画の策定において、その内容及び策定のプロセスがこども・若者の視点で、その最善の利益を第一に考えて進められることが求められていることを踏まえ、本計画に当事者の意見を反映するために、こども・若者から意見を聴く様々な取組を行いました。

(1) 対面によるこども・若者との意見交換

「こどもたちと知事の意見交換会」や職員による県内各地域の学校等への訪問を通じて、小・中・高校生、特別支援学校の児童生徒や若者の皆さんと、本計画の案等について直接意見交換する取組を行いました。

実施方法	対 象		人 数	実施日 ※すべて令和6年	場 所
職員 との 意見 交換	小学生	日高市内小学校児童	9人	7月22日	日高市役所
		毛呂山町内小学校児童	11人	7月24日	毛呂山町役場
	中学生	桶川市立桶川西中学校生徒	7人	7月10日	同中学校 (桶川市)
		神川町立神川中学校生徒	15人	9月9日	同中学校 (神川町)
	高校生	県立浦和商业高等学校生徒	15人	7月17日	同高校 (さいたま市)
		県立川口高等学校生徒	24人	7月19日	同高校 (川口市)
	特別 支援 学校 児童 生徒	県立特別支援学校さいたま桜高等学園生徒	6人	7月18日	同特別支援学校 (さいたま市)
		県立特別支援学校大宮ろう学園児童生徒	小学部 4人 中学部 5人	9月3日	同特別支援学校 (さいたま市)
		県立越谷特別支援学校生徒	高等部 6人	9月4日	同特別支援学校 (越谷市)
	若 者	多様な価値観を持つ若者(若者の居場所スタッフ、居場所の利用者、若者組織のメンバー、青少年相談員、外国人、障害のある方、大学生等)	19人	8月31日	埼玉会館 (さいたま市)
		本庄市在住の若者	3人	9月25日	本庄市社会福祉協議会 (本庄市)
		浦和大学こども学部学校教育学科の学生	5人	9月26日	同大学 (さいたま市)
		立教大学コミュニティ福祉学部の学生	5人	9月30日	同大学 (新座市)
		埼玉県立大学保健医療福祉学部社会福祉子ども学科の学生	51人	11月6日	同大学 (越谷市)

実施 方法	対 象	人 数	実施日 ※すべて令和 6 年	場 所
知事 との 意見 交換	県内在住の小・中学生	15 人	11月14日 (埼玉県民の日)	埼玉県知事公館 (さいたま市)
		計 200 人	計 15 回	

<主な御意見>

(小学生)

- ・ 今回のような意見聴取があると意見が通りやすい。
- ・ 相談を受けてもらえる AI のようなものがあるとよい。
- ・ 意見を伝えることができる箱やアプリのようなものがあるとよい。
- ・ 遊具がたくさんあるところがあるといい。
- ・ 涼しくて思い切り遊べるところ（広さなど）があったらいい。
- ・ こどもでも安心して利用できる公衆トイレがあるといい。

(中学生)

- ・ 道路標識に対しての意識を高めるため、目にとまるような工夫をしてほしい。また、こどもたちが標識等の意味を確認する機会（クイズなど）を設けるとよい。
- ・ 街灯を設置して欲しい。
- ・ スマホを見ながら運転している自転車とぶつかりそうになったとき、危ないと思う。
- ・ スクールカウンセラーが身近な存在になるとよい。
- ・ 県政について伝える新聞を作って学校に置いてはどうか。
- ・ 職場体験が身近にできる取組が欲しい。
- ・ たくさん遊べる公園があるとよい。
- ・ 個性をもっと一人一人が受け入れられる学校、個性を分かり合う学校になるとよい。

(高校生)

- ・ 決定事項などは、大人だけで決めることなく、こどもにも意見を求めてから決定してほしい。
- ・ 道路の整備、街灯・カーブミラー・ガードレールの増設、自転車レーンの設置を行うとよい。
- ・ こどものメンタルケアを充実させたほうがよい。
- ・ 明るい街だと犯罪が少なくなると思う。
- ・ こども 110 番や交番、パトロールの回数が増えるとよい。
- ・ 働いている人のリアルな意見が聞きたい。

- ・ 奨学金、学費の補助が受けられるとよい。
- ・ 仕事について相談できる場所が欲しい。
- ・ どんな仕事があるか知りたい。

(特別支援学校)

- ・ 治安のいいまちになるといい。
- ・ 逃げ方を学校等で教えてもらえる機会があるとよい。
- ・ 移動方法に困っている。外出が困難な人へのサポートがあるといい。
- ・ 疲れているときに休憩できるところが増えるといい。
- ・ 障害がある自分に合う職場を探したい。

(若者)

- ・ 居場所について当事者であるこどもたちと一緒に居場所を作るとよい。そうすれば、自分たちの居場所という意識が芽生える。
- ・ ディスカッションに参加して、当事者意識が芽生えるとともに、自分たちの意見が届いているという心強さも感じた。地域の福祉計画などでも住民の意見を募っていることがあるため、そのような機会を大切にしていきたいと思った。
- ・ 学校の教室で実施するいじめのアンケートでは、非当事者はイエスかノーしか書かないのでアンケートを早く書き終えてしまうが、当事者は具体的な記述をするため時間がかかる。これでは他の人から当事者だとわかってしまうので、周りに知られたくない人は書かなくなってしまう。アンケートによって SOS が発信できるよう工夫をしてほしい。
- ・ 育児ストレスを抱えやすいお母さんを地域で支える場所があるといい。お母さんに余裕ができて笑顔が増えればこどもたちも安心できるし、家庭環境も良好になる。
- ・ 地域に大人の知り合いが増えればいいと思う。自治会のイベントなどで大人とこどもと一緒に交流できる場があれば、イベントのときだけではなくて、日常でもうまくかかわってくれたりすると思う。
- ・ 失敗をしたときに責めるのではなく、失敗しても、また次に行けるように許容できる大人であってほしい。

(2) 令和6年度第1回「さいたまけん★こどものこえ」アンケート調査結果

ア 調査の概要

(ア) 調査の目的

埼玉県こども・若者計画の策定に当たり、こどもの皆さんが自分の意見を言える機会があるかや、普段の生活、計画案等についての調査を行ったものです。

(イ) 調査の形態

- ・ アンケートテーマ：「埼玉県こども・若者計画（仮称）」の作成に向けたアンケート
- ・ 調査期間：令和6年11月28日から12月12日まで
- ・ 調査方法：インターネット（アンケート専用フォーム）による回答
- ・ 対象メンバー数：「さいたまけん★こどものこえ」（1,566人）
- ・ 回答率：76.2%（回答数1,194人）

＜回答者属性＞（県内在住、保護者は県外在住の者を含む）

属性	人数（人）	比率（％）
保護者（未就学児）	245	20.5
小学校低学年	351	29.4
小学校高学年	361	30.2
中学生	166	13.9
高校生	71	5.9
合計	1,194	100.0

(ウ) 調査結果の見方

- ・ 設問中の（ ）内の数字及びグラフの中の数字は、回答比率（％）です。
- ・ 回答比率（％）は小数点以下第2位を四捨五入したため、個々の比率の合計と全体またはカテゴリーを小計した数値が、100％にならないことがあります。

グラフの中で「n」とあるのは、その質問の回答者の総数を示し、回答比率は「n」を基数として算出しています。

- ・ 複数回答の質問については、その回答比率の合計は、100％を超える場合があります。

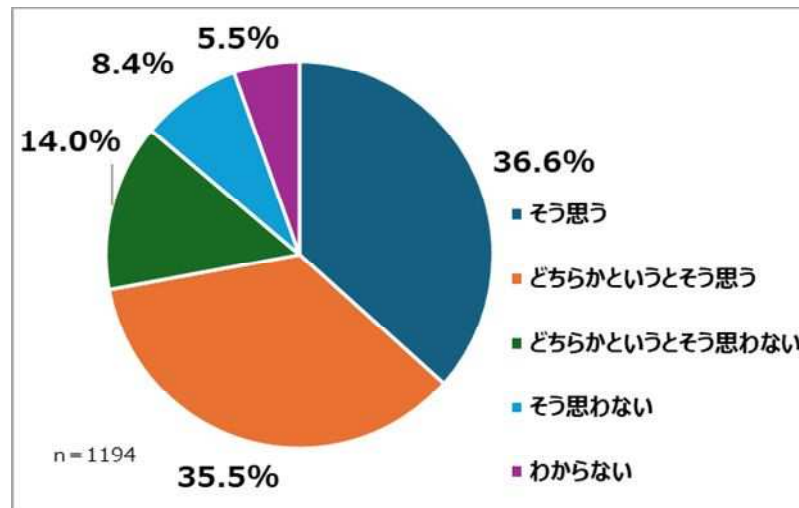
イ 調査結果

【意見を言える機会について】

<質問 1>

あなたは、学校や社会の中などで、自分の意見を言える機会（チャンス）があると感じますか。（もっともあてはまるものを1つえらんでください。）

→「そう思う」「どちらかというと思う」の合計が約7割（72.1%）

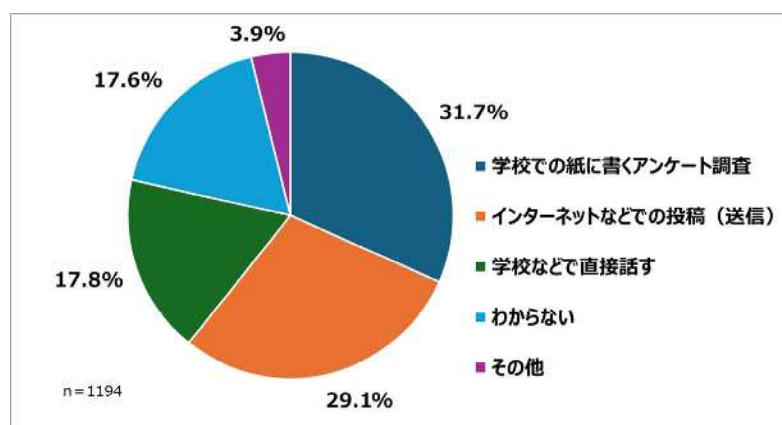


【意見を伝える方法について】

<質問 2>

あなたが、国や埼玉県、住んでいる市町村に対して、自分の意見を伝えたい場合、どのような方法があると伝えやすいと思いますか。（もっともあてはまるものを1つえらんでください。）

→「学校での紙に書くアンケート調査」が約3割（31.7%）

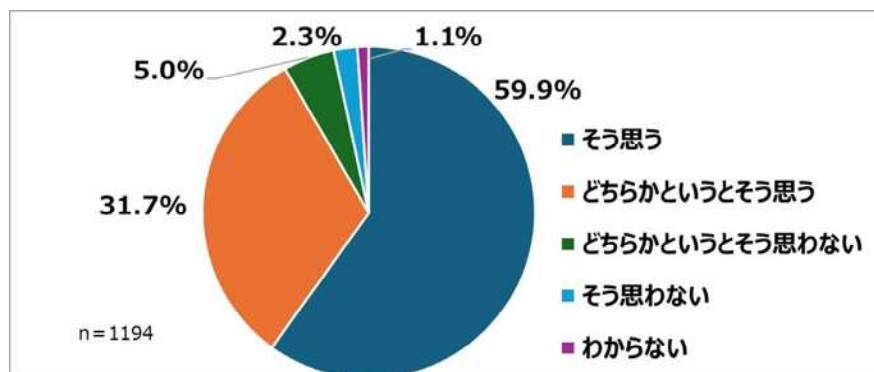


【毎日の生活が楽しいかについて】

< 質問 3 >

あなたは、毎日の生活が楽しいですか。（もっともあてはまるものを1つえらんでください。）

→「そう思う」「どちらかというと思う」の合計が約9割（91.6%）



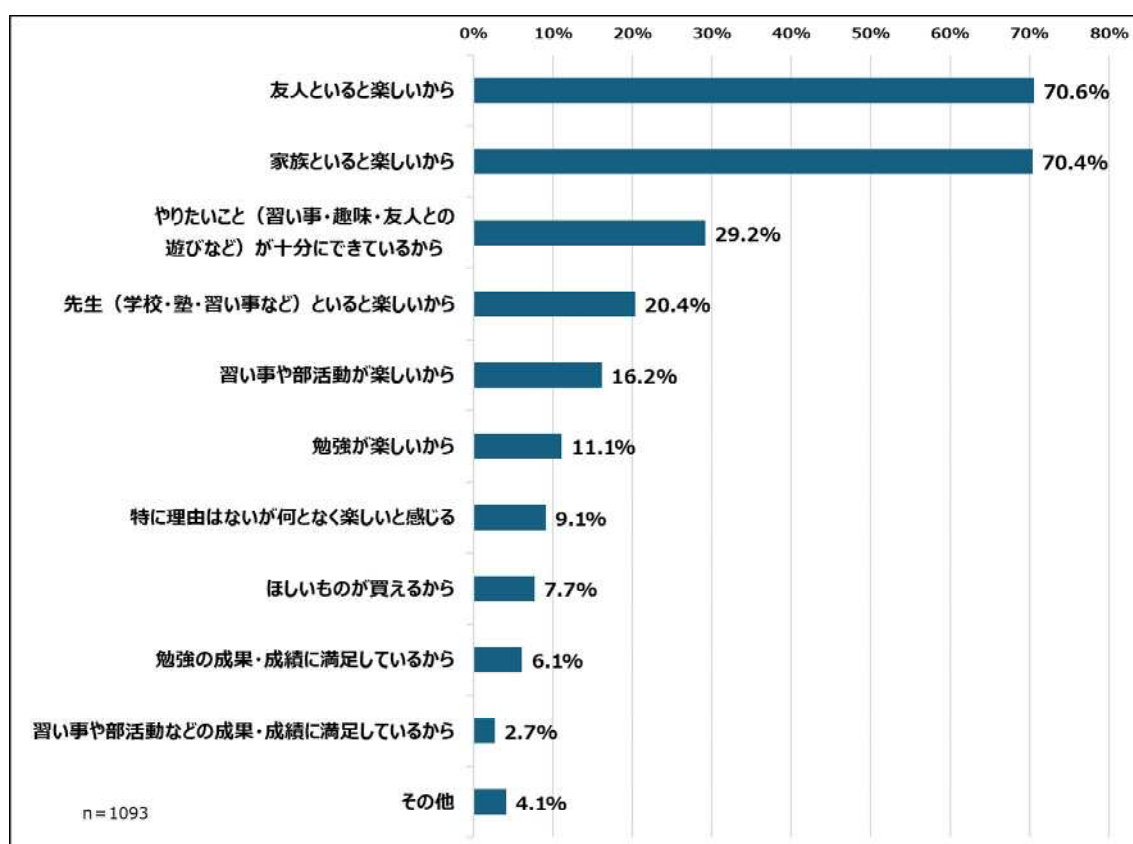
【毎日の生活が楽しい理由について】

< 質問 4 >

（質問3で「そう思う」・「どちらかというと思う」と答えた場合）

あなたが毎日の生活を楽しいと感じる理由は何ですか。（3つ以内）

→「友人といると楽しいから」が約7割（70.6%）



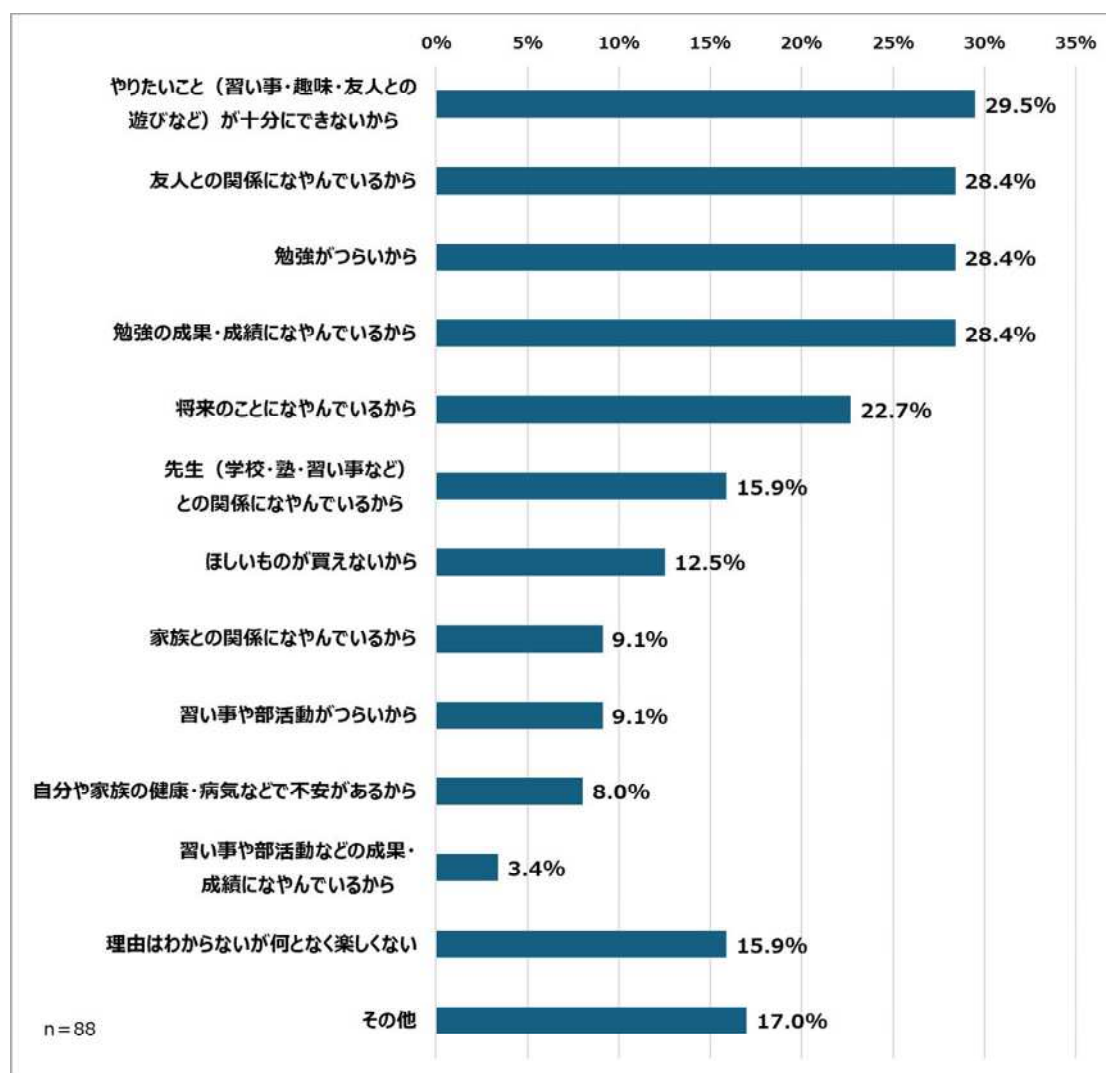
【毎日の生活が楽しくない理由について】

< 質問 5 >

（質問 3 で「どちらかというと思わない」「そう思わない」と答えた場合）

あなたが毎日の生活を楽しいと感じない理由は何ですか。（3 つ以内）

→「やりたいこと（習い事・趣味・友人との遊びなど）が十分にできないから」が約3割（29.5%）

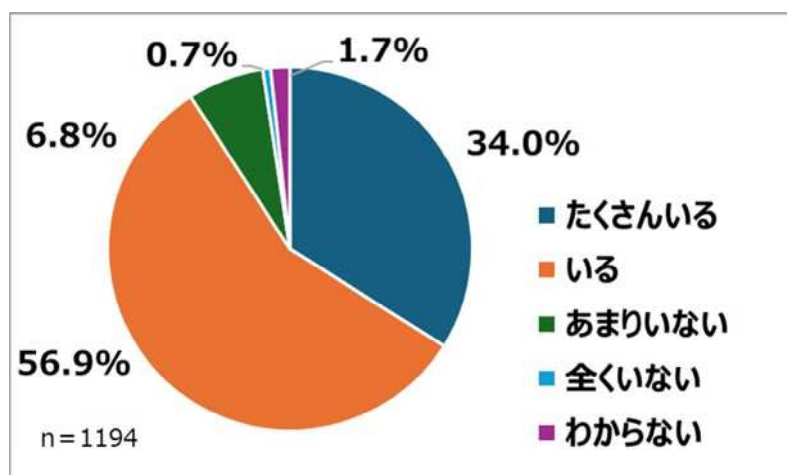


【たよれる人がいるかについて】

＜質問 6＞

あなたがこまったときにたよれる人はいますか。（もっともあてはまるものを1つえらんでください。）

→「たくさんいる」「いる」の合計が約9割（90.9%）

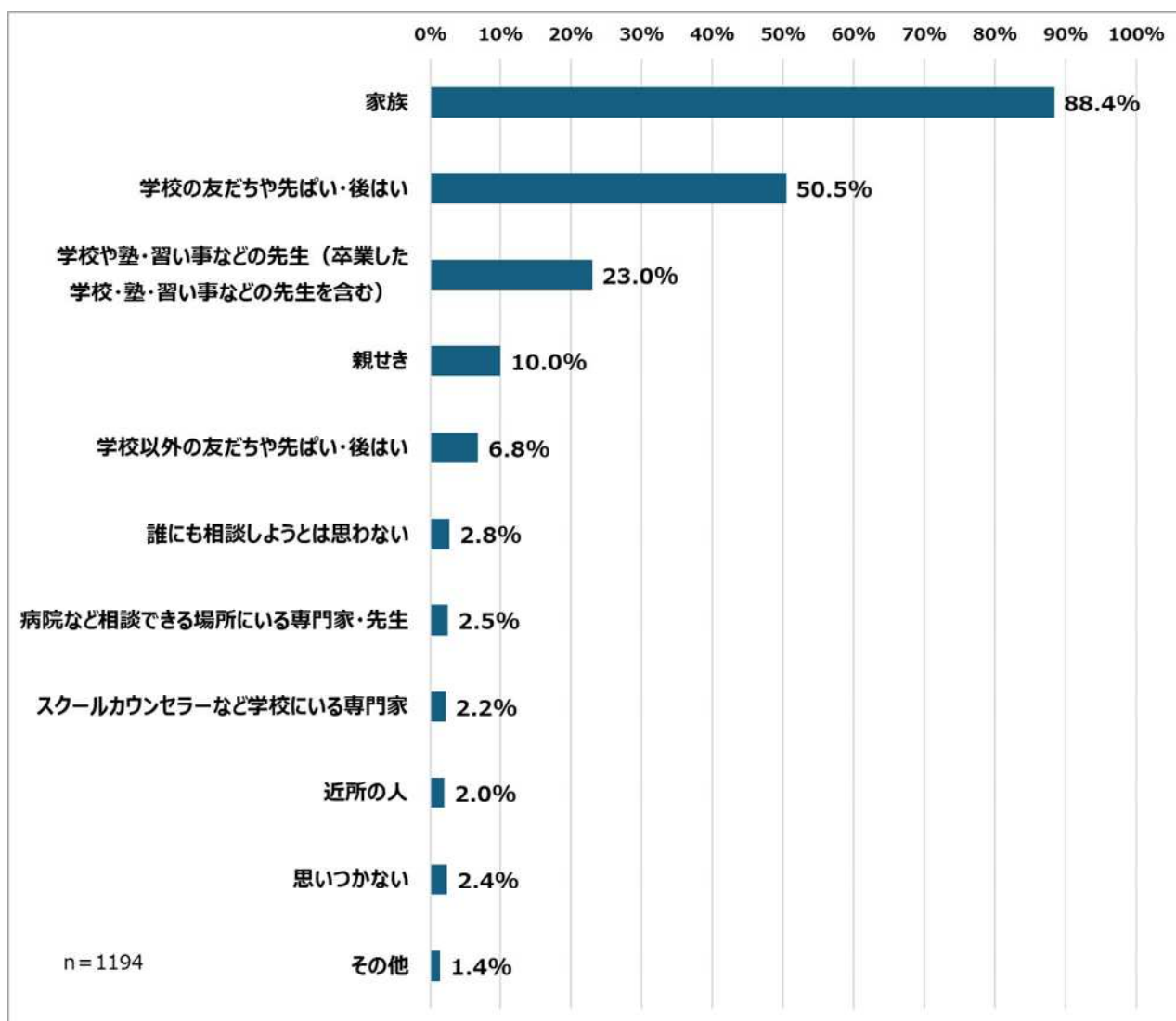


【相談相手について】

<質問 7>

あなたがこまったときに相談したことのある相手は誰ですか。（3つ以内）

→「家族」が約9割（88.4%）

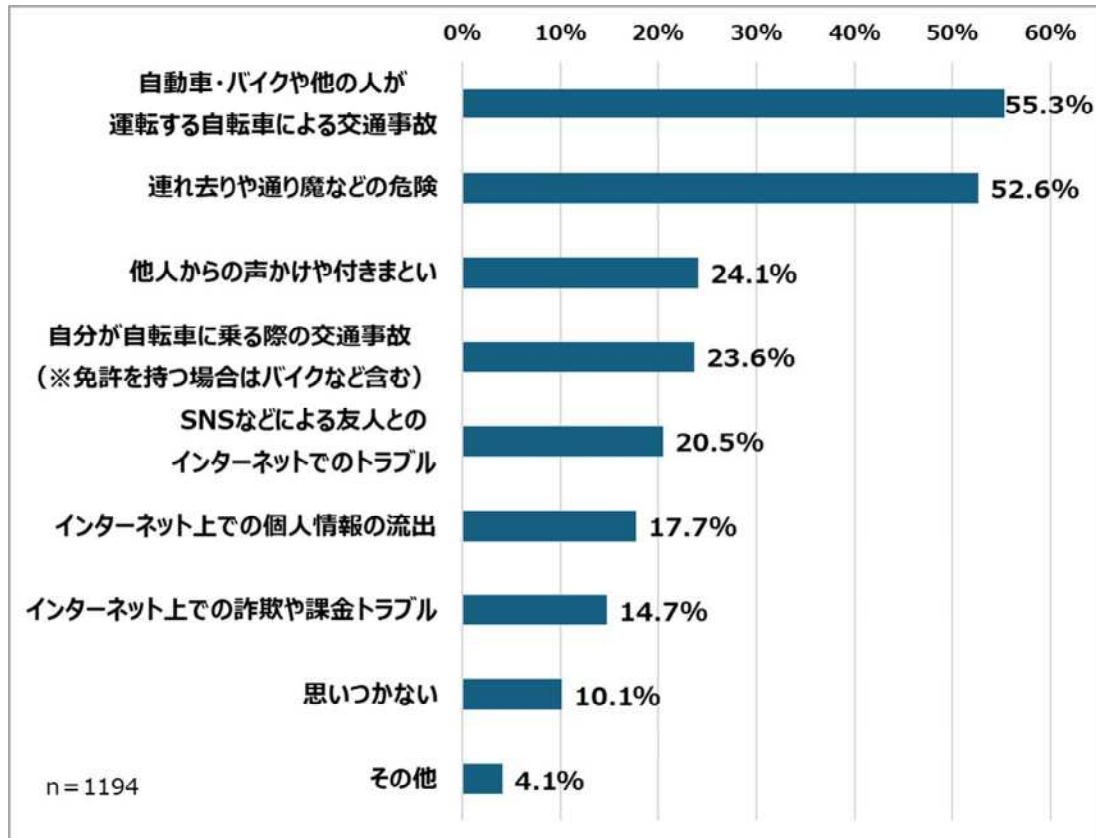


【日常生活について】

< 質問 8 >

あなたは、日常生活の中で、どのようなことを危ない又は不安と感じますか。（特に危ない・不安とを感じるもの、3つ以内）

→「自動車・バイクや他の人が運転する自転車による交通事故」が約5割（55.3%）

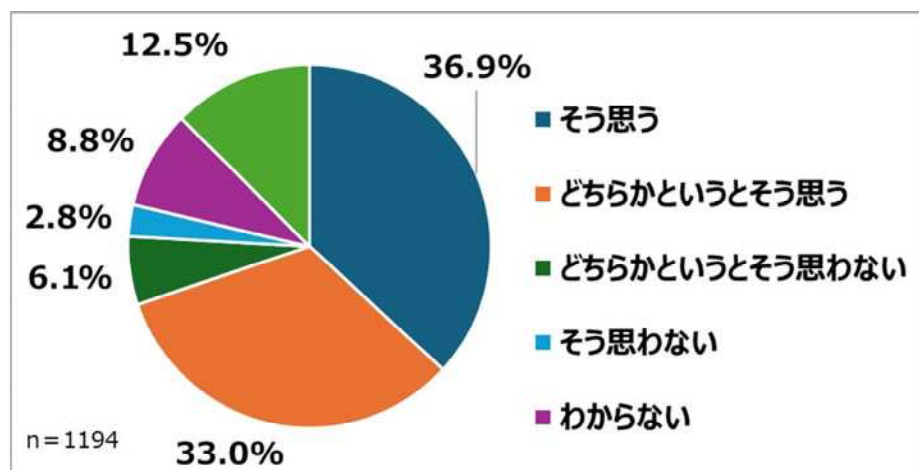


【将来の夢や目標について】

< 質問 9 >

あなたは、自分の将来の夢や目標をかなえられると思いますか。（もっともあてはまるものを1つえらんでください。）

→「そう思う」「どちらかというと思う」の合計が約7割（69.9%）

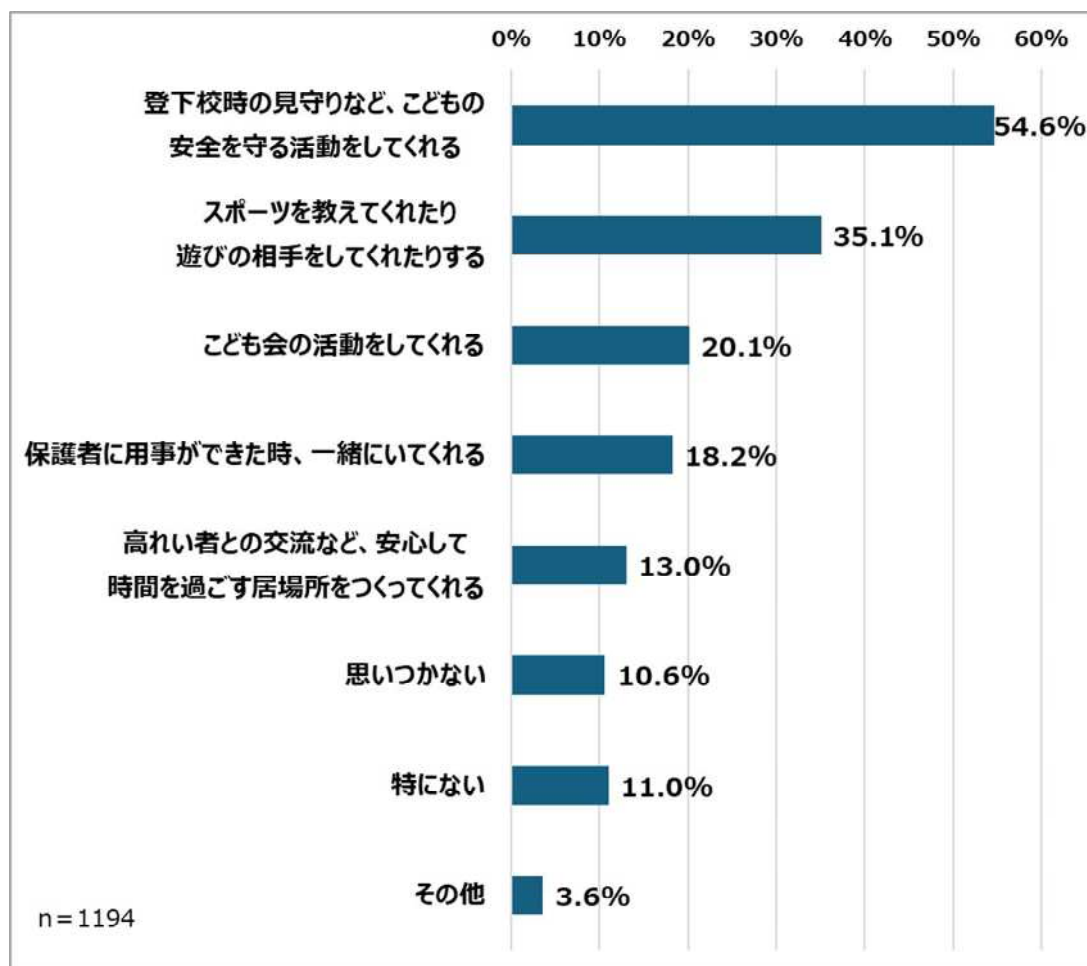


【地域や社会との関わりについて】

＜質問 10＞

あなたは、普段の生活の中で、近所や地域の人にどのようなことをしてほしいと思いますか。（3つ以内）

→「登下校時の見守りなど、こどもの安全を守る活動をしてくれる」が約5割（54.6%）

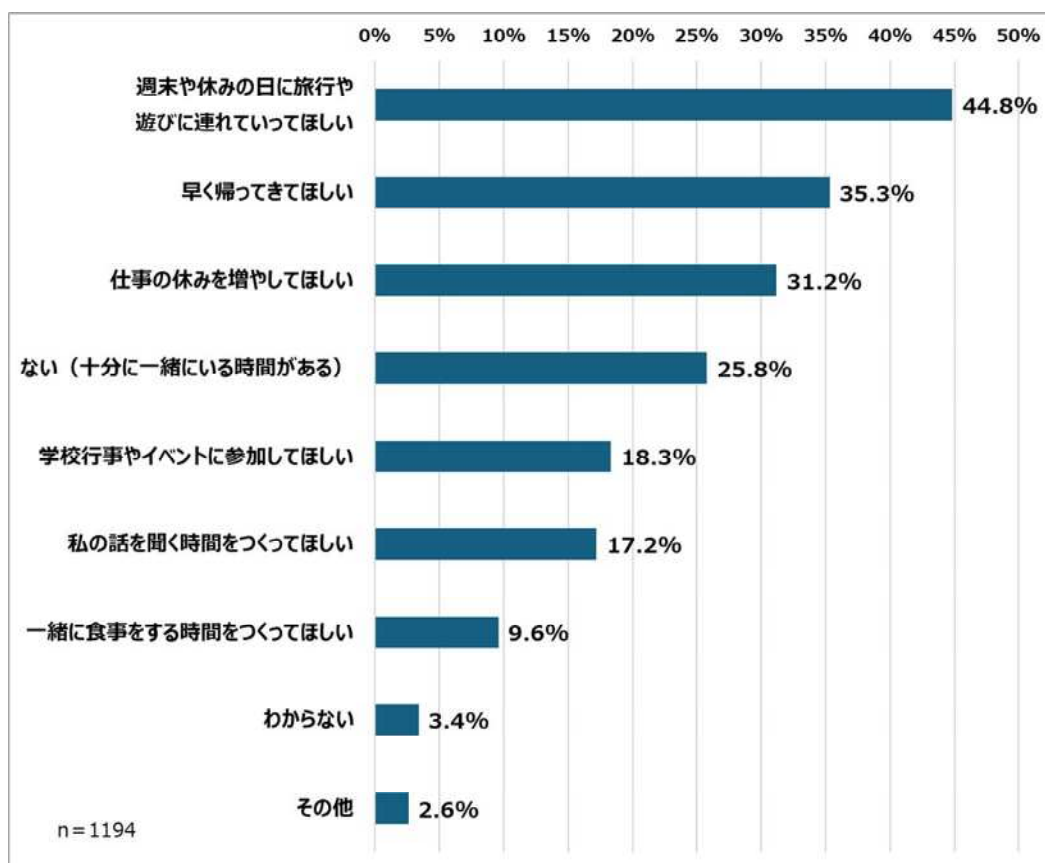


【大人にしてほしいことについて】

<質問 1 1>

あなたが大人の家族と一緒に過ごす時間を増やすために、大人の家族にどうしてほしいですか。（3つ以内）

→「週末や休みの日に旅行や遊びに連れて行ってほしい」が約4割（44.8%）



【埼玉県こども・若者計画（仮称）案（こども向け）について】

<質問 1 2>

埼玉県こども・若者計画（仮称）案（こども向け）を読んで、意見があれば書いてください。（自由記述）

<主な御意見>

- ・ ボールが使える公園があるといい、遊具を増やしてほしい。
- ・ 職業体験が気軽に出来る場所などをつくって欲しい。
- ・ いじめがなくなればいい。
- ・ パパママと過ごす時間を増やしたい。
- ・ 意見を聴いてもらえるのはうれしい。もっとこどものこえを聴いてほしい。
- ・ 病気のあるこどもや障害があるこどもにも耳を傾け、ひとりも取り残さない

工夫をしてほしい。

- ・ 虐待は何とかして絶対になくしてほしい。
- ・ 犯罪を減らしてほしい。
- ・ 交通事故が怖いので、みんながルールを守れる地域になるよう啓発してほしい。
- ・ 部活帰りの暗い道に街灯をもっと設置してほしい。

※ 上記を含め、計99件の貴重なご意見をいただきました。

(3) 県政サポーターアンケート第266回簡易アンケート調査結果

ア 調査の概要

(ア) 調査の目的

本計画の策定に当たり、こども・若者施策に関する意見や現在の状況等についての調査を行ったものです。

(イ) 調査の形態

- ・ アンケートテーマ：こども・若者の施策に関する意識調査
- ・ 調査時期：令和6年11月28日から12月4日まで
- ・ 調査方法：インターネット（アンケート専用フォーム）による回答
- ・ 対象者：県政サポーター（3,683人）
- ・ 回収率：69.7%（回収数2,568人）

<回答者属性>

年齢	人数（人）（うち県内在住）	比率（%）（うち県内在住）
16～17歳	6（5）	0.2（0.2）
18～19歳	8（8）	0.3（0.3）
20～29歳	95（83）	3.7（3.5）
30～39歳	274（253）	10.7（10.7）
40～49歳	467（425）	18.2（17.9）
50～59歳	727（669）	28.3（28.2）
60～69歳	517（476）	20.1（20.1）
70歳以上	474（450）	18.5（19.0）
全体	2,568（2,369）	100.0（100.0）

(ウ) 調査結果の見方

- ・ 設問中の（ ）内の数字及びグラフの中の数字は、回答比率（%）です。
- ・ 回答比率（%）は小数点以下第2位を四捨五入したため、個々の比率の合計と全体またはカテゴリーを小計した数値が、100%にならないことがあります。
- ・ 図表中の「-」は回答者が皆無のもの、「0.0」は回答者の比率が0.05%未満のため四捨五入の結果0.0%となったものです。
- ・ 複数回答の質問については、その回答比率の合計は、100%を超える場合があります。
- ・ 断りのないものについては、埼玉県内在住のサポーターからの回答をもとに算出しています。

イ 調査結果

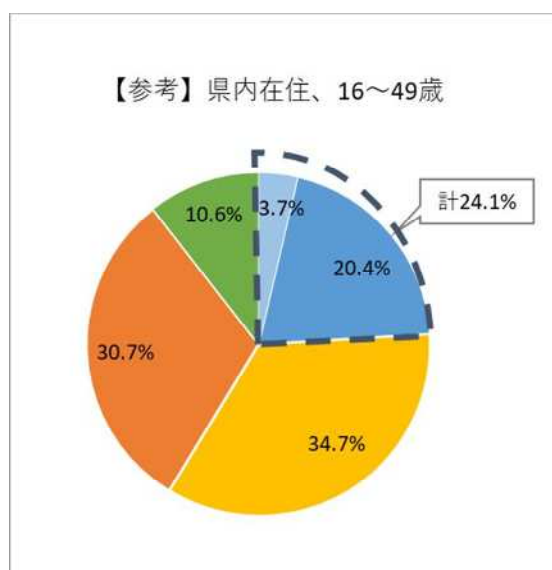
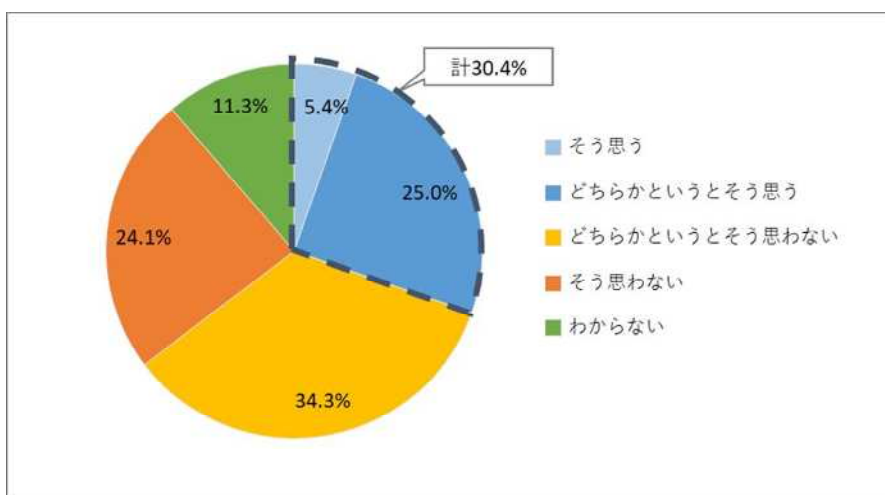
【「こどもまんなか社会」への意識(1)】

<質問 1>

あなたは、今の社会は「こどもまんなか社会」の実現に向かっていると思いますか。

※ 「こどもまんなか社会」とは、「すべてのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会」を言います。

→「そう思う」「どちらかというと思う」の合計が約3割（30.4%）



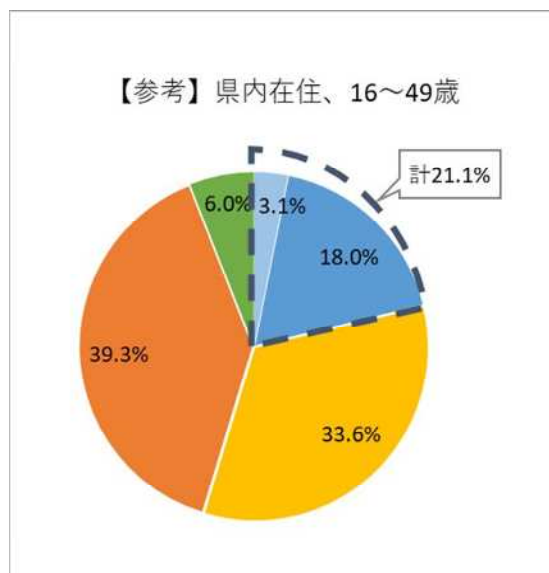
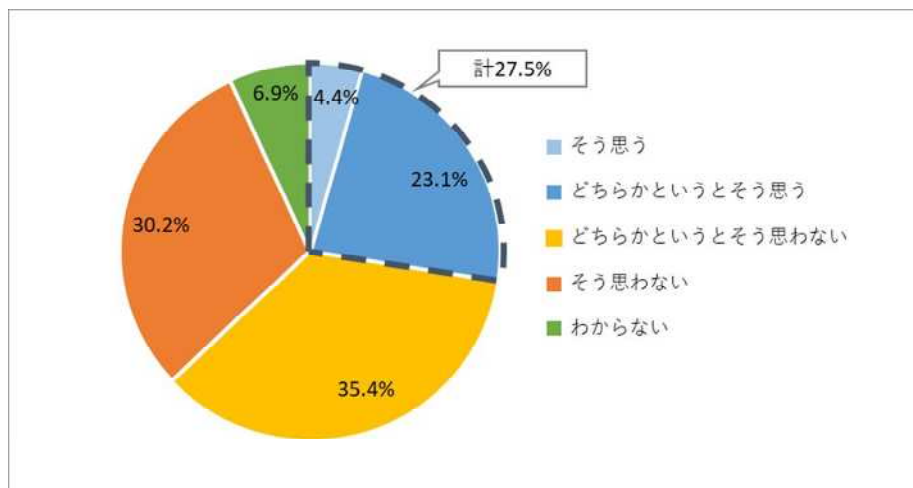
【「こどもまんなか社会」への意識(2)】

<質問2>

「こどもまんなか社会」を実現するためには、結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会であることも重要です。

あなたは、今の社会が「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会」の実現に向かっていると思いますか。

→「そう思う」「どちらかというと思う」の合計が約3割（27.5%）

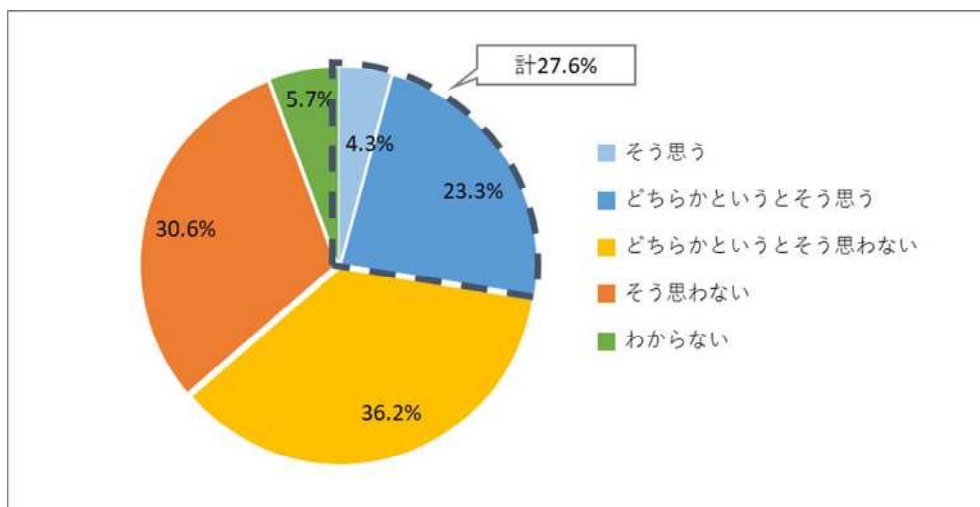


【社会参画の機会】

< 質問 3 >

あなたは、社会全体で、自分の意見を言える機会があると思いますか。

→「そう思う」「どちらかというと思う」の合計が約3割（27.6%）

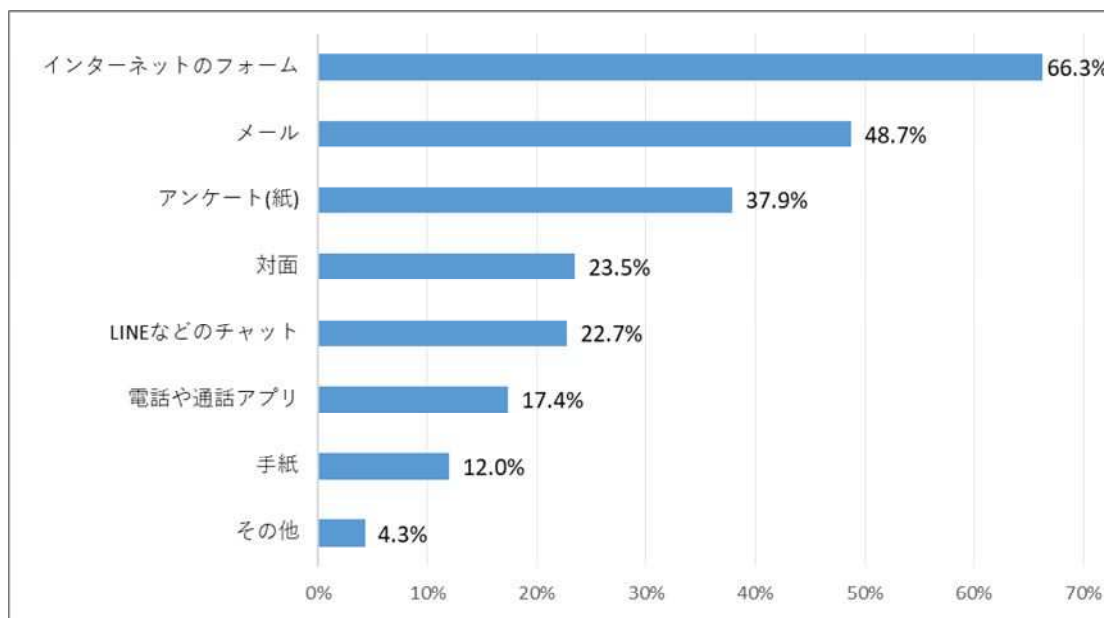


【自分の意見を伝えやすい方法】

< 質問 4 >

あなたが、国やお住いの都道府県、市町村に対して、自分の意見を伝えたい場合、どのような方法があると伝えやすいと思いますか。（3つまで）

→「インターネットのフォーム」が約7割（66.3%）

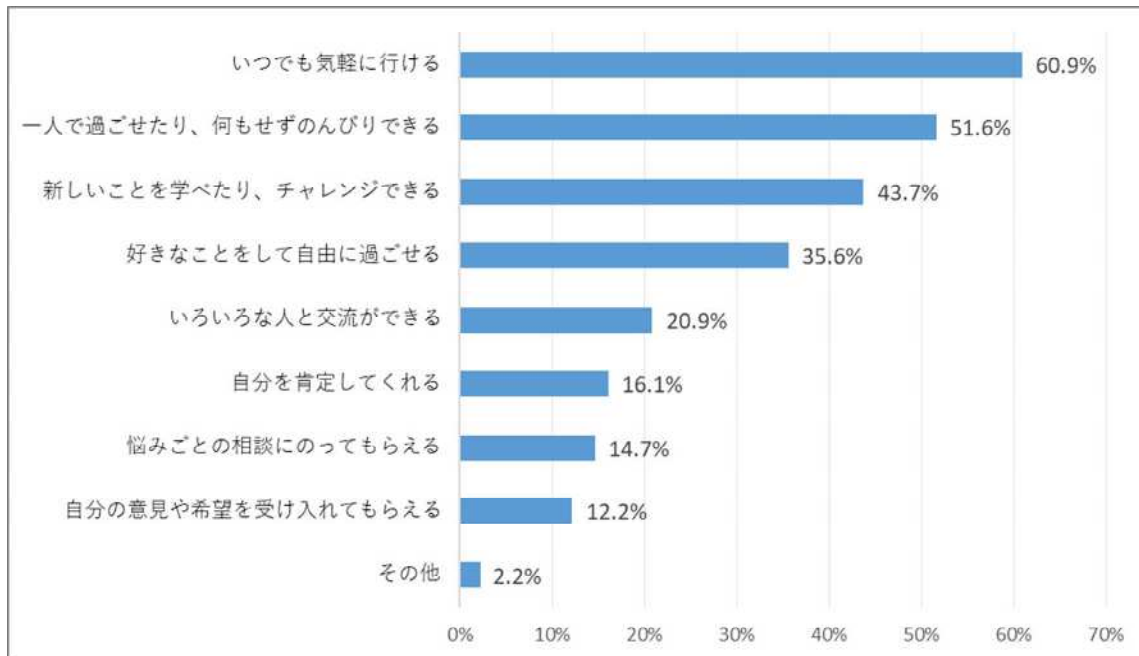


【行ってみたい居場所】

< 質問 5 >

あなたは、家庭、学校、職場以外にどのような居場所であれば行ってみたいと思いますか。（3つまで）

→「いつでも気軽に行ける」が約6割（60.9%）

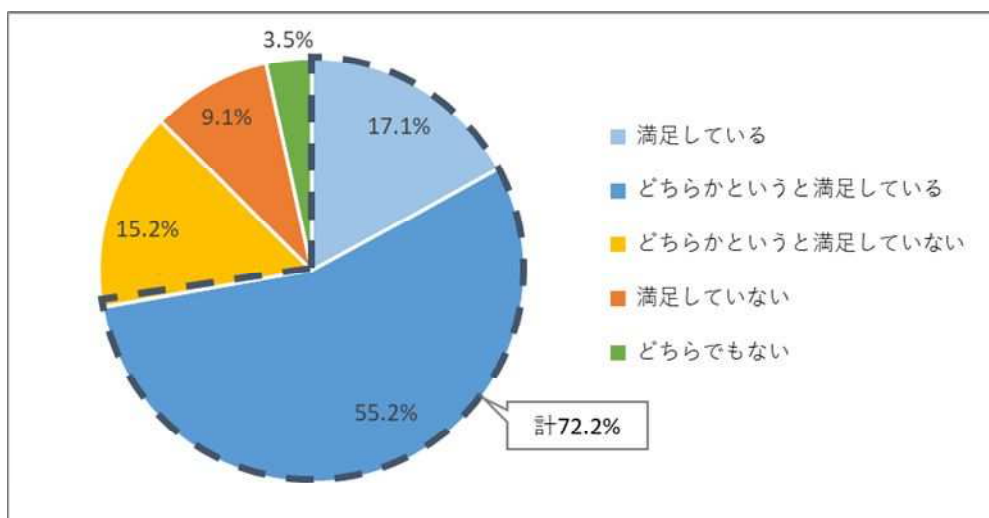


【生活の満足度】

< 質問 6 >

あなたは、現在の生活に満足していますか。

→「満足している」「どちらかという満足している」の合計が約7割（72.2%）



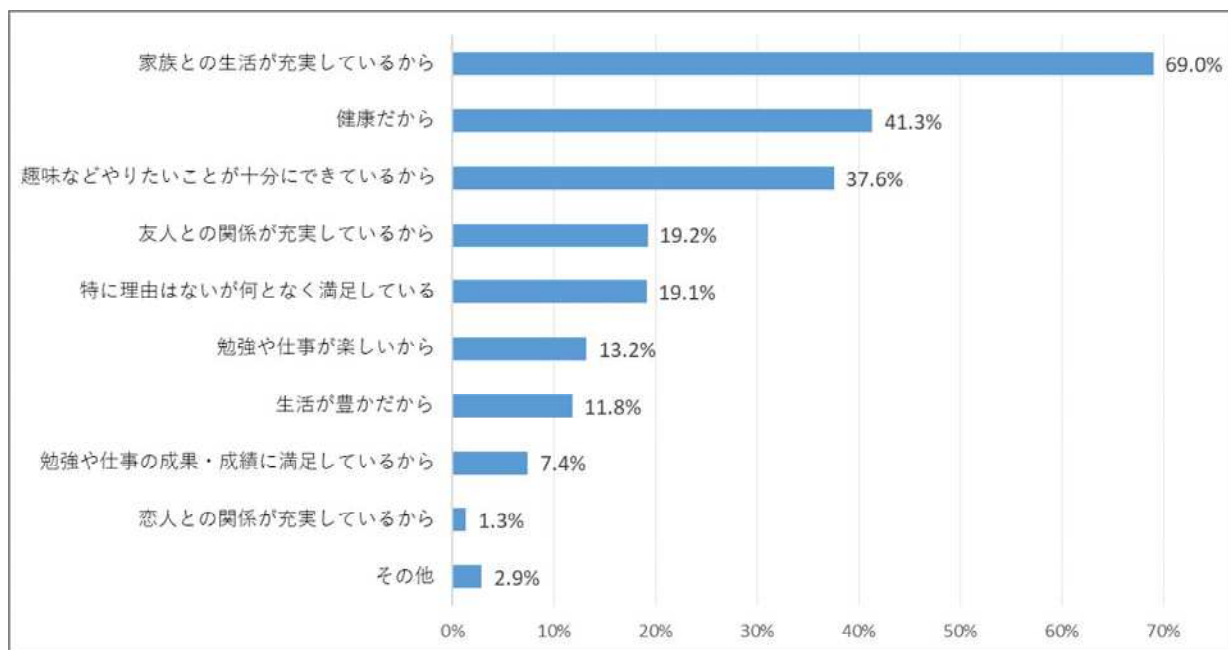
【満足している理由】

<質問7>

（質問6で「満足している」「どちらかという満足している」と回答した方に伺います。）

あなたが現在の生活に満足していると思う理由は何ですか。（3つまで）

→「家族との生活が充実しているから」が約7割（69.0%）



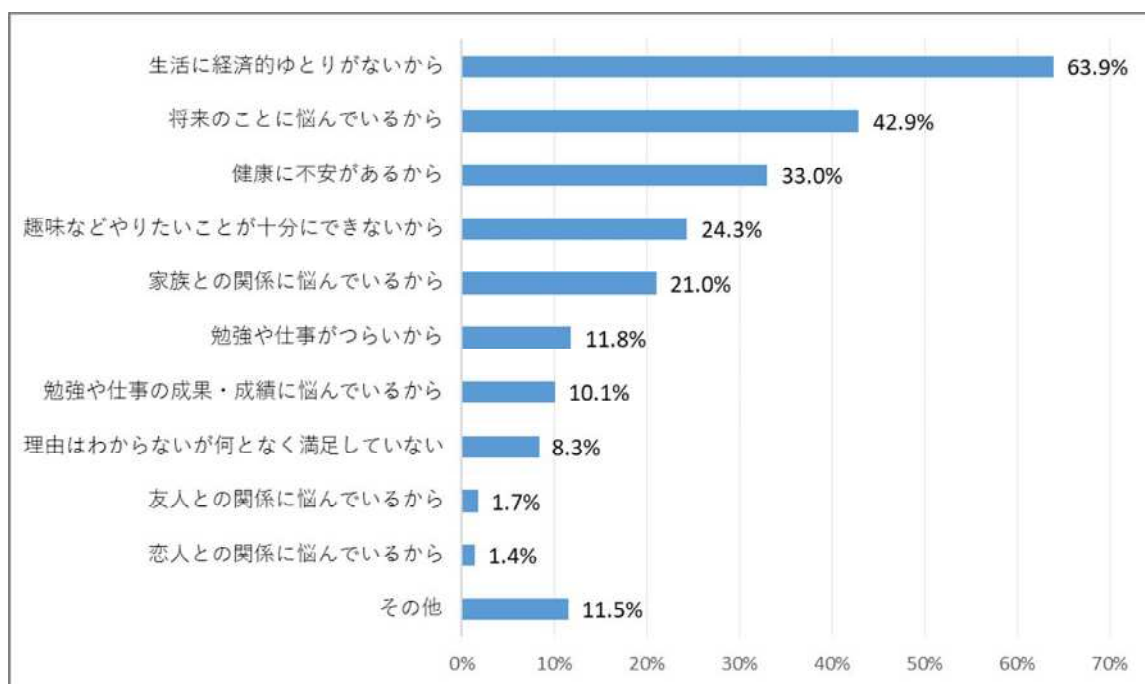
【満足していない理由】

<質問 8>

（質問6で「どちらかという満足していない」「満足していない」と回答した方にお伺いします。）

あなたが現在の生活に満足していないと思う理由は何ですか。（あてはまるもの3つまで）

→「生活に経済的ゆとりがないから」が約6割（63.9%）



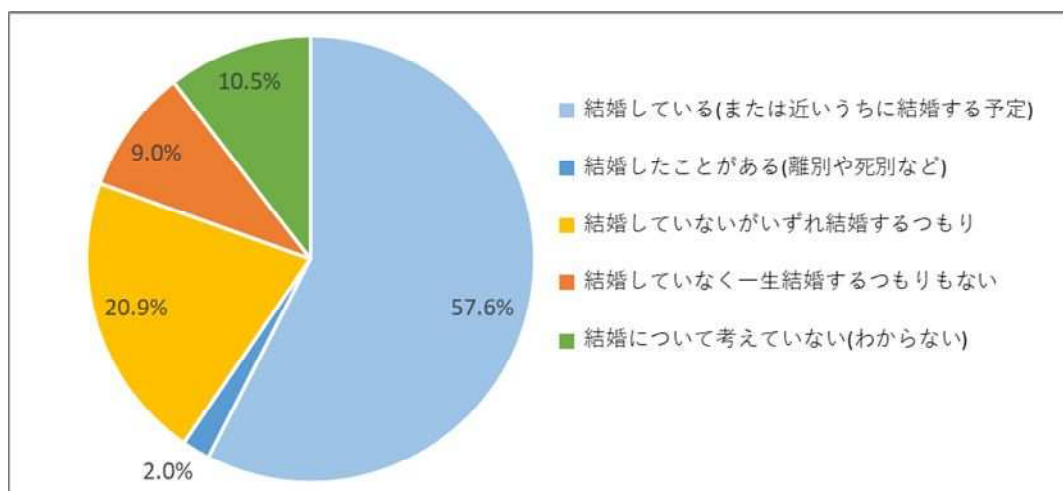
【結婚について】

<質問 9>

（若者（18～39歳）の方にお伺いします。若者（18～39歳）以外の方は質問14へお進みください。）

あなたは現在結婚していますか。また、結婚していない場合、自身の一生を通じて考えた場合、あなたの結婚に対する考えは次のうちどちらですか。

→「結婚している（または近いうちに結婚する予定）」が約6割（57.6%）

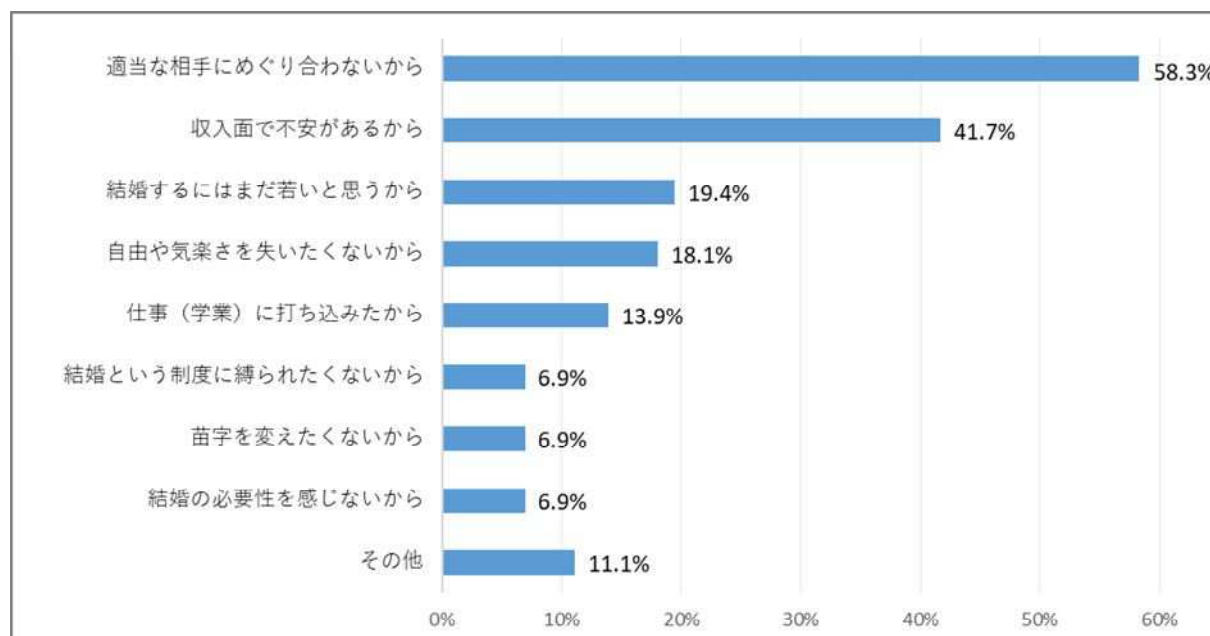


【結婚していない理由】

<質問 10>

（質問9で「結婚していないがいずれ結婚するつもり」と回答した若者（18～39歳）の方にお伺いします。）現在結婚をしていない理由は何ですか。（あてはまるもの3つまで）

→「適当な相手にめぐり合わないから」が約6割（58.3%）



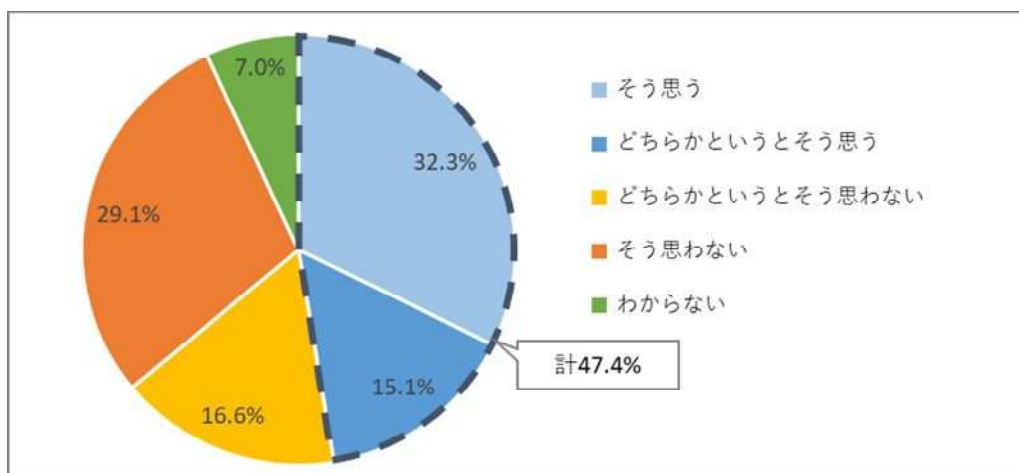
【こどもの希望】

<質問 1 1>

（若者（18～39歳）の方にお伺いします。）

あなたは「将来こどもがほしい」または「もう一人こどもがほしい」という気持ちがありますか。

→「こどもを希望する（計）」が約5割（47.4%）



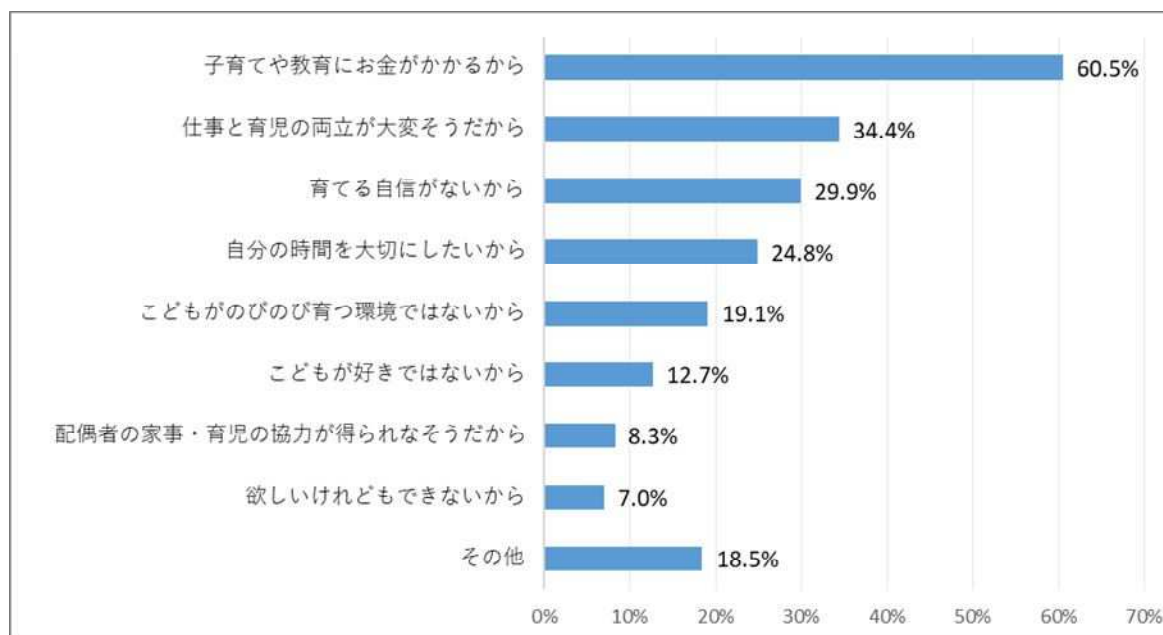
【こどもを希望しない理由】

<質問 1 2>

（質問11で「どちらかというと思わない」「そう思わない」と回答した若者（18～39歳）の方にお伺います。）

あなたがそのように思う理由は何ですか。（あてはまるもの3つまで）

→「子育てや教育にお金がかかるから」が約6割（60.5%）



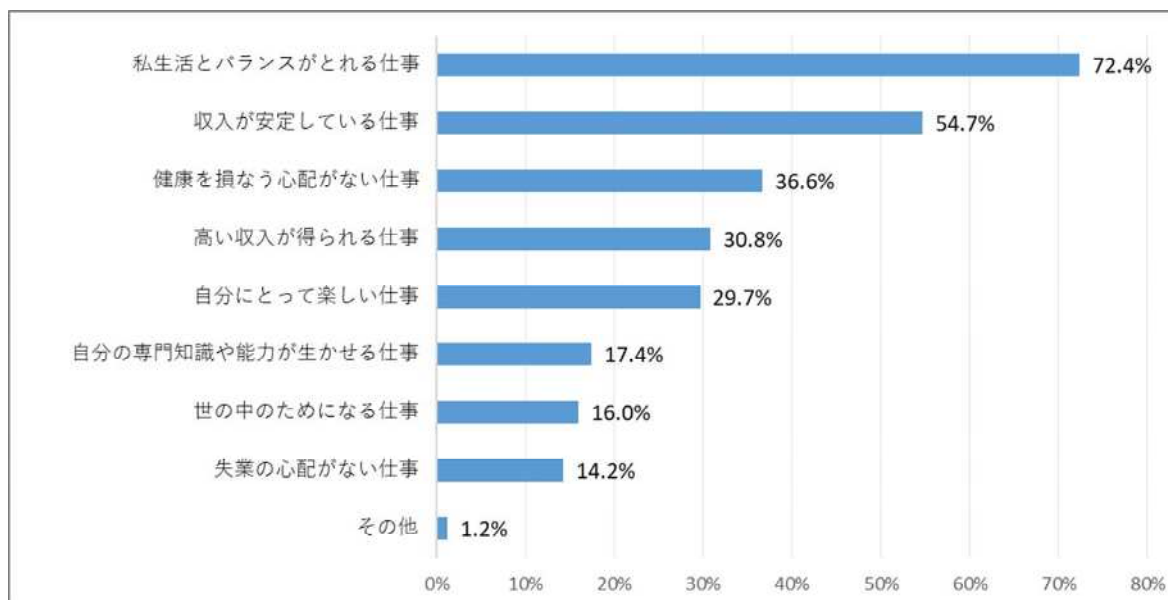
【希望する仕事】

<質問 1 3>

（若者（18～39歳）の方にお伺いします。）

あなたは、どのような仕事に就くことを希望しますか。（あてはまるもの3つまで）

→「私生活とバランスが取れる仕事」が約7割（72.4%）



<質問 1 4>

こどもまんなか社会の実現に向けたこども・若者に対する施策について、ご意見、ご要望などがありましたら自由にお書きください。

<主な御意見>

- ・ 「こどもの権利条約」は日本が加盟していることや内容を知らない人が多すぎると
思います。学校教育の中に組み入れるなど、勉強する機会があるとよいのと思っています。
- ・ 県民である学生や社会人になりたての若い人々からの意見を集めるなど、当事者視
点での議論が大切だと思います。
- ・ ボランティア活動が気楽にできる環境整備を充実して欲しいです。
- ・ なにより貧困家庭におけるこどもの食事、教育の機会が損なわれないような施策が
必要。
- ・ 意見を発信できないこどもに対してのサポートの充実を計って欲しい。（虐待・い
じめ等）
- ・ 他人への思いやり助け合いの気持ち、スマホやPCを利用したネット社会の正しい使
い方を小さい時から教育してほしい。
- ・ 闇バイト・オレオレ詐欺等、若者が犯罪に手を染めている傾向が見られる。精神的

な未熟さや経済的要因が原因なので、早急な教育制度の改革と法の整備が必要だと思います。

- ・ こども・若者だけでなく、シニアも一緒に活動する機会があれば、結果的にこどもまんなか社会の実現も見えてくるのではないのでしょうか。世代間を超えた互いの理解が必須だと思います。
- ・ こどもがいることがデメリットと考える社会意識の改善が必要だと思う。
- ・ 「結婚しない」ではなく「結婚したいのにできない」と悩んでいる人が居ることに目を向けて欲しいです。
- ・ 男性の育休、家庭における家事分担等、社会・家族の在り方の変革への公的誘導が必要ではないか。
- ・ 不適當な校則があれば変更できるような仕組みとしてほしいです。
- ・ 若者にとって失敗してもやり直ししやすいような政策や制度が必要だと思う。例えば再就職しやすい環境を整えるなど。労働問題を解決できるような施策があると良いと思う。

※ 上記を含め、計773件の貴重なご意見をいただきました。

【参考】埼玉青少年の意識と行動調査（令和３年度）

ア 調査の概要

（ア）調査の目的

本県における青少年の生活実態や価値観等を把握し、青少年に関する総合的施策樹立のための基礎資料を得るとともに、調査結果を広く県民に紹介し、青少年健全育成に対する理解と協力を得るために行ったものです。

（イ）調査設計

- ・ 調査地域：埼玉県全域
- ・ 調査対象：
 - ①令和３年４月１日現在で、満10歳から満14歳までの県内在住の男女2,000人
 - ②令和３年４月１日現在で、満15歳から満30歳までの県内在住の男女2,000人
 - ③令和３年４月１日現在で、満31歳から満39歳までの県内在住の男女2,000人
 - ④調査対象①から③の保護者等6,000人
- ・ 標本抽出方法 住民基本台帳を用いた層化二段無作為抽出法
- ・ 調査方法 郵送配布、郵送回収・インターネット回収
- ・ 調査期間 令和３年７月30日～８月25日

（ウ）有効回収率

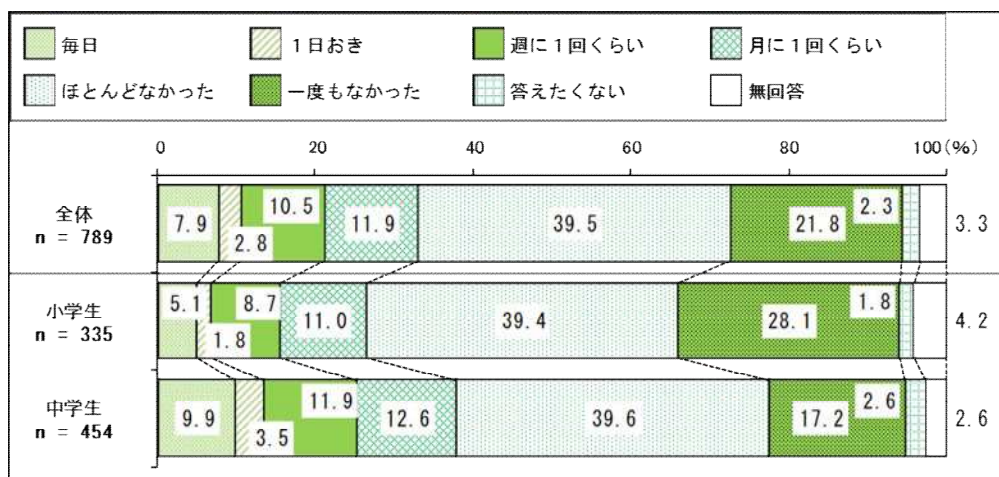
- ①満10歳から満14歳までの青少年789件（39.5%）
- ②満15歳から満30歳までの青少年480件（24.0%）
- ③満31歳から満39歳までの青少年560件（28.0%）
- ④①～③の保護者等1,504件（25.1%）

イ 調査結果

※ 埼玉県青少年健全育成・支援プラン（令和５年度～令和９年度）第２章２「子供・若者の意識と取り巻く状況」の図表として掲載していた調査結果のうち、本計画の総論に掲載しなかったものを一部抜粋。

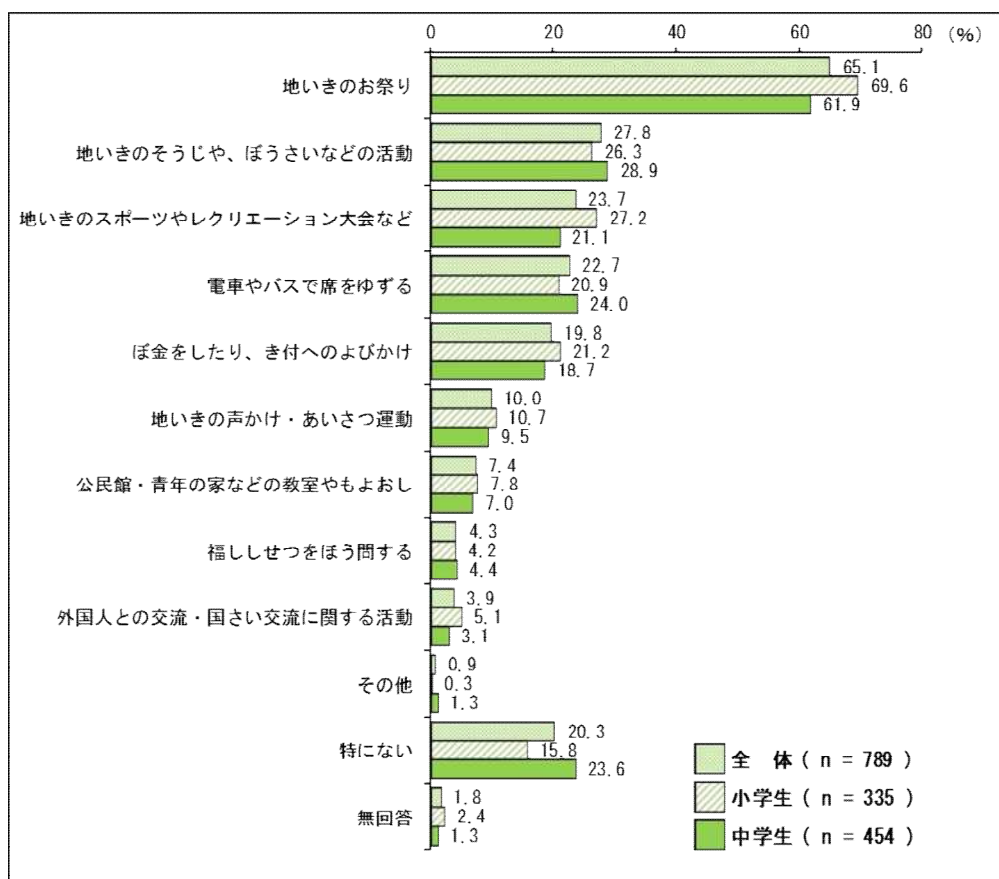
【学校について】

「学校に行きたくない」と思った頻度

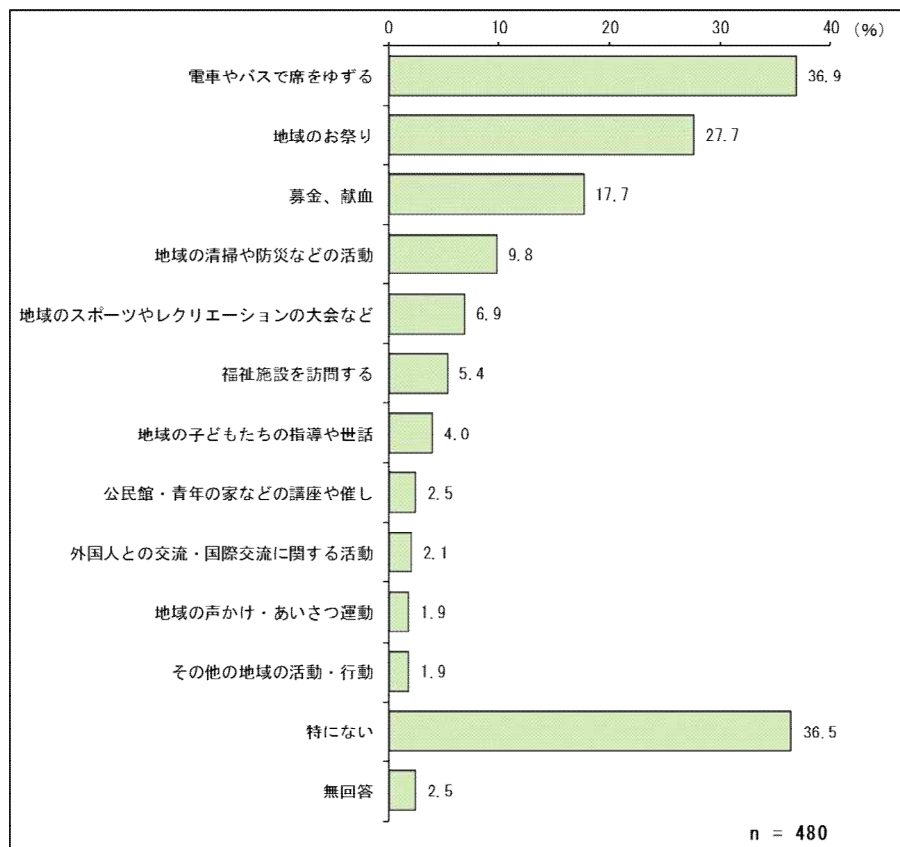


【地域について】

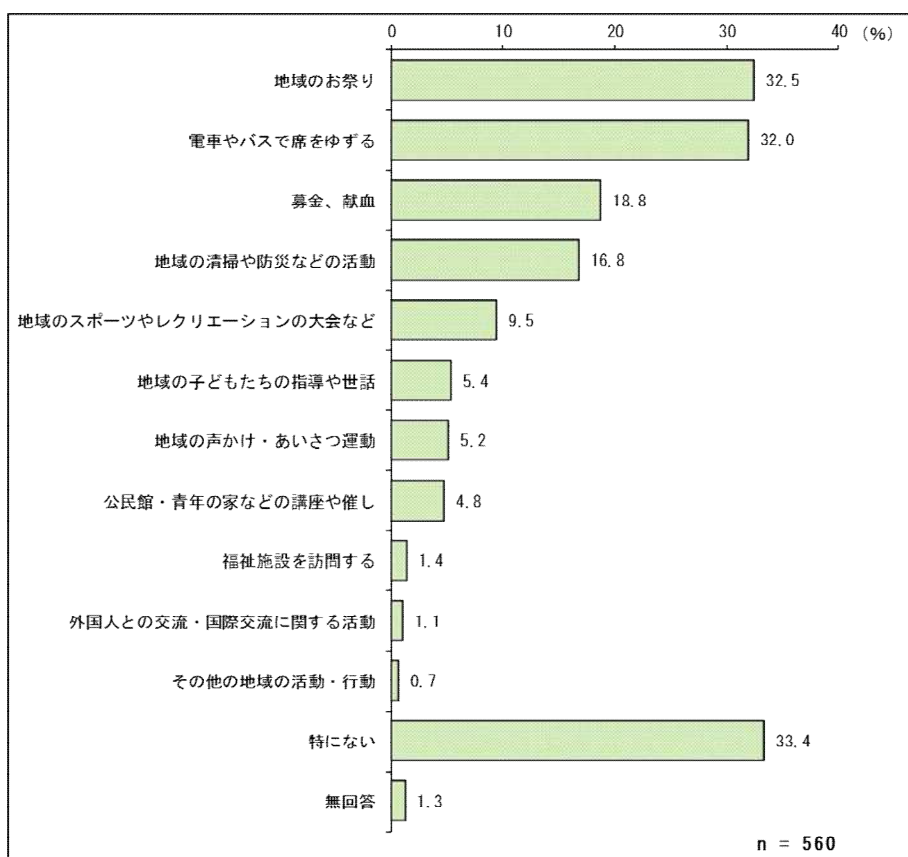
地域活動等への参加、行動（満10歳から満14歳）



地域活動等への参加、行動（満１５歳から満３０歳）

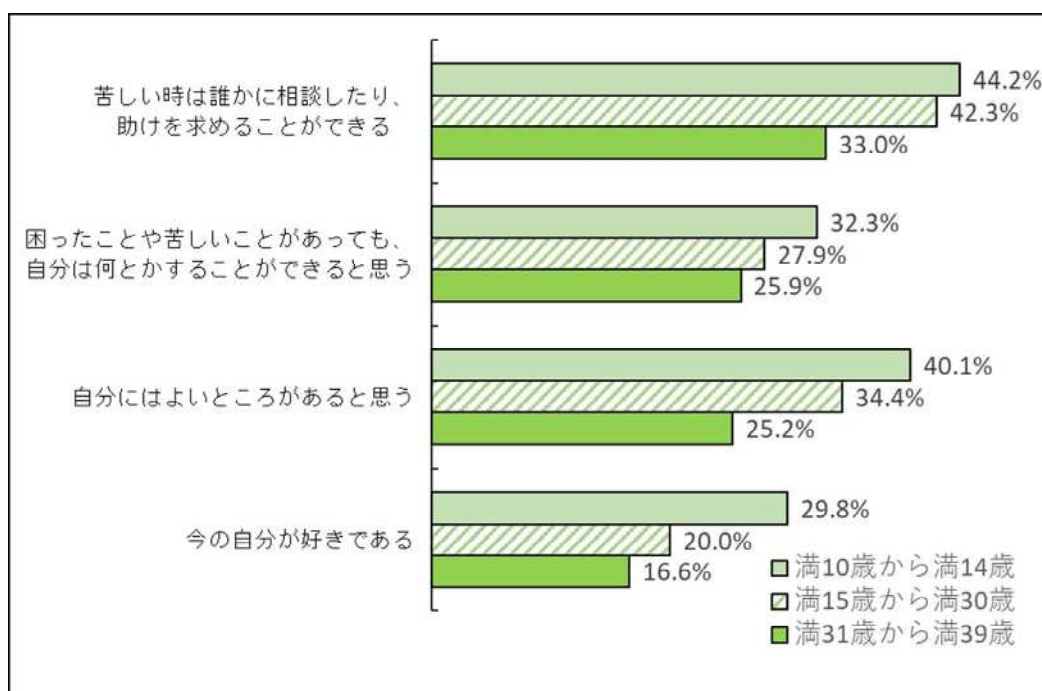


地域活動への参加、行動（満３１歳から満３９歳）



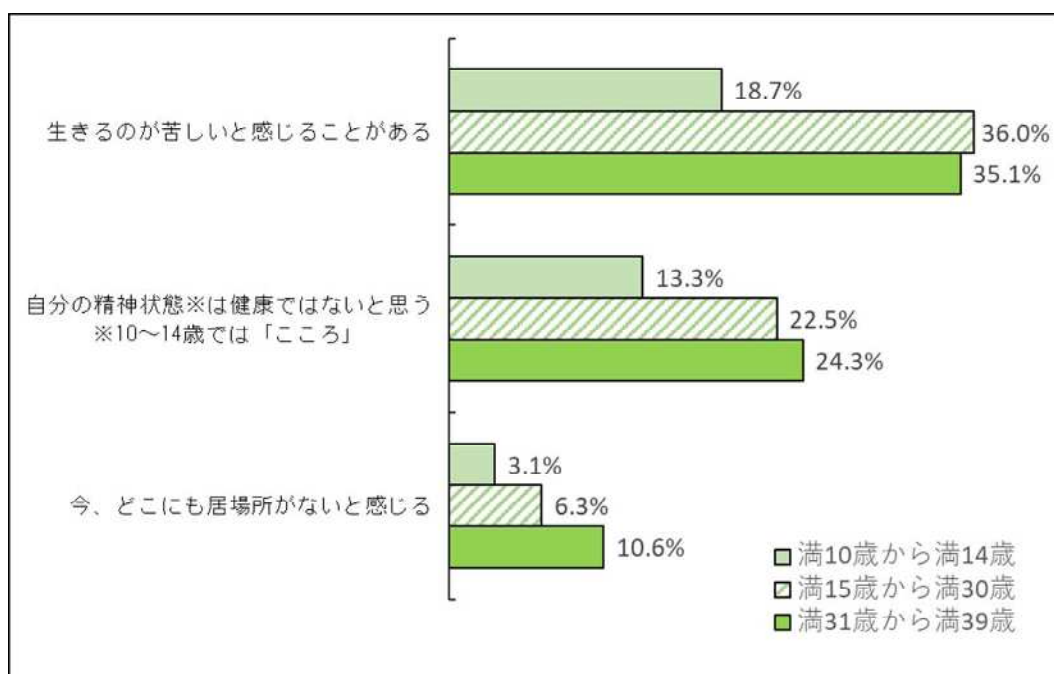
【自己肯定感について】

自己肯定感



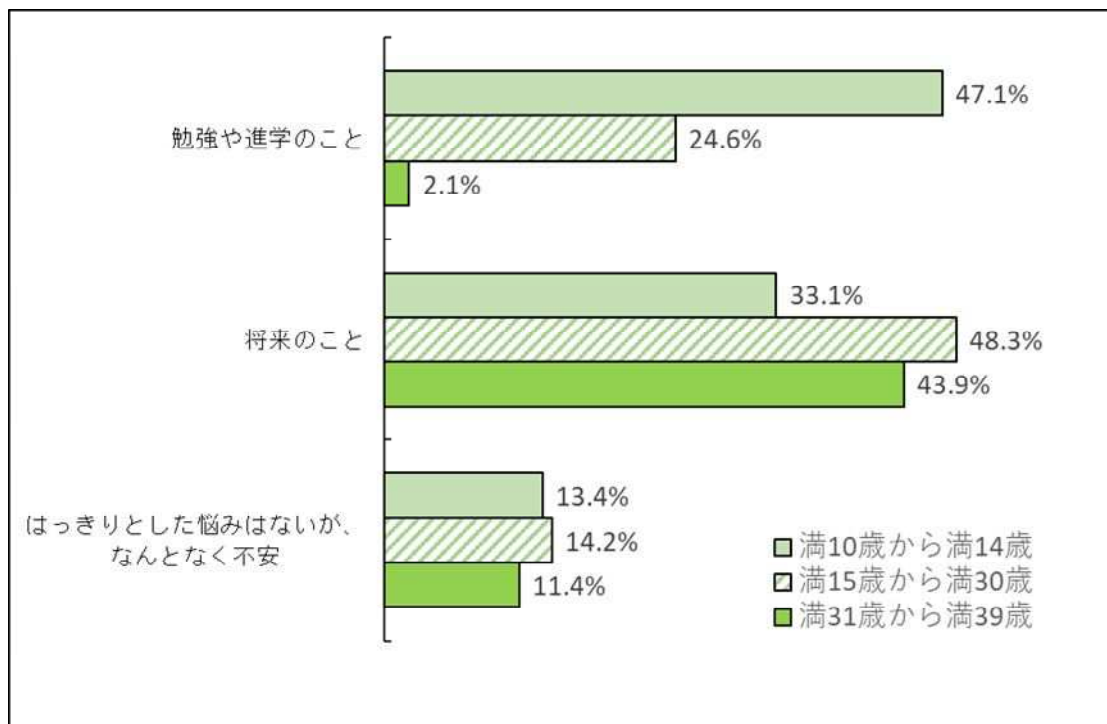
【生きづらさについて】

生きづらさ



【困っていることや悩んでいることについて】

困っていることや悩んでいること



5 県民コメント（意見募集）の実施結果

「埼玉県県民コメント制度」により、計画案について、県民の皆様からの御意見を次のとおり募集しました。

（１）意見募集期間

令和６年１１月２６日～令和６年１２月２４日

（２）意見の提出者数及び意見件数

ア 提出者数 ３０５人（団体及び個人）

イ 意見件数 ７７４件

（３）意見の反映状況

区分	意見件数
意見を反映し、案を修正したもの	８件
意見の趣旨が計画案に既に含まれているもの	２４２件
案の修正はしないが、実施段階で参考とするもの	５１１件
意見を反映できなかったもの	２件
その他	１１件
合計	７７４件

6 第61号議案「埼玉県こども・若者計画の策定について」に対する修正案

区 分					原 案	修 正 案	修正理由
第1章	I	1			1 計画策定の趣旨 (略) さらに、安心してこどもを<u>生み育てられる環境</u>をつくるためには、結婚から妊娠・出産、子育てまでの切れ目のない支援に加え、経済・雇用、教育、まちづくりなどの幅広い分野にわたって、総合的な取組を継続的に実施していくことが必要となります。 (略)	1 計画策定の趣旨 (略) さらに、安心してこどもを<u>生むことや、育てることができる環境</u>をつくるためには、結婚から妊娠・出産、子育てまでの切れ目のない支援に加え、経済・雇用、教育、まちづくりなどの幅広い分野にわたって、総合的な取組を継続的に実施していくことが必要となります。 (略)	本計画には「社会的養育の充実」として「里親等委託の推進」や「特別養子縁組等の推進」も規定されており、「こどもを生むこと」と「こどもを育てること」を明確に区別すべきである。
第1章	I	1			1 計画策定の趣旨 (略) 本計画に基づき、国、市町村、事業者、地域社会、民間支援団体などと連携し、こども・若者が幸福に生活し、こどもを<u>生み育てることに希望の持てる社会づくり</u>を進めます。 (略)	1 計画策定の趣旨 (略) 本計画に基づき、国、市町村、事業者、地域社会、民間支援団体などと連携し、こども・若者が幸福に生活し、こどもを<u>生むことや、育てることに希望を持ち、子育てに喜びを感じられる社会づくり</u>を進めます。 (略)	本計画には「社会的養育の充実」として「里親等委託の推進」や「特別養子縁組等の推進」も規定されており、「こどもを生むこと」と「こどもを育てること」を明確に区別すべきである。 また、本計画の「将来像3」に合わせ「子育てに喜びを感じられる社会づくりを進めること」を明記すべきである。
第1章	I	4	-	-	4 EBPMに基づく施策立案と計画の進行管理、公表 (略) 本計画を着実に推進していくため、庁内の関係部局が横断的かつ一体的に連携し、こども・若者、子育て施策の検討・調整や進行管理を行い、各指標の達成状況等を埼玉県児童福祉審議会及び県議会に毎年度報告するとともに、広く県民に公表します。	4 EBPMに基づく施策立案と計画の進行管理、公表 (略) 本計画を着実に推進していくため、<u>「埼玉県次世代育成支援対策推進庁内会議」に加え、プロジェクトマネジメントの手法を活用しながら</u>、庁内の関係部局が横断的かつ一体的に連携し、こども・若者、子育て施策の検討・調整や進行管理を行い、各指標の達成状況	本計画の推進に当たり、これまで以上に関係部局において横断的かつ一体的に連携を進めることを明確に示すため、具体的な連携手段を示すべきである。

区 分					原 案	修 正 案	修正理由
					(略)	等を埼玉県児童福祉審議会及び県議会に毎年度報告するとともに、広く県民に公表します。 (略)	
第 1 章 第 2 章	Ⅲ	-	-	-	将来像3 こどもを <u>生み育てる</u> ことに喜びを実感でき、子育て当事者が地域全体から支えられる社会	将来像3 こどもを <u>生むこと</u> や、 <u>育てることに希望を持ち、子育てに喜びを実感できるとともに</u> 、子育て当事者が地域全体から支えられる社会	本計画には「社会的養育の充実」として「里親等委託の推進」や「特別養子縁組等の推進」も規定されており、「こどもを生むこと」と「こどもを育てること」を明確に区別すべきである。 加えて、現に子育てを行っている世帯だけではなく、これから出産や子育てを考える世代も、出産や子育てに「希望」を持てる社会を目指すことを明記すべきである。
第 1 章	Ⅲ	-	-	-	将来像3 (略) さらに、こどもを持つことに希望を持ち、その希望が叶う社会を目指すためには、地域全体で子育て当事者を支え、こどもを <u>生み育てる</u> ことに喜びを実感できることが大切となります。 (略)	将来像3 (略) さらに、こどもを持つことに希望を持ち、その希望が叶う社会を目指すためには、地域全体で子育て当事者を支え、こどもを <u>育てる</u> ことに喜びを実感できることが大切となります。 (略)	将来像3について、「(略)子育てに喜びを実感できる(以下略)」と修正を行うことに合わせて、将来像3の説明部分においても同様に修正を行うべきである。 なお、こども基本法においても「子育てに伴う喜びを実感できる」と規定されており、同法の表現に合わせるべきである。
第 1 章	Ⅲ	3	(1)		(1) 背景 (略) 子育て支援策の充実やワークライフバランスの推進などにより、安心してこどもを <u>生み育てる</u> ことができる環境づくりが必要です。	(1) 背景 (略) 子育て支援策の充実やワークライフバランスの推進などにより、安心してこどもを <u>生むこと</u> や、 <u>育てることができる環境</u> づくりが必要です。	本計画には、「社会的養育の充実」として「里親等委託の推進」や「特別養子縁組等の推進」も規定されており、「こどもを生むこと」と「こどもを育てるこ

区 分					原 案	修 正 案	修正理由
							と」を明確に区別すべきである。
第 1 章	Ⅲ	3	(2)		(2) 目指すべき将来像 (略) 結婚・出産に希望を持つ人が、安心・安全に子どもを <u>生み育てられる</u> ように、家庭での子育てを支援するとともに、地域全体で子育て当事者を支えることで、孤独や不安を軽減し、安心して子育てできる社会を目指します。 (略)	(2) 目指すべき将来像 (略) 結婚・出産や <u>子育てに</u> 希望を持つ人が、安心・安全に子どもを <u>生むこと</u> や、 <u>育てることができる</u> ように、家庭での子育てを支援するとともに、地域全体で子育て当事者を支えることで、孤独や不安を軽減し、安心して子育てできる社会を目指します。 (略)	本計画には「社会的養育の充実」として「里親等委託の推進」や「特別養子縁組等の推進」も規定されており、「子どもを生むこと」と「子どもを育てること」を明確に区別すべきである。
第 1 章	Ⅲ	3	(2)		(2) 目指すべき将来像 (略) * 7 <u>子育て当事者の女性と男性が共に、子どもと過ごす時間をつくり、相互に協力しながら子育てをすること</u>	(2) 目指すべき将来像 (略) * 7 <u>子どもを育てることに共に責任を持つ保護者・養育者が、子どもと過ごす時間をつくり、協力しながら子育てをすること</u>	「共育て」の定義について、共育ての推進には、男性の育児の促進も重要であるが、性別に関わらず、子どもを育てることに共に責任を持つ保護者・養育者が協力して子育てをすることが不可欠であり、そのことを示す表現とすべきである。 加えて、シングルペアレントと日常的養育者の立場にあるその親、性的マイノリティのカップルなど、多様性に配慮した表現とすべきである。
第 2 章	1 5	(1) (1)	ウ ウ	(7)	ウ 子育てに悩む保護者・養育者、また、身の回りの出来事に関して悩みを抱える子どもからの相談を受ける電話相談窓口として「子どもスマイルネット」	ウ 子育てに悩む保護者・養育者、また、身の回りの出来事に関して悩みを抱える子どもからの相談を受ける「子どもスマイルネット」について、相談者	子どもが、自らの環境を理解できず、適切な相談窓口にとどり着けないことも想定されるため、子どもに関わる様々な悩みを相談できる「子

区 分					原 案	修 正 案	修正理由
					<u>を設置し、相談者の気持ちに寄り添って話を聞き、いじめ、体罰、虐待などこどもに関わる様々な悩みに関する相談を行います。</u>	の気持ちに寄り添って話を聞き、いじめ、体罰、虐待などこどもに関わる様々な悩みに関する相談に対応するとともに、<u>相談方法の拡大や関係機関との更なる連携を図ることなどにより、こどもが相談しやすい環境を整備していきます。</u>	どもスマイルネット」はこどもにとって重要な相談窓口であると考える。 一方「子どもスマイルネット」への相談のうち、こどもからの相談は全体の12.5%しかない（令和5年度）。 そのため、「子どもスマイルネット」について、相談方法の拡大や関係機関との更なる連携など、こどもが相談しやすい環境を整備することを明記すべきである。
第2章	1	(1)	サ		サ 人権教育等を通じて、こどもの権利や最善の利益について、児童生徒の理解促進を図ります。	サ 人権教育等を通じて、こどもの権利や最善の利益について、児童生徒の理解促進を図るとともに、<u>その権利が侵害された時など、悩みを抱えたときに相談できる場所を周知します。</u>	こどもの権利や最善の利益について、理解促進を図るだけでなく、その権利が侵害されたときなど、こどもが悩みや困難を抱えたときに助けを求めることができる場所の周知を行うことも合わせて明記すべきである。
第2章	1	(2)	ア		ア こども等の意見を施策に反映するため、「さいたまけん★こどものこえ」等により、こどもや子育て当事者等からの意見を聴取します。こども等の意見表明を支援する人材を育成するとともに、こどもからの意見聴取に当たっては、その年齢・発達の程度に応じた分かりやすい情報提供を行います。	ア こども等の意見を施策に反映するため、「さいたまけん★こどものこえ」等により、こどもや子育て当事者等からの意見を聴取します。こども等の意見表明を支援する人材を育成・確保するとともに、こどもからの意見聴取に当たっては、その年齢・発達の程度に応じた分かりやすい情報提供を行います。	こども等の意見表明を支援する人材を育成するのみならず、必要な人数を確保していくことも明記すべきである。

区 分					原 案	修 正 案	修正理由
第 2 章	6	(4)	ア	(カ)	(カ) 地域におけるこどもの身体やこころの健康、薬物乱用、性、非行、いじめ、こどもの権利の侵害等に関する相談体制の充実を図るとともに、 <u>インターネット等を活用し、相談窓口等の情報提供に取り組めます。</u>	(カ) 地域におけるこどもの身体やこころの健康、薬物乱用、性、非行、いじめ、こどもの権利の侵害等に関する相談体制の充実を図るとともに、 <u>インターネットの活用や学校における周知等を通じて、相談窓口等の情報提供に取り組めます。</u>	「子どもスマイルネット」を含む相談窓口等の情報提供については、インターネットを使用しない子どもに対する周知も必要であり、学校における周知も行うことも明記すべきである。
第 2 章	9	(4)	ク	(ウ)	ク 健康教育の推進と健康の確保・増進等（略） (ウ) 小・中・高等学校等において、学習指導要領に基づく性に関する指導に加え、早期から発達の段階に応じて、性に関する知識や態度と生命の尊さなどを関連付けて学ぶ「生命（いのち）の安全教育」を推進します。	ク 健康教育の推進と健康の確保・増進等（略） (ウ) 小・中・高等学校等において、学習指導要領に基づく性に関する指導に加え、早期から発達の段階に応じて、性に関する知識や態度と生命の尊さなどを関連付けて学ぶ「生命（いのち）の安全教育」 <u>及び人権教育により、子どもや保護者、関係者の理解を得ながら、身体や生殖の仕組み、人間関係や人権、ジェンダー平等、暴力と安全確保、健康と幸福を含め、性に関する知識を包括的に学ぶことができる教育を推進します。</u>	「生命（いのち）の安全教育」は、性犯罪・性暴力対策を強化する目的で推進されるものであり、性に関する教育とはその目的を異にしている。 性に関する知識を包括的に学ぶことができる教育を推進することは、子どもが性を正しく理解し、適切な行動をとることができることに繋がり、性被害や予期せぬ妊娠・出産を防ぐなど、こどもの健康や安全を確保する観点からも非常に重要である。 そのため、子どもや保護者、関係者の理解を得た上で、性に関する知識を包括的に学ぶことができる教育を推進することを明記すべきである。

区 分					原 案	修 正 案	修正理由
指 標		4	No.8		No.8 <u>生活困窮世帯及び生活保護世帯の学習支援対象者の高校進学率</u> <u>現状値 99.0%</u> <u>(令和5年度末)</u> → <u>目標値 99.0%以上</u> <u>(令和11年度末)</u>	No.8 <u>生活保護世帯の中学3年生の学習支援事業利用率</u> <u>現状値 40.2%</u> <u>(令和5年度)</u> → <u>目標値 60.0%</u> <u>(令和11年度)</u>	貧困の連鎖に関する指標として「埼玉県5か年計画」で設定されている同指標を設定すべきである。 なお、目標値は、公立の中学3年生の通塾率*と同率を目指し設定した。 *令和5年度全国学力・学習状況調査より

7 事業の執行に適切な対応を求める附帯決議

第61号議案「埼玉県こども・若者計画の策定について」について、事業の執行方法に関して、以下の適切な対応を求めるものである。

1. ヤングケアラーへの支援について、小学生や中学生、高校生などのヤングケアラーの実情を把握した上で、適切な支援を推進すること。
2. 結婚や妊娠・出産、子育てに関する情報発信について、産後ケア事業などの市町村が実施する事業についても、情報の収集及び整理を行った上で、県民に対して分かりやすい情報の発信に努めること。
3. プレコンセプションケアの推進について、思春期のこどもが、身近な場所で性に関する様々な相談をすることができるよう、市町村における相談体制の整備を支援するとともに、その相談内容に応じて、産婦人科などの医療機関をはじめとした関係機関との連携を図り、必要な情報やサポートを提供することができるよう、市町村への支援に努めること。
4. こどもの居場所について、800か所以上を維持した上で、その居場所の質を向上していくために、こどもの居場所に関わる多様な関係機関や民間団体が有機的に連携することができる体制の構築に努めること。
5. 「こどもの貧困」対策の推進について、こどもの貧困の連鎖の解消に関する指標として、「生活保護世帯に属するこどもの高校等進学率」を把握するとともに、その指標を向上するための取組を行うこと。

参考資料 関係法令

こども基本法（抄）（令和四年六月二十二日法律第七十七号）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

2 この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援

二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援

三 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

（基本理念）

第三条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。

二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成十八年法律第二十号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。

三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。

四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。

五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。

六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

（国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、こども施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業主の努力）

第六条 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者の職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

（国民の努力）

第七条 国民は、基本理念にのっとり、こども施策について関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が実施するこども施策に協力するよう努めるものとする。

（年次報告）

第八条 政府は、毎年、国会に、我が国におけるこどもをめぐる状況及び政府が講じたこども施策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

2 前項の報告は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

一 少子化社会対策基本法（平成十五年法律第百三十三号）第九条第一項に規定する少子化の状況及び少子化に対処するために講じた施策の概況

二 子ども・若者育成支援推進法（平成二十一年法律第七十一号）第六条第一項に規定する我が国における子ども・若者の状況及び政府が講じた子ども・若者育成支援施策の実施の状況

三 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関す

る法律（平成二十五年法律第六十四号）第八条第一項に規定するこどもの貧困の状況及びこどもの貧困の解消に向けた対策の実施の状況

第二章 基本的施策

（こども施策に関する大綱）

第九条 政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（以下「こども大綱」という。）を定めなければならない。

2 こども大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 こども施策に関する基本的な方針

二 こども施策に関する重要事項

三 前二号に掲げるもののほか、こども施策を推進するために必要な事項

3 こども大綱は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

一 少子化社会対策基本法第七条第一項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策

二 子ども・若者育成支援推進法第八条第二項各号に掲げる事項

三 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第九条第二項各号に掲げる事項

4 こども大綱に定めるこども施策については、原則として、当該こども施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。

5 内閣総理大臣は、こども大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。

6 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、こども大綱を公表しなければならない。

7 前二項の規定は、こども大綱の変更について準用する。

（都道府県こども計画等）

第十条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体の

ものとして作成することができる。

5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

（こども施策に対するこども等の意見の反映）

第十一条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

（こども施策に係る支援の総合的かつ一体的な提供のための体制の整備等）

第十二条 国は、こども施策に係る支援が、支援を必要とする事由、支援を行う関係機関、支援の対象となる者の年齢又は居住する地域等にかかわらず、切れ目なく行われるようにするため、当該支援を総合的かつ一体的に行う体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

（関係者相互の有機的な連携の確保等）

第十三条 国は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、医療、保健、福祉、教育、療育等に関する業務を行う関係機関相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、前項に規定する業務を行う関係機関及び地域においてこどもに関する支援を行う民間団体相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、前項の有機的な連携の確保に資するため、こども施策に係る事務の実施に係る協議及び連絡調整を行うための協議会を組織することができる。

4 前項の協議会は、第二項の関係機関及び民間団体その他の都道府県又は市町村が必要と認める者をもって構成する。

第十四条 国は、前条第一項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関が行うこどもに関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 都道府県及び市町村は、前条第二項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関及び民間団体が行うこどもに関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容についての周知）

第十五条 国は、この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解を得るよう努めるものとする。

（こども施策の充実及び財政上の措置等）

第十六条 政府は、こども大綱の定めるところにより、こども施策の幅広い展開その他のこども施策の一層の充実を図るとともに、その実施に必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第三章 こども政策推進会議

（設置及び所掌事務等）

第十七条 こども家庭庁に、特別の機関として、こども政策推進会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 こども大綱の案を作成すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、こども施策に関する重要事項について審議し、及びこども施策の実施を推進すること。
- 三 こども施策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

四 前三号に掲げるもののほか、他の法令の規定により会議に属させられた事務

3 会議は、前項の規定によりこども大綱の案を作成するに当たり、こども及びこどもを養育する者、学識経験者、地域においてこどもに関する支援を行う民間団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

（組織等）

第十八条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣であつて、同項の規定により命を受けて同法第十一条の三に規定する事務を掌理するもの
- 二 会長及び前号に掲げる者以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

（資料提出の要求等）

第十九条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）

第二十条 前三条に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附則（略）

埼玉県こども・若者基本条例（抄）（令和六年十月十八日条例第四十号）

（目的）

第一条 この条例は、こども・若者が有する権利が保障され、こども・若者が主体性を持って、自分らしく健やかに、かつ、幸せに成長すること（以下「子育て」という。）ができ、及び安心してこども・若者を養育することができる環境の整備により、保護者・養育者その他こども・若者を養育しようと思う者が子育て・子育てに希望や喜びを感じ、幸せに過ごすことができる社会の実現を目指すため、子育て・子育ての推進に関し、基本理念を定め、県の責務並びに保護者・養育者、学校・保育施設等、事業者、民間支援団体及び県民の役割を明らかにし、子育て・子育てに関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において「こども・若者」とは、新生児期から青年期に至るまでの間にある者で、心身の発達の過程にあるものをいい、子育て・子育てに関する施策の対象となるこども・若者の範囲は施策ごとに定めるものとする。

2 この条例において「子育て・子育てに関する施策」とは、こども基本法（令和四年法律第七十七号）第二条第二項に規定するこども施策その他の子育て・子育てを社会全体で支え、及び推進する施策をいう。

3 この条例において「保護者・養育者」とは、親権を行う者、未成年後見人、社会的養護を行う者その他こども・若者を現に養育する者をいう。

4 この条例において「学校・保育施設等」とは、学校（幼稚園を含む。）、保育所、認定こども園、社会的養護関係施設その他のこども・若者が学び育つ場所をいう。

5 この条例において「民間支援団体」とは、子育て・子育ての推進を行うことを主な目的とする民間の団体をいう。

（基本理念）

第三条 子育て・子育ての推進は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

一 全てのこども・若者について、個人として尊重され、その基本的権利が保障され、人種、国籍、性別、障害の有無等による差別的取扱いを受けないこと、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されることなど、日本国憲法、児童の権利に関する条約及びこども基本法の精神にのっとり、こども・若者が有する権利が保障されること。

二 全てのこども・若者について、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重されるとともに、

その最善の利益が優先して考慮される社会が構築されること。

三 保護者・養育者その他こども・若者を養育しようと思う者が子育て・子育てに希望や喜びを感じるとともに、幸せに過ごすことができる環境が整備されること。

四 県、市町村、学校・保育施設等、事業者、民間支援団体及び県民がそれぞれの役割を認識し、子育て・子育ての推進に主体的に取り組むとともに、相互に連携協力して社会全体で子育て・子育てを支えていくこと。

（県の責務）

第四条 県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国及び市町村との適切な役割分担を踏まえ、子育て・子育てに関する施策を総合的かつ計画的に実施し、及びその充実を図るものとする。

2 県は、子育て・子育てに関する施策を実施するに当たっては、国及び市町村と相互に連携を図るとともに、保護者・養育者、学校・保育施設等、事業者、民間支援団体及び県民の協力を得るよう努めるものとする。

（保護者・養育者の役割）

第五条 保護者・養育者は、基本理念にのっとり、こども・若者が心身ともに健やかに成長し、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう努めるものとする。

（学校・保育施設等の役割）

第六条 学校・保育施設等は、基本理念にのっとり、こども・若者が安心して学び、安全に過ごすことができる場所となるよう努めるとともに、学校に在籍する児童又は生徒が学校生活を営む上で遵守すべき規律の策定その他の学校・保育施設等の運営又は活動にこども・若者が主体的に参画することができるよう努めるものとする。

2 学校・保育施設等は、保護者・養育者及び地域住民等と連携を図り、こども・若者が主体的に学び、考え、及び行動することを通して成長することができるよう、必要な支援に努めるものとする。

（事業者の役割）

第七条 事業者は、基本理念にのっとり、子育て・子育てを推進するための取組を行うよう努めるものとする。

2 事業者は、その雇用する労働者の職業生活及び家庭生活における子育て・子育ての充実が図られるよう、必要な雇用環境の整備及び改善に努めるもの

とする。

（民間支援団体の役割）

第八条 民間支援団体は、基本理念にのっとり、子育て・子育てに関する専門的な知識及び経験を活用し、子育て・子育てを推進するための取組を行うよう努めるものとする。

（県民の役割）

第九条 県民は、基本理念にのっとり、子ども・若者の健やかな成長に関心及び理解を深めるよう努めるものとする。

（子ども計画の策定）

第十条 県は、この条例の趣旨を尊重して、子ども基本法第十条第一項に規定する都道府県子ども計画（以下この条において「子ども計画」という。）を定めるものとする。

2 県は、子ども計画を定めるに当たっては、子ども・若者を含めた県民の多様な意見を聴取するとともに、その意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

3 県は、子ども計画に基づく施策について、その実施状況の検証を行うとともに、その結果を議会に報告し、及び公表するものとする。

（体制整備等）

第十一条 県は、子育て・子育てに関する施策があらゆる分野に関係するものであり、総合的に推進することが重要であることに鑑み、関係部局が横断的かつ一体的に連携して子育て・子育てに関する施策を実施するための体制を整備するものとする。

2 県は、子育て・子育てに関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

3 県は、社会全体で子育て・子育てを推進するために、関係機関及び民間支援団体その他の関係者の相互の有機的な連携の確保に努めるとともに、その有機的な連携の確保に資するための体制の整備に努めるものとする。

4 県は、子育て・子育てを支える人材を育成し、及び確保するために必要な施策を講ずるものとする。

（子ども・若者等からの意見聴取及び意見反映）

第十二条 県は、子育て・子育てに関する施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該施策の対象となる子ども・若者、保護者・養育者その他の関係者の多様な意見を反映させるため、子ども・若者等からの意見の聴取その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、前項に規定する意見の聴取その他の必要な措置を講ずるに当たっては、子ども・若者が当該施策について理解を深められるよう、その年齢及び発達程度に応じた分かりやすい情報の提供に努めるものとする。

3 県は、子ども・若者の多様な意見を聴取するため、その意見表明を支援する人材の育成及び確保を行うとともに、発達に特性があり、又はその可能性があること、社会的養護を必要とし、又は現に受けていることその他の様々な事情により意見を表明する上での困難を有する子ども・若者の意見を聴取するために必要な施策を講ずるものとする。

（情報提供等）

第十三条 県は、子育て・子育てに関する制度又は取組に関する情報の収集及び整理を行うとともに、情報通信技術の活用を通じて、子ども・若者及び保護者・養育者その他当該情報を必要とする者に分かりやすく提供するよう努めるものとする。

（理解促進）

第十四条 県は、子ども・若者の有する権利に関する県民等の関心及び理解を深めるため、この条例及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容に関する周知啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、学校の授業その他の教育活動において、子ども・若者が自らの有する権利に関心を持ち、理解することができるよう啓発するとともに、いじめ、体罰等の権利侵害から自らを守り、困難を抱えるときに助けを求める方法として、埼玉県子どもの権利擁護委員会条例（平成十四年埼玉県条例第二十四号）第三条第一項に規定する埼玉県子どもの権利擁護委員会に対する相談又はその他の方法を学ぶことができるよう、学校・保育施設等及び民間支援団体等と連携し、必要な施策を講ずるものとする。

3 県は、子育て・子育てにやさしい社会づくりに関する県民等の関心と理解を深めるために必要な施策を講ずるものとする。

（子ども・若者の安全及び安心の確保）

第十五条 県は、人種、国籍、性別、障害の有無等にかかわらず、全ての子ども・若者が主体的に学び、考え、及び行動することができるよう、子ども・若者の安全及び安心を確保するために必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、子ども・若者を犯罪、事故、性暴力、虐待、貧困、いじめ、体罰、心身の健康又は発達に有害な労働その他の危害から守るために必要な施策を講ずるものとする。

3 県は、学校生活、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により、不登校、ひきこもりその他の日常生活若しくは社会生活を送る上で困難な問題を抱える子ども・若者又はそのおそれのある子ども・若者を支援するため、相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（子ども・若者の居場所づくりの推進）

第十六条 県は、子ども・若者が安全に、かつ、安心して過ごすことができ、自分らしくいられると

もに、遊び、活動し、休息し、又は信頼できる人間関係を築くことができる多様な居場所づくりを推進するものとする。

2 県は、前項に規定する居場所づくりを推進するに当たっては、その居場所づくりについて、子ども・若者が意見を表明し、及び参画することができるよう、必要な施策を講ずるものとする。

（子ども・若者の心身の成長及び発達環境整備）

第十七条 県は、誰もが安心して、子どもを生き、育てることができる環境の整備に資するため、子ども・若者、保護者・養育者その他県民が子ども・若者の心身の成長及び発達に関する適切な知識を持つことができるよう、必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、前項の環境を整備するに当たり、特に性に関する問題について、子ども・若者がその年齢及び発達程度に応じて、情報提供、助言その他の必要な支援を受けることができるよう体制を整備するものとする。

（子ども・若者の主体的な学びの機会の確保）

第十八条 県は、全ての子ども・若者が、その置かれている状況にかかわらず、教育を等しく受けることができるとともに、その興味又は関心に応じて主体的に学ぶことができる機会が確保されるよう、必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、幼児期の教育及び保育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることを踏まえ、全ての幼児について、愛着が形成された上で、必要な体験及び遊びを通じた質の高い教育及び保育を受けられるよう、必要な施策を講ずるものとする。

3 県は、全ての子ども・若者が、その年齢及び発達程度に応じて、自然体験、社会体験、職業体験及び文化芸術体験に参加することができる機会が等しく確保されるよう、必要な施策を講ずるものとする。

4 県は、全ての子ども・若者が、その個性や本人の意思等に応じて多様な進路の選択を適切に行い、将来の自立した社会生活につながられるよう、その能力を発揮することのできる環境の整備、キャリアコンサルティング、就業機会の確保の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（保護者・養育者等に対する支援）

第十九条 県は、次に掲げる施策その他の妊娠、出産及び子育ての各段階に応じた支援を切れ目なく行うために必要な施策を講ずるものとする。

一 妊産婦及び乳幼児の保健及び医療に係る体制の充実

二 保育における待機児童の解消及び病児保育、一時預かりその他の多様な保育の需要に対応するための環境整備

三 放課後児童健全育成事業における待機児童の解消

四 子育てに関する学びの機会の確保及び情報の提供

2 県は、次に掲げる施策その他の保護者・養育者その他子ども・若者を養育しようとする者の職業生活及び家庭生活の充実に図るために必要な施策を講ずるものとする。

一 仕事と子育ての両立に資するための雇用環境の整備

二 家庭における家事及び子育ての協働の推進

3 県は、次に掲げる施策その他の子育て家庭がその地域において安心して過ごすことができるまちづくりの推進を図るために必要な施策を講ずるものとする。

一 安心して子ども・若者を養育することができるための住環境の整備

二 保護者・養育者その他子ども・若者を養育しようとする者が相互に交流し、子育て・子育てに関する不安を解消するとともに、その希望や喜びを共有することができる場の確保

4 県は、ひとり親家庭その他の特別な配慮を要する子育て家庭に対する必要な支援を行うものとする。

5 県は、子育て・子育てに係る経済的負担の軽減を図るために必要な施策を講ずるものとする。

（財政上の措置等）

第二十条 県は、子育て・子育てに関する施策を推進するため、財政上の措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

附則（略）

子ども・子育て支援法（抄）（平成二十四年八月二十二日法律第六十五号）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）その他の子ども及び子育てに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長し、及び子どもを持つことを希望する者が安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮されたものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

（市町村等の責務）

第三条 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

一 子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。

二 子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用するために必要な援助を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。

三 子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保すること。

2 都道府県は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言及び

適切な援助を行うとともに、子ども・子育て支援のうち、特に専門性の高い施策及び各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な施策を講じなければならない。

3 国は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業その他この法律に基づく業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村及び都道府県と相互に連携を図りながら、子ども・子育て支援の提供体制の確保に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、その雇用する労働者に係る多様な労働条件の整備その他の労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより当該労働者の子育ての支援に努めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる子ども・子育て支援に協力しなければならない。

（国民の責務）

第五条 国民は、子ども・子育て支援の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる子ども・子育て支援に協力しなければならない。

（定義）

第六条 この法律において「子ども」とは、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者をいい、「小学校就学前子ども」とは、子どものうち小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

2 この法律において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。

第七条 この法律において「子ども・子育て支援」とは、全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境を等しく確保するとともに、子どもを持つことを希望する者が安心して子どもを生み、育てることができる環境を整備するため、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援をいう。

2 この法律において「教育」とは、満三歳以上の小学校就学前子どもに対して義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして教育基本法（平成十八年法律第二十号）第六条第一項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。

3 この法律において「保育」とは、児童福祉法第六条の三第七項第一号に規定する保育をいう。

4 この法律において「教育・保育施設」とは、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供

の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号。以下「認定こども園法」という。)
第二条第六項に規定する認定こども園(以下「認定こども園」という。)、
学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する幼稚園(認定こども園法第三条第一項又は第三項の認定を受けたもの及び同条第十項の規定による公示がされたものを除く。以下「幼稚園」という。)
及び児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所(認定こども園法第三条第一項の認定を受けたもの及び同条第十項の規定による公示がされたものを除く。以下「保育所」という。)をいう。

5 この法律において「地域型保育」とは、家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育をいい、「地域型保育事業」とは、地域型保育を行う事業をいう。

6 この法律において「家庭的保育」とは、児童福祉法第六条の三第九項に規定する家庭的保育事業として行われる保育をいう。

7 この法律において「小規模保育」とは、児童福祉法第六条の三第十項に規定する小規模保育事業として行われる保育をいう。

8 この法律において「居宅訪問型保育」とは、児童福祉法第六条の三第十一項に規定する居宅訪問型保育事業として行われる保育をいう。

9 この法律において「事業所内保育」とは、児童福祉法第六条の三第十二項に規定する事業所内保育事業として行われる保育をいう。

10 この法律において「子ども・子育て支援施設等」とは、次に掲げる施設又は事業をいう。

一 認定こども園(保育所等(認定こども園法第二条第五項に規定する保育所等をいう。第五号において同じ。))であるもの及び第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設であるものを除く。第三十条の十一第一項第一号、第五十八条の四第一項第一号、第五十八条の十第一項第二号、第五十九条第三号ロ及び第六章において同じ。)

二 幼稚園(第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設であるものを除く。第三十条の十一第一項第二号、第三章第二節(第五十八条の九第六項第三号ロを除く。))、第五十九条第三号ロ及び第六章において同じ。)

三 特別支援学校(学校教育法第一条に規定する特別支援学校をいい、同法第七十六条第二項に規定する幼稚部に限る。以下同じ。)

四 児童福祉法第五十九条の二第一項に規定する施設(同項の規定による届出がされたものに限り、次に掲げるものを除く。))のうち、当該施設に配置する従業者及びその員数その他の事項について内閣府令で定める基準を満たすもの

イ 認定こども園法第三条第一項又は第三項の認定を受けたもの

ロ 認定こども園法第三条第十項の規定による公示がされたもの

ハ 第五十九条の二第一項の規定による助成を受け

ているもののうち政令で定めるもの

五 認定こども園、幼稚園又は特別支援学校において行われる教育・保育(教育又は保育をいう。以下同じ。))であって、次のイ又はロに掲げる当該施設の区分に応じそれぞれイ又はロに定める一日当たりの時間及び期間の範囲外において、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった当該イ又はロに掲げる施設に在籍している小学校就学前子どもに対して行われるものを提供する事業のうち、その事業を実施するために必要なものとして内閣府令で定める基準を満たすもの

イ 認定こども園(保育所等であるものを除く。)、幼稚園又は特別支援学校 当該施設における教育に係る標準的な一日当たりの時間及び期間

ロ 認定こども園(保育所等であるものに限る。) イに定める一日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める一日当たりの時間及び期間

六 児童福祉法第六条の三第七項に規定する一時預かり事業(前号に掲げる事業に該当するものを除く。)

七 児童福祉法第六条の三第十三項に規定する病児保育事業のうち、当該事業に従事する従業者及びその員数その他の事項について内閣府令で定める基準を満たすもの

八 児童福祉法第六条の三第十四項に規定する子育て援助活動支援事業(同項第一号に掲げる援助を行うものに限る。))のうち、市町村が実施するものであることその他の内閣府令で定める基準を満たすもの

第二章 子ども・子育て支援給付(略)

第三章 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者並びに特定子ども・子育て支援施設等(略)

第四章 地域子ども・子育て支援事業(略)

第五章 子ども・子育て支援事業計画

(基本指針)

第六十条 内閣総理大臣は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 子ども・子育て支援の意義並びに子どものための教育・保育給付に係る教育・保育を一体的に提供する体制その他の教育・保育を提供する体制の確保、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の実施に関する基本的事項

二 次条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画において教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準その他当該市町村子ども・子育て支援事

業計画及び第六十二条第一項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する事項
三 児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項

四 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本指針を定め、又は変更しようとするときは、文部科学大臣その他の関係行政機関の長に協議するとともに、こども家庭審議会の意見を聴かなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域(以下「教育・保育提供区域」という。)ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数(第十九条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。)、特定地域型保育事業所(事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。)に係る必要利用定員総数(同条第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。)その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

三 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

四 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、

前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項

二 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項

三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

四 地域子ども・子育て支援事業を行う市町村その他の当該市町村において子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項

4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。

5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。

6 市町村子ども・子育て支援事業計画は、社会福祉法第百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画、教育基本法第十七条第二項の規定により市町村が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画(次条第四項において「教育振興基本計画」という。)その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、第七十二条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

8 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

9 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、都道府県に協議しなければならない。

10 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

(都道府県子ども・子育て支援事業支援計画)

第六十二条 都道府県は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」という。)を定めるものとする。

2 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 都道府県が当該都道府県内の市町村が定める教育・保育提供区域を勘案して定める区域ごとの当該区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数(第十九条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。)その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

二 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

三 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図るために必要な市町村との連携に関する事項

四 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項

五 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項

六 前号の施策の円滑な実施を図るために必要な市町村との連携に関する事項

3 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整に関する事項

二 教育・保育情報の公表に関する事項

三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

4 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画は、社会福祉法第百八条第一項に規定する都道府県地域福祉支援計画、教育基本法第十七条第二項の規定により都道府県が定める教育振興基本計画その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

5 都道府県は、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を定め、又は変更しようとするときは、第七十二条第四項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

6 都道府県は、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

(都道府県知事の助言等)

第六十三条 都道府県知事は、市町村に対し、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成上の技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

2 内閣総理大臣は、都道府県に対し、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成の手法その他都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成上重要な技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

(国の援助)

第六十四条 国は、市町村又は都道府県が、市町村子ども・子育て支援事業計画又は都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に定められた事業を実施しようとするときは、当該事業が円滑に実施されるように必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

(以下省略)

第六章 費用等

第七章 市町村等における合議制の機関

第八章 雑則

第九章 罰則

附則

次世代育成支援対策推進法（抄）（平成十五年七月十六日法律第百二十号）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めることにより、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「次世代育成支援対策」とは、次代の社会を担う子どもを育成し、又は育成しようとする家庭に対する支援その他の次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備のための国若しくは地方公共団体が講ずる施策又は事業主が行う雇用環境の整備その他の取組をいう。

（基本理念）

第三条 次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念（次条及び第七条第一項において「基本理念」という。）にのっとり、相互に連携を図りながら、次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。

（事業主の責務）

第五条 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者に係る多様な労働条件の整備その他の労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより自ら次世代育成支援対策を実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。

（国民の責務）

第六条 国民は、次世代育成支援対策の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共

団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。

第二章 行動計画

第一節 行動計画策定指針

第七条 主務大臣は、次世代育成支援対策の総合的かつ効果的な推進を図るため、基本理念にのっとり、次条第一項の市町村行動計画及び第九条第一項の都道府県行動計画並びに第十二条第一項の一般事業主行動計画及び第十九条第一項の特定事業主行動計画（次項において「市町村行動計画等」という。）の策定に関する指針（以下「行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、市町村行動計画等の指針となるべきものを定めるものとする。

一 次世代育成支援対策の実施に関する基本的な事項

二 次世代育成支援対策の内容に関する事項

三 その他次世代育成支援対策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、少子化の動向、子どもを取り巻く環境の変化その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、速やかに行動計画策定指針を変更するものとする。

4 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、こども家庭審議会の意見を聴くとともに、次条第一項の市町村行動計画及び第九条第一項の都道府県行動計画に係る部分について総務大臣に協議しなければならない。

5 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 市町村行動計画及び都道府県行動計画

（市町村行動計画）

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

2 市町村行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 次世代育成支援対策の実施により達成しようと

する目標

二 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

3 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

5 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、都道府県に提出しなければならない。

6 市町村は、市町村行動計画を策定したときは、おおむね一年に一回、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況を公表するよう努めるものとする。

7 市町村は、市町村行動計画を策定したときは、定期的に、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況に関する評価を行い、市町村行動計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更することその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

8 市町村は、市町村行動計画の策定及び市町村行動計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

（都道府県行動計画）

第九条 都道府県は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該都道府県の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、保護を要する子どもの養育環境の整備、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「都道府県行動計画」という。）を策定することができる。

2 都道府県行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標

二 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

三 次世代育成支援対策を実施する市町村を支援するための措置の内容及びその実施時期

3 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

5 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、主務大臣に提出しなければならない。

6 都道府県は、都道府県行動計画を策定したときは、おおむね一年に一回、都道府県行動計画に基づく措置の実施の状況を公表するよう努めるものとする。

7 都道府県は、都道府県行動計画を策定したときは、定期的に、都道府県行動計画に基づく措置の実施の状況に関する評価を行い、都道府県行動計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更することその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

8 都道府県は、都道府県行動計画の策定及び都道府県行動計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、市町村、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

（都道府県の助言等）

第十条 都道府県は、市町村に対し、市町村行動計画の策定上の技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

2 主務大臣は、都道府県に対し、都道府県行動計画の策定の手法その他都道府県行動計画の策定上重要な技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

（市町村及び都道府県に対する交付金の交付等）

第十一条 国は、市町村又は都道府県に対し、市町村行動計画又は都道府県行動計画に定められた措置の実施に要する経費に充てるため、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

2 国は、市町村又は都道府県が、市町村行動計画又は都道府県行動計画に定められた措置を実施しようとするときは、当該措置が円滑に実施されるように必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

（以下省略）

第三節 一般事業主行動計画

第四節 特定事業主行動計画

第五節 次世代育成支援対策推進センター

第三章 次世代育成支援対策地域協議会

第四章 雑則

第五章 罰則

附則

こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（抄）（平成二十五年六月二十六日法律第六十四号）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、貧困により、こどもが適切な養育及び教育並びに医療を受けられないこと、こどもが多様な体験の機会を得られないことその他のこどもがその権利利益を害され及び社会から孤立することのないようにするため、日本国憲法第二十五条その他の基本的人権に関する規定、児童の権利に関する条約及びこども基本法（令和四年法律第七十七号）の精神にのっとり、こどもの貧困の解消に向けた対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及びこどもの貧困の解消に向けた対策の基本となる事項を定めることにより、こどもの貧困の解消に向けた対策を総合的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「こども」とは、こども基本法第二条第一項に規定するこどもをいう。

（基本理念）

第三条 こどもの貧困の解消に向けた対策は、社会のあらゆる分野において、こどもの年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、こどもが心身ともに健やかに育成されることを旨として、推進されなければならない。

2 こどもの貧困の解消に向けた対策は、貧困により、こどもがその権利利益を害され及び社会から孤立することが深刻な問題であることを踏まえ、こどもの現在の貧困を解消するとともにこどもの将来の貧困を防ぐことを旨として、推進されなければならない。

3 こどもの貧困の解消に向けた対策は、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援等の施策を、貧困により、こどもがその権利利益を害され及び社会から孤立することのない社会を実現することを旨として、こども及びその家族の生活及び取り巻く環境の状況に応じて包括的かつ早期に講ずることにより、推進されなければならない。

4 こどもの貧困の解消に向けた対策は、貧困の状況にある者の妊娠から出産まで及びそのこどもがおとなになるまでの過程の各段階における支援が切れ目なく行われるよう、推進されなければならない。

5 こどもの貧困の解消に向けた対策は、こどもの貧困がその家族の責任に係る問題としてのみ捉えら

れるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、こどもの貧困に関する国民の理解を深めることを通じて、社会的な取組として推進されなければならない。

6 こどもの貧困の解消に向けた対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

（国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、こどもの貧困の解消に向けた対策を総合的に策定し及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こどもの貧困の解消に向けた対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第六条 国民は、国又は地方公共団体が実施するこどもの貧困の解消に向けた対策に協力するよう努めなければならない。

（法制上の措置等）

第七条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告）

第八条 政府は、毎年、国会に、こどもの貧困の状況及びこどもの貧困の解消に向けた対策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

2 こども基本法第八条第一項の規定による国会への報告及び公表がされたときは、前項の規定による国会への報告及び公表がされたものとみなす。

第二章 基本的施策

（こどもの貧困の解消に向けた対策に関する大綱）

第九条 政府は、こどもの貧困の解消に向けた対策を総合的に推進するため、こどもの貧困の解消に向けた対策に関する大綱（以下この条及び次条において単に「大綱」という。）を定めなければならない。

2 大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 こどもの貧困の解消に向けた対策に関する基本的方針

二 こどもの貧困率、ひとり親世帯の貧困率、ひとり親世帯の養育費受領率、生活保護世帯に属するこどもの高等学校等進学率、生活保護世帯に属するこどもの大学等進学率等こどもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策

三 教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援その他のこどもの貧困の解消に向けた対策に関する事項

四 こどもの貧困に関する調査及び研究に関する事項

五 こどもの貧困の解消に向けた対策に関する施策の実施状況についての検証及び評価並びに当該施策の効果を評価するために必要な指標の調査及び研究その他のこどもの貧困の解消に向けた対策に関する施策の推進体制に関する事項

3 政府は、大綱を定めるに当たり、貧困の状況にあるこども及びその家族、学識経験者、こどもの貧困の解消に向けた対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4 こども基本法第九条第一項の規定により定められた同項のこども大綱のうち第二項各号に掲げる事項に係る部分は、第一項の規定により定められた大綱とみなす。

5 第二項第二号の「こどもの貧困率」、「ひとり親世帯の貧困率」、「ひとり親世帯の養育費受領率」、「生活保護世帯に属するこどもの高等学校等進学率」及び「生活保護世帯に属するこどもの大学等進学率」の定義は、政令で定める。

(都道府県計画等)

第十条 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画(次項及び第三項において「都道府県計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、大綱(都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画)を勘案して、当該市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画(次項において「市町村計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県計画又は市町村計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(教育の支援)

第十一条 国及び地方公共団体は、教育の機会均等が図られるとともに、貧困の状況にあるこどもに対する学校教育の充実が図られるよう、就学の援助、学資の援助、学習の支援、学校教育の体制の整備その他の貧困の状況にあるこどもの教育に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(生活の安定に資するための支援)

第十二条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にあるこども及びその家族に対する生活に関する相談並びに住居の確保及び保健医療サービスの利用に係る支援、貧困の状況にあるこどもに対する社会との交流の機会の提供その他の貧困の状況にあるこどもの生活の安定に資するための支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

(保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援)

第十三条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にあるこどもの保護者に対する職業訓練の実施及び就職のあっせんその他の貧困の状況にあるこどもの保護者の雇用の安定及び所得の増大その他の職業生活の安定と向上に資するための就労の支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

(経済的支援)

第十四条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にあるこども及びその家族の生活の実態を踏まえた各種の手当等の支給、貸付金の貸付けその他の貧困の状況にあるこどもに対する経済的支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(民間の団体の活動の支援)

第十五条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う貧困の状況にあるこども及びその家族に対する支援に関する活動を支援するため、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究等)

第十六条 国及び地方公共団体は、こどもの貧困の解消に向けた対策を適正に策定し及び実施するため、次に掲げる事項についての調査及び研究並びにこどもの貧困の解消に向けた対策の実施状況の検証並びにそれらの成果の活用の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

一 こどもの貧困の実態

二 こどもの貧困に関する指標

三 貧困の状況にあるこども及びその家族の支援の在り方

四 こどもの将来の貧困を防ぐための施策の在り方

五 地域の状況に応じたこどもの貧困の解消に向けた対策の在り方

附則 (略)

母子及び父子並びに寡婦福祉法（抄）（昭和三十九年七月一日法律第二百二十九号）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もつて母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする。

（基本理念）

第二条 全て母子家庭等には、児童が、その置かれている環境にかかわらず、心身ともに健やかに育成されるために必要な諸条件と、その母子家庭の母及び父子家庭の父の健康で文化的な生活とが保障されるものとする。

2 寡婦には、母子家庭の母及び父子家庭の父に準じて健康で文化的な生活が保障されるものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、母子家庭等及び寡婦の福祉を増進する責務を有する。

2 国及び地方公共団体は、母子家庭等又は寡婦の福祉に係るある施策を講ずるに当たっては、その施策を通じて、前条に規定する理念が具現されるように配慮しなければならない。

（関係機関の責務）

第三条の二 第八条第一項に規定する母子・父子自立支援員、福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。）その他母子家庭の福祉に関する機関、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に定める児童委員、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）第十一条第一項に規定する女性相談支援員、児童福祉法第四十四条の二第一項に規定する児童家庭支援センター、同法第三十八条に規定する母子生活支援施設、第十七条第一項、第三十条第三項又は第三十一条の五第二項の規定により都道府県又は市（特別区を含む。以下同じ。）町村から委託を受けている者、第三十八条に規定する母子・父子福祉施設、母子・父子福祉団体、公共職業安定所その他母子家庭の支援を行う関係機関は、母子家庭の母及び児童の生活の安定と向上のために相互に協力しなければならない。

2 第八条第一項に規定する母子・父子自立支援員、福祉事務所その他父子家庭の福祉に関する機関、児童福祉法に定める児童委員、同法第四十四条の二第一項に規定する児童家庭支援センター、第三十一条の七第一項、第三十一条の九第三項又は第三十一条の十一第二項の規定により都道府県又は市町村から委託を受けている者、第三十八条に規定する母子・

父子福祉施設、母子・父子福祉団体、公共職業安定所その他父子家庭の支援を行う関係機関は、父子家庭の父及び児童の生活の安定と向上のために相互に協力しなければならない。

3 第八条第一項に規定する母子・父子自立支援員、福祉事務所その他寡婦の福祉に関する機関、第三十三条第一項、第三十五条第三項又は第三十五条の二第二項の規定により都道府県又は市町村から委託を受けている者、第三十八条に規定する母子・父子福祉施設、母子・父子福祉団体、公共職業安定所その他寡婦の支援を行う関係機関は、寡婦の生活の安定と向上のために相互に協力しなければならない。

（自立への努力）

第四条 母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦は、自ら進んでその自立を図り、家庭生活及び職業生活の安定と向上に努めなければならない。

（扶養義務の履行）

第五条 母子家庭等の児童の親は、当該児童が心身ともに健やかに育成されるよう、当該児童の養育に必要な費用の負担その他当該児童についての扶養義務を履行するように努めなければならない。

2 母子家庭等の児童の親は、当該児童が心身ともに健やかに育成されるよう、当該児童を監護しない親の当該児童についての扶養義務の履行を確保するように努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、母子家庭等の児童が心身ともに健やかに育成されるよう、当該児童を監護しない親の当該児童についての扶養義務の履行を確保するために広報その他適切な措置を講ずるように努めなければならない。

（定義）

第六条 この法律において「配偶者のない女子」とは、配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）と死別した女子であつて、現に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）をしていないもの及びこれに準ずる次に掲げる女子をいう。

一 離婚した女子であつて現に婚姻をしていないもの

二 配偶者の生死が明らかでない女子

三 配偶者から遺棄されている女子

四 配偶者が海外にあるためその扶養を受けることができない女子

五 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたつて労働能力を失っている女子

六 前各号に掲げる者に準ずる女子であつて政令で

定めるもの

2 この法律において「配偶者のない男子」とは、配偶者と死別した男子であつて、現に婚姻をしていないもの及びこれに準ずる次に掲げる男子をいう。

一 離婚した男子であつて現に婚姻をしていないもの

二 配偶者の生死が明らかでない男子

三 配偶者から遺棄されている男子

四 配偶者が海外にあるためその扶養を受けることができない男子

五 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたつて労働能力を失っている男子

六 前各号に掲げる者に準ずる男子であつて政令で定めるもの

3 この法律において「児童」とは、二十歳に満たない者をいう。

4 この法律において「寡婦」とは、配偶者のない女子であつて、かつて配偶者のない女子として民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百七十七条の規定により児童を扶養していたことのあるものをいう。

5 この法律において「母子家庭等」とは、母子家庭及び父子家庭をいう。

6 この法律において「母子・父子福祉団体」とは、配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの(配偶者のない女子であつて民法第八百七十七条の規定により現に児童を扶養しているもの(以下「配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの」という。))又は配偶者のない男子であつて同条の規定により現に児童を扶養しているもの(以下「配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの」という。))をいう。第八条第二項において同じ。)の福祉又はこれに併せて寡婦の福祉を増進することを主たる目的とする次の各号に掲げる法人であつて当該各号に定めるその役員の過半数が配偶者のない女子又は配偶者のない男子であるものをいう。

一 社会福祉法人 理事

二 前号に掲げるもののほか、営利を目的としない法人であつて内閣府令で定めるもの 内閣府令で定める役員

(都道府県児童福祉審議会等の権限)

第七条 次の各号に掲げる機関は、母子家庭等の福祉に関する事項につき、調査審議するほか、当該各号に定める者の諮問に答え、又は関係行政機関に意見を具申することができる。

一 児童福祉法第八条第二項に規定する都道府県児童福祉審議会(同条第一項ただし書に規定する都道府県にあつては、社会福祉法第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会) 都道府県知事

二 児童福祉法第八条第四項に規定する市町村児童福祉審議会 市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)

(母子・父子自立支援員)

第八条 都道府県知事、市長(特別区の区長を含む。)及び福祉事務所を管理する町村長(以下「都道府県知事等」という。)は、社会的信望があり、かつ、次項に規定する職務を行うに必要な熱意と識見を持つている者のうちから、母子・父子自立支援員を委嘱するものとする。

2 母子・父子自立支援員は、この法律の施行に関し、主として次の業務を行うものとする。

一 配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び寡婦に対し、相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び指導を行うこと。

二 配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び寡婦に対し、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行うこと。

3 都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村(以下「都道府県等」という。)は、母子・父子自立支援員の研修の実施その他の措置を講ずることにより、母子・父子自立支援員その他の母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦の自立の支援に係る事務に従事する人材の確保及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

(福祉事務所)

第九条 福祉事務所は、この法律の施行に関し、主として次の業務を行うものとする。

一 母子家庭等及び寡婦の福祉に関し、母子家庭等及び寡婦並びに母子・父子福祉団体の実情その他必要な実情の把握に努めること。

二 母子家庭等及び寡婦の福祉に関する相談に応じ、必要な調査及び指導を行うこと、並びにこれらに付随する業務を行うこと。

(児童委員の協力)

第十条 児童福祉法に定める児童委員は、この法律の施行について、福祉事務所の長又は母子・父子自立支援員の行う職務に協力するものとする。

(母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置の積極的かつ計画的な実施等)

第十条の二 都道府県等は、母子家庭等及び寡婦が母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のために最も適切な支援を総合的に受けられるようにするため、地域の実情に応じた母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置の積極的かつ計画的な実施及び周知並びに母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための支援を行う者の活動の連携及び調整を図るよう努めなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第十一条 内閣総理大臣は、母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。

2 基本方針に定める事項は、次のとおりとする。

- 一 母子家庭等及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項
 - 二 母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項
 - 三 都道府県等が、次条の規定に基づき策定する母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する計画(以下「自立促進計画」という。)の指針となるべき基本的な事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針を定め、又は変更するときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。
- 4 内閣総理大臣は、基本方針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(自立促進計画)

- 第十二条 都道府県等は、基本方針に即し、次に掲げる事項を定める自立促進計画を策定し、又は変更しようとするときは、法律の規定による計画であつて母子家庭等及び寡婦の福祉に関する事項を定めるものとの調和を保つよう努めなければならない。
- 一 当該都道府県等の区域における母子家庭等及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項
 - 二 当該都道府県等の区域において母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項
 - 三 福祉サービスの提供、職業能力の向上の支援その他母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のために講ずべき具体的な措置に関する事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する重要事項
- 2 都道府県等は、自立促進計画を策定し、又は変更するときは、あらかじめ、母子家庭等及び寡婦の置かれている環境、母子家庭等及び寡婦に対する福祉の措置の利用に関する母子家庭等及び寡婦の意向その他の母子家庭等及び寡婦の事情を勘案するよう努めなければならない。
- 3 都道府県等は、自立促進計画を策定し、又は変更するときは、あらかじめ、第七条各号に掲げる機関、子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第七十二条第一項又は第四項に規定する機関その他の母子家庭等及び寡婦の福祉に関する事項を調査審議する合議制の機関の意見を聴くよう努めなければならない。
- 4 都道府県等は、自立促進計画を策定し、又は変更するときは、あらかじめ、母子・父子福祉団体の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 5 前項に定めるもののほか、都道府県等は、自立促進計画を策定し、又は変更するときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の内閣府令で定め

る方法により広く母子家庭等及び寡婦の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(以下省略)

- 第三章 母子家庭に対する福祉の措置
 - 第四章 父子家庭に対する福祉の措置
 - 第五章 寡婦に対する福祉の措置
 - 第六章 福祉資金貸付金に関する特別会計等
 - 第七章 母子・父子福祉施設
 - 第八章 費用
 - 第九章 雑則
 - 第十章 罰則
- 附則

子ども・若者育成支援推進法（抄）（平成二十一年七月八日法律第七十一号）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、子ども・若者が次代の社会を担い、その健やかな成長が我が国社会の発展の基礎をなすものであることにかんがみ、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子ども・若者をめぐる環境が悪化し、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の取組（以下「子ども・若者育成支援」という。）について、その基本理念、国及び地方公共団体の責務並びに施策の基本となる事項を定めること等により、他の関係法律による施策と相まって、総合的な子ども・若者育成支援のための施策（以下「子ども・若者育成支援策」という。）を推進することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども・若者育成支援は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 一人一人の子ども・若者が、健やかに成長し、社会とのかかわりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立し、他者ととともに次代の社会を担うことができるようになることを目指すこと。
- 二 子ども・若者について、個人としての尊厳が重んぜられ、不当な差別的取扱いを受けることがないようにするとともに、その意見を十分に尊重しつつ、その最善の利益を考慮すること。
- 三 子ども・若者が成長する過程においては、様々な社会的要因が影響を及ぼすものであるとともに、とりわけ良好な家庭的環境で生活することが重要であることを旨とすること。
- 四 子ども・若者育成支援において、家庭、学校、職域、地域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力しながら一体的に取り組むこと。
- 五 子ども・若者の発達段階、生活環境、特性その他の状況に応じてその健やかな成長が図られるよう、良好な社会環境（教育、医療及び雇用に係る環境を含む。以下同じ。）の整備その他必要な配慮を行うこと。
- 六 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における知見を総合して行うこと。
- 七 修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者その他の社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者

に対しては、その困難の内容及び程度に応じ、当該子ども・若者の意思を十分に尊重しつつ、必要な支援を行うこと。

（国の責務）

第三条 国は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子ども・若者育成支援施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子ども・若者育成支援に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における子ども・若者の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（法制上の措置等）

第五条 政府は、子ども・若者育成支援施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告）

第六条 政府は、毎年、国会に、我が国における子ども・若者の状況及び政府が講じた子ども・若者育成支援施策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

2 こども基本法（令和四年法律第七十七号）第八条第一項の規定による国会への報告及び公表がされたときは、前項の規定による国会への報告及び公表がされたものとみなす。

第二章 子ども・若者育成支援施策

（子ども・若者育成支援施策の基本）

第七条 子ども・若者育成支援施策は、基本理念にのっとり、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携並びに民間の団体及び国民一般の理解と協力の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

（子ども・若者育成支援推進大綱）

第八条 政府は、子ども・若者育成支援施策の推進を図るための大綱（以下「子ども・若者育成支援推進大綱」という。）を定めなければならない。

2 子ども・若者育成支援推進大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 子ども・若者育成支援施策に関する基本的な方針

二 子ども・若者育成支援施策に関する次に掲げる事項

イ 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇

用その他の各関連分野における施策に関する事項
ロ 子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備に関する事項

ハ 第二条第七号に規定する支援に関する事項
ニ イからハまでに掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策に関する重要事項
三 子ども・若者育成支援施策を総合的に実施するために必要な国の関係行政機関、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項
四 子ども・若者育成支援に関する国民の理解の増進に関する事項
五 子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な調査研究に関する事項
六 子ども・若者育成支援に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項
七 子ども・若者育成支援に関する国際的な協力に関する事項

八 前各号に掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な事項
３ こども基本法第九条第一項の規定により定められた同項のこども大綱のうち前項各号に掲げる事項に係る部分は、第一項の規定により定められた子ども・若者育成支援推進大綱とみなす。

（都道府県子ども・若者計画等）

第九条 都道府県は、子ども・若者育成支援推進大綱を勘案して、当該都道府県の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（以下この条において「都道府県子ども・若者計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

２ 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若者計画が定められているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（次項において「市町村子ども・若者計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

３ 都道府県又は市町村は、都道府県子ども・若者計画又は市町村子ども・若者計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

（国民の理解の増進等）

第十条 国及び地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関し、広く国民一般の関心を高め、その理解と協力を得るとともに、社会を構成する多様な主体の参加による自主的な活動に資するよう、必要な啓発活動を積極的に行うものとする。

（社会環境の整備）

第十一条 国及び地方公共団体は、子ども・若者の健やかな成長を阻害する行為の防止その他の子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備について、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

る。

（意見の反映）

第十二条 国は、子ども・若者育成支援施策の策定及び実施に関して、子ども・若者を含めた国民の意見をその施策に反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

（子ども・若者総合相談センター）

第十三条 地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点（第二十条第三項において「子ども・若者総合相談センター」という。）としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するよう努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第十四条 国は、子ども・若者育成支援施策に関し、地方公共団体が実施する施策及び民間の団体が行う子ども・若者の社会参加の促進その他の活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援

（関係機関等による支援）

第十五条 国及び地方公共団体の機関、公益社団法人及び公益財団法人、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体並びに学識経験者その他の者であって、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の子ども・若者育成支援に関連する分野の事務に従事するもの（以下「関係機関等」という。）は、修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者その他の社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対する次に掲げる支援（以下この章において単に「支援」という。）を行うよう努めるものとする。

一 社会生活を円滑に営むことができるようにするために、関係機関等の施設、子ども・若者の住居その他の適切な場所において、必要な相談、助言又は指導を行うこと。

二 医療及び療養を受けることを助けること。

三 生活環境を改善すること。

四 修学又は就業を助けること。

五 前号に掲げるもののほか、社会生活を営むために必要な知識技能の習得を助けること。

六 前各号に掲げるもののほか、社会生活を円滑に営むことができるようにするための援助を行うこと。

２ 関係機関等は、前項に規定する子ども・若者に対する支援に寄与するため、当該子ども・若者の家族その他子ども・若者が円滑な社会生活を営むこと

に關係する者に対し、相談及び助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

（關係機關等の責務）

第十六条 關係機關等は、必要な支援が早期かつ円滑に行われるよう、次に掲げる措置をとるとともに、必要な支援を継続的に行うよう努めるものとする。

一 前条第一項に規定する子ども・若者の状況を把握すること。

二 相互に連携を図るとともに、前条第一項に規定する子ども・若者又は当該子ども・若者の家族その他子ども・若者が円滑な社会生活を営むことに関係する者を必要に応じて速やかに適切な關係機關等に誘導すること。

三 關係機關等が行う支援について、地域住民に周知すること。

（調査研究の推進）

第十七条 国及び地方公共団体は、第十五条第一項に規定する子ども・若者が社会生活を円滑に営む上での困難を有することとなった原因の究明、支援の方法等に関する必要な調査研究を行うよう努めるものとする。

（人材の養成等）

第十八条 国及び地方公共団体は、支援が適切に行われるよう、必要な知見を有する人材の養成及び資質の向上並びに第十五条第一項各号に掲げる支援を実施するための体制の整備に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（子ども・若者支援地域協議会）

第十九条 地方公共団体は、關係機關等が行う支援を適切に組み合わせることによりその効果的かつ円滑な実施を図るため、単独で又は共同して、關係機關等により構成される子ども・若者支援地域協議会（以下「協議会」という。）を置くよう努めるものとする。

2 地方公共団体の長は、協議会を設置したときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

（協議会の事務等）

第二十条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報の交換を行うとともに、支援の内容に関する協議を行うものとする。

2 協議会を構成する關係機關等（以下「構成機關等」という。）は、前項の協議の結果に基づき、支援を行うものとする。

3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機關等による支援の実施に関し他の構成機關等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機關等（構成機關等に該当しない子ども・若者

総合相談センターとしての機能を担う者を含む。）に対し、支援の対象となる子ども・若者に関する情報の提供、意見の開陳その他の必要な協力を求めることができる。

（子ども・若者支援調整機関）

第二十一条 協議会を設置した地方公共団体の長は、構成機關等のうちから一の機関又は団体を限り子ども・若者支援調整機関（以下「調整機関」という。）として指定することができる。

2 調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、必要な支援が適切に行われるよう、協議会の定めるところにより、構成機關等が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じて他の構成機關等が行う支援を組み合わせるなど構成機關等相互の連絡調整を行うものとする。

3 調整機関は、第十五条第一項に規定する子ども・若者のうち児童福祉法（昭和二十二年法律第十六十四号）第二十五条の二第一項に規定する要保護児童又は同法第六条の三第五項に規定する要支援児童であるものに対し、協議会及び同法第二十五条の二第一項に規定する要保護児童対策地域協議会が協働して効果的に支援を行うことができるよう、同条第四項に規定する要保護児童対策調整機関と連携を図るよう努めるものとする。

（子ども・若者指定支援機関）

第二十二条 協議会を設置した地方公共団体の長は、当該協議会において行われる支援の全般について主導的な役割を果たす者を定めることにより必要な支援が適切に行われることを確保するため、構成機關等（調整機関を含む。）のうちから一の団体を限り子ども・若者指定支援機関（以下「指定支援機関」という。）として指定することができる。

2 指定支援機関は、協議会の定めるところにより、調整機関と連携し、構成機關等が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じ、第十五条第一項第一号に掲げる支援その他の支援を実施するものとする。

（指定支援機関への援助等）

第二十三条 国及び地方公共団体は、指定支援機関が前条第二項の業務を適切に行うことができるようにするため、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

2 国は、必要な支援があまねく全国において効果的かつ円滑に行われるよう、前項に掲げるもののほか、指定支援機関の指定を行っていない地方公共団体（協議会を設置していない地方公共団体を含む。）に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うものとする。

3 協議会及び構成機關等は、指定支援機関に対し、支援の対象となる子ども・若者に関する情報の提供その他必要な協力を行うよう努めるものとする。

（秘密保持義務）

第二十四条 協議会の事務（調整機関及び指定支援機関としての事務を含む。以下この条において同じ。）に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十五条 第十九条から前条までに定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第四章 削除

第二十六条から第三十三条まで 削除

（以下省略）

第五章 罰則

附則

埼玉県青少年健全育成条例（抄）（昭和五十八年三月九日条例第二十八号）

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、青少年の健全な育成に関する基本理念及び県等の責務を明らかにし、県が行う施策を定めるとともに、青少年の健全な成長を阻害するおそれのある行為を防止し、もって青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

（基本理念）

第二条 何人も、青少年が次代を担う者としての誇りと自覚を持ち、心身ともに健全に成長するように青少年を育成するものとする。

（定義）

第三条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 青少年 十八歳未満の者をいう。
- 二 保護者 親権を行う者、未成年後見人、児童福祉施設の長、寄宿舎の舎監その他の者で、青少年を現に監護するものをいう。
- 三 図書等 図書、雑誌、絵画、写真、映写用フィルム、レコード並びに録音又は録画された磁気テープ、磁気ディスク、光ディスク及び光磁気ディスク並びにこれらに類するものをいう。
- 四 図書等取扱業者 図書等を販売し、若しくは貸し付け、又は客に図書等の閲覧をさせる営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号。以下「風適法」という。）第二条第六項第三号及び第五号に規定する営業を除く。）を行う者をいう。
- 五 がん具等 がん具、刃物その他の器具類をいう。
- 六 自動販売機等 物品の販売又は貸付けに従事する者と客とが直接に対面（電気通信設備を用いて送信された画像によりモニター画面を通して行うものを除く。）をすることなく、販売又は貸付けをすることができる自動販売機又は自動貸出機をいう。
- 七 自動販売業者 自動販売機等を用いて図書等又はがん具等の販売又は貸付けを営む者をいう。
- 八 自動販売機等管理者 自動販売機等に図書等又はがん具等を収納し、及び除去する業務を行う者をいう。
- 九 興行 映画、演劇、音楽、演芸、見せ物等を公衆に見せ、又は聴かせることをいう。
- 十 利用カード等 風適法第二条第九項に規定する店舗型電話異性紹介営業又は同条第十項に規定する無店舗型電話異性紹介営業（以下「店舗型電話異性紹介営業等」という。）を営む者の提供する役務を利用するために必要な電話番号、会員番号、暗証番号等の情報が記載されているカードその他の物品であつて、当該役務の提供される時間に応ずる対価を得

て発行されるものをいう。

十一 有害役務営業 店舗型有害役務営業及び無店舗型有害役務営業をいう。

十二 店舗型有害役務営業 店舗を設けて役務を提供する営業で、客の性的好奇心をそそるおそれのあるもののうち、次に掲げるもの（風適法第二条第一項に規定する風俗営業、同条第六項に規定する店舗型性風俗特殊営業及び同条第十一項に規定する特定遊興飲食店営業に該当するものを除く。）をいう。

イ 専ら異性の客に接触し、又は接触させる役務を提供する営業

ロ 専ら客に異性の姿態を見せる役務を提供する営業

ハ 専ら異性の客に同伴し、遊技又は遊興をさせる役務を提供する営業

ニ 客に飲食をさせる営業で、客に接する業務に従事する者が専ら異性の客に接するもののうち、次のいずれかに該当するもの

（１）客に接する業務に従事する者が性的好奇心をそそるおそれがある衣服として規則で定めるものを着用するもの

（２）青少年が客に接する業務に従事していることを連想させる衣服として規則で定めるものを客に接する業務に従事する者が着用するもの

（３）青少年が客に接する業務に従事していることを明示し、又は連想させる文字、数字その他の記号、映像、写真又は絵として規則で定めるものを当該営業を行う場所の名称又は広告若しくは宣伝に用いるもの

十三 無店舗型有害役務営業 人を派遣して役務を提供する営業で、客の性的好奇心をそそるおそれのあるもののうち、前号イからハまでに掲げるもの（風適法第二条第七項に規定する無店舗型性風俗特殊営業に該当するものを除く。）をいう。

十四 有害役務営業者 有害役務営業を営む者をいう。

（県の責務）

第四条 県は、青少年の健全な育成に関する総合的な計画を策定し、国、他の都道府県及び市町村と密接に連携して、これを実施するように努めなければならない。

（事業者の責務）

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、青少年の健全な育成に配慮するように努めなければならない。

（県民の責務）

第六条 県民は、相互に連携して、地域の青少年の

健全育成に配慮し、次に掲げる活動を自主的かつ積極的に行うように努めるものとする。

- 一 青少年を取り巻く社会環境の浄化
- 二 青少年の社会参加の促進
- 三 青少年の規範意識高揚のための啓発

（保護者の責務）

第七条 保護者は、健全な環境の中で正しい愛情と知識をもつて青少年を育成するとともに、青少年の健全な育成に関する講習に参加するように努めなければならない。

（青少年の努力）

第七条の二 青少年は、その発達段階に応じて、次代を担う者としての自覚に基づき、自主性及び責任感を持つとともに、豊かな心を育むように努めるものとする。

（施策等の公表）

第七条の三 知事は、毎年、青少年及び青少年を取り巻く社会環境の状況並びに青少年の健全な育成に関して講じた施策の内容を公表するものとする。

（条例の解釈適用）

第八条 この条例は、青少年の健全な育成を図るためにのみ適用するものであつて、これを拡張して解釈し、県民の自由と権利を不当に制限するようなことがあつてはならない。

第二章 県が行う施策

（施策の実施）

第九条 県は、青少年の健全な育成を図るため、次に掲げる施策を積極的に実施するものとする。

- 一 青少年及びその団体が行う自主的かつ健全な活動の助長
- 二 青少年の健全な育成に関する講習等による保護者の指導
- 三 青少年の健全な育成に関する県民の自主的な活動の促進
- 四 青少年の健全な育成を目的とする団体の活動に対する援助
- 五 青少年の健全な育成に携わる指導者の養成及び確保
- 六 青少年を取り巻く社会環境の浄化
- 七 青少年の非行の防止
- 八 青少年の活動の場としての施設の整備及びその利用の促進
- 九 青少年の健全な育成に関する調査、研究及び情報の提供
- 十 その他青少年の健全な育成を図るために必要な施策

（推進体制の整備）

第九条の二 県は、市町村、事業者及び県民と連携

して青少年の健全な育成を推進するために必要な体制を整備するものとする。

（優良な図書等及び興行の推奨）

第十条 知事は、図書等又は興行で、その内容が青少年の健全な育成を図るため特に優良と認められるものを推奨することができる。

第三章 青少年の健全な成長を阻害するおそれのある行為の防止

（有害図書等の指定及び売買等の禁止）

第十一条 知事は、図書等の内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当するときは、当該図書等を青少年に有害な図書等として指定することができる。

一 青少年の性的感情を著しく刺激し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの

二 青少年の粗暴性又は残虐性を甚だしく助長し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの

三 青少年の犯罪又は自殺を著しく誘発し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの

２ 次に掲げる図書等は、前項の規定により指定された図書等とみなす。

一 図書又は雑誌であつて、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性的な行為で別表第一に掲げるもの（次号及び第十六条の二第二項において「卑わいな姿態等」という。）を被写体とした写真又は描写した絵（陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしているものを含む。）を掲載するページ（表紙を含む。以下この号において同じ。）の数の合計が二十ページ以上であるもの又は当該図書若しくは雑誌のページの総数の五分之一以上であるもの

二 録画された磁気テープ又は光ディスクであつて、卑わいな姿態等を描写した場合（陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしているものを含む。）の時間の合計が三分以上であるもの又は当該場面の数が二十以上であるもの

３ 何人も、青少年に対し、第一項の規定により指定された図書等（前項の規定により指定されたものとみなされる図書等を含む。以下「有害図書等」という。）を売買し、交換し、贈与し、若しくは貸し付け、又は読ませ、聴かせ、若しくは見せてはならない。

（有害図書等の陳列の制限等）

第十一条の二 図書等取扱業者は、前条第一項各号のいずれかに該当すると認められる図書等を青少年に閲覧等がされないように管理しなければならない。

２ 図書等取扱業者は、有害図書等を陳列するときは、規則で定めるところにより、他の図書等と区分し、かつ、有害図書等の購入若しくは借受け又は閲覧をしようとする者の見やすい箇所に、青少年の有害図書等の購入若しくは借受け又は閲覧を禁止する

旨を表示しなければならない。

3 知事は、図書等取扱業者が前項の規定に違反して区分せず、又は表示しないで有害図書等を陳列していると認めるときは、当該図書等取扱業者に対し、同項の規定による区分又は表示をすべきことを命ずることができる。

（有害がん具等の指定及び売買等の禁止）

第十二条 知事は、がん具等の構造等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該がん具等を青少年に有害ながん具等として指定することができる。

一 青少年の性的感情を著しく刺激し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの

二 青少年又はその他の者の生命又は身体に対して危険を伴い、又は害を及ぼし、青少年の健全な成長を阻害するおそれのあるもの

2 専ら性的な行為の用に供する器具類であつて、別表第二に掲げるものは、前項の規定により指定されたがん具等とみなす。

3 何人も、青少年に対し、第一項の規定により指定されたがん具等（前項の規定により指定されたものとみなされるがん具等を含む。以下「有害がん具等」という。）を売買し、交換し、贈与し、若しくは貸し付け、又は所持させてはならない。

4 何人も、青少年に対し、有害がん具等（第一項第二号に係るものを除く。）を見せ、又は触れさせてはならない。

（図書等又はがん具等の自動販売機等の設置等の届出）

第十二条の二 図書等又はがん具等の自動販売機等を設置しようとする者は、自動販売機等ごとに、当該自動販売機等を設置する日の十日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

一 氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 自動販売機等の設置場所

三 自動販売機等管理者の氏名及び住所

四 自動販売機等の設置場所を提供する者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

五 その他規則で定める事項

2 前項の規定による届出をした者は、同項各号（第二号を除く。）に掲げる事項に変更があつたとき、又は当該自動販売機等の設置を廃止したときは、当該変更又は廃止の日から十五日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

（自動販売機等管理者の設置）

第十三条 自動販売業者は、自動販売機等ごとに、規則で定めるところにより、自動販売機等管理者を置かなければならない。

（自動販売業者等の表示）

第十三条の二 自動販売業者は、規則で定めるところにより、自動販売機等に第十二条の二第一項第一号から第三号までに掲げる事項を表示しなければならない。

（自動販売機等への有害図書等及び有害がん具等の収納の禁止等）

第十四条 自動販売業者及び自動販売機等管理者は、有害図書等又は有害がん具等を自動販売機等に収納してはならない。

2 自動販売業者及び自動販売機等管理者は、自動販売機等に現に収納されている図書等又はがん具等が有害図書等又は有害がん具等になったときは、当該図書等又はがん具等を直ちに自動販売機等から除去しなければならない。

3 自動販売機等の設置場所を提供する者は、第十一条第一項各号のいずれかに該当すると認められる図書等又は第十二条第一項各号のいずれかに該当すると認められるがん具等を自動販売機等に収納させないように努めなければならない。

（自動販売機等に関する適用除外）

第十五条 第十二条の二から前条までの規定は、この条例又は他の法令により青少年を客として入場させることが禁止され、かつ、外部から図書等又はがん具等の購入又は借受けをすることができない場所に設置される自動販売機等については、適用しない。

（有害興行の指定及び入場の禁止）

第十六条 知事は、興行の内容の全部又は一部が第十一条第一項各号のいずれかに該当するときは、当該興行を青少年に有害な興行として指定することができる。

2 前項の規定により指定された興行を行う者は、当該興行を行う場所に青少年を客として入場させてはならない。

3 第一項の規定により指定された興行を行う者は、当該興行を行う場所に入場しようとする者の見やすい箇所に、青少年の入場を禁止する旨を表示しなければならない。

（有害広告文書の指定及び配布等の禁止等）

第十六条の二 知事は、広告文書（散らしその他の営業の広告に関する印刷物をいう。以下同じ。）の内容が第十一条第一項各号のいずれかに該当するときは、当該広告文書を青少年に有害な広告文書として指定することができる。

2 広告文書であつて、卑わいな姿態等を被写体とした写真又は描写した絵（陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしているものを含む。）を掲載するものは、前項の規定により指定された広告文書とみなす。

3 広告文書の広告主又はその代理人、使用人その他の従業者（以下「広告主等」という。）は、第一

項の規定により指定された広告文書（前項の規定により指定されたものとみなされる広告文書を含む。以下「有害広告文書」という。）を青少年に配布してはならない。

4 広告主等は、有害広告文書を戸別に頒布してはならない。ただし、青少年以外の者を名あて人とした封書で頒布する場合その他青少年が有害広告文書を容易に見るおそれのない方法で頒布する場合については、この限りでない。

5 知事は、広告主等が前二項の規定に違反して有害広告文書を配布し、又は頒布していると認めるときは、その者に対し、当該違反行為の中止を命ずることができる。

（有害広告物に対する措置）

第十七条 知事は、広告物（看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に表示され、又は掲出されたもの並びにこれらに類するものをいう。以下同じ。）の内容が第十一条第一項各号のいずれかに該当するときは、当該広告物を表示し、掲出し、又は管理する者に対し、その内容の変更又は除去を命ずることができる。

2 前項の規定は、この条例又は他の法令により青少年を客として入場させることが禁止され、かつ、外部から見えない場所に表示し、又は掲出されている広告物については、適用しない。

（利用カード等の売買等の禁止）

第十七条の二 何人も、青少年に対し、利用カード等を売買し、交換し、贈与し、若しくは貸し付け、又は利用カード等に記載された店舗型電話異性紹介営業等を営む者の提供する役務を利用するために必要な電話番号、会員番号、暗証番号等の情報を教えてはならない。

（自動販売機等への利用カード等の収納の禁止）

第十七条の三 利用カード等を販売する営業を営む者は、利用カード等を自動販売機等に収納してはならない。

2 前項の規定は、この条例又は他の法令により青少年を客として入場させることが禁止され、かつ、外部から利用カード等を購入することができない場所に設置される自動販売機等については、適用しない。

（有害役務営業者の禁止行為）

第十七条の四 店舗型有害役務営業者は、その営業に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

一 青少年を客に接する業務に従事させること。
二 青少年を営業所に客として立ち入らせること。
2 無店舗型有害役務営業者は、その営業に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

一 青少年を客に接する業務に従事させること。
二 受付所（第三条第十二号イからハまでに規定す

る役務の提供以外の客に接する業務を行うための施設をいう。以下同じ。）を設けて営む場合にあっては、青少年を受付所に客として立ち入らせること。
三 青少年を客とすること。

（有害役務営業に係る勧誘行為等の禁止）

第十七条の五 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

一 青少年に対し、有害役務営業の客に接する業務に従事するよう勧誘すること。

二 青少年に対し、有害役務営業の客となるよう勧誘すること。

三 青少年に対し、有害役務営業に係る広告又は宣伝の用に供される文書、図画その他の物（第六号において「宣伝文書等」という。）を頒布すること。

四 有害役務営業の客に接する業務に従事するよう青少年に勧誘させること。

五 有害役務営業の客となるよう青少年に勧誘させること。

六 宣伝文書等を青少年に頒布させること。

（有害役務営業に係る青少年の立入禁止表示等）

第十七条の六 有害役務営業者は、次の各号に掲げる有害役務営業の区分に従い、当該各号に定める場所に立ち入ろうとする者の見やすい箇所に、青少年の立入りを禁止する旨の表示をしなければならない。

一 店舗型有害役務営業 営業所

二 無店舗型有害役務営業（受付所を設けて営むものに限る。） 受付所

2 有害役務営業者は、当該有害役務営業につき広告又は宣伝をするときは、次の各号に掲げる有害役務営業の区分に従い、当該各号に定める事項を明らかにしなければならない。

一 店舗型有害役務営業 営業所への青少年の立入りを禁止する旨

二 無店舗型有害役務営業 青少年が無店舗型有害役務営業の客となることを禁止する旨及び受付所を設けて営む無店舗型有害役務営業にあっては、受付所への青少年の立入りを禁止する旨

（有害役務営業に係る従業者名簿）

第十七条の七 有害役務営業者は、次の各号に掲げる有害役務営業の区分に従い、当該各号に定める場所ごとに、規則で定めるところにより、従業者名簿を備え、これに当該有害役務営業に係る業務に従事する者の氏名、生年月日及び住所その他の規則で定める事項を記載しておかなければならない。

一 店舗型有害役務営業 営業所

二 無店舗型有害役務営業 事務所（事務所のない者にあつては、住所。第二十六条第一項第六号において「事務所」という。）

（有害役務営業者に対する命令）

第十七条の八 知事は、有害役務営業者又はその代

理人、使用人その他の従業者が当該有害役務営業に関し第十七条の四から前条までの規定に違反したときは、当該有害役務営業者に對し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 知事は、有害役務営業者が、前項の規定による命令に違反したときは、当該有害役務営業者に對し、六月を超えない範囲内で期間を定めて当該有害役務営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

3 知事は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表するものとする。

（金銭貸付け等の禁止）

第十八条 質屋（質屋営業法（昭和二十五年法律第百五十八号）第一条第二項に規定する質屋をいう。以下同じ。）は、物品（同条第一項に規定する物品をいう。）を質に取つて青少年に金銭を貸し付けてはならない。

2 古物商（古物営業法（昭和二十四年法律第百八号）第二条第三項に規定する古物商をいう。以下同じ。）は、古物（同条第一項に規定する古物をいう。以下同じ。）を青少年から買い受け、青少年を相手として交換し、又は青少年から古物の売買若しくは交換の委託を受けてはならない。

3 貸金業（貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第一項に規定する貸金業をいう。以下同じ。）を営む者は、青少年に對し、金銭の貸付け又は金銭の借入れの媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は当該方法によつてする金銭の受入れの媒介を含む。）をしてはならない。

4 前三項の規定は、当該青少年が親権を行う者又は後見人の同意を得たと認められるときは、適用しない。

（着用済み下着等の買受け等の禁止）

第十八条の二 何人も、青少年から着用済み下着等（着用した下着又はだ液若しくはふん尿（これらに該当すると称したものを含む。）をいう。以下同じ。）を買い受け、又は売却の委託を受けてはならない。

2 何人も、青少年に對し、着用済み下着等を販売してはならない。

（勧誘行為の禁止）

第十八条の三 何人も、青少年に對し、次の行為を行つてはならない。

- 一 着用済み下着等を売却するように勧誘すること。
- 二 性風俗関連特殊営業（風適法第二条第五項に規定する性風俗関連特殊営業をいう。）において客に接する業務に従事するように勧誘すること。
- 三 接待飲食等営業（風適法第二条第四項に規定する接待飲食等営業のうち、同条第一項第一号に該当する営業をいう。）の客となるように勧誘すること。

（淫らな性行為等の禁止）

第十九条 何人も、青少年に對し、淫らな性行為又はわいせつな行為をしてはならない。

2 何人も、青少年に對し、前項の行為を教え、又は見せてはならない。

（入れ墨の禁止）

第十九条の二 何人も、正当な理由がある場合を除き、青少年に對し、入れ墨を施し、受けさせ、又はこれらの行為を周旋してはならない。

（児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止）

第十九条の三 何人も、青少年に對し、当該青少年に係る児童ポルノ等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第二条第三項に規定する児童ポルノ及び同項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第二十一条の四第一項及び第五項第二号において同じ。）その他の記録をいう。第二十九条第三号において同じ。）の提供を求めてはならない。

（場所の提供及び周旋の禁止）

第二十条 何人も、次に掲げる行為が青少年に對して行われ、又は青少年がこれらの行為を行うことを知つて、場所を提供し、又は周旋してはならない。

- 一 淫らな性行為又はわいせつな行為
- 二 暴行又は脅迫
- 三 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の使用
- 四 トルエン又は酢酸エチル、トルエン若しくはメタノールを含有するシンナー、接着剤、充填料若しくは塗料の不健全な使用
- 五 賭博
- 六 喫煙又は飲酒
- 七 第十八条の二第一項に規定する行為
- 八 第十九条の二に規定する行為

（深夜に外出させる行為の制限）

第二十一条 保護者は、深夜（午後十一時から翌日の午前四時までの間をいう。以下同じ。）に青少年を外出させないように努めなければならない。

2 保護者以外の者は、保護者の委託を受けず、又は承諾を得ないで、深夜に青少年を外出させてはならない。

3 深夜に営業を行う者及びその代理人、使用人その他の従業者は、深夜に当該営業に係る施設内及び敷地内にいる青少年に對し、帰宅を促すように努めなければならない。

（深夜における施設への入場の禁止）

第二十一条の二 次に掲げる営業を行う者（次項において「営業者」という。）は、当該営業を行う施設に深夜において青少年を客として入場させてはならない。

一 個室を設け、当該個室において客に専用装置による伴奏音楽に合わせて歌唱をさせる営業

二 個室を設け、当該個室において客に図書等の閲覧を行わせる営業（風適法第二条第六項第三号に規定する営業を除く。）又はインターネットの利用を行わせる営業

2 営業者は、深夜において営業を行う場合は、当該営業を行う施設に入場しようとする者の見やすい箇所に、深夜における青少年の入場を禁止する旨を表示しなければならない。

（インターネットの利用の制限）

第二十一条の三 保護者及びインターネットを利用することができる端末装置を青少年の利用に供する者は、青少年がインターネットを利用するに当たっては、その内容が第十一条第一項各号のいずれかに該当すると認められる情報（次条第二項において「有害情報」という。）を青少年に閲覧、書き込み又は掲載をさせないように努めなければならない。

（携帯電話端末等による有害情報の閲覧の制限）

第二十一条の四 保護者は、次に掲げる場合において、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成二十年法律第七十九号。以下この条において「法」という。）第十五条ただし書の規定によりフィルタリングサービス（法第二条第十項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスをいう。以下同じ。）を利用しない旨の申出又は法第十六条ただし書の規定によりフィルタリング有効化措置（同条に規定する青少年有害情報フィルタリング有効化措置をいう。以下同じ。）を講ずることを希望しない旨の申出をするときは、規則で定める正当な理由その他規則で定める事項を記載した書面（規則で定める方法による申出をする場合においては、電磁的記録に代えることができる。第三項及び第四項において同じ。）を携帯電話インターネット事業者等（法第十三条第一項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者等をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

一 青少年が携帯電話インターネット接続役務（法第二条第七項に規定する携帯電話インターネット接続役務をいう。以下同じ。）の提供を受ける契約（当該契約の内容を変更する契約を含む。）を締結する場合

二 青少年を携帯電話端末等（法第二条第七項に規定する携帯電話端末等をいう。以下同じ。）の使用者とする携帯電話インターネット接続役務に係る契約（当該契約の内容を変更する契約を含む。）を保護者が締結する場合

2 携帯電話インターネット事業者等は、前項各号に規定する契約（当該契約の内容を変更する契約にあつては、同項の書面が提出される場合に限る。）を締結するに当たっては、青少年又はその保護者に対し、携帯電話端末等からのインターネットの利用により青少年が有害情報の閲覧をする可能性があることその他の規則で定める事項を記載した説明書を交付しなければならない。

3 携帯電話インターネット事業者（法第二条第八項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者をいう。）は、第一項各号に規定する契約を締結する場合において、同項の書面の提出があつたときに限り、フィルタリングサービスを除いて携帯電話インターネット接続役務を提供することができる。

4 携帯電話インターネット事業者等は、第一項各号に規定する契約の締結に当たり、特定携帯電話端末等（法第十六条に規定する特定携帯電話端末等をいう。以下同じ。）を販売する場合において、同項の書面の提出があつたときに限り、当該特定携帯電話端末等について、フィルタリング有効化措置を講じないことができる。

5 第三項又は前項に規定する場合において、携帯電話インターネット事業者等は、第一項各号に規定する契約が終了する日又は規則で定める日のいずれか早い日までの間、次に掲げるいずれかを保存しなければならない。

一 第一項の書面又はその写し

二 第一項の書面（電磁的記録を含む。次号において同じ。）が記録された規則で定める記録媒体（次号において「記録媒体」という。）

三 前二号に掲げるもののほか、第一項の書面に記載された事項（規則で定める事項に限る。）が記載され、若しくは記録された他の書面又は記録媒体

四 前三号に掲げるもののほか、規則で定めるもの

6 保護者は、前条の趣旨にのっとり、法第十四条の規定による携帯電話インターネット事業者等の説明を聴くように努めるとともに、その監護する青少年（第一項第一号に規定する契約を締結する者又は現に使用している特定携帯電話端末等を他の特定携帯電話端末等に変更して使用するための手続をする者に限る。）に対する当該携帯電話インターネット事業者等の説明が円滑に行われるよう当該携帯電話インターネット事業者等への協力に努めなければならない。

7 知事は、携帯電話インターネット事業者等が第二項、第三項、第四項又は第五項の規定に違反していると認めるときは、当該携帯電話インターネット事業者等に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

8 知事は、前項の規定による勧告を行うために必要な限度において、フィルタリングサービスを除いて携帯電話インターネット接続役務の提供を受けている、又は特定携帯電話端末等へのフィルタリング

有効化措置を講じていないと認められる青少年の保護者に対し、報告又は資料の提示を求めることができる。

9 知事は、第七項の規定による勧告を受けた携帯電話インターネット事業者等が当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

10 知事は、前項の規定により公表しようとするときは、当該携帯電話インターネット事業者等に意見を述べる機会を与えなければならない。

11 県は、法第十四条及び第二項の規定による携帯電話インターネット事業者等の説明等が円滑かつ適切に行われるよう普及啓発等によりその取組に協力するとともに、前条の趣旨を踏まえ、保護者及び青少年、関係事業者その他青少年の健全な育成に取り組むものに対し、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（遊技場における非行の防止）

第二十二條 テレビゲーム機、スロットマシンその他の遊技機を設置して客に遊技をさせる営業（風適法第二条第一項第四号に規定する営業を除く。）又は第二十一条の二第一項各号に掲げる営業を行う者及びこれらの営業を行う場所を管理する者は、当該場所において、青少年が喫煙、飲酒その他の非行をしないようその防止に努めなければならない。

（旅館業等を営む者の届出）

第二十三條 旅館業（旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第二条第一項に規定する旅館業をいう。）、住宅宿泊事業（住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）第二条第三項に規定する住宅宿泊事業をいう。）又は住宅宿泊管理業（同条第六項に規定する住宅宿泊管理業をいう。）を営む者は、同伴の保護者がなく、かつ、その行動に明らかに不審な点があると認められる青少年が客として宿泊した場合は、速やかに警察官に届け出るように努めなければならない。

第四章 雑則

（県民の申出）

第二十三條の二 県民は、第十条の規定による推奨、第十一条第一項、第十二条第一項、第十六条第一項若しくは第十六条の二第一項の規定による指定又は第十一条の二第三項、第十六条の二第五項、第十七条第一項若しくは第十七条の八第一項の規定による命令をすべき旨を知事に申し出ることができる。

（推奨及び指定の告示等）

第二十四條 第十条の規定による推奨及び第十一条第一項、第十二条第一項、第十六条第一項又は第十六条の二第一項の規定による指定は、埼玉県報に告示することにより行うものとする。

2 知事は、前項の推奨又は指定をしたときは、その旨を規則で指定する新聞に掲載するものとする。

（審議会への諮問）

第二十五條 知事は、次に掲げる場合は、埼玉県青少年健全育成審議会（以下この条において「審議会」という。）に諮問しなければならない。ただし、第一号、第二号、第四号又は第五号に掲げる場合において、緊急を要し、審議会を招集するいとまがないときは、その限りでない。

一 第十条の規定により推奨をしようとするとき。

二 第十一条第一項、第十二条第一項、第十六条第一項又は第十六条の二第一項の規定により指定をしようとするとき。

三 第三条第十二号ニ（1）から（3）まで、第十一条の二第二項又は第二十一条の四第一項若しくは第二項の規則を定めようとするとき。

四 第十一条の二第三項、第十六条の二第五項、第十七条第一項又は第十七条の八第一項若しくは第二項の規定により措置を命じようとするとき。

五 第二十一条の四第七項の規定により勧告をしようとするとき。

2 知事は、前項ただし書の規定により、審議会に諮問しないで推奨、指定、命令又は勧告をしたときは、審議会にその旨を通知しなければならない。

（立入調査）

第二十六條 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その指定する職員に、次に掲げる場所に立ち入り、業務の状況を調査させ、又は関係人に質問させ、若しくは資料を提出させることができる。

一 図書等又はがん具等の販売又は貸付けを営む場所

二 興行を行う場所

三 利用カード等の販売を営む場所

四 質屋、古物商又は貸金業を行う者の営業所

五 店舗型有害役務営業の営業所

六 無店舗型有害役務営業の事務所、受付所又は待機所（客の依頼を受けて派遣される第三条第十二号イからハまでに規定する役務を行う者を待機させるための施設をいう。）

七 第二十一条の二第一項各号に掲げる営業を行う場所

八 インターネットを利用することができる端末装置を公衆の利用に供する場所

九 携帯電話インターネット事業者等の営業所、事務所その他の事業場

十 テレビゲーム機、スロットマシンその他の遊技機を設置して客に遊技をさせる営業（風適法第二条第一項第四号に規定する営業を除く。）を行う場所

2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第二十七条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第五章 罰則

(罰則)

第二十八条 第十九条第一項の規定に違反した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第二十八条の二 第十七条の八第二項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十八条の三 第十七条の四第一項又は第二項(第一号又は第二号に係る部分に限る。)の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十八条の四 第十九条の二の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第二十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十一条第三項、第十二条第三項若しくは第四項、第十三条、第十四条第一項若しくは第二項、第十六条第二項、第十七条の二、第十七条の三第一項、第十七条の五(第三号に係る部分を除く。)、第十八条第一項、第二項若しくは第三項、第十八条の二、第十八条の三、第十九条第二項、第二十条、第二十一条第二項又は第二十一条の二第一項の規定に違反した者

二 第十一条の二第三項、第十六条の二第五項又は第十七条第一項の規定による命令に違反した者

三 第十九条の三の規定に違反して、次に掲げる行為を行つた者

イ 青少年に拒まれたにもかかわらず、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めること。

ロ 青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は青少年に対し、対償を供与し、若しくはその供与の申込み若しくは約束をする方法により、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めること。

第二十九条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第十七条の七の規定に違反して、従業者名簿を備えず、又はこれに必要な記載をせず、若しくは虚偽の記載をした者

二 第二十六条第一項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による資料の提出をせず、若しくは虚偽の資料を提出した者

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第十二条の二第一項又は第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十三条の二の規定による表示をせず、又は虚偽の表示をした者

三 第十六条第三項、第十七条の六又は第二十一条

の二第二項の規定に違反した者

第三十一条 第十一条第三項、第十二条第三項若しくは第四項、第十六条第二項、第十七条の二、第十七条の四第一項若しくは第二項(第一号又は第二号に係る部分に限る。)、第十七条の五(第三号に係る部分を除く。)、第十八条第一項、第二項若しくは第三項、第十八条の二、第十八条の三、第十九条第一項若しくは第二項、第十九条の二、第二十条、第二十一条第二項又は第二十一条の二第一項の規定に違反した者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として、第二十八条から第二十九条までの規定による処罰を免れることができない。ただし、当該青少年の年齢を知らないことに過失がないときは、この限りでない。

(両罰規定)

第三十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十八条から第三十条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

(罰則の適用除外)

第三十三条 この条例の罰則は、青少年に対しては、適用しない。

附則(略)

用語解説

あ	赤ちゃんの駅	乳幼児がいる子育て家庭が安心して外出できる環境づくりを推進するため、市町村や民間企業などの協力の下、設置・登録した誰でも自由におむつ替えや授乳ができるスペース。
	アントレプレナーシップ教育	起業家精神と訳され、『新事業創出や社会課題の解決に向け、新たな価値の創造に取り組む姿勢や発想、能力等』を指す。
	いじめ	児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。
	一時預かり事業	普段家庭で保育されているが、保護者の育児疲れ解消、急病や冠婚葬祭等により一時的に保育が必要になる児童や、1号認定を受けた児童が教育課程時間を修了した後保育を要する場合に、保育所、幼稚園等において預かる事業。
	一時保護所	児童福祉法に基づき児童相談所に付設する、虐待、置き去り、非行などの理由により必要な場合に児童を一時的に保護する施設。
	イツモ防災	「いつも防災のことばかり考える」のではなく、「いつもの活動が防災になっている」又は「（やりやすい方法を知ること）で」防災が取り組みやすくなっていく」ことを目指す県の取組。
	医療的ケア/ 医療的ケア児	看護師や家族等が日常的に行っている経管栄養注入やたんの吸引などの医療行為。制度の改正により、医師や看護師以外についても、一定の研修を受けた者が医師の指示の下に、たんの吸引等の医療的ケアを実施できることとなった。医療的ケア児とは、日常的に医療的ケアが必要なこども。
	インクルーシブ教育システム	障害者が精神的及び身体的な能力などを最大限度まで発達させ、自由な社会に参加することを可能とするための、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み。障害のある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されることなどが必要となる。
	インターネットリテラシー	インターネット上の情報を十分に使いこなせる能力。インターネット上の情報の正確性を読み取り、情報の取捨選択や適切な判断等ができること。
	インターンシップ	産業の現場などで生徒が在学中に自分の学習内容や進路などに関連した就業体験をすること。
	SDGs	Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略。2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っている。
	延長保育事業	保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業。
か	親の学習	家庭の教育力の向上を目指して行われる学習。中学生・高校生対象の「親になるための学習」と親対象の「親が親として育ち、力をつけるための学習」がある。
	オレンジリボン	こども虐待の現状を広く知らせ、こども虐待を防止し、虐待を受けたこどもが幸福になれるようにという気持ちを込めて、オレンジ色のリボンを広めていく市民運動。児童虐待防止推進月間である11月には、国や各地方公共団体でオレンジリボンを活用した啓発活動を実施している。
	学習指導員	一時保護所において児童の学習の指導をするため配置する職員。
	学習指導要領	文部科学省が定める、各学校で教育課程（カリキュラム）を編成する際の基準のこと。全国のどの地域で教育を受けても一定の水準の教育を受けられるよう、各教科などの目標や大まかな教育内容を定めるものであり、昭和33年以降、ほぼ10年ごとに改訂されている。

か	家族支援プログラム	虐待などを理由に児童福祉施設等に入所した児童に対し、安全な家庭環境に戻すためのプロセスや支援内容を個別に提示し、児童や家族などの関係者の間で進行状況を確認しながら家族復帰を進めていくプログラム。
	学校応援団	学校における学習活動、安全確保、環境整備等について、ボランティアとして協力・支援を行う保護者・地域住民による活動組織。
	学校におけるメンタルヘルスリテラシーの向上	心の不調が急増する思春期の児童生徒と周囲の大人が、正しい知識を獲得することを指す。具体的には、心の不調に早期に気付く力やSOSを出せる力を身に付けること、そのSOSを適切に受け止めること、SOSを出せない児童生徒へのアプローチ、組織的な対応へとつなげていくための体制整備などがある。
	学校評価	「学校教育法」第42条等を根拠とする評価制度。小学校などは、「教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない」とされており、学校の教職員による評価（自己評価）、保護者など学校関係者による評価（学校関係者評価）のほか、学校運営に関する外部の専門家などによる評価（第三者評価）がある。
	学校ファーム	小・中学校に農園を設置し、児童生徒が農業体験活動を通じて、生命や自然、環境や食物などに対する理解を深めるとともに、情操や生きる力を身に付けることを狙いとした取組。
	家庭的環境	民間住宅などを活用して本体施設の支援の下で家庭的養護を行う地域小規模児童養護施設（グループホーム）や1グループ6～8人（乳児院は4～6人）で家庭的養護を行う小規模グループケア（分園型）。
	環境科学国際センター	加須市にある試験研究、環境学習、国際貢献、情報発信の4つの機能を持つ本県の実験科学の総合的中核施設。大人から子どもまでが環境について楽しく体感的に学ぶことができる展示館（愛称：彩かんかん）を有する。
	完全失業率	総務省の労働力調査による、15歳以上人口のうち就業者と完全失業者を合わせた労働力人口に占める完全失業者の割合。 完全失業者とは、次の3つの条件を満たす者をいう。①仕事がなく調査期間中に全く仕事をしなかった（就業者でない）②仕事があればすぐに就くことができる③調査期間中に仕事を探す活動や事業を始める準備をしていた（過去の求職活動の結果を待っている場合を含む）。
	企業主導型保育事業	企業が主体となって従業員の多様な働き方に応じた保育を提供し、国が保育士の配置など一定の基準を満たすことを要件に企業に対して補助を行う制度。利用定員の半分までは地域住民に空き定員として提供することができる。
	キャリア教育	一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方の実現を促す教育。
	教育支援センター	不登校児童生徒に対する支援を行うために、教育委員会及び首長部局が、教育センター等学校以外の場所や学校の余剰教室等に設置する機関。「学校に登校する」という結果のみを目標とはしないものの、社会的自立に向けて、学校生活への復帰も視野に入れた支援を行うため、児童生徒の在籍校と連携を取りつつ、個別カウンセリングや少人数グループでの活動、教科指導等を組織的、計画的に行う組織として設置したもの。
	教科等横断的な学習	文系・理系といった枠にとらわれず、各教科等の学びを基盤としつつ、様々な情報を活用しながらそれを統合し、課題の発見・解決に生かしていくための学習。
	共生社会	障害を理由とする差別を解消し、障害のある人もない人も分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、地域の中で共に手を取り合って暮らすことのできる社会。
	協調学習	学習者一人一人の多様な考え方を生かす学びの在り方で、学習者自身が主体的に学びに参加し、話し合い、お互いの関わりの中で考えを統合して自らの理解を深める学習形態。

か	結婚・妊娠・出産・子育て 応援公式サイト	結婚から妊娠・出産、子育てまでの情報を切れ目なく一元的に提供し、県民のライフステージを応援するサイト。 https://www.saitama-support.jp/
	合計特殊出生率	15歳から49歳の女性の年齢別出生率(人口に対する出生数の割合)を合計したもので、1人の女性がその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを生むと仮定した場合の平均の子ども数に相当する。
	高等技術専門学校	職業能力開発促進法に基づき、県が設置している職業能力開発校の名称。求職者及び在職者を対象に職業訓練を実施しており、県内に6校1分校ある。
	心のバリアフリー	様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと。
	子育ての目安 「3つのめばえ」	小学校入学までに子どもたちに身に付けてほしいことを、「生活」「他者との関係」「興味・関心」の視点から、本県が独自に取りまとめたもの。
	子どもエコクラブ	幼児から高校生までなら誰でも参加できる環境活動のクラブ。子どもたちの環境保全活動や環境学習を支援することで、身近な自然を大切に思う心や、環境問題解決のために自ら考えて行動する力を育成し、地域の環境保全活動の環を広げることを目的とする。
	子ども応援ネットワーク 埼玉	貧困の連鎖の解消に向け、県が発起人とともに共同で立ち上げた、社会貢献活動などを行う個人や団体、企業のネットワーク。会員の得意分野を生かし、すべての子どもたちがチャンスと希望を持って素敵な大人になれるような社会を目指す。
	子ども食堂	地域の人々が主体となり運営し、子どもが一人でも安心して利用することができる、無料又は低額の食堂。食事を提供するだけでなく、子どもの自己肯定感を育む場所として、地域の方々の創意工夫により多様な形で展開されている。
	子どもスマイルネット	子どもに関する様々な悩みを本人や保護者等から相談できる電話相談窓口。(048-822-7007)
	子どもの居場所	子ども・若者が過ごす場所、時間、人との関係性全てが居場所になり得る。子どもの自己肯定感や自己有用感を高める場として、近年、注目されている。子ども食堂、無料塾、プレーパークなど多種多様な居場所が存在する。
	子どもの権利ノート	施設・里親等の児童に入所等に際して、自分の意見を表明したり、相談等をするにはどうすればよいかなどを平易に説明するためのノートで、料金負担不要の県庁あての手紙の様式を付けている。
	子どもの権利擁護委員会	「埼玉県子どもの権利擁護委員会条例」に基づき設置した県の附属機関。原則18歳未満の子どもの権利侵害に関し、調査や勧告などを行う。
	子どもの貧困	平均的な家庭の子どもなら、当たり前にと与えられる環境や体験が、経済的な貧しさなどによって与えられていない状態をいう。日本では、9人に1人の子どもが相対的貧困状態にあると言われている。
	子どもまんなか応援 サポーター	子ども家庭庁が掲げる、子どもたちのために何がもっともよいことを常に考え、子どもたちが健やかで幸せに成長できる社会を実現するという「子どもまんなか宣言」の趣旨に賛同し、自らもアクションに取り組む個人、団体・企業、自治体等のこと。
	子ども・若者支援地域 協議会	子ども・若者育成支援推進法第19条第1項の規定により、地方公共団体が設置する協議会。

か	コミュニティ・スクール	学校運営協議会を設置している学校。学校運営協議会は、育てたい子ども像、目指すべき教育のビジョンを保護者や地域と共有し、目標の実現に向けて共に協働していく仕組み。
	コロナ禍	新型コロナウイルス感染症が招いた災難や危機的状況。
さ	埼玉県虐待禁止条例	児童、高齢者及び障害者虐待の防止に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、児童等の権利利益を養護するために制定された条例。平成29年7月11日公布、平成30年4月1日施行。児童、高齢者及び障害者に対する虐待の禁止並びに虐待の予防、早期発見、その他の虐待の防止等に関して基本理念、県及び養護者の責務や関係団体及び県民の役割、施策の基本事項を定めている。
	さいたまけん★こどものこえ	こどもの意見を県の施策に反映するため、メンバーになった小学生・中学生・高校生等からインターネットを使ったWebアンケートにより意見を聴取する取組。
	埼玉県子ども・若者基本条例	子育て・子育てに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために制定された条例。令和6年10月18日公布・施行。全ての子ども・若者が有する権利が保障され、全ての子ども・若者の意見が尊重されるとともにその最善の利益が優先して考慮される社会が構築され、保護者・養育者その他子ども・若者を養育しようと思う者が子育て・子育てに希望や喜びを感じるとともに、幸せに過ごすことができる環境が整備されることを基本理念とし、県だけでなく市町村、学校・保育施設等、事業者、民間支援団体及び県民がそれぞれの役割を認識し、子育て・子育ての推進に主体的に取り組むとともに、相互に連携協力して社会全体で子育て・子育てを支えていくこととしている。
	埼玉県女性キャリアセンター	働くことを希望しながら、子育てとの両立や職業上のブランクなどに課題を抱えている女性の就業を総合的に支援する。個別相談（キャリアカウンセリング）、就職支援セミナー等を実施。
	埼玉県母子・父子福祉センター	母子及び父子並びに寡婦福祉法第38条に規定される母子・父子福祉施設であり、母子家庭等に対して各種の相談に応ずるとともに、生活指導や就業の指導を行うなど、母子家庭等の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図ることを目的とする施設。
	埼玉県若者支援協議会	子ども・若者育成支援推進法第19条第1項の規定により、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者に対する支援を効果的かつ円滑に実施することを目的として設置した協議会。
	SAITAMA 出合いサポートセンター	埼玉県・市町村・企業等が連携して運営している県の公的な結婚支援センター（通称「恋たま」）。
	埼玉版スーパー・シティプロジェクト	市町村のコンパクト（必要な機能が集積しゆとりある魅力的な拠点を構築）、スマート（新たな技術の活用などによる先進的な共助を実現）、レジリエント（誰もが暮らし続けられる持続可能な地域を形成）の3つの要素を兼ね備えた持続可能なまちづくりを県が支援するもの。
	彩の国の道徳	児童生徒の豊かな心を育むために、平成21年度（2009年度）に県独自の道徳教育教材資料集として作成したもの。全5種類で小学校版3種（低・中・高学年）、中学校版、高等学校版がある。平成24年（2012年）3月には東日本大震災を題材とした新たな道徳教育指導資料集「彩の国の道徳『心の絆』」を作成した。令和4年（2022年）3月には情報モラルをはじめ、子どもたちが直面する現代的な課題や社会的な問題が題材の教材集「彩の国の道徳『未来に生きる』」を作成した。
	里親	都道府県知事の登録を受け、保護者の病気や離婚、児童虐待など様々な事情によって、家庭で養育できない子ども達を、自らの家庭で養育する方。
	里親委託強化推進員	児童相談所に配置する専任の職員で、里親委託をしようとする児童の家庭に対して、家庭的環境の必要性などを説明し里親委託の同意を得る業務を行う者。
	里親等委託調整員	児童相談所に配置する専任の職員で、他の職員や施設と連携し、里親の訪問、交流支援事業の実施、新規里親の開拓等の業務を行う者。

さ	支援籍	障害のある児童生徒が在籍する学校又は学級以外で、必要な学習活動を行うために置く本県独自の学籍。例えば、特別支援学校に在籍する児童生徒が居住地の小・中学校に「支援籍」を置くことにより、同じ学校のクラスメイトとして一定程度の学習活動を行うことができる。
	児童家庭支援センター	地域のこどもの福祉に関する様々な問題について、家庭からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ技術的助言や援助を行い、併せて、児童相談所長、児童福祉施設等との連絡調整等を総合的に行うことを目的とする施設。
	児童館	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにする遊戯室・図書室等を備えた屋内型施設。
	児童虐待	保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童（18歳に満たない者）を現に監護する者をいう。）がその監護する児童に対し、殴るなどの身体的虐待、性的虐待、衣食住の世話を行わないなどのネグレクト（養育放棄）及び心理的虐待を行うこと。
	児童相談所	児童の福祉に関する相談、調査、判定、指導等を行うため、児童福祉法に基づき都道府県・指定都市が設置する行政機関。
	児童福祉司	児童相談所に配置される職員であり、こどもの福祉に関する事項について相談に応じ、専門的技術に基づいて助言指導などを行う。
	児童養護施設	保護者のない児童、虐待されている児童など環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護するとともに、退所した者に対する相談など、自立のための援助を目的とする施設。
	姉妹友好州省	メキシコ州（メキシコ）、山西省（中国）、クイーンズランド州（オーストラリア）、オハイオ州（アメリカ）、ブランデンブルグ州（ドイツ）と姉妹友好提携し、経済、環境、医療、教育など幅広い分野で交流を行っている。
	若年無業者（ニート）	15～34歳の非労働力人口（就業者と完全失業者以外の者）のうち、家事も通学もしていない者。
	周産期	妊娠満22週から出生後満7日未満までをいう。
	周産期母子医療センター	産科及び小児科（新生児診療を担当するもの）等を備え、周産期に係る高度な医療行為を行うことができる医療施設。
	主権者教育	政治の仕組みについて必要な知識の習得のみならず、主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一員として主体的に担う力を育む教育。
	ジュニア・アスポート教室	貧困の連鎖の解消を目指し、生活困窮世帯及び生活保護世帯の小学生に対して、学習支援や生活支援などを行う。
	障害児通所支援事業（児童発達支援、放課後等デイサービス）	放課後等デイサービス等の通所事業所が、在宅の障害児に対し個別、集団療育等を行い、一人一人の状況に応じた発達支援を行う。
	障害者就業・生活支援センター	就職や職場への定着が困難な障害のある人を対象に、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関との連携の拠点として連絡調整等を積極的に行いながら、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を一体的に行う機関で、県内には10か所設置されている。「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づいて知事が指定した社会福祉法人やNPO法人が運営している。
	小規模保育事業	0～2歳児を対象とした定員6～19人の比較的小さな施設で、規模の特性を生かしたきめ細かな保育を実施する事業。 児童福祉法の改正により、令和8年4月1日から、3～5歳児のこどものみを対象とする小規模保育事業が創設される予定である。

さ	小児慢性特定疾病	内分泌疾患や慢性心疾患など、生命を脅かし慢性に経過する疾病のうち、厚生労働省が告示で定める疾患（令和7年4月現在801疾患）を指す。
	情報活用能力	学習活動において必要に応じてコンピュータ等の情報手段を適切に用いて情報を得たり、情報を整理・比較したり、得られた情報を分かりやすく発信・伝達したり、必要に応じて保存・共有したりといったことができる力。このような学習活動を遂行する上で必要となる情報手段の基本的な操作の習得や、プログラミング的思考、情報モラル、情報セキュリティ、統計等に関する資質・能力等も含む。
	食育	食育は、生きる上での基本であって、知育・徳育・体育の基礎となるものであり、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実現することができる人間を育てること。
	職業教育	一定又は特定の職業に従事するために必要な知識、技能や態度を育てる教育。
	自立援助ホーム	義務教育を終了した20歳未満の児童等であって、児童養護施設等を退所した者もしくは知事が必要と認めた者又は児童養護施設等を退所した20歳以上の者であって、知事が必要と認めた者に対し、共同生活をする住居において相談その他の日常生活上の援助、生活指導、就業の支援等を行う事業。
	自立相談支援機関	生活困窮者からの相談に応じ必要な情報の提供や助言、関係機関との連絡調整等を行い、認定就労訓練事業の利用のあっせん、プランの作成等の支援を包括的に行う自立相談支援事業を実施する機関。
	新生児に対する マスキニング検査	生後4～6日目の赤ちゃんを対象とした先天性代謝異常等の病気をみつけるための検査。
	スクールカウンセラー	いじめや不登校等の生徒指導上の諸課題に対応するため、教職員や保護者への指導・助言を行うとともに、児童生徒の心の相談にあたる心理に関する専門的な知識や経験を有する者。
	スクール・サポーター	中学校等からの要請に基づき教職員などと一緒に挨拶や服装の指導、学校内外の巡回、非行防止教室等の活動を行う会計年度任用職員。2人1組で活動。
	スクール ソーシャルワーカー	教育に関する知識に加え、社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて、児童生徒が置かれた環境に働きかけ、関係機関等とのネットワークを活用して、課題を抱える児童生徒等に対して支援をする者。
	青少年育成埼玉県民会議	青少年の健全育成を図るため、青少年育成市町村民会議、青少年団体、青少年育成関係者などにより組織された民間団体。
	青少年育成推進団体	青少年育成埼玉県民会議からの委嘱により、声かけ・あいさつ運動などを行っている地域の青少年育成ボランティア。
	性的マイノリティ	同性愛者・両性愛者・出生時に割り当てられた性別と自認する性別が一致しない人などのこと。性的少数者、セクシュアルマイノリティともいう。
	性の多様性	性的指向及び性自認の多様性。

潜在保育士

保育士資格を持ちながら保育士として就業していない者。

総合型地域
スポーツクラブ

学校体育施設や公共体育施設などを拠点とし、多種目・多世代・多志向で構成し、地域住民が主体となって運営する形態のスポーツクラブ。

た	第三者による検証委員会	児童虐待防止法に基づき、重大な児童虐待事例の分析、虐待の予防及び早期発見のための方策、児童のケア、保護者の指導・支援、関係機関の役割等、検証を行うため、国・地方公共団体に設置する第三者による検討委員会。
	多様な働き方	労働者のニーズに応じて、時間・場所・雇用形態・兼業等が多様である働き方。具体的には、フレックスタイム制やテレワークにより、働く時間や場所の自由度が高まることで育児や介護との両立がしやすくなったり、副業が可能となることで所得の増加、キャリア形成のための資格取得やスキル向上が見込める。
	多様な学びの場	通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった様々な学びの場。
	短期入所生活援助（ショートステイ）事業	保護者の病気、疲労もしくは身体、精神、環境上の理由により家庭での児童の養育が一時的に困難となった場合に、市町村長が児童養護施設などで養育・保護する事業。
	探究活動	自分で課題を見付け、目的に応じて情報を収集し、その整理・分析を行い、まとめ・表現したり、コミュニケーションを図ったり、振り返ったりすること。
	地域学校協働活動	地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動。
	地域子育て支援拠点	子育て中の孤立感、負担感を緩和するため、子育て親子の交流促進、育児不安に対する相談指導及び情報提供等、子育てに関する様々な援助活動を行う拠点。
	地域療育センター	発達障害の特性が気になるこどもに対し、作業療法士等の専門職が個別療育を提供する施設。平成27年度以降、県内9つの障害保健福祉圏域ごとに順次設置。就学前から小学校3年生までのこどもを対象。
	中一ギャップ	こどもたちが小学校から中学校への進学に際し、新しい環境での学習や生活に不適應を起こす状況。
	中核発達支援センター	医療型障害児入所施設に医師や看護師などの専門職を配置し、発達障害の診療・療育を一貫して行う診療・療育の拠点施設。平成23年度以降、県内に3か所設置。
	テレワーク	Tele（離れて）と Work（仕事）を組み合わせた造語。情報通信技術を活用した時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方。
	特別支援学校のセンター的機能	特別支援学校が、その専門性を生かし、地域の小・中学校などに在籍する障害のある児童生徒などへの指導に対する支援を行うなど、その地域における特別支援教育の中核的な役割を担う働き。
	特別支援教育推進専門員	特別支援学級や通級指導教室の担当教員の育成や指導力向上を図るため、小・中学校等へ巡回支援に行く者。
	DV（ドメスティック・バイオレンス）	DVと略されて使用される。直訳すると「家庭内の暴力」となる。「配偶者や恋人等親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使われることが多いが、家庭内の女兒に対する性的虐待を含めたり、親やその他の親族がこどもに対して振るう暴力などを含めたりして使用される場合もある。 なお、暴力は身体的な暴力のみならず、精神的暴力・性的暴力・経済的暴力・こどもを利用した暴力も含まれる。
	共育て導きの書	「共育て」推進のため、子育て当事者・経験者による官民連携のプロジェクトチームとともに県が作成した家事・育児のヒント集。パートナーとの協力の秘訣のほか、初めての家事・育児に役立つ様々なコンテンツを掲載している。

な	乳児院	乳児（保健上安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には幼児を含む。）を入院させて、養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。
	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を保健師等が訪問し、育児に必要な情報提供や養育環境等の把握を行う。
	乳幼児健康診査	母子保健法の規定により市町村が乳幼児に対し実施する健康診査。①満1歳6か月を超え満2歳に達しない幼児、②満3歳を超え満4歳に達しない幼児などに対し実施する。
	認定こども園	①幼児教育②保育③地域子育て支援を一体的に提供する施設。幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持つため、親が働いている、いないにかかわらず利用できる。
	ネットアドバイザー	子どもたちがデジタル社会で安全に情報やICTを活用できるよう、保護者等を対象に啓発する「こども安全見守り講座」のために県で養成した講師。
は	バーチャルユースセンター	メタバース空間上に県が設置する体験・交流・相談等の機能を備えたこども・若者の居場所。
	配偶者暴力相談支援センター	配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律により、都道府県に設置が義務（市町村は努力義務）付けられているDV被害者救済のための拠点施設。センターでは次の業務を行う。 ①相談 ②医学的・心理学的な指導 ③一時保護 ④自立支援のための情報提供・援助 ⑤保護命令制度に関する情報提供・援助 ⑥被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報の提供・援助
	働き方改革	働く人々が、個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を、自分で選択できるようにするための改革。
	発達障害	自閉症、アスペルガー症候群、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、その他これに類する脳機能の障害であってその障害が通常低年齢において発現するもの。
	発達障害総合支援センター	発達障害者支援法に基づき、発達障害児（者）への支援を総合的に行うことを目的とした専門的機関。発達障害児・者が乳幼児から学齢期、成人期まで生涯を通じて適切な支援を受けられるよう、平成29年1月に埼玉県立小児医療センターのさいたま新都心への移転にあわせ開設。発達障害に早期に気づき、支援できる人材の育成、診療・療育体制の強化、親への支援、就労の支援に取り組む、県の発達障害支援の拠点。
	パパ・ママ応援ショップ	18歳に達して次の3月31日を迎えるまでのこどもや妊娠中の方がいる家庭に配布している「パパ・ママ応援ショップ優待カード」を協賛店で提示すると割引などのサービスが受けられる県の子育て家庭への優待制度。
	ひきこもり	自宅又は自室に長期間閉じこもり、他人又は社会とのかかわりを回避している状態。
	病児保育事業	病気や病気回復期にあり、集団保育が困難で、保護者の勤務等の都合により家庭で保育できない児童を医療機関や保育所等に付設された専用スペースで一時的に保育するほか、保育中に体調不良になった児童への緊急対応等を行う事業。
	ファミリー・サポート・センター	市町村が設置する組織で、育児等の援助を受けたい会員と手助けをしたい会員で構成される。保育所への送迎や学童保育終了後に一時的にこどもを預かるなど、会員同士による相互援助活動のあっせんを行う。

は	ファミリーホーム	養育者（児童の養育に相当の知識と経験を有する一定の要件を満たした里親もしくは児童福祉施設等の養育従事経験者）の住居において、家庭的な養育環境のもとで、最大6人の児童を養育し、児童の自立を支援する事業。
	不育症	妊娠はするけれども、流産、死産や新生児死亡などを繰り返して結果的に子どもを持ってない状態。
	フィルタリング	インターネット上のウェブページなどを一定の基準で評価判別し、有害なサイトなどを選択的に排除する機能。
	フードパントリー	食品支援が必要な時に、無料で食品が受取れる場所。ひとり親家庭などに栄養バランスの取れた食品を提供することで、こどもの育ちを支援する。提供する食材は、企業や農家からの支援を受けたり、一般家庭から広く食材を募って集める。 ひとり親家庭や生活困窮など、さまざまな理由で日々の食品や日用品の入手が困難な家庭に対して、企業・団体などから食品等の提供を受け、身近な地域で無料で配付する活動。配付の際に、こどもや保護者から困りごとを聞き取り、必要に応じて行政や関係機関などにつなげる役割も果たしている。
	不登校	該当年度間に30日以上登校しなかった者のうち、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者。（ただし「病気」や「経済的理由」による者を除く。）
	不妊	妊娠を望む健康な男女が、避妊をしないで性交していたにもかかわらず、1年間妊娠しない状態。
	プレーパーク	「冒険遊び場」とも呼ばれる。ブランコなどの遊具で遊ぶだけでなく、こどもが自由に遊べる場。ロープやのこぎりを使ったり、焚火で料理をしたり、こどもが自分の力で遊びを作り上げる。通常、安全管理と指導を行うプレーリーダーが見守る。
	プレコンセプションケア	望む人が妊娠・出産を実現できるようにするために、思春期から妊娠・出産に関する正しい知識を持ち、自分のライフプランにあった健康管理を意識すること。
	保育士・保育園支援センター	保育士資格を持ちながら保育士として就業していない者の就職支援等を行う施設。
	保育所の第三者評価	保育サービスの質向上を図り、安心して子どもを預けることができる環境整備を図ることを目的として、当事者（事業者及び利用者）以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価するもの。
	保育所保育指針	こども家庭庁が示す、保育所における保育の内容に関する事項及びこれに関連する運営に関する事項を定めた指針。
	放課後子供教室	全てのこどもを対象として、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用し、地域住民の参画を得て、勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を行うもの。

放課後児童クラブ

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。

放課後児童支援員

国基準において放課後児童クラブへの配置が求められる職員のうち、都道府県等が実施する認定資格研修を修了した者。

母子生活支援施設

母子（配偶者のない女子やDV被害等の事情がある女子と、そのこども）を入所させ、保護と共に自立支援を行い、退所者の相談援助を行う施設。

ま	マタニティマーク	妊産婦が交通機関等を利用する際に身につけ、周囲が妊産婦への配慮を示しやすくするもの。また、交通機関や飲食店、公共機関等がポスター等として掲示し、妊婦に優しい環境づくりを推進するもの。
	学びの多様化学校 (いわゆる不登校特例校)	不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する学校として、文部科学大臣の指定を受けた学校のこと。従来は「不登校特例校」の名称を使用していたが、令和5年8月より「学びの多様化学校」の名称を使用することとなった。
	見沼田圃公有地	首都近郊に残された大規模な緑地空間である見沼田圃の保全を図ることを目的として、県が所有又は管理を行い、体験農園等として活用している農地。
	民生委員・児童委員	こどもや保護者等の福祉に関し、相談・援助、行政機関の行う業務に対する協力、こどもの健全育成のための地域活動等を行う。
や	夜間養護等 (トワイライトステイ)事業	保護者が仕事などの理由により平日の夜間・休日に不在となり家庭での児童の養育が困難となった場合や緊急の必要がある場合に、市町村長が児童養護施設などで養育・保護する事業。
	ヤングケアラー	高齢、身体上又は精神上の障害又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する者のうち、18歳未満の者。
	養育支援訪問事業	養育支援が必要な家庭を保健師等が訪問し、養育に関する専門的相談支援を行う。
	幼稚園教育要領	文部科学省が示す、幼稚園における教育課程その他の保育内容についての基準。
	要保護児童対策地域協議会	保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童に対する適切な保護及び、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童や出産後の養育について出産前から支援することが必要と認められる妊婦に対する適切な支援を図るために、必要な情報交換を行うとともに、児童に対する支援内容を協議するために、市町村が中心となって組織する関係機関の協議会。
	幼保連携型認定こども園 教育・保育要領	内閣府・文部科学省・厚生労働省が示す、幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容についての基準。
ら	リーマンショック	平成20年(2008年)9月に起きたアメリカの投資銀行リーマン・ブラザーズの経営破綻とその後の株価暴落などを指す。リーマン・ブラザーズの破綻後、世界各国の大手金融機関が連鎖的に経営危機に陥るなど、世界的な金融不安が深刻化した。
わ	わがまち防犯隊	自主防犯活動団体の本県における愛称。平成18年度に公募により決定。
	若者自立支援センター 埼玉	平成18年6月、川口駅西口(川口若者ゆめワーク内)にオープン。関係支援機関等と連携し、49歳以下の無業者や、その保護者を対象に、キャリアカウンセラーや公認心理師・臨床心理士による相談業務、グループワークやしごと体験などの就業移行支援事業等を実施し、就業活動を総合的に支援。

埼玉県 福祉部 こども政策課

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

TEL 048-830-3320 FAX 048-830-4784

Email a3320-46@pref.saitama.lg.jp